二〇 ダビデまた全會衆にむかひて汝ら今なんぢらの神ヱホバを頌へよと言ければ全會衆その先祖等の神ヱホバ
二一 を頌へ俯てヱホバと王とを拜せり　二二 而して其翌日に至りてイスラエルの一切の人のためにヱホバに犧牲を獻げ
二三 ヱホバに燔祭を獻げたり其牡牛一千牡羊一千羔羊一千またその灌祭と祭物夥多しかりき　二三 その日彼ら大に喜び
てヱホバの前に食ひかつ飲み

さらに改めてダビデの子ソロモンを王となしヱホバの前にてこれに膏をそゝぎて主君となし又ザドクを
二三 祭司となせり　二三 かくてソロモンはヱホバの位に坐しその父ダビデに代りて王となりその繁榮を極むイスラエル
二四 みな之に從がふ　二四 また一切の牧伯等勇士等およびダビデ王の諸の子等みなソロモン王に服事す　二五 ヱホバ、イ
二五 スラエルの目の前にてソロモンを甚だ大ならしめ彼より前のイスラエルの王の未だ得たること有ざる王威を之に
二六 賜へり
二六 夫ヱツサイの子ダビデはイスラエルの全地を治めたり　二七 そのイスラエルを治めし間は四十年なり即ち
二七 ヘブロンにて七年世を治めエルサレムにて三十三年世を治めたりき　二八 遐齢にいたり年も富も尊貴も滿足て死り
二八 其子ソロモンこれに代りて王となる　二九 ダビデ王が始より終まで爲たる事等は先見者サムエルの書預言者ナタン
二九 の書および先見者ガドの書に記さる　三〇 其中にはまた彼の政治とその能力および彼とイスラエルと國々の諸の
三〇 民に臨みしところの事等を載す

イ王上一・三五、三九　ロ傳八・二　ハ王上三・一三　代下一・一二　傳二・九　ホ傳後五・五　ヘ傳後五・四　王上二・一一　ト創二五・八　代上二三・一　チ俱二・二

歷代志略上　をはり

歷代志略下

第一章

一 ダビデの子ソロモン堅くその國にたてりその神ヱホバこれとともに在して之を甚だ大ならしめ
二 たまひき　二 茲にソロモン、イスラエルの一切の人々すなはち千人の長百人の長裁判人ならびに
三 イスラエルの全地の諸の牧伯等宗家の長などに告る所あり　三 而してソロモンおよび全會衆ともにギベオンなる
四 崇邱に往りヱホバの僕モーセが荒野にて作りたる神の集會の幕屋かしこにあればなり　四 されど神の契約の匱
五 はダビデすでにキリアテヤリムよりこれが爲に備へたる處に携へ上れりダビデ曩にエルサレムにて之が爲に幕屋
六 を張まうけたりき　五 またホルの子ウリの子なるベザレルが作りたる銅の壇彼處においてヱホバの幕屋の前に
七 ありソロモンおよび會衆これに就きて求む　六 即ちソロモン彼處に上りゆき集會の幕屋の中にあるヱホバの前
八 なる銅の壇に就き燔祭一千を其上に獻げたり

七 その夜神ソロモンに顯れてこれに言たまひけるは我なんぢに何を與ふべきか求めよ　八 ソロモン神に申し
九 けるは汝は我父ダビデに大なる恩惠をほどこし又我をして彼に代りて王とならしめたまへり　九 今ヱホバ神よ
願くは我父ダビデに宣ひし事を堅うしたまへ其は汝地の塵のごとき衆多の民の上に我を王となしたまへばなり
一〇 我が此民の前に出入することを得んために今我に智慧と智識とを與へたまへ斯のごとき大なる汝の民を誰か
一一 鞫きえんや　一一 神ソロモンに言たまひけるは此事なんぢの心にあり汝は富有をも財寶をも尊貴をも汝を惡む者の
一二 生命をも求めずまた壽長からんことをも求めず惟智慧と智識とを己のためにもとめて我が汝を王となしたる我民
を鞫かんとすれば　一二 智慧と智識は已に汝に授かれり我また汝の前の王等の未だ得たること有ざる程の富有と

イ王上二・四六　ロ創三九・二　ハ代上二九・二五　ニ代上二七・一　ホ王上三・四　代上一　ヘ傳後六・二、一七　代上一五・一　ト出三一・二　チ出二七・一、二、三八　リ王上三・四　ヌ王上三・五、六　ル代上二八・五　ヲ王上三・七、八　ワ民二七・一七　カ王上三・九　ヨ王上三・一一—一三　タ代上二九・二五　代　申三　下九・二二　傳二・九

一三 財寶と尊貴とを汝に與へん汝の後の者もまた是のごときを得ざるべし　一三 斯てソロモンはギベオンの崇邱を去り集會の幕屋の前を去りてエルサレムに歸りイスラエルを治めたり

一四 ソロモン戰車と騎兵とを集めしに戰車一千四百輛騎兵一萬二千人ありきソロモンこれを戰車の邑邑に置き又エルサレムにて王の所に置り　一五 王銀と金とを石のごとくエルサレムに多からしめまた香柏を平野の桑樹のごとく多からしめたり　一六 ソロモンの有る馬は皆エジプトよりひきたれり王の商賈一群一群となして之を取いだし群ごとに價金をはらへり　一七 エジプトより取いだして携へ上る戰車一輛は銀六百馬一匹は百五十なりき是のごとくヘテ人の諸の王等およびスリアの王等のためにもその手をもて取いだせり

第二章

一 茲にソロモン、エホバの名のために一の家を建てまた己の國のために一の家を建んとし　二 ソロモンすなはち荷を負べき者七萬人山において木や石を斫べき者八萬人是等を監督すべき者三千六百人を數へ出せり　三 ソロモンまづツロの王ヒラムに人を遣して言しめけるは汝はわが父ダビデにその住むべき家を建る香柏をおくれり請ふ彼になせしごとく亦我にもせよ　四 今我わが神エホバの名のために一の家を建て之を聖別て彼に奉つり彼の前に馨しき香を焚き常に供前のパンを供へ燔祭を朝夕に獻げまた安息日月朔ならびに我らの神エホバの節期などに獻げんとす是はイスラエルの永く行ふべき事なればなり　五 我建る家は大なり其は我らの神は諸の神よりも大なればなり　六 然ながら天も諸天の天も彼を容ること能はざれば誰か彼のために家を建ることを得んや我は何人ぞや爭か彼のために家を建ることを得ん唯彼の前に香を焚くためのみ　七 然ば請ふ今金銀銅鐵の細工および紫赤青の製造に精しく雕刻の術に巧なる工人一箇を我に遣り我父ダビデが備へおきたるユダ

イ 王上四・二六、一〇・二六、代下九・二五　ロ 王上一〇・二七　代下九・二七　伯二二　ハ 王上一〇・二八、二・二四　ニ 王上五・五　ホ 王上五・一五　代下九・二八　ヘ 代上一四・一　ト 代下二・一　チ 出三〇・七　リ 出二五・三〇　二四・八　利　ヌ 民二八・三、九・一一　ル 詩一三五・五　ヲ 王上八・二七　代下　ワ 代上二二・一五

八 とエルサレムのわが工人とともに操作しめよ　八 請ふ汝また香柏松木および白檀をレバノンより我におくれ我なんぢの僕等がレバノンにて木を斫ることを善するを知るなり我僕また汝の僕と共に操作べし　九 是のごとくして我ために材木を多く備へしめよ其は我が建んとする家は高大を極むる者なるべければなり　一〇 我は木を斫る汝の僕に搗麥二萬石大麥二萬石酒二萬バテ油二萬バテを與ふべしと

一一 是においてツロの王ヒラム書をソロモンにおくりて之に答へて云ふエホバその民を愛するが故に汝をもて之が王となせりと　一二 ヒラムまた言けるは天地の造主なるイスラエルの神エホバは讃べきかな彼はダビデ王に賢き子を與へて之に分別と才智とを賦け之をしてエホバのために家を建てまた己の國のために家を建ることを得せしむ　一三 今我わが達人ヒラムといふ才智ある工人一人を汝におくる　一四 彼はダンの子孫たる婦の產る者にて其父はツロの人なるが金銀銅鐵木石の細工および紫布青布細布赤布の織法に精しく又能く各種の雕刻を爲し奇巧を凝して諸〳〵の工をなすなり然ば彼を用ひてなんぢの工人および汝の父わが主ダビデの工人とともに操作しめよ　一五 是については我主の宣まへる小麥大麥油および酒をその僕等に遣りたまへ　一六 汝の凡て需むるごとく我らレバノンより木を斫いだしこれを筏にくみて海よりヨッパにおくるべければ汝これをエルサレムに運びのぼりたまへと

一七 こゝにおいてソロモンその父ダビデが核數しごとくイスラエルの國にをる異邦人をことごとく核數みるに合せて十五萬三千六百人ありければ　一八 その七萬人をもて荷を負ふ者となし八萬人をもて山にて木や石を斫る者となし三千六百人をもて民を操作かしむる監督者となせり

カ 王上五・六　ヨ 王上五・一一　タ 王上一〇・九　代下　レ 創一・二・九・八　詩三三・六、一〇二　ソ 王上五・七　一五 歌一〇・六　ツ 王上七・一三、一四　ネ 代下二・一〇　ナ 王上五・八、九　ラ 王上五・一三、一五、一六、九・二〇、二ム 代上二二・二一・七、八　ウ 代下二・二、八

第三章

一 ソロモン、エルサレムのモリア山にエホバの家を建ることを始む彼處はその父ダビデにエホバの顯はれたまひし所にて即ちエブス人オルナンの打場の中にダビデが備へし處なり　二 之を建ることを始めたるはその治世の四年の二月二日なり　三 神の家を建るためにソロモンの置たる基は是のごとし長六十キユビト濶二十キユビト皆古の尺に循がふ　四 家の前の廊は家の濶にしたがひてその長二十キユビトまたその高は百二十キユビトその内は純金をもて蔽ふ　五 またその大殿は松の木をもて張つめ美金をもて之を蔽ひその上に棕櫚と鏈索の形を施こし　六 また寶石をもてその家を美しく飾るその金はパルワイムの金なり　七 彼また金をもてその家その樑その閾その壁およびその戸を蔽ひ壁の上にケルビムを刻つく　八 また至聖所の家を造りしがその長は家の濶にしたがひて二十キユビトその濶も二十キユビト、美金をもてこれを蔽ふその金六百タラント　九 その釘の金は重五十シケルまた上の室も金にて覆ふ　一〇 また至聖所の家の内に刻鐫めたる二のケルビムを造り金をこれに覆ふ　一一 そのケルビムの翼は長二十キユビト此ケルビムの一の翼は五キユビトにして家の壁に達しその他の翼も五キユビトにして彼のケルビムの翼に達す　一二 また彼ケルビムの一の翼は五キユビトにして家の壁に達しその他の翼も五キユビトにして此ケルビムの翼と相接はる　一三 是等のケルビムの翼はその舒ひろがること二十キユビト共にその足にて立ちその面を家に向く　一四 彼また青紫赤の布および細布をもて障蔽の幕を作りケルビムをその上に繡ふ　一五 また家の前に柱二本を作るその高は三十五キユビトその頂の頭は五キユビト　一六 また環飾を造り鏈索を之に繞らしてこれを柱の頂に施こし石榴一百をつくりてその鏈索の上に施こす　一七 この柱を拜殿の前に竪て一本

イ 創二二・二、一四　ロ 王上六・一　ハ 代上二一・一八、二　ニ・一 ニ 王上六・二　ホ 王上六・三　ヘ 王上六・一七　ト 王上六・二三　チ 出二六・三一、二七　リ・五一 來九・三　ヌ 王上七・二〇　ル 王上七・二一　ヲ 出二七・一、二下　ワ 王上七・二三　カ 王上七・二四—二六　ヨ 王上七・二六　タ 王上七・三八　レ 王上七・四九　ソ 出二五・三一、四〇　ツ 王上七・四八　ネ 王上六・三六　ナ 王上七・三九　ラ 王上七・四〇　ム 王上七・四一　ウ 王上七・二〇　ヰ 王上七・二番、四三　ノ 王上七・一四、四五

一六・一四 結四三　一三・一六

一 ソロモンまた銅の壇を作れりその長二十キユビト濶二十キユビトその高十キユビト　二 また海を鑄造れり此邊より彼邊まで十キユビトにしてその周圍は圓くその高は五キユビトその周圍には三十キユビトの繩をめぐらすべし　三 その下には牛の像ありてその周圍を繞る即ち一キユビトに十宛ありて海の周圍を繞れり此牛は二行にして海を鑄る時に鑄付たるなり　四 その海は十二の牛の上に立りその三は北にむかひ三は西にむかひ三は南にむかひ三は東にむかふ海はその上にありて牛の後はみな内にむかふ　五 その厚は手寬その邊は百合花形にして杯の邊の如くに作れり是は三千バテを受容る　六 彼また洗盤十箇を作りて五箇を右に五箇を左に置たり是はものを洗ふ所にして燔祭の品をその中にて灌ぐ海は祭司が其身を洗ふ處なり　七 また金の燈臺十をその例規に從ひて作り拜殿の中に五を右に五を左に置き　八 また案十を作りて拜殿の中に五を右に五を左に据ゆ又金の鉢一百を作れり　九 彼また祭司の庭と大庭および庭の戸を作り銅をもてその扉を覆ふ　一〇 海は東のかた右の方に置て南に向はしむ　一一 ヒラムまた鍋と火鏟と鉢とを作れり　一二 斯ヒラムはソロモン王のためになせる神の家の諸の工事を終たり　一三 即ち二の柱と毬とその二の柱の頂の頭およびその柱の頂なる頭の二の毬を包む二の網工　一四 ならびに其ふたつの網工の上にほどこす石榴四百この石榴は各々の網工の上に二行づつありて柱の頂なる頭の二の毬を包む　一五 また臺を作り臺の上の洗盤を作れり　一六 また一の海とその下なる十二の牛　一六 および鍋火鏟肉叉など　エホバの家の諸の器具を達人ヒラム、ソロ

一七 モン王の爲に作りたり是みな磨銅なり　一七 王ヨルダンの窪地に於てスコテとゼレダタの間の黏土の地にて是等
一八 を鑄させたり　一八 是のごとくソロモン是らの諸の器皿を甚だ多く造りたればその銅の重は測られざりき
一九 二〇 一九 ソロモン神の家の一切の器皿を造れり即ち金の壇　供前のパンを載る案　二〇 また定規のごとく神殿の
二一 前にて火をともすべき純金の燈臺　二一 その花その燈盞　その燈鉗　是等は金の純精なる者
二二 なり　二二 また剪刀鉢匙火盤是等も純金なり又家の内の戸すなはち至聖所の戸および拜殿の戸の肘鈕是も
金なり

第五章

一 斯ソロモンがヱホバの家のために爲る一切の工事をはれり是においてソロモンその父ダビデが
二 奉納たる物なる金銀および諸の器皿を携へいりて神の家の府庫の中に置り
二 茲にソロモン、ヱホバの契約の匱をダビデの邑シオンより昇のぼらんとてイスラエルの長老者と諸の支派
三 の長等イスラエルの子孫の宗家の長をエルサレムに召集めければ　三 イスラエルの人みな七月の節筵に當りて王
四 五 の所に集まり　四 イスラエルの長老等みな至りレビ人契約の匱を執あげ　五 その契約の匱と集會の幕屋と幕屋に
六 ありし諸の聖器を昇のぼれり即ち祭司レビ人これを昇のぼりぬ　六 時にソロモン王および彼の許に集まれる
七 イスラエルの會衆契約の匱の前にありて羊と牛を獻げたりしがその數多くして書すことも數ふることも能はざり
八 九 き　七 かくて祭司等ヱホバの契約の匱をその處に昇いれたり即ち室の神殿なる至聖所の中のケルビムの翼の下に
一〇 昇いりぬ　八 ケルビムは翼を契約の匱の所の上に舒べケルビム上より契約の匱とその杠を掩ふ　九 杠長かりけれ
ば杠の末は神殿の前の契約の匱より見えたり然れども外には見えざりき其は今日まで彼處にあり　一〇 契約の匱の

イ 王上七・四六　ロ 王上七・四七　ハ 王上七・四八—五〇　ニ 出二五・三〇　ホ 出二七・二〇、二一　ヘ 出二五・三一　ト 王上七・五一　チ 王上八・一　リ 申後六・一二　ヌ 王上八・二　ル 代下七・八—一〇

ヲ 申一〇・二、五 代下　カ 代上一五・二四　ヨ 詩一三六・代上一六・三四、四一　タ 出四〇・三五 代下七・一　レ 王上八・一二　ソ 利一六・二　ツ 代下一二・一三　ネ 代上二八・四　ナ 申後七・二 代上一七・一、二八・二

一一 内には二枚の板の外何もあらず是はイスラエルの子孫のエジプトより出たる時ヱホバが彼らと契約を結びたまへ
一二 る時に一一セがホレブにて藏めたる者なり
一三 斯て祭司等は聖所より出たり此にありし祭司はみな身を潔めその班列によらずして職務をなせり　一三 また
一四 レビ人の謳歌者すなはちアサフ、ヘマン、エドトン及び彼らの子等と兄弟等はみな細布を纏ひ鐃鈸と瑟と琴とを
操て壇の東に立りまた祭司百二十人彼らとともにありて喇叭を吹り　一四 喇叭を吹く者と謳歌者とは一人のごとく
に聲を齊うしてヱホバを讃かつ頌へたりしが彼ら喇叭鐃鈸等の樂器をもちて聲をふりたて善かなヱホバその矜憫
は世々限なしと言てヱホバを讃ける時に雲その室すなはちヱホバの室に充り　一四 祭司は雲の故をもて立て奉事を
なすことを得ざりきヱホバの榮光神の室に充たればなり

第六章

一 是においてソロモン言けるはヱホバは濃き雲の中に居んと言たまひしが　二 我汝のために住む
二 三 べき家永久に居べき所を建たりと　三 而して王その面をふりむけてイスラエルの全會衆を視せり
四 時にイスラエルの會衆は皆立をれり　四 彼いひけるはイスラエルの神ヱホバは讃べき哉ヱホバはその口をもて吾父ダビデに言ひその手をもて之を
五 成とげたまへり　五 即ち言たまひけらく我はわが民をエジプトの地より導き出せし日より我名を置べき家を建
六 しめんためにイスラエルの諸の支派の中より何の邑をも選みしこと無く又何人をも選みて我民イスラエルの君と
七 なせしこと無し　六 只我はわが名を置くためにエルサレムを選みまた我民イスラエルを治めしむるためにダビデ
八 を選めり　七 夫イスラエルの神ヱホバの名のために家を建ることは我父ダビデの心にありき　八 然るにヱホバ

九 わが父ダビデに言たまひけるは我名のために家を建ること汝の心にあり汝の心にこの事あるは善し　九 然れども
一〇 汝はその家を建べからず汝の腰より出る汝の子その人わが名のために家を建べしと　一〇 而してヱホバその言たまひし言をおこなひたまへり即ち我わが父ダビデに代りて立ちヱホバの言たまひしごとくイスラエルの位に坐し
一一 イスラエルの神ヱホバの名のために家を建て　一一 その中にヱホバがイスラエルの子孫になしたまひし契約を容る
一二 匱ををさめたりと
一二 ソロモン、イスラエルの全會衆の前にてヱホバの壇の前に立てその手を舒ぶ　一三 ソロモンさきに長五キユ
一三 ビト濶五キユビト高三キユビトの銅の臺を造りてこれを庭の眞中に据おきたりしが乃ちその上に立ちイスラエル
一四 の全會衆の前にて膝をかゞめ其手を天に舒て　一四 言けるはイスラエルの神ヱホバよ天にも地にも汝のごとき神な
一五 し汝は契約を保ちたまひ心を全うして汝の前に歩むところの汝の僕等に恩惠を施したまふ　一五 汝は汝の僕わが
一六 父ダビデにのたまひし所を保ちたまへり汝は口をもて言ひ手をもて成就たまへること今日のごとし　一六 イスラ
エルの神ヱホバよ然ば汝が僕わが父ダビデに語りて若し汝の子孫その道を愼みて汝がわが前に歩めるごとくに
我律法にあゆまばイスラエルの位に坐する人わが前にて汝に缺ること無るべしと言たまひし事をダビデのために
一七 保ちたまへ　一七 然ばイスラエルの神ヱホバよ汝が僕ダビデに言たまへるなんぢの言に效驗あらしめたまへ
一八 但し神果して地の上に人とともに居たまふや夫天も諸天の天も汝を容るに足ず況て我が建たる此家をや
一九 然れども我神ヱホバよ僕の祈禱と懇願をかへりみて僕が今汝の前に祈るその號呼と祈禱を聽たまへ　二〇 願く
二〇 は汝の目を夜晝此家の上即ち汝が其名を置んと言たまへる所の上に開きたまへ願くは僕がこの處にむかひて祈ら

イ 代下五・一〇　ロ 王上八・二二　ハ 出一五・一一　申四・三九・七・九　ニ 代上二二・九　ホ 詩一三二・一二　ヘ 申後七・一二、一六　王上二・四、六・一二　代下七・一八　ト 代下二六・寒六六　チ 王上一七・一　リ 代下一〇・九　ヌ 代上二八・九

二一 ん祈禱を聽たまへ　二一 願くは僕と汝の民イスラエルがこの處にむかひて祈る時にその懇願を聽たまへ請ふ汝の
住處なる天より聽き聽て赦したまへ
二二 人その隣人にむかひて罪を犯せることありてその人誓をもて誓ふことを要められんに若し來りてこの家に
二三 おいて汝の壇の前に誓ひなば　二三 汝天より聽て行ひ汝の僕等を鞫き惡き者に返報をなしてその道をその首に歸し
義者を義としてその義にしたがひて之を待ひたまへ
二四 汝の民イスラエルなんぢに罪を犯したるがために敵の前に敗れんに若なんぢに歸りて汝の名を崇め此家に
二五 て汝の前に祈り願ひなば　二五 汝天より聽て汝の民イスラエルの罪を赦し汝が彼等とその先祖に與へし地に彼等を
歸らしめたまへ
二六 彼らが汝に罪を犯したるがために天閉て雨なからんに彼ら若この處にむかひて祈り汝の名を崇め汝が
二七 彼らを苦しめたまふ時にその罪を離れなば　二七 汝天より聽きて汝の僕等なんぢの民イスラエルの罪を赦したまへ
汝既にかれらにその歩むべき善道を教へたまへり汝の民に與へて產業となさしめたまひし汝の地に雨を降し
たまへ
二八 若くは國に饑饉あるか若くは疫病枯死朽腐黴賊稻蟲あるか若くは其敵かれらをその國の邑に圍む等
二九 如何なる災禍如何なる疾病あるとも　二九 もし一人或は汝の民イスラエルみな各々おのれの災禍と憂患を知てこの
三〇 家にむかひて手を舒なば如何なる祈禱如何なる懇願をなすとも　三〇 汝の住處なる天より聽て赦し各々の人にその
心を知たまふごとくその道々にしたがひて報いたまへ其は汝のみ人々の心を知たまへばなり　三一 汝かく彼らをし
て汝が彼らの先祖に與へたまへる地に居る日の間つねに汝を畏れしめ汝の道に歩ましめたまへ

三二 且汝の民イスラエルの者にあらずして汝の大なる名と強き手と伸たる腕とのために遠き國より來れる
三三 異邦人においてもまた若來りてこの家にむかひて祈らば 三三 汝の住處なる天より聽き凡て異邦人の汝に顧もとむ
るごとく成たまへ汝かく地の諸の民をして汝の名を知らしめ汝の民イスラエルの爲ごとくに汝を畏れしめ又わが
建たる此家は汝の名をもて稱らるゝといふことを知しめたまへ
三四 汝の民その敵と戰はんとて汝の遣はしたまふ道に進める時もし汝の選びたまへるこの邑およびわが汝の名
三五 のために建たる家にむかひて汝に祈らば 三五 汝天より彼らの祈禱と懇願を聽て彼らを助けたまへ
三六 人は罪を犯さゞる者なければ彼ら汝に罪を犯すことありて汝かれらを怒り彼らをその敵に付したまひて敵
三七 かれらを虜として遠き地または近き地に曳ゆかん時 三七 彼らその擄れゆきし地において自ら心に了るところあり
三八 其俘擄の地において翻へりて汝に祈り我らは罪を犯し悖れる事を爲し惡き事を行ひたりと言ひ 三八 その擄へゆか
れし俘擄の地にて一心一念に汝に立歸り汝がその先祖に與へたまへる地にむかひ汝が選びたまへる邑と我が汝の
三九 名のために建たる家にむかひて祈らば 三九 汝の住處なる天より彼らの祈禱と懇願を聽て彼らを助け汝の民が汝に
むかひて罪を犯したるを赦したまへ
四〇 然ば我神よ願くは此處にて爲す祈禱に汝の目を開き耳を傾むけたまへ 四一 ヱホバ神よ今汝および汝の力あ
四一 る契約の匱起て汝の安居の所にいりたまへヱホバ神よ願くは汝の祭司等に拯救の衣を纏はせ汝の聖徒等に恩惠を
四二 喜こばせたまへ 四二 ヱホバ神よ汝の膏そゝぎし者の面を黜ぞけたまふ勿れ汝の僕ダビデの德行を記念たまへ

第七章

一 ソロモン祈ることを終し時天より火くだりて燔祭と犧牲とを焚きヱホバの榮光その家に充り

イ約一二・二〇 徒八二〇 雅三・二 約一〇・一六 ニ代上二八・二
ロ 詩二七・九 傳七・八 詩一三二・八—一 ホ 尼九・二五
ヘ 詩一三二・一 蹇五五・三 チ 利九・二四 王上一八・三八 代上二一・二六 リ 王上八・一〇、一一 代下五・一三、一四 詩一〇・三四
ト 王上八・五四

二 ヱホバの榮光ヱホバの家に充しに因て祭司はヱホバの家に入ことを得ざりき 三 イスラエルの子孫は皆火の降
れるを見またヱホバの榮光のその家にのぞめるを見て敷石の上にて地に俯伏て拜しヱホバを讃て云り善かなヱホ
バその恩惠は世々限なしと
四 斯て王および民みなヱホバの前に犧牲を獻ぐ 五 ソロモン王の獻げたる犧牲は牛二萬二千羊十二萬斯王
と民みな神の家を開けり 六 祭司は立てその職をなしレビ人はヱホバの樂器を執て立つ其樂器はダビデ王彼らの
手によりて讃美をなすに當り自ら作りてヱホバの恩惠は世々限なしと頌へしめし者なり祭司は彼らの前にありて
喇叭を吹きイスラエルの人は皆立をる 七 ソロモンまたヱホバの家の前なる庭の中を聖め其處にて燔祭と酬恩祭
の脂とを獻げたり是はソロモンの造れる銅の壇その燔祭と素祭と脂とを受るに足ざりしが故なり
八 その時ソロモン七日の間節筵をなしけるがイスラエル全國の人々すなはちハマテの入口よりエジプトの河
九 までの人々あつまりて彼とともにあり其會はなはだ大なりき 九 かくて第八日に聖會を開けり彼らは七日のあひ
一〇 だ壇奉納の禮をおこなひまた七日のあひだ節筵を守りけるが 一〇 七月の二十三日にいたりてソロモン民をその
天幕に歸せり皆ヱホバがダビデ、ソロモンおよびその民イスラエルに施こしたまひし恩惠のために喜こび且心に
樂しみて去り
一一 ソロモン、ヱホバの家と王の家とを造了へヱホバの家と己の家とにつきて爲んと心に思ひし事を盡く成就
一二 たり 一二 時にヱホバ夜ソロモンに顯れて之に言たまひけるは我すでに汝の祈禱を聽きまた此處をわがために選び
一三 て犧牲を獻ぐる家となす 一三 我天を閉て雨なからしめ又は蝗賊に命じて地の物を食はしめ又は疫病を我民の中に

ヌ 代下五・一四 ル 代下五・一三 詩一三六・一
ヲ 代上一六・四一 代 カ 代上一五・一六 ワ 王上八・六二、六三 下二〇・二一 ヨ 代下五・一二 タ 王上八・六四
レ 王上八・六五 ソ 書一三・三 ツ 王上八・六六
ヽ 王上九・一 ナ 申一二・五 ラ 代下六・二六、二八
ム 王上九・一 ウ 代下五・一三、一四 ヰ 代下五・一二、一三、一四 ノ 王上八・一〇、一一 オ 代下五・一三、一四 ク 王上八・一〇、一一
ヤ 王上一八・三 代下五・一三、一四 マ 王上二一・二六 ケ 王上一八・三 代下五・一三、一四 フ 王上八・一〇、一一 コ 王上八・一〇、一一 エ 王上八・一〇、一一 テ 王上八・一〇、一一 ア 王上八・一〇、一一 サ 王上八・一〇、一一 キ 王上八・一〇、一一 ユ 王上八・一〇、一一 メ 王上八・一〇、一一 ミ 王上八・一〇、一一 シ 王上八・一〇、一一 ヱ 王上八・一〇、一一 ヒ 王上八・一〇、一一 モ 王上八・一〇、一一 セ 王上八・一〇、一一 ス 王上八・一〇、一一 ン 王上八・一〇、一一

一四 おくらんに　一四 我名をもて稱らるゝ我民もし自ら卑くし祈りてわが面を求めその惡き道を離れなば我天より聽て
一五 その罪を赦しその地を醫さん　一五 今より我この處の祈禱に目を啓き耳を傾むけん　一六 今我すでに此家を選びかつ
一七 聖別む我名は永く此にあるべしまた我目もわが心も恒に此にあるべし　一七 汝もし汝の父ダビデの歩みしごとく我
一八 前に歩み我が汝に命じたるごとく凡て行ひてわが法度と律例を守らば　一八 我は汝の父ダビデに契約してイスラエ
一九 ルを治むる人汝に缺ることと無るべしと言しごとく汝の國の祚を堅うすべし
二〇 一九 然ど汝ら若ひるがへり我が汝らの前に置たる法度と誡命を棄て往て他の神々に事へかつ之を拜まば　二〇 我
二一 かれらを我が與へたる地より拔さるべし又我名のために我が聖別たる此家は我これを我前より投棄て萬國の中に
二二 諺語となり嘲笑とならしめん　二一 且又この家は高くあれども終にはその傍を過る者は皆これに驚きて言んエホバ
二三 何故に此地に此家に斯なしたるやと　二二 人これに答へて言ん彼ら己の先祖をエジプトの地より導き出しゝその神
エホバを棄て他の神々に附從がひ之を拜み之に事へしによりてなり エホバ之がためにこの諸の災禍を彼らに降
せりと

第八章

一 ソロモン二十年を經てエホバの家と己の家を建をはりけるが　二 ヒラム邑幾何をソロモンに歸し
ければソロモンまた之を建なほしイスラエルの子孫をしてその中に住しむ
三 ソロモンまたハマテゾバに往て之に勝り　四 彼また曠野のタデモルを建てハマテの諸の府庫邑を建つ
五 また上ベテホロンおよび下ベテホロンを建つ是は堅固の邑にして石垣あり門あり關木あり　六 ソロモンまた
バアラテとおのが有る府庫の邑々と戰車の諸の邑々と騎兵の邑々ならびにそのエルサレム、レバノンおよび

イ 雅四・一〇　ロ 代下六・二七、三〇　ハ 代下六・四〇　ニ 王上九・三　ホ 王上九・四　ヘ 代下六・一六　ト 利二六・一四、三三　チ 申二九・二四　リ 王上九・一〇　ヌ 王上九・一七

已が治むるところの全地に建んと望みし者を盡く建つ
七 凡てイスラエルの子孫にあらざるヘテ人アモリ人ペリジ人ヒビ人エブス人の遺れる者　八 その地にありて
彼らの後に遺れるその子孫即ちイスラエルの子孫の滅ぼし盡さゞりし民はソロモンこれを使役して今日にいたる
九 然れどもイスラエルの子孫をばソロモン一人も奴隷となして其工事に使ふことをせざりき彼らは軍人となり
一〇 軍旅の長となり戰車と騎兵の長となれり　一〇 ソロモン王の有司の首は二百五十人ありて民を統ぶ
一一 ソロモン、パロの女をダビデの邑より携へのぼりて曩にこれがために建おきたる家にいたる彼すなはち
言り我妻はイスラエルの王ダビデの家に居べからずエホバの契約の匱のいたれる處は皆聖ければなりと
一二 茲にソロモン曩に廊の前に築きおきたるエホバの壇の上にてエホバに燔祭を獻ぐることをせり　一三 即ち
一三 モーセの命令にしたがひて毎日例のごとくに之を獻げ安息日月朔および年に三次の節會すなはち酵いれぬパンの
節と七週の節と結茅節とに之を獻ぐ
一四 ソロモンその父ダビデの定めたる所にしたがひて祭司の班列を定めてその職に任じ又レビ人をその勤務に
任じて日々例のごとく祭司の前にて頌讃をなし奉事をなさしめ又門を守る者をしてその班列にしたがひて諸門を
一五 守らしむ神の人ダビデの命ぜしところ是の如くなりければなり　一五 祭司とレビ人は諸の事につきまた府庫の事に
つきて王に命ぜられたる所に違ざりき
一六 ソロモンはエホバの家の基を置る日までにその工事の準備をことごとく爲しおきて遂に之を成をへたれば
エホバの家は全備せり

ル 王上九・二〇　ラ 王上九・二三　ワ 王上三・一、七・八、九・二四　カ 出二九・三八　民 ヨ 出二三・一四　申 二六・一六、二九・一　タ 代上二四・一　レ 代上二五・一　ソ 代上九・一七、二六・一

一七 一八 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇

一 茲にソロモン、エドムの地の海邊にあるエジオンゲベルおよびエロテに往り　一八 時にヒラムその僕等の手に託て船を彼に遣りまた海の事を知る僕等を遣りけるが彼等すなはちソロモンの僕とともにオフルに往て彼處より金四百五十タラントを取てソロモン王の許に携へ來れり

第九章

一 茲にシバの女王ソロモンの風聞を聞および難問をもてソロモンを試みんとて甚だ衆多の部從をしたがへ香物と夥多き金と寶石とを駱駝に負せてエルサレムに來りソロモンの許にいたりてその心にある所をことごとく之に陳けるに　二 ソロモンこれが問に盡く答へたりソロモンの知ずして答へざる事は無りき

三 シバの女王ソロモンの智慧とその建たる家を觀　四 またその席の食物とその諸臣の列坐る狀とその侍臣の伺候狀と彼らの衣服およびその酒人とその衣服ならびに彼がエホバの家に上りゆく昇道を觀におよびて全くその氣を奪はれたり　五 是において彼王に言けるは我が自己の國にて汝の行爲と汝の智慧とにつきて聞およびたる言は眞實なりき　六 然るに我は來りて目に觀るまではその言を信ぜざりしが今視ば汝の智慧の大なる事我が聞たるはその半分にも及ばざりき汝は我が聞たる風聞に愈れり　七 汝の人々は幸福なるかな汝の前に常に立て汝の智慧を聽る此なんぢの臣僕等は幸福なるかな　八 汝の神エホバは讃べき哉彼なんぢを悅こびてその位に上らせ汝の神エホバの爲に汝を王となしたまへり汝の神イスラエルを愛して永く之を堅うせんとするが故に汝を之が王となして公平と正義を行はせたまふなりと

九 すなはち金百二十タラントおよび莫大の香物と寶石とを王に饋れりシバの女王がソロモン王に饋りたるが如き香物は未だ曾て有ざりしなり　一〇 (かのオフルより金を取きたりしヒラムの臣僕とソロモンの臣僕等また

イ 王上九・二六　ロ 王上九・二七　代下九・一〇・一三
ハ 王上一〇・一　太 二・四二　路一一・三一　代下八・一八
ホ 王上一〇・一一　ヘ 王上四・二六・一〇　ト 王上四・二二　代下一・一四　詩七二・八・二六
チ 創一五・一八

一二 白檀木と寶石とをも携さへいたりければ　一三 王その白檀木をもてエホバの家と王の宮とに段階を作りまた謳歌者のために琴と瑟とを作れり是より前には是のごとき者ユダの地に見しこと無りき)　一四 ソロモン王シバの女王に物を饋りてその携へきたれる所に報いたるが上にまた之が望にまかせて凡てその求むる者を與へたり斯て彼はその臣僕とともに去てその國に還りぬ

一三 一年にソロモンの所に來れる金の重量は六百六十六タラントなり　一四 この外にまた商賈および商旅の携へきたる者ありアラビアの一切の王等および國の知事等もまた金銀をソロモンに携へ至れり　一五 ソロモン王展金の大楯二百を作れりその大楯一枚には展金六百シケルを用ふ　一六 また展金の小干三百を作れり其小干一枚には金三百シケルを用ふ王これらをレバノン森の家に置り　一七 王また象牙をもて大なる寶座一を造り純金をもて之を蔽へり　一八 その寶座には六の階級あり又金の足臺ありて共にその寶座に連なりその坐する處の此旁彼旁に扶手ありて扶手の側に二頭の獅子立をり　一九 その六の階級に十二の獅子ありて此旁彼旁に立り是のごとき者を作れる國は未だ曾て有ざりしなり　二〇 ソロモン王の用ゐる飲料の器は皆金なりまたレバノン森の家の器もことごとく精金なり銀はソロモンの世には何とも算ざりしなり　二一 其は王の舟ヒラムの僕を乘てタルシシに往き三年毎に一回その舟タルシシより金銀象牙猿および孔雀を載て來りたればなり

二二 ソロモン王は天下の諸王に勝りて富有と智慧とをもちたれば　二三 天下の諸王みな神がソロモンの心に授けたまへる智慧を聽んとてソロモンの面を見んことを求め　二四 各々その禮物を携さへ來る即ち銀の器金の器衣服甲冑香物馬騾など年々定分ありき　二五 ソロモン戰車の馬四千厩騎兵一萬二千あり王これを戰車の邑々に置きまたエルサレムにて自己の所に置り　二六 彼は河よりペリシテの地とエジプトの界までの諸王を統治めたり

二七 王は銀を石のごとくエルサレムに多からしめまた香柏を平野の桑木のごとく多からしめたり
二八 (イ)エジプトなどの諸國より馬をソロモンに率いたれり
二九 (ハ)ソロモンのその餘の始終の行爲は預言者ナタンの書とシロ人(ニ)アヒヤの預言と先見者(ホ)イドがネバテの子ヤラ
三〇 ベアムにつきて述たる默旨の中に記さるゝにあらずや　三〇 ソロモンはエルサレムにて四十年の間イスラエルの
三一 全地を治めたり　三一 ソロモンその先祖等と俱に寢りてその父ダビデの邑に葬られ其子レハベアムこれに代りて
王となれり

第一〇章

一 爰にレハベアム、シケムに往り其はイスラエルみな彼を王となさんとてシケムに到りたればなり
二 (ト)ネバテの子ヤラベアムはさきにソロモン王の面を避てエジプトに逃れ居しがこのことを聞てエジ
三 プトより歸れり　三 人衆人を遣はして之を招きたるなり斯てヤラベアムとイスラエルの人みな來りてレハベアム
四 に語りて言けるは　四 汝の父我らの軛を苦しくせり然ば汝今汝の父の苦しき役とその我らに蒙むらせたる重き
五 軛を輕くしたまへ然れば我儕なんぢに事へん　五 レハベアムかれらに言けるは汝ら三日を經て再び我に來れと
民すなはち去り
六 六 是においてレハベアム王その父ソロモンの生る間これが前に立たる老人等に計りて言けるは汝ら如何に教
へて此民に答へしむるや　七 彼らレハベアムに語りて言けるは汝もし此民を厚く待ひ之を悅こばせ善言を之に語
七 らば永く汝の僕たらんと　八 然るに彼その老人等の教へし教を棄て自己とともに生長て己の前に立ところの少年
八 等と計れり　九 即ち彼らに言けるは汝ら如何に教へて我らをして此我に語りて汝の父の我らに蒙むらせし軛を輕

イ 王上一〇・二七 代下一・一六　ロ 王上一〇・二八 代下一・一五　ハ 王上一一・四一　ニ 王上一一・二九　ホ 代下一二・一五、一三・二二　ヘ 王上一一・四二、四　ト 王上一二・一　チ 王上一一・四〇　リ 歷前二・二五 王上一二・一五・二四　ヌ 王上一一・二九　ル 王上一二・一九　ヲ 王上一二・二一　ワ 代下一二・一五

一〇 くせよと言ふ民に答へしむるやと　一〇 彼とともに生長たる少年等かれに語りて言けるは汝に語りて汝の父我らの
一一 軛を重くしたれば汝これを我らのために輕くせよと言たる此民に汝かく答へ斯これに言べし吾小指は我父の腰
一二 よりも太し　一二 我父は汝らに重き軛を負せたりしが我は更に汝らの軛を重くせん我父は鞭をもて汝らを懲せしが
我は蠍をもて汝らを懲さんと
一三 一三 偖またヤラベアムと民等は皆王の告て第三日に再び我にきたれと言しごとく第三日にレハベアムに詣りし
一四 に　一四 王荒々しく彼らに答へたり即ちレハベアム王老人の教を棄て　一四 少年の教のごとく彼らに告て言けるは
一五 我父は汝らの軛を重くしたりしが我は更に之を重くせん我父は鞭をもて汝らを懲せしが我は蠍をもて汝らを懲さ
一五 んと　一五 王かく民に聽ことをせざりき此事は神より出たる者にしてその然るはヱホバかつてシロ人アヒヤにより
てネバテの子ヤラベアムに告たる言を成就んがためなり
一六 一六 イスラエルの民みな王の己に聽ざるを見しかば王に答へて言けるは我らダビデの中に何の分あらんやエッ
サイの子の中には所有なしイスラエルよ汝ら各々その天幕に歸れダビデ族よ今おのれの家を顧みよと斯イスラ
一七 エルは皆その天幕に歸れり　一七 但しユダの邑々に住るイスラエルの子孫の上にはレハベアムなほ王たりき　一八 レ
一八 ハベアム王役夫の頭なるアドラムを遣はしけるにイスラエルの子孫石をもてこれを擊て死しめたればレハベア
一九 ム王急ぎてその車に登りてエルサレムに逃かへれり　一九 是のごとくイスラエルはダビデの家に背きて今日に
いたる

第一一章

一 一 茲にレハベアム、エルサレムに至りてユダとベニヤミンの家より倔强の武者十八萬を集め而して
二 (ワ)レハベアム國を己に歸さんためにイスラエルと戰はんとせしに　二 ヱホバの言神の人シマヤに

三 臨みて云ふ　三 ソロモンの子ユダの王レハベアムおよびユダとベニヤミンにあるイスラエルの人々に告て言べし
四 エホバかく言ふ汝ら攻上るべからず又なんぢらの兄弟と戰ふべからず各々その家に歸れ此事は我より出たる者
なりと彼ら乃はちエホバの言にしたがひヤラベアムに攻ゆくことを止て歸れり
五 斯てレハベアム、エルサレムに居りユダに守衛の邑々を建たり　六 即ちその建たる者はベテレヘム、エタ
六七八九一〇 ム、テコア　七 ベテズル、ショコ、アドラム　八 ガテ、マレシヤ、ジフ　九 アドライム、ラキシ、アゼカ　一〇 ゾ
ラ、アヤロン、ヘブロン是等はユダとベニヤミンにありて守衛の邑なり　一一 彼その守衛の邑々を堅固にし之に
一二 軍長を置き糧食と油と酒とを貯はへ　一二 またその一切の邑に盾と矛とを備へて之を甚だ强からしむユダとベニヤ
ミンこれに附り
一三 一四 一三 イスラエルの全地の祭司とレビ人は四方の境より來りてレハベアムに投ず　一四 即ちレビ人はその郊地と
産業とを離れてユダとエルサレムに至れり是はヤラベアムとその子等かれらを廢して祭司の職をエホバの前に
一五 一六 爲しめざりし故なり　一五 ヤラベアムは崇邱と牡山羊と己が作れる犢とのために自ら祭司を立つ　一六 またイスラ
エルの一切の支派の中凡てその心を傾むけてイスラエルの神エホバを求むる者はその先祖の神エホバに禮物を獻
一七 げんとてレビ人にしたがひてエルサレムに至れり　一七 是のごとく彼等ユダの國を固うしソロモンの子レハベアム
をして三年の間强からしめたり即ち民は三年の間ダビデとソロモンの道に歩めり
一八 一八 レハベアムはダビデの子エレモテの女マハラテを妻に娶れりマハラテはエツサイの子エリアブの女アビ
一九 ハイルの産し者なり　一九 彼エウシ、シヤマリヤおよびザハムの三子を産む　二〇 また之が後にアブサロムの女マア

イ 民三五・二　ロ 代下一三・九　ハ 王上一二・三一、一一　ニ 利一七・七　ホ 王上一二・二八　ヘ 代下一五・九、三〇　ト 代下一二・一、一八　チ 王上一五・二　リ 申二一・一五—一七　ヌ 代下一二・一七　ル 王上一四・二二—二八、二五　ヲ 王上一四・二四、二　ワ 代下一六・八　カ 代下一一・二　ヨ 代下一五・二　タ 雅四・一〇　レ 出九・二七　ソ 王上二一・二八、二　ツ 箴二六・一三　ネ 申二八・四七、四八　ナ 王上一四・二五、二六

二一 カを娶れり彼アビヤ、アツタイ、ジザおよびシロミテを産む　二一 レハベアムはアブサロムの女マアカをその一切
二二 の妻と妾とにまさりて愛せり彼は妻十八人妾六十人を取り男子二十八人女子六十人を擧く　二二 レハベアム、マア
二三 カの子アビヤを王となさんと思ふが故に之を立て首となしその兄弟の長となせり　二三 斯るが故に慧く取行ひ
其男子等を盡くユダとベニヤミンの地なる守衛の邑々に散し置き之に糧食を多く與へかつ衆多の妻を求得さ
せたり

第一二章

一 一 レハベアムその國を固くしその身を强くするに及びてエホバの律法を棄たりイスラエルみな之に
二 傚ふ　二 彼ら斯エホバにむかひて罪を犯すによりてレハベアムの五年にエジプトの王シシヤク、エ
三 ルサレムに攻のぼれり　三 その戰車は一千二百騎兵は六萬また彼に從がひてエジプトより來れる民ルビ人スキ
四五 人エテオピヤ人等は數しれず　四 彼すなはちユダの守衛の邑々を取り進てエルサレムに至る　五 是においてレハ
ベアムおよびユダの牧伯等シシヤクの故によりてエルサレムに集まり居けるに預言者シマヤこれが許にいたりて
六 之に言けるはエホバかく言たまふ汝等は我を棄たれば我も汝らをシシヤクの手に遺おけりと　六 是をもてイスラ
七 エルの牧伯等および王は自ら卑くしてエホバは義と言り　七 エホバかれらが自ら卑くするを見たまひければエホ
八 バの言シマヤに臨みて言ふ彼等は自ら卑くしたれば我かれらを滅ぼさず少く拯救を彼らに施こさん我シシヤクの
手をもて我忿怒をエルサレムに洩さじ　八 然ながら彼等は之が臣となるべし是彼らが我に事ふる事と國々の王等に
事ふる事との辨をしらん爲なりと
九 九 エジプトの王シシヤクすなはちエルサレムに攻のぼりエホバの家の寶物と王の家の寶物とを奪ひて盡く

一〇 これを取り又ソロモンの作りたる金の楯を奪ひされり　一〇 是をもてレハベアム王その代に銅の楯を作り王の家の
一一 門を守る侍衛の長等の手にこれを交し置けるが　一一 王エホバの家に入る時には侍衛きたりて之を負ひまた侍衛の
一二 房にこれを持かへれり　一二 レハベアム自ら卑くしたればエホバの忿怒かれを離れこれを盡く滅ぼさんとは爲たま
はず又ユダにも善事ありき　一三 レハベアム王はエルサレムにありてその力を強くし世を治めたり即ちレハベアムは四十一歳のとき位に
一三 即き十七年の間エルサレムにて世を治む是すなはちエホバがその名を置んとてイスラエルの一切の支派の中より
一四 選びたまへる邑なり彼の母はアンモニ人にしてその名をナアマといふ　一四 レハベアムはエホバを求むる事に心を
傾けずして惡き事を行へり　一五 レハベアムの始終の行爲は預言者シマヤの書および先見者イドの書の中に系圖の形に記さるゝに非ずや
一五 一六 レハベアムとヤラベアムの間には絶ず戰爭ありき　一六 レハベアムその先祖等とともに寢りてダビデの邑に葬られ
其子アビヤ之にかはりて王となれり

第一三章

一 ヤラベアム王の十八年にアビヤ、ユダの王となり　二 エルサレムにて三年の間世を治めたり其母
二 はギベアのウリエルの女にして名をミカヤといふ茲にアビヤとヤラベアムの間に戰爭あり
三 アビヤは四十萬の軍勢をもて戰鬪に備ふ是みな倔強の猛き武夫なり又ヤラベアムは倔強の人八十萬をもて
四 之にむかひて戰爭の行伍を立つ是また大勇士なり　四 時にアビヤ、エフライムの山地なるゼマライム山の上に
五 立て言けるはヤラベアムおよびイスラエルの人々皆聽よ　五 汝ら知ずやイスラエルの神エホバ鹽の契約をもて

イ 王上一〇・一六、一八　ロ 毋後八・一八　ハ 王上一四・二一　ニ 代下六・六　ホ 代下九・二九、一三　ヘ 王上一四・三〇　ト 王上一四・三一　チ 王上一五・一　リ 代下一一・二〇　ヌ 箴一八・二二　ル 民一八・一九
七 代下九・二五、二二　ト 王上一四・三一　ヘ 王上一四・三〇　チ 王上一五・一　リ 代下一一・二〇　ヌ 箴一八・二二　ル 民一八・一九

六 イスラエルの國を永くダビデとその子孫に賜へり　六 然るにダビデの子ソロモンの臣たるネバテの子ヤラベアム
七 興りてその主君に叛き　七 邪曲なる放蕩者これに集り附き自ら强くしてソロモンの子レハベアムに敵せしがレハ
八 ベアムは少くまた心弱くして之に當る力なかりき　八 今またなんぢらはダビデの子孫の手にあるエホバの國に
九 敵對せんとす汝らは大軍なり又ヤラベアムが作りて汝らの神と爲たる金の犢なんぢらと偕にあり　九 汝らはアロ
一〇 ンの子孫たるエホバの祭司とレビ人とを逐放ち國々の民の爲がごとくに祭司を立るにあらずや即ち誰にもあれ
少き牡牛一匹牡羊七匹を携へきたりて手に充す者は皆かの神ならぬ者の祭司となることを得るなり　一〇 然ど
一一 我儕に於てはエホバ我儕の神にましまして我儕は之を棄ずまたエホバに事ふる祭司はアロンの子孫にして役事を
なす者はレビ人なり　一一 彼ら朝ごと夕ごとにエホバに燔祭を獻げ香を焚くことを爲し又供前のパンを純精の案の
上に供へまた金の燈臺とその燈盞を整へて夕ごとに點すなり斯われらは我らの神エホバの職守を守れども
一二 汝らは却て彼を棄たり　一二 視よ神みづから我らとともに在して我らの大將となりたまふまた其祭司等は喇叭を
吹ならして汝らを攻むイスラエルの子孫よ汝らの先祖の神エホバに敵して戰ふ勿れ汝ら利あらざるべければ
一三 なりと　一三 ヤラベアム伏兵を彼らの後に回らせたればイスラエルはユダの前にあり伏兵は其後にあり　一四 ユダ後を顧
一四 みるに敵前後にありければエホバにむかひて號呼り祭司等喇叭を吹り　一五 ユダの人々すなはち吶喊を擧けるが
一五 ユダの人々吶喊を擧るにあたりて神ヤラベアムとイスラエルの人々をアビヤとユダの前に打敗り給ひしかば
一六 イスラエルの子孫はユダの前より逃はしれり神かく彼らを之が手に付したまひければ　一七 アビヤとその民

ヲ 厚後七・一二・一三、一二・二〇　ワ 王上一一・二六、一六　カ 士九・四　ヨ 王上一二・二八、一四・九　タ 代下一一・一四、一五　レ 出二九・三五　ソ 代下二・四　ツ 利二四・六　ネ 出二七・二〇、二一　ナ 民一〇・八　ラ 使五・三九　ム 代下一四・一二
イ 王上一〇・一六、一八　ロ 毋後八・一八　ハ 王上一四・二一　ニ 代下六・六　ホ 代下九・二九、一三　ヘ 王上一四・三〇　ト 王上一四・三一　チ 王上一五・一　リ 代下一一・二〇　ヌ 箴一八・二二　ル 民一八・一九
七 代下九・二五、二二

彼らを夥多く撃殺せりイスラエルの殺されて倒れし者は五十萬人みな倔強の人なりき　一八 是時にはイスラエルの
一九 子孫打負されユダの子孫勝を得たり是は彼らその先祖の神ヱホバを頼みしが故なり　一九 アビヤすなはちヤラベア
二〇 ムを追撃て邑數箇を彼より取れり即ちベテルとその鄉里ヱシャナとその鄉里エフロンとその鄉里是なり　二〇 ヤ
二一 ラベアムはアビヤの世に再び權勢を奮ふことを得ずヱホバに撃れて死り　二一 然どアビヤは權勢を得妻十四人を
二二 娶り男子二十二人女子十六人を擧けたり　二二 アビヤのその餘の作爲とその行爲とその言は預言者イドの註釋に
記さる

第一四章

一 アビヤその先祖等とともに寢りてダビデの邑に葬られその子アサこれに代りて王となれりアサの
代になりて其國十年の間平穩なりき　二 アサはその神ヱホバの目に善と視正義と視たまふ事を行へ
三 り　三 即ち異なる祭壇を取のぞき諸の崇邱を毀ち柱像を打碎きアシラ像を斫倒し　四 ユダに命じてその先祖等
の神ヱホバを求めしめその律法と誡命を行はしめ　五 ユダの一切の邑々より崇邱と日の像とを取除けり而して
六 國は彼の前に平穩なりき　六 彼また守衛の邑數箇をユダに建たり是はその國平安を得て此年頃戰爭なかりしに因
七 る即ちヱホバ彼に安息を賜ひしなり　七 彼すなはちユダに言けるは我儕是等の邑を建てその四周に石垣を築き
八 戍樓を起し門と門閂とを設けん我儕の神ヱホバを我儕求めしに因て此國なほ我儕の前にあり我ら彼を求めたれば
四方において我らに平安を賜へりと斯彼ら阻滯なく之を建了たり　八 アサの軍勢はユダより出たる者三十萬あり
て楯と戈とを執りベニヤミンより出たる者二十八萬ありて小楯を執り弓を彎く是みな大勇士なり
九 茲にエテオピア人ゼラ軍勢百萬人戰車三百輛を率ゐて攻きたりマレシヤに至りければ　一〇 アサこれに

代上五・二〇　詩　八 申前二五・三八　ヘ 王上一五・八　チ 出三四・一三　ル 書一五・四四　ヲ出一四・一〇　代下
イ 二二・五　ニ 王上一四・二〇　ト 王下一五・一四　代　リ 王上一一・七　一三・一四　詩三二
ホ 代下一二・一五　下一五・二七　ヌ 代下一六・八
ロ 書一五・九

一八・一〇　ワ 申前一四・六　カ 申前一七・四五　箴　ヨ 代下一三・一五　タ 創一〇・一九、二〇　レ 創三五・五　代下一七・一〇　ソ 民二四・二　士三・一　ツ 申四・八　一〇 代下二〇・一　ネ 代上二八・九　代下一五・四、一五、　三三・一二、一三　申二九・一三　太七　十 代下二四・二〇　ラ 伊三・四　七　ム 利一〇・一一　ウ 申四・二九　井士五・八　ノ 太二四・七

一一 むかひて進み出で共にマレシヤのゼバタの谷において戰爭の陣列を立つ　一一 時にアサその神ヱホバにむかひて呼
一二 はりて言ふヱホバよ力ある者を助くるも力なき者を助くるも汝においては異ること無し我らの神ヱホバよ我らを
一三 助けたまへ我らは汝に倚賴み汝の名に託りて往て此群集に敵るヱホバよ汝は我らの神にましませり人をして汝に
一四 勝せたまふ勿れと　一二 ヱホバすなはちアサの前とユダの前においてエテオピア人を擊敗りたまひしかばエテオピ
一五 ア人逃はしりけるに　一三 アサと之に從がふ民かれらをゲラルまで追擊り斯エテオピア人は倒れて再び振ふことを
得ざりき其は彼等ヱホバとその軍旅に打敗られたればなり　一四 ユダの人々の得たる掠取物は甚だ多りき　一四 かれらは
またゲラルの四周の邑々を盡く擊やぶれり是その邑々ヱホバを畏れたればなり是において彼らその一切の邑より
一五 物を掠めたりしがその中より得たる掠取物は夥多かりき　一五 また家畜のをる天幕を襲ふて羊と駱駝を多く奪ひ取
り而してエルサレムに歸りぬ

第一五章

一 茲に神の靈オデデの子アザリヤに臨みければ　二 彼出ゆきてアサを迎へ之に言けるはアサおよび
ユダとベニヤミンの人々よ我に聽け汝等がヱホバと偕にをる間はヱホバも汝らと偕に在すべし汝ら
三 若かれを求めなば彼に遇ん然どかれを棄なば彼も汝らを棄たまはん　三 抑イスラエルには眞の神なく教訓を施こ
四 す祭司なく律法なきこと日久しかりしが　四 患難の時にイスラエルの神ヱホバに立かへりて之を求めたれば即ち
五 これに遇り　五 當時は出る者にも入る者にも平安なく惟大なる苦患くにぐにの民に臨めり　六 國は國に邑は邑に
六 擊碎かる其は神諸〳〵の患難をもて之を苦しめたまへばなり　七 然ば汝ら强かれよ汝らの手を弱くする勿れ汝らの
七 行爲には賞賜あるべければなりと

八 ヘアサこれらの言および預言者オデデの預言を聽て力を得憎むべき者をユダとベニヤミンの全地より除き
九 また其エフライムの山地に得たる邑々より除きエホバの廊の前なるエホバの壇を再興せり　九 彼またユダとベニ
ヤミンの人々およびエフライム、マナセ、シメオンより來りて寄寓る者を集めたりイスラエルの人々の中エホバ
一〇 神のアサと偕に在すを見てアサに降れる者夥多しかりしなり　一〇 彼等すなはちアサの治世の十五年の三月にエル
一一 サレムに集り　一一 其たづさへ來れる掠取物の中より牛七百羊七千をその日エホバに獻げ　一二 皆契約を結びて曰
一三 く心を盡し精神を盡して先祖の神エホバを求めん　一三 凡てイスラエルの神エホバを求めざる者は大小男女の區別
一四 なく之を殺さんと　一四 而して大聲を擧げ號呼をなし喇叭を吹き角を鳴してエホバに誓を立て　一五 ユダみなその誓
一五 を喜べり即ち彼ら一心をもて誓を立て一念にエホバを求めたればエホバこれに遇ひ四方において之に安息をたま
へり

一六 偖またアサ王の母マアカ、アシラ像を作りしこと有ればアサこれを貶して太后たらしめずその像を斫
一七 たふして粉々に碎きキデロン川にてこれを焚り　一七 但し崇邱は尚イスラエルより除かざりき然どもアサの心は
一八 一生の間全かりしなり　一八 彼はまたその父の納めたる物および己が納めたる物すなはち金銀ならびに器皿等を
一九 エホバの家に携へいれり　一九 アサの治世の三十五年までは再び戰爭あらざりき

第一六章

一 アサの治世の三十六年にイスラエルの王バアシヤ、ユダに攻のぼりユダの王アサの所に誰をも
往來せざらしめんとてラマを建たり　二 是においてアサ、エホバの家と王の家との府庫より金銀を
取いだしダマスコに住るスリアの王ベネハダデに餽りて言けるは　三 我父と汝の父の間の如く我と汝の間に約を

イ 代下一三・一九　ロ 代下一一・一六　ハ 代下一四・一三
ニ 代下一四・一五　ホ 王下二三・三　代下三四・三一　ヘ 出二二・二〇　ト 申一三・五、九、一五
チ 代下一五・二　リ 王上一五・一三　ヌ 代下一四・三、五　ル 王上一五・一七　ヲ 代下一五・九
ワ 王上一六・一　代下一九・二　カ 箴三一・一　ヨ 代下一四・九　タ 代下一二・三　レ 伝三四・二一　徴五・二九　哀四・一〇　ネ 代下一八・二六　耶一七・五　ラ 耶一七・五　ム 王上一五・二四　ウ 例五〇・二　可一六　井 代下二一・一九　耶四〇・一九、三九、三四・五　ノ 王上一五・二四

立ん視よ我今汝に金銀を餽れり往て汝とイスラエルの王バアシヤとの約を破り彼をして我を離れて去しめよ
四 ベネハダデすなはちアサ王に聽き自己の軍勢の長等をイスラエルの邑々に攻遣ければ彼等イヨン、ダン、アベ
五 ルマイムおよびナフタリの一切の府庫の邑々を擊たり　五 バアシヤ聞てラマを建ることを罷めその工事を廢せり
六 是においてアサ王ユダ全國の人を率ゐバアシヤがラマを建るに用ひたる石と材木を運びきたらしめ之をもて
ゲバとミズパを建たり　七 その頃先見者ハナニ、ユダの王アサの許にいたりて之に言けるは汝はスリアの王に倚賴みて汝の神エホバ
七 に倚賴まざりしに因てスリア王の軍勢は汝の手を脫せり　八 かのエテオピア人とルビ人は大軍にして戰車および
八 騎兵はなはだ多かりしにあらずや然るも汝エホバに倚賴みたればエホバかれらを汝の手に付したまへり　九 エ
九 ホバは全世界を徧く見そなはし己にむかひて心を全うする者のために力を顯したまふこの事において汝は愚なる
一〇 事をなせり故に此後は汝に戰爭あるべしと　一〇 然るにアサその先見者を怒りて之を獄舍にいれたり其は烈しく
一一 この事のために彼を怒りたればなりアサまた其頃民を虐げたる事ありき　一二 アサはその治世の三十九年に足を病みその
一二 病患つひに劇しくなりしがその病患の時にもエホバを求めずして醫師を求めたり　一三 アサその先祖等と偕に寢り
一三 その治世の四十一年に死り　一四 人衆これをその己のためにダビデの邑に堀おける墓に葬り製香の術をもて製し
一四 たる種々の香物を盈せる床の上に置き之がために夥多しく焚物をなせり

第一七章

一 アサの子ヨシヤバテ、アサに代りて王となりイスラエルにむかひて力を強くし　二 ユダの一切の

三 堅固なる邑々に兵を置きユダの地およびその父アサが取たるエフライムの邑々に鎭臺を置く　三 エホバ、ヨシヤ
四 パテとともに在せり其は彼その父ダビデの最初の道に歩みてバアル等を求めず　四 その父の神を求めてその誡命
五 に歩みイスラエルの行爲に傚はざればなり　五 このゆゑにエホバ國を彼の手に堅く立たまへりまたユダの人衆み
六 なヨシヤパテに禮物を餽れり彼は富と貴とを極めたり　六 是において彼エホバの道にその心を勵まし遂に崇邱
とアシラ像とをユダより除けり

七 彼またその治世の三年にその牧伯ベネハイル、オバデヤ、ゼカリヤ、ネタンエルおよびミカヤを遣はして
八 ユダの邑々にて教誨をなさしめ　八 またレビ人の中よりシマヤ、ネタニヤ、ゼバデヤ、アサヘル、セミラモテ、
ヨナタン、アドニヤ、トビヤ、トバドニヤなどいふレビ人を遣して之と偕ならしめ且祭司エリシヤマとヨラムを
九 も之と偕に遣はしけるが　九 彼らはエホバの律法の書を携へユダにおいて教誨をなしユダの邑々を盡く行めぐり
て民を教へたり

一〇 是においてユダの周圍の地の國々みなエホバを懼れてヨシヤパテを攻ることをせざりき　一一 またペリシテ
人の中に禮物および貢の銀をヨシヤパテに餽れる者あり且又アラビヤ人は家畜をこれに餽れり　一二 即ち牡羊七千七
百牡山羊七千七百　一三 ヨシヤパテは益々大になりゆきてユダに城および府庫邑を多く建て　一三 ユダの邑々に多
くの工事を爲し大勇士たる軍人をエルサレムに置り　一四 彼等を數ふるにその宗家に循へば左のごとしユダより出
一四 たる千人の長の中にはアデナといふ軍長あり大勇士三十萬これに從がふ　一五 その次は軍長ヨハナン之に從ふ者は
一五 二十八萬人　一六 その次はジクリの子アマシヤ彼は悅びてその身をエホバに獻げたり大勇士二十萬これに從がふ

イ代下一五・八　ロ王上一二・二八　ハ申前一〇・二七　王上一〇・二五　ニ王上一〇・二七　下一八・一　代　ホ王上二二・四三　代　ヘ代下一五・三　下一五・一七、一九　ト代下三五・三　尼八　チ創三五・五　リ申後八・二　ヌ士五・二六、九　ル代下一七・二　ヲ代下一七・五　ワ王下八・一八　カ王上二二・二　ヨ申前二三・二、四、九

一七 ベニヤミンより出たる者の中にはエリアダといふ大勇士あり弓および楯を持もの二十萬これに從がふ　一八 そ
一八 の次はヨザバデ戰鬥の準備をなせる者十八萬これに從がふ　一九 是等は皆王に事ふる者等なり此外にまたユダ全國
一九 の堅固なる邑々に王の置る者あり

第一八章

一 ヨシヤパテは富と貴とを極めアハブと緣を結べり　二 かれ數年の後サマリアに下りてアハブを
訪ければアハブ彼およびその部從のために牛羊を多く宰りギレアデのラモテに俱に攻上らんことを
彼に勸む　三 すなはちイスラエルの王アハブ、ユダの王ヨシヤパテに言けるは汝我とともにギレアデのラモテに
三 攻ゆくやヨシヤパテこれに答へけるは我は汝のごとく我民は汝の民のごとし汝とともに戰鬥に臨まんと
四 ヨシヤパテまたイスラエルの王に言けるは請ふ今日エホバの言を問たまへと　五 是においてイスラエルの
王預言者四百人を集めて之に言けるは我らギレアデのラモテに往て戰ふべきや又は罷べきや彼等いひけるは攻上
六 りたまへ神これを王の手に付したまふべしと　六 ヨシヤパテいひけるは此外に我らの由て問べきエホバの預言者
七 此にあらざるや　七 イスラエルの王こたへてヨシヤパテに言けるは外になほ一人あり我ら之によりてエホバに
問ことを得ん然ど彼は今まで我につきて善事を預言せず恒に惡き事のみを預言すれば我彼を惡むなり其者は卽ち
八 イムラの子ミカヤなりと然るにヨシヤパテこたへて王しか宣ふ勿れと言ければ　八 イスラエルの王一人の官吏を
九 呼てイムラの子ミカヤを急ぎ來らしめよと言り　九 イスラエルの王およびユダの王ヨシヤパテは朝衣を纏ひサマ
一〇 リアの門の入口の廣場にて各々その位に坐し居り預言者は皆その前に預言せり　一〇 時にケナアナの子ゼデキヤ鐵
一一 の角を造りて言けるはエホバかく言たまふ汝是等をもてスリア人を衝て滅ぼし盡すべしと　一一 預言者みな斯預言
して云ふギレアデのラモテに攻上りて勝利を得たまへエホバこれを王の手に付したまふべしと

一二 一三 茲にミカヤを召んとて往たる使者これに語りて言けるは預言者等の言は一の口より出るがごとくにして王に善し請ふ汝の言をも彼らの一人のごとくなして善事を言へ　一三 ミカヤ言けるはヱホバは活く我神の宣ふ所を我は陳べんと　一四 かくて王に至るに王彼に言けるはミカヤよ我らギレアデのラモテに往て戰かふべきや又は罷べきや彼言けるは上りゆきて利を得たまへ彼らは汝の手に付されんと　一五 王かれに言けるは我幾度なんぢを誓はせたらば汝ヱホバの名をもて唯眞實のみを我に告るや　一六 彼言けるは我イスラエルが皆牧者なき羊のごとく山に散るを見たるがヱホバ是等の者は主なし各々やすらかに其家に歸るべしと言たまへり　一七 イスラエルの王是においてヨシヤバテに言けるは我なんぢに告て彼は善事を我に預言せず只惡き事のみを預言せんと言しに非ずやと　一八 ミカヤまた言けるは然ば汝らヱホバの言を聽べし我視しにヱホバその位に坐し居たまひて天の萬軍その傍に右左に立をりしが　一九 ヱホバ言たまひけるは誰かイスラエルの王アハブを誘ひて彼をしてギレアデのラモテにのぼりゆきて彼處に斃れしめんかと即ち一は此ごとくせんと言ひ一は彼ごとくせんと言ければ　二〇 遂に一の靈すゝみ出てヱホバの前に立ち我かれを誘はんと言たればヱホバ何をもてするかと之に問たまふに　二一 我いでて虚言を言ふ靈となりてその諸の預言者の口にあらんと言りヱホバ言たまひけるは汝は誘なひ且これを成就ん出て然すべしと　二二 故に視よヱホバ虚言を言ふ靈を汝のこの預言者等の口に入たまへり而してヱホバ汝に災禍を降さんと定めたまふと　二三 時にケナアナの子ゼデキヤ近よりてミカヤの頰を批て言けるはヱホバの靈何の途より我を離れゆきて汝と言ふや　二四 ミカヤ言けるは汝奥の室にいりて身を匿す日に見るべし　二五 イスラエルの王いひけるはミカヤを取て

イ 民二二・一八・二〇、王上二二・一四　ロ 伯一・六　三 五・二二・一、二六、二四・一三　八 伯一二・一六　歴一　九・一四 結一四・九　二 那二〇・二 可一四　三 八五 徒二三・二

ホ 代下一六・一〇　ヘ 詩一九・九　ト 詩一三九・二一　チ 代下三二・二五　リ 代下一七・四、六、七・一〇　ヌ 代下三〇・一九 啣　一二・一二

これを邑の宰アモンおよび王の子ヨアシに曳かへりて言べし　二六 王かく言ふ我が安然に歸るまで此者を牢にいれて苦惱のパンを食せ苦惱の水を飲せよと　二七 ミカヤ言けるは汝もし眞に平安に歸るならばヱホバ我によりて斯宣ひし事あらずと而してまた言り汝ら民よ皆聽べしと　二八 かくてイスラエルの王およびユダの王ヨシヤバテはギレアデのラモテに上りゆけり　二九 イスラエルの王時にヨシヤバテに言けるは我は服裝を變て戰陣の中にいらん汝は朝衣を纏ひたまへとイスラエルの王すなはち服裝を變へ二人倶に戰陣の中にいれり　三〇 スリアの王その戰車の長等にかねて命じおけり云く汝ら小き者とも大なる者とも戰ふなかれ惟イスラエルの王とのみ戰へと　三一 戰車の長等ヨシヤバテを見て是はイスラエルの王ならんと言ひ身をめぐらして之と戰はんとせしがヨシヤバテ號呼ければヱホバこれを助けたまへり即ち神彼らを感動して之を離れしめたまふ　三二 戰車の長等彼がイスラエルの王にあらざるを見しかば之を追ことをやめて引返せり　三三 茲に一箇の人何心なく弓を彎てイスラエルの王の胸當と草摺の間に射あてたれば彼その御者に言けるは我傷を受たれば汝手を旋らして我を軍中より出せと　三四 此日戰爭烈しくなりぬイスラエルの王は車の中に自ら扶持て立ち薄暮までスリア人をさゝへをりしが日の沒る頃にいたりて死り

第一九章

一 ユダの王ヨシヤバテは恙なくエルサレムに歸りてその家に至れり　二 時に先見者ハナニの子ヱヒウ、ヨシヤバテ王を出むかへて之に言けるは汝惡き者を助けヱホバを惡む者を愛して可らんや之がためにヱホバの前より震怒なんぢの上に臨む　三 然ながら善事もまた汝の身に見ゆ即ち汝はアシラ像を國中より除きかつ心を傾けて神を求むるなりと　四 ヨシヤバテはヱルサレムに住をりしが復出てベエルシバよりエフライムの山地まで民の間を行めぐりその

五 先祖の神エホバにこれを導き歸せり　五 彼またユダの一切の堅固なる邑に裁判人を立つ國中の邑々みな然り
六 而して裁判人に言けるは汝等その爲ところを愼め汝らは人のために裁判するに非ずエホバのために裁判する
七 なり裁判する時にはエホバ汝らと偕にいます　七 然ば汝らエホバを畏れ愼みて事をなせ我らの神エホバは惡き事
八 なく人を偏視ことなく賄賂を取こと無ればなり
八 ヨシヤバテまたレビ人祭司およびイスラエルの族長を選びてエルサレムに置きエホバの事および訴訟を
九 審判しむ彼らはエルサレムにかへれり　九 ヨシヤパテこれに命じて云く汝らエホバを畏れ眞實と誠心をもて斯
一〇 おこなふべし　一〇 凡てその邑々に住む汝らの兄弟血を相流せる事または律法と誡命法度と條例などの事につきて
汝らに訴へ出ること有ばこれを諭してエホバに罪を犯さざらしめよ恐らくは震怒なんぢと汝らの兄弟にのぞまん
一一 汝ら斯おこなはゞ愆なかるべし　一一 視よ祭司の長アマリヤ汝らの上にありてエホバの事を凡て司どりユダの家の
宰イシマエルの子ゼバデヤ王の事を凡て司どる亦レビ人汝らの前にありて官吏とならん汝ら心を強くして事を
一二 なせエホバ善人を祐けたまふべし

第二〇章

一 この後モアブの子孫アンモンの子孫およびマオニ人等ヨシヤバテと戰はんとて攻きたれり　二 時に或人きたりてヨシヤバテに告て云ふ海の彼旁スリアより大衆汝に攻きたる視よ今ハザゾンタマル
三 にありとハザゾンタマルはすなはちエンゲデなり　三 是においてヨシヤバテ懼れ面をエホバに向てその助を求め
四 ユダ全國に斷食を布令しめたれば　四 ユダ擧て集りエホバの助を求めたり即ちユダの一切の邑より人々きたりて
エホバを求む

イ 申一・一七　ロ 詩八二・一　ハ 申三二・四　一四 傳五・八　二 申一〇・一七　伯三・四・一九　徒一〇・一四　三四 羅二・一一　加二・六　弗六・九　西三・二五　彼前一・一七　ホ 申一六・一八　代下一七・八　ヘ 出後二三・三　ト 申一七・八　チ 民一六・四六　リ 結三・一八　ヌ 代上二六・三〇　ル 代下一五・二　ヲ 創一四・七　ワ 箴一五・六二　カ 代下一九・三　ヨ 詩八・二一　耶三六・九　象三・五

夕 申四・三九　箴二・ソ 代上二九・一二　詩ナ 箴四一・八　雅二・ウ 申二・四、九、一九　一一・一、一二三、一四　一一・一　太六・一一　太六・二三　六二・一一　太六・九　一三　井民二〇・二二　ヤ 民一一・二五、二六、二四・二、代下一五　二四・二、代下一五　三一・一三　ラ 王上八・三三、三七　ノ 詩八三・一二　三一・六八、代下　レ 詩四七・二八　但ツ 創一七・七　出六・七　ネ 詩四四・二　ム 代下六・二八—三〇　オ 申前三・一三　ク 詩二五・一五、一二　四・一七・二五、三二　マ 出一四・一三、一四　申一・二九、三〇、三一・六八、代下　三二・七

五 時にヨシヤバテ、エホバの室の新しき庭の前において**ユダとエルサレム**の會衆の中に立ち　六 言けるは我
らの先祖の神エホバよ汝は天の神にましますに非ずや異邦人の諸國を統たまふに非ずや汝の手には能力あり權勢
ありて誰もなんぢを禦ぐこと能はざるに非ずや　七 我らの神よ汝は此國の民を汝の民イスラエルの前より逐はら
七 ひて汝の友アブラハムの子孫に之を永く與へたまひしに非ずや　八 彼らは此に住み汝の名のために此に聖所を建
八 て言へり　九 刑罰の劍疫病饑饉などの災禍われらに臨まん時は我らこの家の前に立て汝の前にをりその苦難
九 の中にて汝に呼號らんしかして汝聽て助けたまはん　一〇 汝の名はこの家にあればなりと　一〇 今アンモン、モアブおよ
一〇 びセイル山の子孫を視たまへ在昔イスラエル、エジプトの國より出きたれる時汝イスラエルに是等を侵さしめ
一一 たまはざりしかば之を離れさりて滅ぼさゞりしなり　一一 かれらが我らに報ゆる所を視たまへ彼らは汝がわれらに
一二 有たしめたまへる汝の產業より我らを逐はらはんとす　一二 我らの神よ汝かれらを鞫きたまはざるや我らは此斯く
一三 攻よせたる此の大衆に當る能力なく又爲ところを知ず唯汝を仰ぎ望むのみと　一三 ユダの人々はその小者および
妻子ととも に皆エホバの前に立をれり
一四 時に會衆の中にてエホバの靈アサフの子孫たるレビ人ヤハジエルに臨めりヤハジエルはゼカリヤの子ゼカ
一五 リヤはベナヤの子ベナヤはエイエルの子エイエルはマツタニヤの子なり　一五 ヤハジエルすなはち言けるはユダ
の人衆およびエルサレムの居民ならびにヨシヤバテ王よ聽べしエホバかく汝らに言たまふ此大衆のために懼るゝ
一六 勿れ慄くなかれ汝らの戰に非ずエホバの戰なればなり　一六 なんぢら明日彼らの所に攻くだれ彼らはヂツの坡より

一七 上り來る汝らエルエルの野の前なる谷の口にて之に遇んこの戰爭には汝ら戰ふにおよばずユダおよびエルサ
レムよ汝ら惟進みいでて立ち汝らとともに在すエホバの拯救を見よ懼る勿れ慄くなかれ明日彼らの所に攻いでよ
一八 エホバ汝らとともに在せばなりと　一八 是においてヨシヤパテ首をさげて地に俯伏りユダの人衆およびエルサレム
一九 の民もエホバの前に伏てエホバを拜す　一九 時にコハテの子孫およびコラの子孫たるレビ人立あがり聲を高くあげ
てイスラエルの神エホバを讃美せり
二〇 かくて皆朝はやく起てテコアの野に出ゆけり其いづるに當りてヨシヤパテ立て言けるはユダの人衆および
エルサレムの民よ我に聽け汝らの神エホバを信ぜよ然ば汝ら堅くあらんその預言者を信ぜよ然ば汝ら利あらん
二一 彼また民と議りて人々を選び之をして聖き飾を著て軍勢の前に進ましめエホバにむかひて歌をうたひ且これ
二二 を讃美せしめエホバに感謝せよ其恩惠は世々かぎりなしと言しむ　二二 その歌を歌ひ讃美をなし始むるに當りて
エホバ伏兵を設けかのユダに攻きたれるアンモン、モアブ、セイル山の子孫をなやましたまひければ彼ら打敗ら
二三 れたり　二三 即ちアンモンとモアブの子孫起てセイル山の民にむかひ盡くこれを殺して滅しゝがセイルの民を殺し
盡すに及びて彼らも亦力をいだして互に滅ぼしあへり
二四 ユダの人々野の觀望所に至りてかの群衆を視たりければ唯地に仆れたる死屍のみにして一人だに逃れし者
二五 なかりき　二五 是においてヨシヤパテおよびその民彼らの物を奪はんとて來り觀にその死屍の間に財寶衣服および
珠玉などおびたゞしく在たれば則ち各々これを剝とりけるが餘に多くして携さへ去こと能はざる程なりき其物
二六 多かりしに因て之を取に三日を費しけるが　二六 第四日にベラカ(感謝)の谷に集り其處にてエホバに感謝せり是を

イ 出一四・一三、一四　ロ 民一四・九　一五・二、三二・八　ハ 出四・三一　ニ 繁七・九　ホ 代上一六・二九　ヘ 代上一六・三四　一三六・一　ト 代上一六・四一　チ 詩下五・一三、七・三、六七・二二　一四・二〇　代 代下一二・一四、タ 王上二二・四八、ソ 代下九・二一　ツ 王上二二・五〇

リ 民一二・四三　ヌ 代下一七・一〇　ル 代下一五・一五　ヲ 王上二二・四一　ワ 代下一七・六　カ 代下一二・一四、タ 王上二二・四八、ソ 代下九・二一　ツ 王上二二・五〇　ヨ 王上一六・一、七　一九・三　レ 王上二二・四八

二七 もてその處の名を今日までベラカ(感謝)の谷と呼ぶ　二七 而してユダとエルサレムの人々みな各々歸りきたりヨシ
ヤパテの後にしたがひ歡びてエルサレムに至れり其はエホバ彼等をしてその敵の故によりて歡喜を得させたまひ
二八 たればなり　二八 即ち彼ら瑟と琴および喇叭を合奏してエルサレムに往てエホバの室にいたる　二九 諸の國の民エホ
二九 バがイスラエルの敵を攻擊たまひしことを聞て神を畏れたれば　三〇 ヨシヤパテの國は平穩なりき即ちその神四方
三〇 において之に安息を賜へり

三一 ヨシヤパテはユダの王となり三十五歳のときその位に即き二十五年の間エルサレムにて世を治めたり其母
三二 はシルヒの女にして名をアズバといふ　三二 ヨシヤパテはその父アサの道にあゆみて之を離れずエホバの目に善と
三三 觀たまふ事を行へり　三三 然れども崇邱はいまだ除かず又民はいまだその先祖の神に心を傾けざりき　三四 ヨシヤ
三四 パテのその餘の始終の行爲はハナニの子ヱヒウの書に記るヱヒウの事はイスラエルの列王の書に載す
三五 三六 ユダの王ヨシヤパテ後にイスラエルの王アハジアと相結べりアハジアは大に惡を行ふ者なりき　三六 ヨシヤ
三七 パテ、タルシシに遣る舟を造らんとて彼と相結びてエジオンゲベルにて共に舟數隻を造れり　三七 時にマレシヤの
ドダワの子エリエゼル、ヨシヤパテにむかひて預言して云ふ汝アハジアと相結びたればエホバなんぢの作りし者
を毀ちたまふと即ちその舟は皆壞れてタルシシに往くことを得ざりき

第二一章

一 ヨシヤパテその先祖等とともに寢りてダビデの邑にその先祖等とともに葬られその子ヨラムこれ
二 に代て王となる　二 ヨシヤパテの子たるその兄弟はアザリヤ、ヱヒエル、ゼカリヤ、アザリヤ、
三 ミカエルおよびシバテヤ是みなイスラエルの王ヨシヤパテの子なり　三 その父彼らに金銀寶物の賜物を多く與へ

四 またユダの守衛の邑々を與へけるが國はヨラムに與へたりヨラム長子なりければなり　四 ヨラムその父の位に登
五 りて力つよくなりければその兄弟等をことごとく劍にかけて殺し又イスラエルの牧伯等數人を殺せり　五 ヨラ
六 ムは三十二歳の時位に即エルサレムにて八年の間世を治めたり　六 彼はアハブの家のなせるごとくイスラエルの
七 王等の道にあゆめりアハブの女を妻となしたればなり斯かれエホバの目に惡と觀たまふ事をなせしかども　七 エ
ホバ曩にダビデに契約をなし且彼とその子孫とに永遠に光明を與へんと言たまひし故によりてダビデの家を滅ぼ
すことを欲み給はざりき

八 ヨラムの世にエドム人叛きてユダの手に服せず自ら王を立たれば　九 ヨラム其牧伯等および一切の戰車
八九 をしたがへて渉りゆき夜の中に起いでて自己を圍めるエドム人を擊ちその戰車の長等を擊り　一〇 エドム人は斯
一〇 叛きてユダの手に服せずなりしが今日まで然り此時にあたりてリブナもまた叛きてユダの手に服せずなりぬ是は
ヨラムその先祖の神エホバを棄たるに因てなり

一一 彼またユダの山々に崇邱を作りてエルサレムの民に姦淫をおこなはせユダを惑はせり　一二 時に預言者
一一一二 エリヤの書ヨラムの許に達せり其言に云く汝の先祖ダビデの神エホバかく言たまふ汝はその父ヨシャバテの道に
一三 あゆまずまたユダの王アサの道にあゆまずして　一三 イスラエルの王等の道にあゆみユダの人とエルサレムの民を
してアハブの家の姦淫をなせるごとくに姦淫を行はしめまた汝の父の家の者にて汝に愈れるところの汝の兄弟
一四 等を殺せり　一四 故にエホバ大なる災禍をもて汝の民汝の子女汝の妻等および汝の一切の所有を擊たまふべし
一五 汝はまた臟腑の疾を得て大病になりその疾日々に重りて臟腑つひに墜んと

イ 王下八・一七　ロ 代下二一・二　ハ 毋後七・二二・一三、　王上一一・三六　王二 王下八・二〇　下八・一九　降一三　ホ 利一七・七、二〇・　ヘ 代下二一・一一　チ 出三四・一五　申　ヌ 代下二一・一八、
ト 王上一六・三一—三　三一・一六　五 代下二一・一三　リ 代下二一・四　三　リ 代下二一・四

一六 即ちエホバ、ヨラムを攻させんとてエテオピアに近きところのペリシテ人とアラビヤ人の心を振起したま
一七 ひければ　一七 彼らユダに攻のぼりて之を侵し王の家に在ところの貨財を盡く奪ひ取りまたヨラムの子等と妻等を
一八 一九 も携へ去れり是をもてその末子エホアハズの外には一人も遺れる者なかりき　一八 此もろもろの事の後エホバ彼を擊て臟腑に愈ざる疾を生ぜしめたまひければ　一九 月日を送り二年を經るに
二〇 およびてその臟腑疾のために墜ち重き病苦によりて死ぬり民かれの先祖のために焚物をなせし如く彼のためには
焚物をなさゞりき　二〇 彼は三十二歳の時位に即き八年の間エルサレムにて世を治めて終に薨去れり之を惜む者な
一 かりき人衆これをダビデの邑に葬れり但し王等の墓にはあらず

第二二章

一 エルサレムの民ヨラムの季子アハジアを王となして之に繼しむ其は曾てアラビヤ人とともに陣營
二 に攻きたりし軍兵その長子をことごとく殺したればなり是をもてユダの王ヨラムの子アハジア王と
三 四 なれり　二 アハジアは四十二歳の時位に即きエルサレムにて一年の間世を治めたりその母はオムリの女にして名
をアタリヤといふ　三 アハジアもまたアハブの家の道に歩めり其母かれを教へて惡をなさしめたるなり　四 即ち
彼はアハブの家のごとくにエホバの目の前に惡をおこなへり其父の死し後彼かくアハブの家の者の教にしたがひ
五 たれば終に身を滅ぼすに至れり　五 アハジアまた彼らの教にしたがひイスラエルの王アハブの子ヨラムとともに
六 ギレアデのラモテにゆきてスリアの王ハザエルと戰ひけるにスリア人ヨラムに傷を負せたり　六 是においてヨラ
ムはそのスリアの王ハザエルと戰ふにあたりてラムにて負たる傷を療さんとてエズレルに歸れりユダの王ヨラム
の子アザリヤはアハブの子ヨラムが病をるをもてエズレルに下りてこれを訪ふ

七 アハジアがヨラムを訪ふて害に遇しは神の然らしめたまへるなり即ちアハジアは來り居てヨラムとともに
八 出てニムシの子エヒウを迎へたりエヒウはエホバが曩にアハブの家を絶去しめんとて膏を沃ぎたまひし者なり
九 エヒウ、アハブの家を罰するに方りてユダの牧伯等およびアハジアの兄弟等の子等がアハジアに奉へをるに
一〇 遇て之を殺せり　九 アハジアはサマリヤに匿れたりしがエヒウこれを探求めければ人々これを執へエヒウの許に
一一 曳きたりて之を殺せり但し彼は心を盡してエホバを求めたるヨシヤバテの子なればとてこれを葬れり斯りしかば
一二 アハジアの家は國を統治むる力なくなりぬ　一〇 茲にアハジアの母アタリヤその子の死たるを見て起てユダの家の王子をことごとく滅ぼしたりしが　一一 王
の女エホシバ、アハジアの子ヨアシを王の子等の殺さるゝ者の中より竊み取り彼とその乳媼を夜衣の室におきて
彼をアタリヤに匿したればアタリヤかれを殺さゞりきエホシバはヨラム王の女アハジアの妹にして祭司エホヤダ
の妻なり　一二 かくてヨアシはエホバの家に匿れて彼らとともにをること六年アタリヤ國に王たりき

第二三章

一 第七年にいたりエホヤダ力を強してエロハムの子アザリヤ、ヨハナンの子イシマエル、オベデの
二 子アザリヤ、アダヤの子マアセヤ、ジクリの子エリシヤバテなどいふ百人の長等を招きて己と契約
三 を結ばしむ　二 是において彼らユダを行めぐりてユダの一切の邑よりレビ人を集めまたイスラエルの族長を集め
四 てエルサレムに歸り　三 而してその會衆みな神の家において王と契約を結べり時にエホヤダかれらに言けるは
五 ダビデの子孫の事につきてエホバの宣まひしごとく王の子位に即べきなり　四 然ば汝ら斯なすべし汝ら祭司およ
六 びレビ人の安息日に入きたる者は三分の一は門を守り　五 三分の一は王の家に居り三分の一は基礎の門に居り

イ 士一四・四、王上一　ロ 王下九・二一　ハ 王下九・六・七　ニ・一五　代下一〇　ホ 王下一〇・一三、一一　ヘ 王下九・二七　ト 代下一七・四　チ 王下一一・一　リ 王下一一・二　ヌ 王下一一・四　ル 母後七・一二　王上　二・四、九・五　ヲ 代上九・二五　代下六・一六、七・一八、二・七・

七 民はみなエホバの室の庭に居べし　六 祭司と奉事をするレビ人の外は何人もエホバの家に入べからず彼らは聖者
八 なれば入ことを得るなり民はみなエホバの殿を守るべし　七 レビ人はおのおの手に武器を執り王を繞りて立べし
九 家に入る者をば凡て殺すべし汝らは王の出る時にも入る時にも王とともに居れと
一〇 八 是においてレビ人およびユダの人衆は祭司エホヤダが凡て命じたる如くに行ひ各々その手の人の安息日に
一一 入來べき者と安息日に出ゆくべき者とを率ゐ居れり祭司エホヤダ班列の者を去せざればなり　九 祭司エホヤダす
一二 なはち神の家にあるダビデ王の鎗および大楯小楯を百人の長等に交し　一〇 一切の民をして各々武器を手に執て
王の四周に立ち殿の右の端より殿の左の端におよびて壇と殿にそふて居しむ　一一 斯て人衆王の子を携へ出し之
に冠冕を戴かせ證詞をわたして王となし祭司エホヤダおよびその子等これに膏をそゝげり而して皆王長壽かれ
と言ふ　一二 茲にアタリヤ民と近衛兵と王を讃る者との聲を聞きエホバの室に入て民の所に至り　一三 視に王は入口にて
その柱の傍に立ち王の側に軍長と喇叭手立をり亦國の民みな喜びて喇叭を吹き謳歌者樂を奏し先だちて讃美を歌
一四 ひをりしかばアタリヤその衣を裂き叛逆なり叛逆なりと言り　一四 時に祭司エホヤダ軍兵を統る百人の長等を呼出
してこれに言ふ彼をして列の間を通りて出しめよ凡て彼に從がふ者をば劍をもて殺すべしと祭司は彼をエホバの
一五 室に殺すべからずとて斯いへるなり　一五 是をもて之がために路をひらき王の家の馬の門の入口まで往しめて其處
にて之を殺せり
一六 一七 斯てエホヤダ己と一切の民と王との間にわれらは皆エホバの民とならんことの契約を結べり　一七 是におい

ワ 代上二三・二八、二九　カ 代上二四・二五・　ヨ 申一七・一八　タ 尼三・二八

一八 て民みなバアルの室にゆきて之を毀ちその像を打碎きバアルの祭司マツタンを壇の前に殺せり　一八 エホ
ヤダまたエホバの室の職事を祭司レビ人の手に委ぬ昔ダビデ、レビ人を班列にわかちてエホバの室におきモーセ
の律法に記されたる所にしたがひて歡喜と謳歌とをもてエホバの燔祭を獻げしめたりき今このダビデの例に倣ふ
一九 彼またエホバの室の門々に看守者を立せ置き身の汚れたる者には何によりて汚れたるにもあれ凡て入ことを
得ざらしむ　二〇 斯てエホヤダ百人の長等と貴族と民の牧伯等および國の一切の民を率ゐてエホバの家より王を
二一 導きくだり上の門よりして王の家にいり王を國の位に坐せしめたり　二一 斯りしかば國の民みな喜こびて邑は平穏
なりきアタリヤは劍にて殺さる

第二四章

一 ヨアシは七歳の時位に即きエルサレムにて四十年の間世を治めたりその母はベエルシバより出た
二 る者にして名をヂビアといふ　二 ヨアシは祭司エホヤダの世にある日の間は恒にエホバの善と觀た
三 まふことを行へり　三 エホヤダ彼のために二人の妻を娶れり男子女子生る
四 此後ヨアシ、エホバの室を修繕んと志し　五 祭司とレビ人を集めて之に言けるは汝ら出てユダの邑々に往
五 き汝らの神エホバの室を歳々修繕ふべき金子をイスラエルの人衆より聚むべし其事を亟にせよと然るにレビ人こ
六 れを亟にせざりき　六 王エホヤダ長を召てこれに言けるは汝なんぞレビ人に求めてエホバの僕モーセおよびイス
七 ラエルの會衆の古昔證詞の幕屋のために集めたるが如き稅をユダとエルサレムより取きたらせざるやと　七 かの
惡き婦アタリヤの子等神の家を壞りかつエホバの家の諸の奉納物をバアルに供へたり
八 是において王の命にしたがひて一箱の匱を作りエホバの室の門の外にこれを置き　九 ユダとエルサレムに

イ申一三・九　ロ代上二三・六、三〇、三一、二四・一　ハ民二八・二　ニ代上二六・一　ホ王下一一・一九　ヘ王下一一・二二、一　チ王下一二・四　リ王下一二・七　ヌ出三〇・一二—一六　ル民一・五〇　徒七・四四　ヲ代下二一・一七　ワ代下二六・五　カ王下一二・九

一〇 宣布て汝ら神の僕モーセが荒野にてイスラエルに課したる如き稅をエホバに携へきたれと言けるに　一〇 一切の
一一 牧伯等および一切の民みな喜びて携へきたりその匱に投いれて遂に納めをはれり　一一 レビ人その匱に金の多くあ
るを見てこれを王の廳に携へゆく時は王の書記と祭司の長の下役きたりてその匱を傾むけ復これを取て本の處に
一二 持ゆけり日々に斯のごとくして金を聚むること夥多し　一二 而して王とエホヤダこれをエホバの家の工事を爲す者
に付し石工および木匠を雇ひてエホバの室を修繕はせまた鐵工および銅工を雇ひてエホバの室を修復せしめける
一三 が　一三 工人動作てその工事を成をへ神の室を本の狀に復してこれを堅固にす　一四 その既に成るにおよびて餘れる
一四 金を王とエホヤダの前に持いたりければ其をもてエホバの室のために器皿を作れり即ち奉事の器獻祭の器お
よび匙ならびに金銀の器を作れりエホヤダが世に在る日の間はエホバの室にて燔祭をさゝぐること絶ざりき
一五 一五 エホヤダは年邁み日滿て死りその死る時は百三十歳なりき　一六 人衆ダビデの邑にて王等の中間にこれを葬
一六 むる其は彼イスラエルの中において神とその殿とにむかひて善事をおこなひたればなり　一七 エホヤダの死たる後
一七 ユダの牧伯等きたりて王を拜す是において王これに聽したがふ　一八 彼らその先祖の神エホバの室を棄てアシラ像
一八 および偶像に事へたればその愆のために震怒ユダとエルサレムに臨めり　一九 エホバかれらを已にひきかへさんと
一九 預言者等を遣はし之にむかひて證をたてさせたまひしかども聽ことをせざりき
二〇 二〇 是において神の靈祭司エホヤダの子ゼカリヤに臨みければ彼民の前に高く起あがりて之に言けるは神かく
二一 宣ふ汝らエホバの誡命を犯して災禍を招くは何ぞや汝らエホバを棄たれば　二一 エホバも汝らを棄たまふと　二二 然る
二二 に人衆かれを害せんと謀り王の命によりて石をもてこれをエホバの室の庭にて擊殺せり　二三 斯ヨアシ王はゼカリ

ヨ代下二四・六　タ王下一二・一〇　レ王下一二・一三　ソ王一一・一四・二三　ツ士五・八、代下一九・二、二八・二三、ネ代下三六・一五　耶ナ代下一五・一、二〇　ム代下一五・二　ラ民一四・四一　ウ太二三・三五　ゐ七・五八、五九

ヤの父エホヤダが己にほどこせし恩を念ずしてその子を殺せり彼死る時にエホバこれを顧みこれを問討したまへと言り

二三　かくてその年の終るにおよびてスリアの軍勢かれにむかひて攻のぼりユダとエルサレムにいたりて民の牧伯等をことごとく民の中より滅ぼし絶ちその掠取物を凡てダマスコの王に遣れり　二四　この時スリアの軍勢は小勢にて來りけるにエホバ大軍をこれが手に付したまへり是はその先祖の神エホバを棄たるが故なり斯かれらヨアシを罰せり

二五　スリア人ヨアシに大傷をおはせて遺去けるがヨアシの臣僕等祭司エホヤダの子等の血のために黨をむすびて之に叛き之をその床の上に弑して死しめたり人衆これをダビデの邑に葬れり但し王の墓には葬らざりき　二六　黨をむすびて之に叛きし者はアンモンの婦シメアテの子ザバテおよびモアブの婦シムリテの子ヨザバデなりき

二七　ヨアシの子等の事ヨアシの告られし預言および神の室を修繕し事などは列王の書の註釋に記さるヨアシの子アマジヤこれに代りて王となれり

第二五章

一　アマジヤは二十五歳の時位に即きエルサレムにて二十九年の間世を治めたりその母はエルサレムの者にして名をエホアダンといふ　二　アマジヤはエホバの善と視たまふ事を行なひしかども心を全うしてこれを爲ざりき　三　彼國のおのが手に堅く立つにおよびてその父王を弑せし臣僕等を殺せり　四　然どその子女等をば殺さずしてモーセの書の律法に記せるごとく爲り即ちエホバ命じて言たまはく父はその子女の故によりて殺さるべからず子女はその父の故によりて殺さるべからず各々おのれの罪によりて殺さるべきなりと

イ 王下一二・一七　ロ 利二六・八　申三二・二七　ハ 利二六・二五　申二八・二五　ニ 代下二二・八　ホ 王下一二・二〇　ヘ 代下二四・二一　ト 王下一二・一八　チ 王下一二・二一　リ 王下一四・一　ヌ 王下一四・四　代下二五・一四　ル 王下一四・五　ヲ 申二四・一六　王下一四・六　申三一・三〇　結一八・二〇

ワ 民一・三　カ 代下二〇・六　ヨ 詩一〇・二二　タ 王下一四・七　レ 代下二八・二三　ソ 出二〇・三、五　ツ 詩九六・五　ネ 代下二五・一一

五　アマジヤ、ユダの人を集めその父祖の家にしたがひて或は千人の長に附屬せしめ或は百人の長に附屬せしむユダとベニヤミンともに然り且二十歳以上の者を數へ戈と楯とを執て戰鬪に臨む倔强の士三十萬を得　六　また銀百タラントをもてイスラエルより大勇士十萬を傭へり　七　時に神の人かれに詣りて言けるは王よイスラエルの軍勢をして汝とともに往しむる勿れエホバはイスラエル人すなはちエフライムの子孫とは偕にいまさざるなり　八　汝もし往ば心を强くして戰鬪を爲せ神なんぢをして敵の前に斃れしめたまはん神は助くる力ありまた倒す力あるなり　九　アマジヤ神の人にいひけるは然ば已にイスラエルの軍隊に與へたる百タラントを如何にすべきやアマジヤ神の人答へけるはエホバは其よりも多き者を汝に賜ふことを得るなりと　一〇　是においてアマジヤかのエフライムより來りて己に就る軍隊を分離してその處に歸らしめければ彼らユダにむかひて烈しく怒を發し火のごとくに怒りてその處に歸れり　一一　かくてアマジヤは力を强くしその民を率ゐて鹽の谷に往きセイル人一萬を擊殺せり　一二　ユダの子孫またこの外に一萬人を生擒て磐の頂に曳ゆき磐の頂よりこれを投おとしければ皆微塵に碎けたり　一三　前にアマジヤが己とともに戰鬪に往べからずとして歸し遣たる軍卒等サマリアよりベテホロンまでのユダの邑々を襲ひ人三千を擊ころし物を多く奪ふ

一四　アマジヤ、エドム人を戮して歸る時にセイル人の神々を携さへ來り之を安置して己の神となしその前に禮拜をなし之に香を焚り　一五　是をもてエホバ、アマジヤにむかひて怒を發し預言者をこれに遣はして言しめたまひけるは彼民の神々は己の民を汝の手より救ふことを得ざりし者なるに汝なにとて之を求むるや　一六　彼かく王に語れる時王これにむかひ我儕汝を王の議官となせしや止よ汝なんぞ擊殺されんとするやと言ければ預言者すなは

一七 ち止て言り我知る汝この事を行ひて吾諫を聽いれざるによりて神なんぢを滅ぼさんと決めたまふと
一七 斯てユダの王アマジヤ相議りて人をヨヒウの子ヨホアハズの子なるイスラエルの王ヨアシに遣し來れ我傍
一八 たがひに面をあはせんと言しめければ　一八 イスラエルの王ヨアシ、ユダの王アマジヤに言おくりけるはレバノン
の荊棘かつてレバノンの香柏に汝の女子を我子の妻に與へよと言おくりたること有しにレバノンの野獸とほりて
その荊棘を踏たふせり　一九 汝はエドム人を擊破れりと謂ひ心にたかぶりて誇る然ば汝家に安んじ居れ何ぞ禍を
一九 惹おこして自己もユダもともに亡びんとするやと
二〇 然るにアマジヤ聽ことをせざりき此事は神より出たる者にて彼らをその敵の手に付さんがためなり是は彼
二〇 らエドムの神々を求めしに因る　二一 是においてイスラエルの王ヨアシ上りきたりユダのベテシメシにてユダの王
二二 アマジヤと面をあはせたりしが　二二 ユダ、イスラエルに擊敗られて各々その天幕に逃かへりぬ　二三 時にイスラエ
二三 ルの王ヨアシはヨホアハズの子ヨアシの子なるユダの王アマジヤをベテシメシに執へてエルサレムに携へゆき
二四 エルサレムの石垣をエフライムの門より隅の門まで四百キユビト程を毀ち　二四 また神の室の中にてオベデエドム
二四 が守り居る一切の金銀および諸の器皿ならびに王の家の財寶を取りかつ人質をとりてサマリアに歸れり
二五 ユダの王ヨアシの子アマジヤはイスラエルの王ヨホアハズの子ヨアシの死てより後なほ十五年生存らへた
二六 り　二六 アマジヤのその餘の始終の行爲はユダとイスラエルの列王の書に記さるゝにあらずや　二七 アマジヤ翻へり
二七 てヨホバに從がはずなりし後エルサレムにおいて黨を結びて彼に敵する者ありければ彼ラキシに逃ゆきけるに
二八 その人々ラキシに人をやりて彼を其處に殺さしめたり　二八 人衆これを馬に負せてきたりユダの邑にてその先祖等

イ 申前二・二五　ロ 王下一四・八、九　ハ 王上一二・一五、代下二・一七、二　ニ 代下二五・一四　ホ 代下二一・一七、二　ヘ 王下一四・二七　ト 王下一四・二一、二　チ 創四一・一五 但一・一七・二・二・一九、二・一〇・一　リ 代下二四・二　ヌ 寒一四・二九　ル 代下二一・一六　ヲ 王下一四・一七・一一　ワ 王下一四・一三　カ 尼三・一三、一九、三三　亞一四・一〇

とともにこれを葬りぬ

第二六章

一 是においてユダの民みなウジヤをとりて王となしてその父アマジヤに代らしめたり時に年十六な
二 りき　二 彼エラテの邑を建てこれを再びユダに歸せしむ是はかの王がその先祖等とともに寢りし後
三 なりき　三 ウジヤは十六歳の時位に即きエルサレムにて五十二年の間世を治めたりその母はエルサレムの者にし
四 て名をヨコリアといふ　四 ウジヤはその父アマジヤが凡てなしたる如くヨホバの善と觀たまふ事を行ひ　五 神の
五 默示に明なりしかのゼカリヤの世にある日の間心をこめてヨホバを求めたりそのヨホバを求むる間は神これを
六 して幸福ならしめたまへり
六 彼いでてペリシテ人と戰ひガテの石垣ヤブネの石垣およびアシドドの石垣を圮しアシドドの地ならびにペ
七 リシテ人の中間に邑を建つ　七 神かれを助けてペリシテ人グルバアルに住むアラビヤ人およびメウニ人を攻擊し
八 めたまへり　八 アンモニ人はまたウジヤに貢を納るウジヤの名つひにエジプトの入口までも廣まれり其は甚だ强
九 くなりければなり　九 ウジヤ、エルサレムの隅の門谷の門および角隅に戍樓を建てこれを堅固にし　一〇 また荒野
一〇 に戍樓を建て許多の水溜を堀り其は家畜を多く有たればなり亦平野にも平地にも家畜を有り又山々およびカルメ
一一 ルには農夫と葡萄を修る者を有り農事を好みたればなり　一一 ウジヤ戰士一旅團あり書記ヨイエルと牧伯マアセヤ
一二 の數調査によりて隊々にわかれて戰爭に出づ皆王の軍長ハナニヤの手に屬す　一二 大勇士の族長の數は都合二千
一三 六百　一三 その手に屬する軍勢は三十萬七千五百人みな大なる力をもて戰ひ王を助けて敵に當る　一四 ウジヤその
一四 全軍のために楯戈兜鎧弓および投石器の石を備ふ　一五 彼またエルサレムにおいて工人に機械を案へ造らしめ
一五 之を戍樓および石垣に施こし之をもて矢ならびに大石を射出せり是においてその名遠く廣まれり其は非常の援助

を蒙りて旺盛になりたればなり

一六 然るに彼旺盛になるにおよびその心に高ぶりて惡き事を行なへり即ち彼その神ヱホバにむかひて罪を犯し
ヱホバの殿に入て香壇の上に香を焚んとせり　一七 時に祭司アザリヤ、ヱホバの祭司たる勇者八十人を率ゐて彼の
後にしたがひ入り　一八 ウジヤ王を阻へてこれに言けるはウジヤよヱホバに香を焚ことは汝のなすべき所にあらず
アロンの子孫にして香を焚ために潔められたる祭司等のなすべき所なり聖所より出よ汝は罪を犯せりヱホバ神な
一九 んぢに榮を加へたまはじと　一九 是においてウジヤ怒を發し香鑪を手にとりて香を焚んとせしがその祭司にむかひ
二〇 て怒を發しをる間に癩病その額に起れり時に彼はヱホバの室にて祭司等の前にあたりて香壇の側にをる　二〇 祭司
の長アザリヤおよび一切の祭司等彼を見しに已にその額に癩病生じゐたれば彼を其處より速にいだせり彼も
二一 またヱホバの已を擊たまへるを見て自ら急ぎて出去り　二一 ウジヤ王はその死る日まで癩病人となり居しがその癩
病人となるにおよびては別殿に住りヱホバの室より斷れたればなり其子ヨタム王の家を管理て國の民を審判り
二二 二三 ウジヤのその餘の始終の行爲はアモツの子預言者イザヤこれを書記したり　二三 ウジヤその先祖等とともに寢
りたれば彼は癩病人なりとて王等の墓に連接る地にこれを葬りてその先祖等とともならしむその子ヨタムこれに
代りて王となれり

第二七章

一 ヨタムは二十五歳の時位に即きヱルサレムにて十六年の間世を治めたり其母はザドクの女にして
二 名をヱルシヤといふ　二 ヨタムはその父ウジヤの凡て爲たるごとくヱホバの善と視たまふ事をなせ
三 り但しヱホバの殿には入ざりき民は尚惡き事を爲り　三 彼ヱホバの家の上の門を建なほしオペルの石垣を多く築

イ 申三二・一六　ロ 申八・一四　二五・一九　代下
ハ 王下一六・一二、一　ホ 民一六・四〇、一八・七　ト 民一二・一〇　王下 五・二七　リ 王下一五・五　ヌ 利一三・四六　民五　ル 箴一・一　ヲ 王下一五・七　箴六　カ 王下一五・三五
ニ 代下六・一〇　ヘ 出三〇・七、八　チ 詩六・一二

き増し　四 ユダの山地に數箇の邑を建て林の間に城および戍樓を築けり　五 彼アンモニ人の王と戰ひこれに勝り
其年アンモンの子孫銀百タラント小麥一萬石大麥一萬石を彼におくれりアンモンの子孫は第二年にも第三年に
も是のごとく彼に貢をいる　六 ヨタムその神ヱホバの前においてその行を堅うしたるに因て權能ある者となれり
七 ヨタムのその餘の行爲その一切の戰鬪およびその行などはイスラエルとユダの列王の書に記さる　八 彼は二
十五歳の時位に即きヱルサレムにて十六年の間世を治めたり　九 ヨタムその先祖等とともに寢りたればダビデの
邑にこれを葬れりその子アハズこれに代りて王となる

第二八章

一 アハズは二十歳の時位に即きヱルサレムにて十六年の間世を治めたりしがその父ダビデと異にし
二 てヱホバの善と觀たまふ所を行はず　二 イスラエルの王等の道にあゆみ亦諸のバアルのために
三 像を鑄造り　三 ベンヒンノムの谷にて香を焚きその子を火に燒きなどしてヱホバがイスラエルの子孫の前より逐
四 はらひたまひし異邦人の行ふところの憎むべき事に傚ひ　四 また崇邱の上丘の上一切の青木の下にて犧牲を
さゝげ香を焚り　五 是故にその神ヱホバかれをスリアの王の手に付したまひてスリア人つひに彼を擊破りその人々を衆く虜囚
五 としてダマスコに曳ゆけり彼はまたイスラエルの王の手にも付されたればイスラエルの王かれを擊て大にその人
六 を殺せり　六 すなはちレマリヤの子ペカ、ユダにおいて一日の中に十二萬人を殺せり皆勇士なりき是は彼らその
七 先祖の神ヱホバを棄しによるなり　七 その時にエフライムの勇士ジクリといふ者王の子マアセヤ宮內卿アズリカ
ムおよび王に亞ぐ人エリカナを殺せり

ヨ 王下一五・三八　タ 王下一六・二　レ 士二・一一　ソ 出三四・一七　利 ネ 利一八・二一　王下 一九・四　ツ 王下二三・一〇　ナ 箴七・一　ラ 王下一六・五、六　一六・三　代下三三・六　ム 王下一五・二七

八 イスラエルの子孫つひにその兄弟の中より婦人ならびに男子女子など合せて二十萬人を俘擄にしまた衆多
九 の掠取物を爲しその掠取物をサマリアに携へゆけり　九 時に彼處にヱホバの預言者ありその名をオデデといふ彼
サマリアに歸れる軍勢の前に進みいでて之に言けるは汝らの先祖の神ヱホバ、ユダを怒りてこれを汝らの手に付
一〇 したまひしが汝らは天に達するほどの忿怒をもて之を殺せり　一〇 然のみならず汝ら今ユダとエルサレムの子孫を
二 壓つけて己の奴婢となさんと思ふ然ども汝ら自身もまた汝らの神ヱホバに罪を獲たる身にあらずや　二 然ば今我
に聽き汝らがその兄弟の中より擄へ來りし俘擄を放ち歸せヱホバの烈しき怒なんぢらの上に臨まんとすればなり
一二 と　一二 是においてエフライム人の長たる人々すなはちヨハナンの子アザリヤ、メシレモテの子ベレキヤ、シャルム
一三 の子ヒゼキア、ハデライの子アマサ等戰爭より歸れる者等の前に立ふさがりて　一三 之にいひけるは汝ら俘擄を此
に曳いるべからず汝らは我らをしてヱホバに愆を得せしめて更に我らの罪愆を增んとす我らの愆は大にして烈し
一四 き怒イスラエルにのぞまんとするなりと　一四 是において兵卒等その俘擄と掠取物を牧伯等と全會衆の前に遺おき
一五 ければ　一五 上に名を擧げたる人々たちて俘擄を受取り掠取物の中より衣服を取てその裸なる者に着せ之に靴を穿
せ食飲を爲しめ膏油を沃ぎ等しその弱き者をば盡く驢馬に乘せ斯して之を棕櫚の邑ヱリコに導きゆきてその兄弟
一六 に詣らしめ而してサマリアに歸れり　一六 當時アハズ王人をアッスリヤの王等に遣はして援助を乞しむ　一七 其はヱドム人また來りてユダを攻擊ち民
一八 を擄へて去たればなり　一八 ペリシテ人もまた平野の邑々およびユダの南の邑々を侵してベテシメシ、アヤロン、
一九 ゲデロテおよびショコとその鄕里テムナとその鄕里ギムゾとその鄕里を取て其處に住めり　一九 イスラエルの王

イ 代下一一・四　結二五・一二、一五、八 曠九・六 默一八・五　ホ 雅二・一三
ロ 詩六九・二六 箴一〇・五、四七・六　ニ 利二五・三九、四二、四三・四六　ヘ 代下二八・一二　ト 王下一六・一二 雙
亞一・一五　チ 申三四・三　士一・ヌ 結一六・二七、五七　リ 王下一六七

二〇 アハズの故をもてヱホバかくユダを卑くしたまふ其は彼ユダの中に淫逸なる事を行ひかつヱホバにむかひて大に
二一 罪を犯したればなり　二〇 アッスリヤの王テグラテピレセルは彼の所に來りしかども彼に力をそへずして反てこれ
を煩はせり　二一 アハズ、ヱホバの家と王の家および牧伯等の家の物を取てアッスリヤの王に與へけれどもアハズ
二二 を援くることをせざりき　二二 このアハズ王はその困難の時に當りてますますヱホバに罪を犯せり　二三 即ち彼おのれを擊るダマスコの神
二三 神に犧牲を獻げて言ふスリアの王等の神々はその王等を助くれば我もこれに犧牲を獻げん然ば彼ら我を助けんと
二四 然れども彼等はかへつてアハズとイスラエル全國を仆す者となれり　二四 アハズ神の室の器皿を取聚めて神の室の
二五 器皿を切やぶりヱホバの室の戸を閉ぢエルサレムの隅々に凡て祭壇を造り　二五 ユダの一切の邑々に崇邱を造り
二六 て別神に香を焚き等してその先祖の神ヱホバの忿怒を惹おこせり　二六 アハズのその餘の始終の行爲およびその
二七 一切の行跡はユダとイスラエルの列王の書に記さる　二七 アハズその先祖等とともに寢りたればエルサレムの邑に
これを葬れり然どイスラエルの王等の墓にはこれを持ゆかざりき其子ヒゼキヤこれに代りて王となる

第二九章

一 ヒゼキヤは二十五歳の時位に即きエルサレムにて二十九年の間世を治めたりその母はゼカリヤ
二 の女にして名をアビヤといふ　二 ヒゼキヤはその父ダビデの凡てなしたる如くヱホバの目に善と視
三 たまふ事をなせり　三 即ち彼その治世の第一年一月にヱホバの室の戸を開きかつ之を修繕ひ　四 祭司およびレビ
四 人を携さへいりて東の廣場にこれを集め　五 而して之にいひけるはレビ人よ我に聽け汝等いま身を潔めて汝等の
五 先祖の神ヱホバの室を潔め汚穢を聖所より除きされ　六 夫我らの先祖は罪を犯し我らの神ヱホバの目に惡しと見

ル 代下二一・二　ヲ 出三二・二五　ワ 王下一五・二九、一　カ 代下二五・一四　ヨ 耶四四・一七、一八　タ 代下二九・三、七　レ 王下一六・一九、二　ソ 王下一八・一　ツ 代下二六・五　ネ 代上二八・二四、二　ナ 代上一五・一二　代下三五・六　九・七

七 たまふことを行ひてヱホバを棄てヱホバの住所に面を背けて後をこれに向け　七 また廊の戸を閉ぢ燈火を消し
八 聖所にてイスラエルの神に香を焚ず燔祭を獻げざりし　八 是をもてヱホバの忿怒ユダとエルサレムに臨みヱホバ
九 彼等をして打たゞよはされしめ詫異とならしめ胡盧とならしめたまへり汝らが目に覩るごとし　九 即ち我儕の父、
一〇 は劍に斃れ我らの男子女子及び妻等はこれがために俘擄となれり　一〇 今我イスラエルの神ヱホバと契約を結ばん
一一 とする意志ありその烈しき怒我らを離るゝことあらん　一一 我子等よ今は怠たる勿れヱホバ汝らを擇びて己の前に
立て事へしめ己に事ふる者となし香を焚く者となしたまひたればなりと

一二 是においてレビ人起り即ちコハテの子孫の中にてはアマサイの子マハテおよびアザリヤの子ヨエル、メ
一三 ラリの子孫の中にてはアブデの子キシおよびエハレレルの子アザリヤ、ゲルション人の中にてはジンマの子ヨア
一三 およびヨアの子エデン　一三 エリザパンの子孫の中にてはシムリおよびエイエル、アサフの子孫の中にてはゼカリ
一四 ヤおよびマッタニヤ　一四 ヘマンの子孫の中にてはヱヒエルおよびシメイ、ヱドトンの子孫の中にてはシマヤおよ
一五 びウジエル　一五 かれらその兄弟を集へて身を潔めヱホバの言に依りて王の傳へし命令にしたがひてヱホバの室を
一六 潔めんとて入きたり　一六 祭司等ヱホバの室の奥に入りてこれを潔めヱホバの殿にありし汚穢をことごとくヱホバ
一七 の室の庭に携へいだせばレビ人それを受て外にいだしキデロン河に持いたる　一七 彼ら正月の元日に潔むることを
始めてその月の八日にヱホバの廊におよびまたヱホバの家を潔むるに八日を費し正月の十六日にいたりて之を終
一八 れり　一八 かくて彼らヒゼキヤ王の處に入て言ふ我らヱホバの室をことごとく潔めまた燔祭の壇とその一切の器具
一九 および供前のパンの案とその一切の器皿とを潔めたり　一九 またアハズ王がその治世に罪を犯して棄たりし一切の

イ 耶二・二七　結八・一六　ハ 代下二四・一八　ニ 王上九・八　耶一八・二六、一九・八、　ホ 代下二八・五、六、　ト 民三・六、八・一四、　二五・九、一八・二九　八・一七　ヘ 代下一五・一二　チ 代下二九・五　リ 代上二三・二八　一八・二六　ヌ 代下二八・二四　ロ 代下二八・二四

器皿をも整へてこれを潔めヱホバの壇の前にこれを据置りと
二〇 是においてヒゼキヤ王蚤に起いで邑の牧伯等をあつめてヱホバの家にのぼり往き　二一 牡牛七匹牡羊七匹
二一 羔羊七匹牡山羊七匹を牽きたらしめ國と聖所とユダのためにこれを罪祭となしアロンの子孫たる祭司等に命じて
二二 これをヱホバの壇の上に獻げしむ　二二 即ち牡牛を宰れば祭司等その血を受て壇に灑ぎまた牡羊を宰ればその血を
二三 壇に灑ぎまた羔羊を宰ればその血を壇に灑げり　二三 かくて人々罪祭の牡山羊を王と會衆の前に牽きたりければ
二四 彼らその上に手を按り　二四 而して祭司これを宰りその血を罪祭として壇の上に獻げてイスラエル全國のために
贖罪をなせり是は王イスラエル全國の爲に燔祭および罪祭を獻ぐることを命じたるに因る
二五 王レビ人をヱホバの室に置きダビデおよび王の先見者ガドと預言者ナタンの命令にしたがひて之に鐃鈸瑟
二六 および琴を執しむ是はヱホバがその預言者によりて命じたまひし所なり　二六 是においてレビ人はダビデの樂器を
二七 とり祭司は喇叭をとりて立つ　二七 時にヒゼキヤ燔祭を壇の上に獻ぐることを命ぜり燔祭をさゝげ始むるときヱホ
二八 バの歌をうたひ喇叭を吹きイスラエルの王ダビデの樂器をならしはじめたり　二八 しかして會衆みな禮拜をなし
謳歌者歌をうたひ喇叭手喇叭を吹ならし燔祭の終るまで凡て斯ありしが
二九 獻ぐる事の終るにおよびて王および之と偕に在る者皆身をかゞめて禮拜をなせり　三〇 かくて又ヒゼキヤ王
三〇 および牧伯等レビ人に命じダビデと先見者アサフの詞をもてヱホバを讃美せしむ彼等喜樂をもて讃美し首を
さげて禮拜す
三一 時にヒゼキヤこたへて言けるは汝らすでにヱホバに事へんために身を潔めたれば進みよりてヱホバの室に

ル 利四・三・一四　ヲ 利八・一四、一五、一　九・二四　來九・二一　ワ 利四・一五・一四　カ 利一四・二〇　ヨ 代上一六・四、二五　タ 代上二三・五、二五　レ 申後二四・一一　ソ 代下三〇・一二　ツ 代上二三・五　廢六　ネ 民一〇・八、一〇 代ナ 代下二三・一八　上一五・二四、一六　ラ 代下二〇・一八

犧牲および感謝祭を携へきたれと會衆すなはち犧牲および感謝祭を携へきたる又志ある者はみな燔祭を携ふ
三二 會衆の携へきたりし燔祭の數は牡牛七十牡羊一百羔羊二百是みなヱホバに燔祭として奉つる者なり 三三 ま
三四 た奉納物は牛六百羊三千なりき 三四 然るに祭司寡くしてその燔祭の物の皮を剝つくすこと能はざりければその
兄弟たるレビ人これを助けてその工を終ふ斯る間に他の祭司等も身を潔むレビ人は祭司よりも心正しくして身を
三五 潔めたり 三五 燔祭夥多しくあり酬恩祭の脂及びすべての燔祭の酒も然り斯ヱホバの室の奉事備はれり 三六 この事
三六 俄なりしかども神かく民の爲に備をなしたまひしに因てヒゼキヤおよび一切の民喜べり

第三〇章

一 一 茲にヒゼキヤ、イスラエルとユダに遍ねく人を遣しまた書をエフライムとマナセに書おくりヱル
二 サレムなるヱホバの室に來りてイスラエルの神ヱホバに逾越節を行はんことを勸む 二 王すでに
三 その牧伯等およびヱルサレムにある會衆と議り二月をもて逾越節を行はんと定めたり 三 其は祭司の身を潔めし
四 者足ず民またヱルサレムに集らざりしに因て彼時にこれを行ふことを得ざればなり 四 王も會衆もこの事を見て
五 善となし 五 即ちこの事を定めてベエルシバよりダンまでイスラエルに遍ねく宣布しめしヱルサレムに來りて
イスラエルの神ヱホバに逾越節を行はんことを勸む是はその錄されたるごとくにこれを行ふ事久しく無りしが故
六 なり 六 飛脚すなはち王とその牧伯等が授けし書をもちてイスラエルとユダを遍ねく行めぐり王の命を傳へて云
ふイスラエルの子孫よ汝らアブラハム、イサク、イスラエルの神ヱホバに起歸れ然ばヱホバ、アッスリヤの王等
七 の手より逃れて遺るところの汝らに歸りたまはん 七 汝らの父および兄弟の如くならざれ彼らその先祖の神ヱホ
八 バにむかひて罪を犯したればこれを滅亡に就しめたまへり汝らが見るごとし 八 然ば汝らの父のごとく汝ら項を

イ利七・二二　ロ代三五・一一　ハ代下三〇・三
ニ詩七・一〇　ホ利三・二六　ヘ民一五・五・七・一〇
ト民九・一〇・一一　チ代下二九・三四　リ出一二・六・一八
ヌ耶四・一耳二・二三　ル王下一五・一九・二　ワ代下二九・八　カ申一〇・一六
ヨ代下二九・一〇　タ詩一〇六・四六　レ出三四・六
ソ歴五五・七　ツ代下三六・一六　ネ代下一一・一六、
ナ詩二・一三　ラ代下二九・二五
ム代下二八・二四　ウ代下二七・三四　ヰ出一二・四三　ク代下一九・三
ノ代下三〇・一一　オ出一二・四三　ク代下一九・三
ヤ歴二九・八　マ代下二九・八　ケ申一〇・一六

強くせずしてヱホバに歸服しその永久に聖別たまひし聖所に入り汝らの神ヱホバに事へよ然ればその烈しき怒
九 なんぢらを離れん 九 汝ら若ヱホバに歸らば汝らの兄弟および子女その己を擄へゆきし者の前に矜憫を得て遂に
また此國にかへらん汝らの神ヱホバは恩惠あり憐憫ある者にましませば汝らこれに起かへるにおいては面を汝ら
に背けたまはじと
一〇 一〇 かくのごとく飛脚エフライム、マナセの國にいりて邑より邑に行めぐりて遂にゼブルンまで至りしが人衆
一一 これを嘲り笑へり 一一 但しアセル、マナセおよびゼブルンの中より身を卑くしてヱルサレムに來りし者もあり
一二 一二 またユダに於ては神その力をいだして人々に心を一にせしめ王と牧伯等がヱホバの言に依て傳へし命令を
之に行はしむ
一三 一三 斯りしかば二月にいたりて民酵いれぬパンの節をおこなはんとて多くヱルサレムに來り集れりその會はな
一四 はだ大なりき 一四 彼等すなはち起てヱルサレムにある諸の壇を取のぞきまた一切の香壇を取のぞきてこれをキデ
一五 ロン川に投すて 一五 二月の十四日に逾越の物を宰れり是において祭司等およびレビ人は自ら恥ぢ身を潔めてヱホ
一六 バの室に燔祭を携へきたり 一六 神の人モーセの律法に循ひ例に依て各々その所に立ち而して祭司等レビ人の手よ
一七 り血を受て灑げり 一七 時に會衆の中に未だ身を潔めざる者多かりければレビ人その潔からざる一切の人々に代り
一八 て逾越の物を宰りてヱホバに潔め獻ぐ 一八 また衆多の民すなはちエフライム、マナセ、イツサカル、ゼブルンよ
り來りし衆多の者未だ身を潔むる事をせずその書錄されし所に違ひて逾越の物を食へり是をもてヒゼキヤこれが
一九 ために祈りて云ふ 一九 惠ふかきヱホバよ凡そその心を傾けて神を求めその先祖の神ヱホバを求むる者は假令聖所

二〇 の潔齋に循はざるとも願くは是を赦したまへと　二一 エホバ、ヒゼキヤに聽て民を醫したまへり　二二 エルサレムに
二一 きたれるイスラエルの子孫は大なる喜悅をいだきて七日の間酵いれぬパンの節をおこなへり又レビ人と祭司は日
二二 日にエホバを讃美し高聲の樂を奏してエホバを頌へたり　二三 ヒゼキヤ、エホバの奉事に善通じをる一切のレビ人
二二 を深く勞らふ斯人衆酬恩祭を獻げその先祖の神エホバに感謝して七日のあひだ節の物を食へり
二三 かくて又全會あひ議りて更に七日を守らんと決め喜悅をいだきてまた七日を守れり　二四 時にユダの王ヒゼ
二四 キヤは牡牛一千羊七千を會衆に餽り又牧伯等は牡牛一千羊一萬を會衆に餽れり祭司もまた衆く身を潔めたり
二五 ユダの全會衆および祭司レビ人ならびにイスラエルより來れる全會衆およびイスラエルの地より來れる異邦
二五 人とユダに住む異邦人みな喜べり　二六 かくエルサレムに大なる喜悅ありきイスラエルの王ダビデの子ソロモンの
二六 時より以來かくのごとき事エルサレムに在ざりしなり　二七 この時祭司レビ人起て民を祝しけるにその言聽れその
二七 祈禱エホバの聖き住所なる天に達せり

第三一章

一 この事すべて終りしかば其處に在しイスラエル人みなユダの邑々に出ゆき柱像を碎きアシラ像を
一 斫たふしユダとベニヤミンの全地より崇邱と祭壇を崩し絶ちエフライム、マナセにも及ぼして遂
二 にまつたく之を毀ち而してイスラエルの子孫おのおのその邑々に還りて己の產業にいたれり
二 ヒゼキヤ祭司およびレビ人の班列を定めその班列にしたがひて各々にその職を行はしむ即ち祭司とレビ人
三 をして燔祭および酬恩祭を獻げしめエホバの營の門において奉事をなし感謝をなし讃美をなさしめ　三 また己の
三 財產の中より王の分を出して燔祭のためにす即ち朝夕の燔祭および安息日朔日節會などの燔祭のために之を出

イ 出一二・一五、一三　ロ 申三三・一〇　ハ 刺一〇・一一　ニ 王上八・八五　ホ 代下三五・七、八　ヘ 代下二九・三四　ト 代下三〇・一一、　チ 民六・二三　リ 王下一八・四　ヌ 代上二三・六、二四　ル 代上二三・三〇、

四 してエホバの律法に記さるゝ如くす　四 彼またエルサレムに住む民に祭司とレビ人にその分を與へんことを命ず
五 是かれらをしてエホバの律法に身を委ねしめんとてなり　五 其命令の傳はるや否やイスラエルの子孫穀物酒油
六 蜜ならびに田野の諸の產物の初を多く獻げまた一切の物の什一を夥多しく携へきたる　六 ユダの邑々に住るイス
七 ラエルとユダの子孫もまた牛羊の什一ならびにその神エホバに納むべき聖物の什一を携へきたりてこれを積疊ぬ
七 三月に之を積疊ぬることを始め七月にいたりて之を終れり　八 ヒゼキヤおよび牧伯等きたりて其積疊ねたる
八 物を見エホバとその民イスラエルを祝せり　九 ヒゼキヤその積疊ねたる物の事を祭司とレビ人に問尋ねければ
九 一〇 ザドクの家より出し祭司の長アザリヤ彼に應へて言けるは民エホバの室に禮物を携ふることを始めしより
一〇 以來我儕飽までに食ひしがその餘れる所はなはだ多しエホバその民をめぐみたまひたればなりその餘れる所かく
一一 のごとく夥多しと
一二 ヒゼキヤ、エホバの家の內に室を設くることを命じければ則ちこれを設け　一二 忠實にその禮物什一および
一三 奉納物を携へいれりレビ人コナニヤこれを主どりその兄弟シメイこれに副ふ　一三 ヒエル、アザジヤ、ナハテ、
一三 アサヘル、ヒエレモテ、ヨザバデ、エリエル、イスマキヤ、マハテ、ベナヤ等ヒゼキヤ王および神の室の宰アザリ
一四 ヤの命に依りコナヤおよびその兄弟シメイの手下につきてこれが監督者となる　一四 東の門を守る者レビ人エムナ
一五 の子コレ神に獻ぐる誠意よりの禮物を司どりてエホバの獻納物および至聖物を頒つ　一五 その手につく者はエデ
一五 ン、ミニヤミン、エシユア、シマヤ、アマリヤおよびシカニヤみな祭司の邑々に居てその職を盡しその兄弟に
一六 班列に依て之を頒つ大小ともに均し　一六 此外にまた凡て名簿に載たる男子三歳以上にしてエホバの室に入りその

チ 民二八・二九、二九・一〇　ワ 民一八・八　カ 馬二・七　ヨ 出二二・二九　タ 利二七・三〇　レ 馬三・一〇　ツ 雷二一・九　ソ 尼一三・一三　ヌ 代上二三・六、二四　ル 代上二三・三〇、

一七 班列にしたがひて日々の職分を盡し擔任の勤務を爲すところの者に之を頒つ　一七 またその宗家にしたがひて名簿
一八 に載られその班列にしたがひて擔任の事を執行ふところの祭司および二十歳以上のレビ人　一八 ならびに名簿に載
たるその小き者その妻その男子その女子などに盡く之を頒つ會中すべて然り即ち彼等は潔白忠實にその職を盡せ
一九 り　一九 また邑々の郊地に居るアロンの子孫たる祭司等のためには邑ごとに人を名指し選び祭司の中の一切の男
およびレビ人の中の名簿に載せたる一切の者にその分を予へしむ
二〇 二一 二〇 ヒゼキヤ、ユダ全國に斯のごとく爲し善事正き事忠實なる事をその神エホバの前に行へり　二一 凡てその神の
室の職務につき律法につき誡命につきて行ひ始めてその神を求めし工は悉く心をつくして行ひてこれを成就たり

第三二章

一 ヒゼキヤが此等の事を行ひ且つ忠實なりし後アッスリヤの王セナケリブ來りてユダに入り堅固
なる邑々にむかひて陣を張り之を攻取んとす　二 ヒゼキヤ、セナケリブの既に來りエルサレムに攻
三 むかはんとするを見　三 その牧伯等および勇士等と謀りて邑の外なる一切の泉水を塞がんとす　四 彼等これを助く
四 衆多の民あつまりて一切の泉水および國の中を流れわたる溪河を塞ぎていひけるはアッスリヤの王等來りて水
五 を多く得ば豈で可らんやと　五 ヒゼキヤまた力を強くし破れたる石垣をことごとく建なほして之を戍樓まで築き
六 上げその外にまた石垣をめぐらしダビデの邑のミロを堅くし戈盾を多く造り　六 軍長を多く民の上に立て邑の門
七 の廣場に民を集めてこれを勞ひて言ふ　七 汝ら心を強くし且勇めアッスリヤの王のためにも彼とともなる群衆の
八 ためにも懼るゝ勿れ慄く勿れ我らとともなる者は彼とともなる者よりも多きぞかし　八 彼とともなる者は肉の
腕なり然れども我らとともなる者は我らの神エホバにして我らを助け我らに代りて戰かひたまふべしと民はユダ

イ 代上二三・二四、二　三五・二　ロ 利二五・三四　民　八代下三一・二一—一　ニ 王下二〇・三　ホ 王下一八・一三　三六・一　ヘ 雅二二・九・一〇　ト 代下二五・二三　チ 撒後五・九　王上九　ヌ 代下二〇・一五　リ 申三一・六　ル 王下六・一六　ヲ 耶一七・五　約壽四　ワ 代下一三・一二　羅　八・三一

カ 王下一八・一七　ヨ 王下一八・一九　タ 王下一八・三〇　レ 王下一八・二二　ソ 王下一八・三三—三　五　ツ 王下一八・二九　ネ 王下一九・九　ナ 王下一九・一二　ラ 王下一八・二八　ム 王下一八・二六—二　八　ウ 王下一九・一八

九 の王ヒゼキヤの言に安んず
九 此後アッスリヤの王セナケリブその全軍をもてラキシを攻圍み居りて臣僕をエルサレムに遣はしてユダの
一〇 王ヒゼキヤおよびエルサレムにをる一切のユダ人に告しめて云く　一〇 アッスリヤの王セナケリブかく言ふ汝ら何
一一 を恃みてエルサレムに閉籠りをるや　一一 ヒゼキヤ我らの神エホバ、アッスリヤの王の手より我らを救ひ出したま
一二 はんと言て汝らを誘かし汝らをして饑渴て死しめんとするに非ずや　一二 此ヒゼキヤはすなはちエホバの諸の
崇邱と祭壇を取のぞきユダとエルサレムとに命じて汝らは唯一の壇の前にて崇拜を爲しその上に香を焚べしと
一三 言し者にあらずや　一三 汝らは我およびわが先祖等が諸の國の民に爲したる所を知ざるか其等の國々の民の神少許
一四 にてもその國をわが手より救ひ取ることを得しや　一四 わが先祖等の滅ぼし盡せし國民の諸の神の中誰か己の民
をわが手より救ひ出すことを得し者あらんや然れば汝らの神いかでか汝らをわが手より救ひいだすことを得ん
一五 然れば斯ヒゼキヤに欺かるゝ勿れ誘かさるゝ勿れまた彼を信ずる勿れ何の民何の國の神もその民を我手また
一六 は我父祖の手より救ひ出すことを得ざりしなれば況て汝らの神いかでか我手より汝らを救ひ出すことを得んと
一七 セナケリブの臣僕等この外にも多くエホバ神およびその僕ヒゼキヤを誹れり　一七 セナケリブまた書をかき
おくりてイスラエルの神エホバを嘲りかつ誹り諸國の民の神々その民をわが手より救ひいださざりし如くヒゼキ
一八 ヤの神もその民をわが手より救ひ出さじと云ふ　一八 彼ら遂に大聲を擧げユダヤ語をもて石垣の上なるエルサレム
一九 の民に語ひ之を威しかつ擾せり是は邑を取んとてなり　一九 斯かれらはエルサレムの神を論ずること人の手の作な
る地上の民の神々を論ずるがごとくせり

二〇 是によりてヒゼキヤ王およびアモツの子預言者イザヤともに祈禱て天に呼はりければ　二一 ヱホバ天の使一箇を遣はしてアツスリヤ王の陣營にある一切の大勇士および將官軍長等を絶しめたまへり斯りしかば王面を赧らめて己の國に還りけるがその神の家にいりし時其身より出たる者等劍をもて之を其處に弑せり　二二 是のごとくヱホバ、ヒゼキヤとヱルサレムの民をアツスリヤの王セナケリブの手および諸人の手より救ひいだし四方において之を守護たまへり　二三 是において衆多の人獻納物をヱルサレムに携へきたりてヱホバに奉りまた財寶をユダの王ヒゼキヤに餽れり此後ヒゼキヤは萬國の民に尊び見らる

二四 當時ヒゼキヤ病て死んとせしがヱホバに祈りければヱホバこれに告をなし之に休徵を賜へり　二五 然るにヒゼキヤその蒙むりし恩に酬ゆることをせずして心に高ぶりければ震怒これに臨まんとしまたユダとヱルサレムに臨まんとせしが　二六 ヒゼキヤその心に高慢を悔て身を卑くしヱルサレムの民も同じく然なしたるに因てヒゼキヤの世にはヱホバの震怒かれらに臨まざりき

二七 ヒゼキヤは富と貴を極め府庫を造りて金銀寶石香物楯および各種の寶貴き器物を藏め　二八 また倉廩を造りて穀物酒油などの產物を藏め圈を造りて種々の家畜を置き牢を造りて羊の群を置き　二九 また許多の邑を設けかつ牛羊を夥多しく有り是は神貨財を甚だ多くこれに賜ひしが故なり　三〇 このヒゼキヤまたギホンの水の上の源を塞ぎてこれを下より眞直にダビデの邑の西の方に引り斯ヒゼキヤはその一切の工を善なし就たり　三一 但しバビロンの君等が使者を遣はしてこの國にありし奇蹟を問しめたる時には神かれを棄おきたまへり是その心に有ところの事を盡く知んがために之を試みたまへるなり

イ王下一九・一五　ロ王下一九・二四　ハ王下一九・三五　ニ代下一七・五　ホ代下一・一　ヘ王下二〇・一　ト詩一一六・一二　チ代下二六・一六　リ代下二四・一八　ヌ申二六・一八、一九　ルヲ王下二〇・一九　ワ箴二二・九・一一　カ王下二〇・一二箴三九・一　ヨ申八・二　タ王下一八・二〇・レ箴三六・一三九・　ソ王下二〇・二一　ツ傳一〇・七　ネ王下二一・一

三二 ヒゼキヤのその餘の行爲およびその德行はユダとイスラエルの列王紀の書の中なるアモツの子預言者イザヤの默示の中に記さる　三三 ヒゼキヤその先祖等と偕に寢りたればダビデの子孫の墓の中なる高き處にこれを葬りユダの人々およびヱルサレムの民みな厚くその死を送れり其子マナセこれに代りて王となる

第三三章

一 マナセは十二歲の時位に即きヱルサレムにて五十五年の間世を治めたり　二 彼はヱホバの目に惡しと觀たまふことを爲しイスラエルの子孫の前よりヱホバの逐はらひたまひし國人の行ふところの憎むべき事に傚へり　三 即ちその父ヒゼキヤの毀ちたりし崇邱を改ため築き諸のバアルのために壇を設けアシラ像を作り天の衆群を拜みて之に事へ　四 またヱホバが我名は永くヱルサレムに在べしと宣まひしヱホバの室の內に數箇の壇を築き　五 天の衆群のためにヱホバの室の兩の庭に壇を築き　六 またベンヒンノムの谷にてその子女に火の中を通らせかつ占卜を行ひ魔術をつかひ禁厭を爲し憑鬼者と卜筮師を取用ひなどしてヱホバの目に惡と視たまふ事を多く行ひてその震怒を惹起せり　七 彼またその作りし偶像を神の室に安置せり神此室につきてダビデとその子ソロモンに言たまひし事あり云く我この室と我がイスラエルの諸の支派の中より選びたるヱルサレムとに我名を永く置んで　八 彼らもし我が凡て命ぜし事すなはちモーセが傳へし一切の律法と法度と例典を謹みて行はゞ我が汝らの先祖のために定めし地より我これが足を重てうつさじと　九 マナセかくユダとヱルサレムの民とを迷はして惡を行はしめたり其狀イスラエルの子孫の前にヱホバの滅ぼしたまひし異邦人よりも甚だし　一〇 ヱホバ、マナセおよびその民を諭したまひしかども聽ことをせざりき　一一 是をもてヱホバ、アツスリヤの王の軍勢の諸將をこれに攻來らせたまひて彼等つひにマナセを鉤にて擄へ之を杻械に繫ぎてバビロンに曳ゆけり

ナ申一八・九　ラ王下一八・四　代下三〇・一四、三一・一、三二・一二　ム申一六・二一　ウ申一七・三　井申一二・一一　王上八・二九、九・三　ノ代下六・七・一六　代下四・九　オ利一八・二一　ク申一八・一〇、一一　ケ詩一三二・一四　コ申八・一〇　サ王下二一・六　シ結二三・三七、ヤ王下二一・六　マ王下二一・七　フ詩後七・一〇　ツ申二八・三六　エ伯三六・八　詩一〇七・一〇・一一

一二 然るに彼患難に罹るにおよびてその神ヱホバを和めその先祖の神の前に大に身を卑くして 一三 神に祈りけれ
一三 ばその祈禱を容れその懇願を聽きこれをエルサレムに携へかへりて再び國に莅ましめたまへり是によりてマナ
セ、ヱホバは誠に神にいますと知り
一四 この後かれダビデの邑の外にてギホンの西の方なる谷の内に石垣を築き魚門の入口までに及ぼし又オペル
一五 に石垣を環らして甚だ高く之を築き上げユダの一切の堅固なる邑に軍長を置き 一五 またヱホバの室より異邦の神
一六 神および偶像を取除きヱホバの室の山とエルサレムとに自ら築きし一切の壇を取のぞきて邑の外に投すて 一六 ヱ
ホバの壇を修復ひて酬恩祭および感謝祭をその上に獻げユダに命じてイスラエルの神ヱホバに事へしめたり
一七 然れども民は猶崇邱にて犧牲を獻ぐることを爲り但しその神ヱホバに而已なりき
一八 マナセのその餘の行爲その神になせし祈禱およびイスラエルの神ヱホバの名をもて彼を諭せし先見者等の
言はイスラエルの列王の言行錄に見ゆ 一九 またその祈禱を爲たる事その聽れたる事その諸の罪愆その身を卑くす
一九 る前に崇邱を築きてアシラ像および刻たる像を立たる處々などはホザイの言行錄の中に記さる 二〇 マナセその
二〇 先祖とともに寢りたれば之をその家に葬れり其子アモンこれに代りて王となる
二一 アモンは二十二歳の時位に即きエルサレムにて二年の間世を治めたり 二二 彼は其父マナセの爲しごとくヱ
二二 ホバの目に惡と觀たまふ事を爲り即ちアモンその父マナセが作りたる諸の刻たる像に犧牲を獻げてこれに事へ
二三 その父マナセが身を卑くせしごとくヱホバの前に身を卑くすることを爲ざりき斯このアモン愈々その愆を增た
二四 りしが 二四 その臣僕黨を結びて之に叛きこれをその家の内に弑せり 二五 然るに國の民その黨を結びてアモン王に

イ 後前五・六　ロ 代上五・二〇　ハ 詩九・一六　但四・ホ 代下二七・三　ヘ 代下三三・三、五、七　ト 列七・二一　チ 代下三二・一二　リ 拠前九・九　ヌ 王下二一・一八　ル 王下二一・一九　ヲ 代下三三・二二　ワ 王下二一・二三、二四

叛きし者等を盡く誅し而して國の民その子ヨシアを王となしてその後を嗣しむ
一 ヨシアは八歳の時位に即きエルサレムにて三十一年の間世を治めたり 二 彼はヱホバの善と觀た
三 まふ事を爲しその父ダビデの神を求むる事を始めその十二年には崇邱アシラ像刻たる像鑄たる像などを除きて
四 即ち尚若かりしかどもその治世の八年にその父ダビデの道にあゆみて右にも左にも曲らざりき
五 ユダとエルサレムを潔むることを始め 四 諸のバアルの壇を己の前にて毀たしめ其上に立る日の像を斫たふしア
六 シラ像および雕像鑄像を打碎きて粉々にし是等に犧牲を獻げし者等の墓の上に其を撒ちらし 五 祭司の骨をその
七 諸の壇の上に焚き斯してユダとエルサレムを潔めたり 六 またマナセ、エフライム、シメオンおよびナフタリの
八 荒たる邑々にも斯なし 七 諸壇を毀ちアシラ像および諸の雕像を微塵に打碎きイスラエル全國の日の像を盡く
九 斫たふしてエルサレムに歸りぬ
一〇 八 ヨシアその治世の十八年にいたりて已に國と殿とを潔め了りその神ヱホバの家を修繕はしめんとてアザリ
一一 ヤの子シャバン邑の知事マアセヤおよびヨアハズの子史官ヨアを遣せり 九 彼ら祭司の長ヒルキヤの許に至りて
一二 ヱホバの室に入し金を交せり是は門守のレビ人がマナセ、エフライムおよび其餘の一切のイスラエル人ならびに
一三 ユダとベニヤミンの人およびエルサレムの民の手より斂めたる者なり 一〇 やがてヱホバの室を監督するところの
工師等の手にこれを交しければ彼等ヱホバの室にて操作ところの工人にこれを交して室を繕ひ修めしむ 一一 即ち
木匠および建築者に之を交しユダの王等が壞りたる家々のために琢石および骨木を買しめ梁木をとゝのはしむ
一二 その人々忠實に操作けりその監督者はメラリの子孫たるヤハテ、オバデヤおよびコハテの子孫たるゼカリヤ、

一三 メシユラムなどのレビ人なりき彼等すなはち之を主どる又樂器を弄ぶに精巧なるレビ人凡て之に伴なふ　一三 彼等亦荷を負ものを監督し種々の工事に操作ところの諸の工人をつかさどれり別のレビ人書記となり役人となり門守(イ)となれり

一四 エホバの室にいりし金を取いだすに當りて祭司ヒルキヤ、モーセの傳へしエホバの律法の書を見いだせり

一五 ヒルキヤ是において書記官シヤパンに告て言けるは我エホバの室にて律法の書を見いだせりと而してヒルキヤその書をシヤパンに付しければ　一六 シヤパンその書を王の所に持ゆき王に復命まうして言ふ僕等その手に委ねられし所を盡く爲し　一七 エホバの室にありし金を打あけて之を監督者の手および工人の手に交せりと　一八 書記官シヤパン亦王に告て祭司ヒルキヤ我に一の書を交せりと言ひシヤパンそれを王の前に讀けるに　一九 王その律法の言を聞て衣服を裂り　二〇 而して王ヒルキヤとシヤパンの子アヒカムとミカの子アブドンと書記官シヤパンと王の内臣アサヤとに命じて言ふ　二一 汝ら往てこの見當りし書の言につきて我の爲またイスラエルとユダに遺れる者等のためにエホバに問へ我らの先祖等はエホバの言を守らず凡て此書に記されたる所を行ふことを爲ざりしに因てエホバ我等に大なる怒を斟ぎ給ふべければなりと

二二 是においてヒルキヤおよび王の人々シヤルムの妻なる女預言者ホルダの許に往りシヤルムはハルハスの子なるテクワの子にして衣裳を守る者なり時にホルダはエルサレムの第二の邑に住をれり彼等すなはちホルダに斯と語りしかば　二三 ホルダこれに答へけるはイスラエルの神エホバかく言たまふ汝らを我に遣はせる人に告よ　二四 エホバかく言たまふユダの王の前に讀し書に記されたる諸の呪詛に循ひて我この處と此に住む者に災害を降さん　二五 其は彼ら我を棄て他の神に香を焚きおのが手にて作れる諸の物をもて我怒を惹起さんとしたればなり　二六 この故にわが震怒この處に斟ぎて滅ざるべし　二六 されど汝らを遣はしてエホバに問しむるユダの王には汝ら斯いふべしイスラエルの神エホバかく言たまふ汝が聞る言につきては　二七 汝此處と此にすむ者を責る神の言を聞し時に心やさしくして神の前に於て身を卑くし我前に身を卑くし衣服を裂て我前に泣たれば我も汝に聽りとエホバ宣まふ　二八 然ば我汝をして汝の先祖等に列ならしめん汝は安然に墓に歸する事を得べし汝は我が此處と此に住む者に降すところの諸の災害を目に見る事あらじと彼等即ち王に復命まうしぬ

二九 是において王人を遣はしてユダとエルサレムの長老をことごとく集め　三〇 而して王エホバの室に上りゆけりユダの人々エルサレムの民祭司レビ人及び一切の民大より小にいたるまでことごとく之にともなふ王すなはちエホバの室に見あたりし契約の書の言を盡く彼らの耳に讀聞せ　三一 而して王己の所に立ちてエホバの前に契約を立てエホバにしたがひて歩み心を盡し精神を盡してその誡命と證詞と法度を守り此書にしるされたる契約の言を行はんと言ひ　三二 エルサレムおよびベニヤミンの有ゆる人々をみな之に加はらしめたりエルサレムの民すなはちその先祖の神にまします御神の契約にしたがひて行へり　三三 かくてヨシア、イスラエルの子孫に屬する一切の地より憎むべき者を盡く取のぞきイスラエルの有ゆる人をしてその神エホバに事まつらしめたりヨシアの世にある日の間は彼らその先祖の神エホバに從ひて離れざりき

第三五章

一 茲にヨシア、エルサレムにおいてエホバに逾越節を行はんとし正月の十四日に逾越の物を宰ら　二 しめ　三 祭司をしてその職を執行はせ之を勵してエホバの室の務をなさしめ　四 またエホバの聖者となりてイスラエルの人衆を誨ふるレビ人に言ふ汝らイスラエルの王ダビデの子ソロモンが建たる家に聖契約(カ)

四 の匱を放け再び肩に擔ふこと有さるべし然ば今汝らの神ヱホバおよびその民イスラエルに事ふべし　四 汝らまたイスラエルの王ダビデの書およびその子ソロモンの書に本づきて父祖の家に循がひその班列に依て自ら準備をなし　五 汝らの兄弟なる民の人々の宗家の區分に循ひて聖所に立ち之にレビ人の宗族の分缺ること無らしむべし

六 汝ら逾越の物を宰り身を潔め汝らの兄弟のために準備をなしモーセが傳へしヱホバの言のごとく行ふべしと

七 ヨシアすなはち羔羊および羔山羊を民の人々に餽る其數三萬また牡牛三千を餽る是みな王の所有の中より

八 出して其處に居る一切の人のために逾越の祭物となせるなり　八 その牧伯等も民と祭司とレビ人に誠意より與ふる所ありまた神の室の長等ヒルキヤ、ゼカリヤ、ヱヒエルも綿羊二千六百牛三百を祭司に與へて逾越の祭物と爲す

九 またレビ人の長たる人々すなはちコナニヤおよびその兄弟シマヤ、ネタンエル並にハシヤビヤ、ヱイエル、ヨザバデなども綿羊五千牛五百をレビ人に餽りて逾越の祭物となす

一〇 是のごとく獻祭の事備はりぬれば王の命にしたがひて祭司等はその擔任場に立ちレビ人はその班列に循がひ居り

一一 やがて逾越の物を宰りければ祭司その血をこれが手より受て酒げりレビ人その皮を剝り　一二 かくて燔祭の物を移して民の人々の父祖の家の區分に付してヱホバに獻げしむモーセの書に記されたるが如し其牛に行ふところも亦是のごとし　一三 而して例規のごとくに逾越の物を火にて炙りその他の聖物を鍋釜鼎などに烹て一切の民の人々に奔配れり　一四 かくて後かれら自身のためと祭司等のために備ふ其はアロンの子孫たる祭司等は燔祭と脂を獻げて夜に入たればなり是に因て斯レビ人自分のためとアロンの子孫たる祭司等のために備ふるなり　一五 アサフの子孫たる謳歌者等はダビデ、アサフ、ヘマンおよび王の先見者ヱドトンの命にしたがひてその擔任場に居り

イ代上二三・二六　ロ代上二三・一二六・一四　ハ代下八・一四　ニ代上九・一〇　ホ詩一三四・一　ヘ代下二九・五・一五、ト代下三〇・二四　チ創六・一八　リ代下二九・二二　ヌ代下二九・三四　ル利三・三　ヲ出一二・八、九　ワ申前二・三一一五　カ代上二五・一　ヨ代上九・一七・一八、二六・一四　タ出一二・一五、一三・　レ代下三〇・二一、二二　ソ代下二三・二九　ツ王下二三・四六・二　ツ王上二二・三〇　ネ王下二三・三〇　ナ亞一二・一一　ラ哀四・二〇　ム太九・二三　ウ申二二・二〇

一六 門を守る者等は門々に居てその職務を離るゝに及ばざりき其はその兄弟たるレビ人これがために備へたればなり　一六 斯のごとく其日ヱホバの獻祭の事ことごとく備はりければヨシア王の命にしたがひて逾越節を行ひヱホバの壇に燔祭を獻げたり　一七 即ち其處に來れるイスラエルの子孫その時逾越節を行ひ七日の間酵いれぬパンの節を行へり　一八 預言者サムエルの日より以來イスラエルにて是のごとくに逾越節を行ひし事なし又イスラエルの諸王の中にはヨシアが祭司レビ人ならびに來りあつまれるユダとイスラエルの諸人およびエルサレムの民とともに行ひし如き逾越節を行ひし者一人もあらず　一九 この逾越節はヨシアの治世の十八年に行ひしなり

二〇 是のごとくヨシア殿をとゝのへし後エジプトの王ネコ、ユフラテの邊なるカルケミシを攻撃んとて上り來りけるにヨシアこれを禦がんとて出往り　二一 是において ネコ使者をかれに遣はして言ふユダの王よ是あに汝の與る所ならんや今日は汝を攻んとには非ず我敵の家を攻んとするなり神われに命じて急がしむ神われとともにあり汝神に逆ふことを罷よ恐らくは彼なんぢを滅ぼしたまはんと　二二 然るにヨシア面を轉して去ることを肯はず却てこれと戰はんとて服裝を變へ神の口より出しネコの言を聽いれずしてメギドンの谷に到りて戰ひけるが　二三 射手の者等ヨシア王に射中たれば王その臣僕にむかひて我を扶け出せ我太痍を負ふと言り　二四 是においてその臣僕等かれをその車より扶けおろし其引せたる次の車に乘てエルサレムにつれゆきけるが遂に死たればその先祖の墓にこれを葬りぬユダとエルサレムみなヨシアのために哀しめり　二五 時にエレミヤ、ヨシアのために哀歌を作れり謳歌男謳歌女今日にいたるまでその哀歌の中にヨシアの事を述べイスラエルの中に之を例となせりその詞は哀歌の中に書さる　二六 ヨシアのその餘の行爲そのヱホバの律法に錄されたる所にしたがひて爲し德行　二七 および

その始終の行爲などはイスラエルとユダの列王の書に記さる

一 是において國の民ヨシアの子エホアハズを取りエルサレムにてその父にかはりて王となりしむ

第三六章

二 エホアハズは二十三歳の時位に即きエルサレムにて三月が間世を治めけるが　三 エジプトの王

四 エルサレムにて彼を廢し且銀百タラント金一タラントの罰金を國に課せり　四 而してエジプトの王ネコ彼の兄弟

エリアキムをもてユダとエルサレムの王となして之が名をエホヤキムと改めその兄弟エホアハズを執へてエジプ

トに曳ゆけり

五 エホヤキムは二十五歳の時位に即きエルサレムにて十一年の間世を治めその神ヱホバの惡と視たまふこと

六 を爲り　六 彼の所にバビロンの王ネブカデネザル攻のぼりバビロンに曳ゆかんとて之を杻械に繫げり　七 ネブカ

八 デネザルまたヱホバの家の器具をバビロンに携へゆきてバビロンにあるその宮にこれを藏めたり　八 ヱホヤキム

のその餘の行爲その行ひし憎むべき事等およびその心に畫みし事などはイスラエルとユダの列王の書に記さる其

子ヱホヤキンこれに代りて王となる

九 ヱホヤキンは八歳の時位に即きエルサレムにて三月と十日の間世を治めヱホバの惡と視たまふ事を爲ける

一〇 が　一〇 歳の歸るにおよびてネブカデネザル王人を遣はして彼とヱホバの室の貴き器皿とをバビロンに携へいたら

しめ之が兄弟ゼデキヤをもてユダとエルサレムの王となせり

一一 ゼデキヤは二十一歳の時位に即きエルサレムにて十一年の間世を治めたり　一二 彼はその神ヱホバの惡と視

一三 たまふ事を爲しヱホバの言を傳ふる預言者エレミヤの前に身を卑くせざりき　一三 ネブカデネザル彼をして神を指

イ王下二三・三〇　ハ王下二四・一　哈一　二二・一八、一九、　一・一二、五・二　ヌ王下二四・一八　耶　・一五、一八　ヲ王下一七・一四　カ耶五・一二、一三
ロ王下二三・三六、三七　ニ王下二四・六　耶　ホ王下二四・一三　但　ト王下二四・一〇―一　リ耶三七・一　チ但一・一二、五・二　ル耶五二・三　結一七、ワ耶二五・三、四、三五　ヨ箴一・二五、三〇
ホ王下二四・八　ヘ王下二四・八　ム耶二七・七　ラ王下二五・一一　ク耶二五・二二、二三、ヤ詩四四・二八　一〇・一一、一四
三六、七、七九・一七　ウ耶二五・九、一一、二、二六・六、七、　二九・一〇　ノ利二五・四、五　二九・一〇、三三・マ詩一・二三

タ耶三二・三、三八、ツ申二八・四九　王下　六 太二三・三四　二五・一　レ詩七四・一、七九・五　ツ詩七四・二〇、七九・　ネ王下二五・一三　ナ王下二五・九詩七四　二二、二三　ム耶二七・七　ヤ詩四四・二八　一〇・一一、一四

て誓はしめたりしにまた之にも叛けり彼かくその項を強くしその心を剛愎にしてイスラエルの神ヱホバに立かへ

一四 らざりき　一四 祭司の長等および民もまた凡て異邦人の中にある諸の憎むべき事に傚ひて太甚しく大に罪を犯しヱ

一五 ホバのエルサレムに聖め置たまへるその室を汚せり　一五 其先祖の神ヱホバその民とその住所とを恤むが故に頻り

一六 にその使者を遣はして之を諭したまひしに　一六 彼ら神の使者等を嘲けり其御言を輕んじその預言者等を罵りたれ

ばヱホバの怒その民にむかひて起り遂に救ふべからざるに至れり

一七 即ちヱホバ、カルデヤ人の王を之に攻きたらせたまひければ彼その聖所の室にて劍をもて少者を殺し童男

一八 をも童女をも老人をも白髮の者をも憐まざりき皆ひとしく彼の手に付したまへり　一八 神の室の諸の大小の器皿ヱ

一九 ホバの室の貨財王とその牧伯等の貨財など凡て之をバビロンに携へゆき　一九 神の室を焚きエルサレムの石垣を崩

二〇 しその中の宮殿を盡く火にて焚きその中の貴き器を盡く壞なへり　二〇 また劍をのがれし者等はバビロンに擄れゆき

二一 て彼處にて彼とその子等の臣僕となりペルシヤの國の興るまで斯てありき　二一 是エレミヤの口によりて傳はりし

ヱホバの言の應ぜんがためなりき斯この地遂にその安息を享たり即ち是はその荒をる間安息して終に七十年滿ぬ

二二 ペルシヤ王クロスの元年に當りヱホバ曩にエレミヤの口によりて傳へたまひしその聖言を成んとてペルシ

二三 ヤ王クロスの心を感動したまひければ王すなはち宣命をつたへ詔書を出して徧く國中に告示して云く　二三 ペルシ

ヤ王クロスかく言ふ天の神ヱホバ地上の諸國を我に賜へりその家をユダのエルサレムに建ることを我に命ず凡そ

汝らの中もしその民たる者あらばその神ヱホバの助を得て上りゆけ

以士喇書

第一章

一 ペルシヤ王クロスの元年に當りヱホバ曩にヱレミヤの口によりて傳へたまひしその聖言を成んと
てペルシヤ王クロスの心を感動したまひければ王すなはち宣命をつたへ詔書を出して徧く國中に告
二 ペルシヤ王クロスかく言ふ天の神ヱホバ地上の諸國を我に賜へりその家をユダのエルサレムに建
示して云く
三 凡そ汝らの中もしその民たる者あらばその神の助を得てユダのエルサレムに上りゆきヱル
ることを我に命ず
四 その民にして生存れる者等の寓
サレムなるイスラエルの神ヱホバの室を建ることをせよ彼は神にましませり
りをる處の人々は之に金銀貨財家畜を予へて助くべしその外にまたエルサレムなる神の室のために物を誠意より
さゝぐべしと
五 是にユダとベニヤミンの宗家の長祭司レビ人など凡て神にその心を感動せられし者等ヱルサレムなるヱ
ホバの室を建んとて起おこれり
六 その周圍の人々みな銀の器黃金貨財家畜および寶物を予へて之に力をそへ
この外にまた各種の物を誠意より獻げたり
七 クロス王またネブカデネザルが前にヱルサレムより携へ出して
己の神の室に納めたりしヱホバの室の器皿を取いだせり
八 即ちペルシヤ王クロス庫官ミテレダテの手をもて
之を取いだしてユダの牧伯セシバザルに數へ交付せり
九 その數は是のごとし金の盤三十銀の盤一千小刀二十九
一〇 金の大罍三十、二等の銀の大罍四百十その他の器具一千
一一 金銀の器皿は合せて五千四百ありしが
セシバザル俘擄人等をバビロンよりヱルサレムに將て上りし時に之をことごとく携さへ上れり

イ代下三六・二二、二ロ喇五・一三、一四　ニ但六・二六　ト王下二四・一三　代下三六・七　ハ喇二・一三　代下三六・一〇　ホ喇二・一三　ヘ喇五・一四、六・五　チ喇五・一四
三 四二五・一二、ハ雅四四・二八、四五　ヘ喇五・一四、六・五　ヘ喇五・一四

一 往昔バビロンの王ネブカデネザルに擄へられバビロンに遷されたる者のうち俘囚をゆるされてヱ
ルサレムおよびユダに上りおのおの己の邑に歸りし此州の者は左の如し
二 是皆ゼルバベル、ヱシ
ユア、ネヘミヤ、セラヤ、レエラヤ、モルデカイ、ビルシヤン、ミスパル、ビグワイ、レホム、バアナ等に隨ひ
來れり
三 其イスラエルの民の人數は是のごとし
四 パロシの子孫二千百七十二人　シバテヤの子孫三百七十二人
五 アラの子孫七百七十五人
六 ヱシユアとヨアブの族たるパハテモアブの子孫二千八百十二人
七 エラムの子孫
千二百五十四人
八 ザットの子孫九百四十五人
九 ザツカイの子孫七百六十人
一〇 バニの子孫六百四十二人
一一 ベバイの子孫六百二十三人
一二 アズガデの子孫千二百二十二人
一三 アドニカムの子孫六百六十六人
一四 ビグ
ワイの子孫二千五十六人
一五 アデンの子孫四百五十四人
一六 ヒゼキヤの家のアテルの子孫九十八人
一七 ベザイの
子孫三百二十三人
一八 ヨラの子孫百十二人
一九 ハシユムの子孫二百二十三人
二〇 ギバルの子孫九十五人
二一 ベテ
レヘムの子孫百二十三人
二二 ネトバの人五十六人
二三 アナトテの人百二十八人
二四 アズマウテの民四十二人
二五 キリアテヤリム、ケピラおよびベエロテの民七百四十三人
二六 ラマおよびゲバの民六百二十一人
二七 ミクマ
シの人百二十二人
二八 ベテルおよびアイの人二百二十三人
二九 ネボの民五十二人
三〇 マグビシの民百五十六人
三一 他のエラムの民千二百五十四人
三二 ハリムの民三百二十人
三三 ロド、ハデデ及びオノの民七百二十五人
三四 ヱ
リコの民三百四十五人
三五 セナアの民三千六百三十人
三六 祭司はヱシユアの家のエダヤの子孫九百七十三人
三七 インメルの子孫千五十二人
三八 パシユルの子孫千二

リ王下二四・一四—ヌ尼七・六　ル尼七・七　代下三六・二〇　ヲ尼七・一〇　ワ尼七・一一　カ尼七・一五　ヨ尼七・二四　タ尼七・二五　レ尼七・二八　ソ喇二・七　ツ代上二四・七　ネ代上二四・一四　ナ代上九・一二

三九 百四十七人 三九 ハリムの子孫千十七人
四〇 レビ人はホダヤの子等ヱシユアとカデミエルの子孫七十四人 四一 謳歌者はアサフの子孫百二十八人 四二 門
四一 を守る者の子孫はシャルムの子孫アテルの子孫タルモンの子孫アックブの子孫ハテタの子孫ショバイの子孫
四二 合せて百三十九人
四三 ネテニ人はヂハの子孫ハスパの子孫タバオテの子孫 四四 ケロスの子孫シアハの子孫パドンの子孫 四五 レ
四四 バナの子孫ハガバの子孫アックブの子孫 四六 ハガブの子孫シャルマイの子孫ハナンの子孫 四七 ギデルの子孫ガ
四五 ハルの子孫レアヤの子孫 四八 レヂンの子孫ネコダの子孫ガザムの子孫 四九 ウザの子孫パセアの子孫ベサイの
四六 子孫 五〇 アスナの子孫メウニムの子孫ネフシムの子孫 五一 バクブクの子孫ハクパの子孫ハルホルの子孫 五二 バ
四七 ツリテの子孫メヒダの子孫ハルシヤの子孫 五三 バルコスの子孫シセラの子孫テマの子孫 五四 ネヂアの子孫ハテ
四八 パの子孫等なり
四九 ソロモンの僕たりし者等の子孫すなはちソタイの子孫ハツソペレテの子孫ペリダの子孫 五六 ヤアラの子
五〇 孫ダルコンの子孫ギデルの子孫 五七 シバテヤの子孫ハツテルの子孫ポケレテハツゼバイムの子孫アミの子孫
五一 ネテニ人とソロモンの僕たりし者等の子孫とは合せて三百九十二人
五二 またテルメラ、テルハレサ、ケルブ、アダンおよびインメルより上り來れる者ありしがその宗家の長と
五三 その血統とを示してイスラエルの者なるを明かにすることを得ざりき 五四 是すなはちデラヤの子孫トビヤの子孫
五四 ネコダの子孫にして合せて六百五十二人 五五 祭司の子孫たる者の中にハバヤの子孫ハツコツの子孫バルジライ

イ 代上二四・八　ロ 刺三・九、尼七・四三　ハ 代上九・二　ニ 尼七・五四　ホ 王上九・二一　ヘ 尼七・五七　ト 尼七・五九　チ 書九・二一、二七　代上九・二　リ 王上九・二一　ヌ 尼七・六一　ル 拝後一七・二七　ヲ 民三・一〇　ワ 尼八・九　カ 出二八・三〇　民二七・二一

の子孫ありバルジライはギレアデ人バルジライの女を妻に娶りてその名を名りしなり 六二 是等の者譜系に載たる
六三 者等の中におのが名を尋ねたれども在ざりき是の故に汚れたる者として祭司の中より除かれたり 六三 テルシヤタ
六四 は之に告てウリムとトンミムを帶る祭司の興るまでは至聖物を食ふべからずと言り
六四 會衆あはせて四萬二千三百六十人 六五 この外にその僕婢七千三百三十七人謳歌男女二百人あり 六六 そ
六五 の馬七百三十六匹その騾二百四十五匹 六七 その駱駝四百三十五匹驢馬六千七百二十匹
六六 六八 宗家の長數人エルサレムなるヱホバの室にいたるにおよびてヱホバの室をその本の處に建んとて物を誠意
六七 より獻げたり 六九 即ちその力にしたがひて工事のために庫に納めし者は金六萬一千ダリク 銀五千斤 祭司の衣服
六八 百襲なりき
六九 七〇 祭司レビ人民等謳歌者門を守る者および

ヨ 利二二・二、一〇　タ 尼七・六六　レ 尼七・七〇　ソ 代上二六・二〇　ツ 刺六・一六・一七　ネ 基一・一、二・二　ナ 太一・一二　二七　ラ 太一・一二　路三・　ム 申一二・五　二七　ウ 民二八・三・四　ヰ 出二三・一六　ノ 尼八・一四・一七　一四・一六・一七　オ 民二九・一二　ク 出二九・三八　民二八・三・一一・一九　ヤ 民二六、二九・一二、二七　マ 民三・一〇

第三章

一 イスラエルの子孫かくその邑々に住居しが七月に至りて民一人のごとくにエルサレムに集まれり
二 是に於てヨザダクの子ヱシユアとその兄弟なる祭司等およびシャルテルの子ゼルバベルとその兄
弟等立おこりてイスラエルの神の壇を築けり是神の人モーセの律法に記されたる所に循ひてその上に燔祭を獻げ
三 んとてなりき 三 彼等は壇をその本の處に設けたり是國々の民を懼れしが故なり而してその上にて燔祭をヱホバ
四 に獻げ朝夕にこれを獻ぐ 四 またその錄されたる所に循ひて結茅節を行ひ毎日の分を按へて例に照し數のごと
五 くに日々の燔祭を獻げたり 五 是より後は常の燔祭および月朔とヱホバの一切のきよき節會とに用ゐる供物なら
六 びに人の誠意よりヱホバにたてまつる供物を獻ぐることをす 六 即ち七月の一日よりして燔祭をヱホバに獻ぐる

七　ことを始めけるがエホバの殿の基礎は未だ置ざりき　七こゝ、是において石工と木工に金を交付しまたシドンとツロの
者に食物飲物および油を與へてペルシヤの王クロスの允准にしたがひてレバノンよりヨツパの海に香柏を運ばし
めたり

八　斯てエルサレムなる神の室に歸りたる次の年の二月にシャルテルの子ゼルバベル、ヨザダクの子エシユア
九　およびその兄弟たる他の祭司レビ人など凡て俘囚をゆるされてエルサレムに歸りし者等事を始め二十歳以上のレ
一〇　ビ人を立てエホバの室の工事を監督せしむ　九こゝ、是に於てユダの子等なるエシユアとその子等および兄弟カデミエ
ルとその子等齊しく立て神の家の工人を監督せりヘナダデの子等およびその子等と兄弟等のレビ人も然り　一〇か
一一　くて建築者エホバの殿の基礎を置る時祭司等禮服を衣て喇叭を執りアサフの子孫たるレビ人鐃鈸を執りイスラエ
ルの王ダビデの例に循ひてエホバを讃美す　一一彼等班列にしたがひて諸共に歌を謠ひてエホバを讃めかつ頌へエ
ホバは恩ふかく其矜恤は永遠にたゆることなければなりと言りそのエホバを讃美する時に民みな大聲をあげて呼
一二　はれりエホバの室の基礎を据ればなり　一二されど祭司レビ人宗家の長等の中に以前の室を見たりし老人ありける
が今この室の基礎をその目の前に置るを見て多く聲を放ちて泣りまた喜悅のために聲をあげて呼はる者も多かり
一三　き　一三こゝ、是をもて人衆民の歡こびて呼はる聲と民の泣く聲とを聞わくることを得ざりきそは民大聲に呼はり叫びけ
ればその聲遠くまで聞えわたりたればなり

第四章

一　一こゝ、茲にユダとベニヤミンの敵たる者等夫俘囚より歸り來りし人々イスラエルの神エホバのために
二　殿を建ると聞き　二すなはち乃ちゼルバベルと宗家の長等の許に至りて之に言けるは我儕をして汝等と共に

イ王上五・六、九　代ロ創六・三　ハ代下二・一六　徒九　ホ創二・四〇　ニ代上二三・二四、二七　ヘ創二・四〇　ト代上一六・五、六、四二　チ代上六・三一、一六、四、二五・一　リ出一五・二一　代下　ヌ代上一六・三四　詩一三六・一　ル代上一六・四一　利　ワ創四・七、八、九　三三・一一　ヲ基二・三　ニ代上二三・二四、二四・二〇　徒一二　ハ代下二・一六　徒九　ホ創二・四〇　ヘ創二・四〇　ト代上一六・五、六、四二

カ王下一七・二四、三三、三七　ヨ尼二・二〇　タ創一・一、二、三　レ創三・三　ソ王下一七・三〇、三三　ネ創四・一一、一二、七、一一　ツ創四・一　ナ創七・二四

三　之を建しめよ我らは汝らと同じく汝らの神を求むアツスリヤの王エサルハドンが我儕を此に携へのぼりし日より
四　以來我らはこれに犧牲を獻ぐるなりと　三然るにゼルバベル、エシユアおよびその餘のイスラエルの宗家の長等
五　これに言ふ汝らは我らの神に室を建ることに與るべからず我儕獨りみづからイスラエルの神エホバのために建る
六　ことを爲べし是ペルシヤの王クロス王の我らに命ぜし所なりと　四こゝ、是においてその地の民ユダの民の手を弱らせ
七　てその建築を妨げ　五之が計る所を敗らんために議官に賄賂して之に敵せしむペルシヤ王クロスの世にある
八　日よりペルシヤ王ダリヨスの治世まで常に然り　六アハシユエロスの治世すなはち其治世の初に彼ら表を上りて
九　ユダとエルサレムの民を誣訟へたり　七またアルタシヤスタの世にビシラム、ミテレダテ、タビエルおよびその餘の同僚同じく表をペルシヤの王
一〇　アルタシヤスタに上つれりその書の文はスリアの文字にて書きスリア語にて陳述たる者なりき　八方伯レホム
一一　書記官シムシヤイ書をアルタシヤスタ王に書おくりてエルサレムを誣ゆ左のごとし　九即ち方伯レホム書記官
一二　シムシヤイおよびその餘の同僚デナ人アパルサテカイ人タルペライ人アパルサイ人アルケワイ人バビロン人シユ
一三　シヤン人デハウ人エラマイ人　一〇ならびに其他の民すなはち大臣オスナパルが移してサマリアの邑および河外ふ
のその他の地に置し者等云々　一一其アルタシヤスタ王に上つりし書の稿は是なり云く河外ふの汝の僕等云々　一二王知たまへ汝の所より上り
一四　來りしユダヤ人エルサレムに到りてわれらの中にいりかの背き悖る惡き邑を建なほし石垣を築きあげその基礎を
一五　固うせり　一三然ば王いま知たまへ若この邑を建て石垣を築きあげなば彼ら必ず貢賦租稅稅金などを納じ然すれば

一四 終に王等の不利とならん　一四 そもそも我らは王の鹽を食む者なれば王の輕んぜらるゝを見るに忍びず茲に人を遣
一五 はし王に奏聞す　一五 列祖の記錄の書を稽へたまへ必ずその記錄の書の中において此邑は背き悖る邑にして諸王と
諸州とに害を加へし者なるを見その中に古來叛逆の事ありしを知たまふべし此邑の滅ぼされしは此故に緣るなり
一六 我ら王に奏聞す若この邑を建て石垣を築きあげなばなんぢは之がために河外ふの領分をうしなふなるべしと
一七 王すなはち方伯レホム書記官シムシヤイこの餘サマリアおよび河外ふのほかの處に住る同僚に答書をおく
一八 一九 りて云く平安あれ云々　一八 汝らが我儕におくりし書をば我前に讀解しめたり　一九 我やがて詔書を下して稽考しめ
二〇 しに此邑の古來起りて諸王に背きし事その中に反亂謀叛のありし事など詳悉なり　二〇 またエルサレムには在昔
二一 大なる王等ありて河外ふをことごとく治め貢賦租稅稅金などを已に納しめたる事あり　二一 然ば汝ら詔言を傳へて
二二 其人々を止め我が詔言を下すまで此邑を建ること無らしめよ　二二 汝ら愼め之を爲ことを忽にする勿れ何ぞ損害を
二三 增て王に害を及ぼすべけんやと
二三 アルタシヤスタ王の書の稿をレホムおよび書記官シムシヤイとその同僚の前に讀あげければ彼等すなはち
二四 エルサレムに奔ゆきてユダヤ人に就き腕力と權勢とをもて之を止めたり　二四 此をもてエルサレムなる神の室の
工事止みぬ即ちペルシヤ王ダリヨスの治世の二年まで止みたりき

第五章

一 一 爰に預言者ハガイおよびイドの子ゼカリヤの二人の預言者ユダとエルサレムに居るユダヤ人に向
二 ヲシヤルテルの子ゼルバベルおよびヨザダ
ク の子エシユア起あがりてエルサレムなる神の室を建ることを始む神の預言者等これとともに在て之を助く

イ 創一五・一八　番一　七二・八　ホ 哨三・二
ロ 王上四・二一　詩　二四・一・二

三 その時に河外の總督タテナイといふ者セタルボズナイおよびその同僚とともにその所に來り誰が汝らに此室を
四 建て此石垣を築きあぐることを命ぜしやと斯言ひ　四 また此建物を建る人々の名は何といふやと斯これに問り
五 然るにユダヤ人の長老等の上にはその神の目そゝぎゐたれば彼等これを止むること能はずして遂にその事を
ダリヨスに奏してその返答の來るを待り
六 河外ふの總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚なる河外ふのアパルサカイ人がダリヨス王に上ま
七 つりし書の稿は左のごとし　七 即ち其上まつりし書の中に書しるしたる所は是のごとし云く願くはダリヨス王に
八 大なる平安あれ　八 王知たまへ我儕ユダヤ州に往てかの大神の室に至り視しに巨石をもて之を建て材木を組て
九 壁を作り居り其工事おほいに捗どりてその手を下すところ成ざる無し　九 是に於て我儕その長老等に問てこれに
一〇 斯いへり誰が汝らに此室を建てこの石垣を築きあぐることを命ぜしやと　一〇 我儕またその首長たる人々の名を書
一一 しるして汝に奏聞せんがためにその名を問り　一一 時に彼等かく我らに答へて言り我儕は天地の神の僕にして年久
一二 しき昔に建おかれし殿を再び建るなり是は素イスラエルの大なる王某の建築きたる者なりしが　一二 我らの父等
天の神の震怒を惹起せしに緣てつひに之をカルデア人バビロンの王ネブカデネザルの手に付したまひければ彼こ
一三 の殿を毀ち民をバビロンに擄へゆけり　一三 然るにバビロンの王クロスの元年にクロス王神のこの室を建べしとの
一四 詔言を下したまへり　一四 然のみならずエルサレムの殿よりネブカデネザルが取いだしてバビロンの殿に携へいれ
し神の室の金銀の器皿もクロス王これをバビロンの殿より取いだし其立たる總督セシバザルと名くる者に之を付
一五 し　一五 而して彼に言けらく是等の器皿を取り往てこれをエルサレムの殿に携へいれ神の室をその本の處に建よと

ヘ 哨五・六、六・六　リ 哨七・六、二八　詩　ル 哨四・九　カ 代下三六・一六、一　タ 哨一・二、八、九、一一
ト 哨五・九　三三・二八　ヲ 哨五・三・四　ヨ 王下二四・二、二五　ソ 基一・二四、二・二、二一
チ 哨五・一〇　ヌ 哨六・六　ワ 王上六・一　レ 哨一・七、八、六・五

一六 是において其セシバザル來りてエルサレムなる神の室の石礎を置たりき其時よりして今にいたるまで之を建
一七 つゝありしが猶いまだ竣らざるなりと　一七 然ば今王もし善となされなば請ふ御膝下バビロンにある所の王の寶藏
を査べたまひて神のこの室を建べしとの詔言のクロス王より出しや否を稽へ而して王此事につきて御旨を我らに
諭したまへ

第六章

一 是に於てダリヨス王詔言を出しバビロンにて寶物を藏むる所の文庫に就て査べ稽しめしに　二 メ
一二 デア州の都城アクメタにて一の卷物を得たりその内に書しるせる記錄は是のごとし　三 クロス王の
一三 元年にクロス王詔言を出せり云くエルサレムなる神の室の事につきて諭すその犧牲を獻ぐる所なる殿を建てその
四 石礎を堅く置ゑ其室の高を六十キユビトにし其濶を六十キユビトにし　四 巨石三行新木一行を以せよ其費用は
五 王の家より授くべし　五 またネブカデネザルがエルサレムの殿より取いだしてバビロンに携へきたりし神の室の
六 金銀の器皿は之を還してエルサレムの殿に持ゆかしめ神の室に置てその故の所にあらしむべしと
六 然ば河外ふの總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚なる河外ふのアパルサカイ人汝等これに遠ざ
七 かるべし　七 神のその室の工事を妨ぐる勿れユダヤ人の牧伯とユダヤ人の長老等に神のその家を故の處に建しめ
八 よ　八 我また詔言を出し其神の家を建ることにつきて汝らが此ユダヤ人の長老等に爲べきことを示す王の財寶の
九 中すなはち河外ふの租稅の中より迅速に費用をその人々に與へよその工事を滯ほらしむる勿れ　九 又その需むる
一〇 物即ち天の神にたてまつる燔祭の小牛牡羊および羔羊ならびに麥鹽酒油など凡てエルサレムにをる祭司の定むる
所に循ひて日々に怠慢なく彼等に與へ　一〇 彼らをして馨しき香の犧牲を天の神に獻ぐることを得せしめ王とその

イ 列三・八、一〇　ロ 列六・一五　ハ 列六・一二　ニ 列五・一七　ホ 王上六・三六　ヘ 列一・七、八、五・　ト 列五・三　チ 列七・二三　一四 リ 堤前二・一二　一七 ヌ 出二・五、三・二九　ル 王上九・三　ヲ 列五・一二　ワ 列一・一、五・一三、六・三　カ 列四・二四　ヨ 列七・一　タ 王上八・六三　レ 列八・三五　ソ 代上二四・一　ツ 代上二三・六　ネ 民三・六、八・九　ナ 出一二・六　ラ 代下三〇・一五　ム 代下三五・一一　ウ 列九・一一　ヰ 出一二・一五、一三・　ノ 王下二三・二九　代 三五・一七　オ 王下二三・二九　代 一・一、六・六　ク 代下三〇・二一、三二・一一　ヤ 一、六・六

二 子女の生命のために祈ることを得せしめよ　一一 かつ我詔言を出す誰にもせよ此言を易る者あらばその家の梁を拔
一二 きとり彼を擧て之に釘んその家はまた之がために厠にせらるべし　一二 凡そ之を易へまたエルサレムなるその神の
室を毀たんとて手を出す王あるひは民は彼處にその名を留め給ふ神ねがはくはこれを倒したまへ我ダリヨス詔言
一三 を出せり迅速に之を行なへ
一三 ダリヨス王かく諭しければ河外ふの總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚迅速にこれを行なへり
一四 ユダヤ人の長老等すなはち之を建て預言者ハガイおよびイドの子ゼカリヤの預言に由てこれを成就たり彼等
一五 イスラエルの神の命に循がひクロス、ダリヨスおよびペルシヤ王アルタシヤスタの詔言に依て之を建竣ぬ　一五 ダ
リヨス王の治世の六年アダルの月の三日にこの室成り
一六 是においてイスラエルの子孫祭司レビ人およびその餘の俘擄人よろこびて神のこの室の落成禮を行なへり
一七 即ち神のこの室の落成禮において牡牛一百牡羊二百羔羊四百を獻げまたイスラエルの支派の數にしたがひて
一八 牡山羊十二を獻げてイスラエル全體のために罪祭となし　一八 祭司をその分別にしたがひて立てレビ人をその班列
にしたがひて立てエルサレムに於て神に事へしむ凡てモーセの書に書しるしたるが如し
一九 斯て俘囚より歸り來りし人々正月の十四日に逾越節を行へり　二〇 即ち祭司レビ人共に身を潔めて皆潔
二〇 くなり一切俘囚より歸り來りし人々のため其兄弟たる祭司等のため又自己のために逾越の物を宰れり　二一 擄はれ
二一 ゆきて歸り來しイスラエルの子孫および其國の異邦人の汚穢を棄て是等に附てイスラエルの神エホバを求むる者
二二 等すべて之を食ひ　二二 喜びて七日の間酵いれぬパンの節を行へり是はエホバかれらを喜ばせアツスリヤの王の心

を彼らに向はせ彼をしてイスラエルの神にまします神の家の工事を助けさせたまひしが故なり

第七章

一 是等の事の後ペルシヤ王アルタシヤスタの治世にエズラといふ者ありエズラはセラヤの子セラ
二 ヤはアザリヤの子アザリヤはヒルキヤの子　三 ヒルキヤはシャルムの子シャルムはザドクの子ザ
四 ドクはアヒトブの子　五 アヒトブはアマリヤの子アマリヤはアザリヤの子アザリヤはメラヨテの子　六 メラヨ
テはゼラヒヤの子ゼラヒヤはウジの子ウジはブツキの子　七 ブツキはアビシユアの子アビシユアはピネハスの
子ピネハスはエレアザルの子エレアザルは祭司の長アロンの子なり　八 此エズラ、バビロンより上り來れり彼は
九 イスラエルの神エホバの授けたまひしモーセの律法に精しき學士なりき其神エホバの手これが上にありしに因て
その求むる所を王ことごとく許せり　七 アルタシヤスタ王の七年にイスラエルの子孫および祭司レビ人謳歌者
門を守る者ネテニ人など多くエルサレムに上れり　八 王の七年の五月にエズラ、エルサレムに到れり　九 即ち
正月の一日にバビロンを出たちて五月の一日にエルサレムに至る其神のよき手これが上にありしに因てなり
一〇 エズラは心をこめてエホバの律法を求め之を行ひてイスラエルの中に法度と例規とを敎へたりき

一一 エホバの誡命の言に精しく且つイスラエルに賜ひし法度に明かなる學士にて祭司たるエズラにアルタシヤ
一二 スタ王の與へし書の言は是のごとし　一三 諸王の王アルタシヤスタ天の神の律法の學士なる祭司エズラに諭す願く
一三 は全云々　一四 我詔言を出す我國の内にをるイスラエルの民およびその祭司レビ人の中凡てエルサレムに往んと
一四 志す者は皆なんぢとともに往くべし　一五 汝はおのが手にある汝の神の律法に照してユダとエルサレムの模樣とを
一五 察せんために王および七人の議官に遣はされて往くなり　一六 且汝は王とその議官がエルサレムに宮居するところ

イ 歳二一・一　ロ 尼二・一　ハ 代上六・一四　ニ 刪六・一一、一二、二二　ホ 刪六・九、八・二二　ヘ 刪八・一　ト 刪八・一五　チ 刪二・四三、八・二〇　リ 刪七・六　尼二・八、八・三二　ヌ 詩一一九・四五　ル 刪七・六、二五　尼八・三〇　ヲ 代下六・二　ワ 刪四・一〇　カ 結二六・七　但二・三七　ヨ 詩一三　五・二一

のイスラエルの神のために誠意よりさゝぐる金銀を携へ　一六 またバビロン全州にて汝が獲る一切の金銀および民
一七 と祭司とがエルサレムなる其神の室のために誠意よりする禮物を携さふ　一七 然ば汝その金をもて牡牛牡羊羔羊
一八 およびその素祭と灌祭の品を速に買ひエルサレムにある汝らの神の室の壇の上にこれを獻ぐべし　一八 また汝と汝
一九 の兄弟等その餘れる金銀をもて爲んと欲する所あらば汝らの神の旨にしたがひて之を爲せ　一九 また汝の神の室
二〇 の奉事のために汝が賜はりし器皿は汝これをエルサレムの神の前に納めよ　二〇 その外汝の神の室のために需むる
二一 所あらば汝の用ひんとする所の者をことごとく王の府庫より取て用ふべし　二一 我や我アルタシヤスタ王河外ふの
二二 一切の庫官に詔言を下して云ふ天の神の律法の學士祭司エズラが汝らに需むる所は凡てこれを迅速に爲べし
二三 即ち銀は百タラント小麥は百石酒は百バテ油は百バテ鹽は量なかるべし　二三 天の神の室のために天の神の
二四 命ずる所は凡て謹んで之を行なへしからずば王とその子等との國に恐くは震怒のぞまん　二四 かつ我儕らなんぢらに
諭す祭司レビ人謳歌者門を守る者ネテニ人および神のその室の役者などには貢賦租稅稅金などを課すべから
二五 ず　二五 汝エズラ汝の手にある汝の神の智慧にしたがひて有司および裁判人を立て河外ふの一切の民すなはち汝の
二六 神の律法を知る者等を盡く審判しめよ汝らまた之を知ざる者を敎へよ　二六 凡そ汝の神の律法および王の律法を行
はざる者をば迅速にその罪を定めて或は殺し或は追放ち或はその貨財を沒收し或は獄に繫ぐべし
二七 我らの先祖の神エホバは讃べき哉斯王の心にエルサレムなるエホバの室を飾る意を起させ　二八 また王の前
二八 とその議官の前と王の大臣の前にて我に矜恤を得させたまへり我神エホバの手わが上にありしに因て我は力を得
イスラエルの中より首領たる人々を集めて我とともに上らしむ

タ 刪八・二五　レ 代上二九・六、九　ソ 民一五・四—一三　ツ 申一二・五、一一　ネ 出一八・二一、二二　申一六・一八　ナ 刪七・一〇　代下一七・七　馬二・七　太二三・二、三　ラ 代上二九・一〇　ム 刪六・二二　ウ 刪九・九　ル 刪九・一〇　ヰ 刪五・五、七・六、九、八・一八

第八章

一 アルタシヤスタ王の治世に我とともにバビロンより上り來りし者等の宗家の長およびその系譜は
二 左のごとし　ピネハスの子孫の中にてはゲルショム、イタマルの子孫の中にてはダニエル、ダビ
三 デの子孫の中にてはハツトシ　シカニヤの子孫の中パロシの子孫の中にてはゼカリヤ彼と偕にありて名簿に載
四 五 られたる男百五十人　パハテモアブの子孫の中にてはゼラヒヤの子エリヨエナイ彼と偕なる男二百人　五 シカ
六 ニヤの子孫の中にてはヤハジエルの子彼と偕なる男三百人　六 アデンの子孫の中にてはヨナタンの子エベデ彼と
七 八 ともなる男五十人　七 エラムの子孫の中にてはアタリヤの子エサヤ彼と偕なる男七十人　八 シパテヤの子孫の中
九 にてはミカエルの子ゼバデヤ彼とともなる男八十人　九 ヨアブの子孫の中にてはエヒエルの子オバデヤ彼とともな
一〇 る男二百十八人　一〇 シロミテの子孫の中にてはヨシピアの子彼とともなる男百六十人　一一 ベバイの子孫の中に
一一 てはベバイの子ゼカリヤ彼と偕なる男二十八人　一二 アズガデの子孫の中にてはハツカタンの子ヨハナン彼とともな
一三 なる男百十人　一三 アドニカムの子孫の中の後なる者等あり其名をエリペレテ、ユエル、シマヤといふ彼らと偕な
一四 る男六十人　一四 ビグワイの子孫の中にてはウタイおよびザブデ彼等とともなる男七十人
一五 一五 我かれらをアハワに流るゝところの河の邊に集めて三日が間かしこに天幕を張居たりしが我民と祭司とを
一六 閲せしにレビの子孫一人も其處に居ざりければ　一六 すなはちエリエゼル、アリエル、シマヤ、エルナタ
一七 ン、ヤリブ、エルナタン、ナタン、ゼカリヤ、メシユラムなどいふ長たる人々を招きまた教誨を施こす所のヨヤ
一八 リブおよびエルナタンを招けり　一八 而して我カシピアといふ處の長イドの許に彼らを出し遣せり即ち我カシピア
一九 といふ處にをるイドとその兄弟なるネテニ人に告べき詞を之が口に授け我儕の神の室のために役者を我儕に携へ

イ代上三・二二　ロ廟二・三　ハ廟七・七

ニ母後一四・三、一九

ホ尼二・八　ヘ尼八・七、九・四、五　ト廟二・四三　チ代下二〇・三　リ利一六・二九、二三・二九、寒五八・三・五　ヌ詩五・八　ル哥前九・一五　ヲ廟七・六、九、二八　ワ詩三三・一八、一九、三四・一五、二二　カ代下一五・二　ヨ詩三四・一六　タ代上五・二〇　代下　レ廟七・一五、一六　ソ利二一・六、七、八　ツ利二二・二、三　民四・四、一五、一九、二〇

一八 來れと言けるが　一八 我らの神よく我儕を助けたまひて彼等つひにイスラエルの子レビの子マヘリの子孫イシセケ
一九 ルを我らに携さへ來り又セレビヤといふ者およびその子等と兄弟十八人　一九 ハシヤビヤならびにメラリの子孫の
二〇 エサヤおよびその兄弟とその子等二十人を携へ　二〇 またネテニ人すなはちダビデとその牧伯等がレビ人に事へし
むるために設けたりしネテニ人二百二十人を携へ來れり此等の者は皆その名を揭げられたり
二一 二一 斯て我かしこなるアハワの河の邊にて斷食を宣傳へ我儕の神の前にて我儕身を卑し我らと我らの小き者と
二二 我らの諸の所有のために正しき途を示されんことを之に求む　二二 其は我儕さきに王に告て我らの神は己を求むる
者を凡て善く助けまた己を棄る者にはその權能と震怒とをあらはしたまふと言しに因て我道路の敵を防ぎて我儕
二三 を護るべき步兵と騎兵とを王に請ふを羞ぢたればなり　二三 かくてこのことを我ら斷食して我儕の神に求めけるに
其祈禱を容たまへり
二四 二四 時に我祭司の長十二人即ちセレビヤ、ハシヤビヤおよびその兄弟十人を之とともに擇び　二五 金銀および
二五 器皿すなはち王とその議官とその牧伯と彼處の一切のイスラエル人とが我らの神の室のために獻げたる奉納物を
二六 量りて彼らに付せり　二六 その量りて彼らの手に付せし者は銀六百五十タラント　銀の器百タラント　金百タラント
二七 なりき　二七 また金の大罍二十あり一千ダリクに當るまた光り輝く精銅の器二箇ありその貴きこと金のごとし
二八 二八 而して我かれらに言り汝等はエホバの聖者なり此器皿もまた聖し又この金銀は汝らの先祖の神エホバに奉ま
二九 つりし誠意よりの禮物なり　二九 汝等エルサレムに至りてエホバの家の室に於て祭司レビ人の長等およびイスラエ
三〇 ルの宗家の首等の前に量るまで之を伺ひ守るべしと　三〇 是に於て祭司およびレビ人その金銀および器皿をエルサ

レムなる我らの神の室に携へゆかんとて其重にしたがひてこれを受取れり
三一 我ら正月の十二日にアハワの河邊を出たちてエルサレムに赴きけるが我らの神その手を我らの上におき
三二 我らを救ひて敵の手また路に伏て窺ふ者の手に陷らしめたまはざりき　三三 我儕すなはちエルサレムに至りて三日
三三 かしこに居しが　三三 四日にいたりて我らの神の室においてその金銀および器皿をウリヤの子祭司メレモテの手に
量り付せりピネハスの子エレアザル彼に副ふ又ヱシユアの子ヨザバデおよびビンヌイの子ノアデヤの二人のレビ
三四 人かれらに副ふ　三四 即ちその一々の重と數を査べ其重をことごとく其時かきとめたり
三五 俘囚の人々のその俘囚をゆるされて歸り來し者イスラエルの神に燔祭を獻げたり即ちイスラエル全體に
あたる牡牛十二を獻げまた牡羊九十六羔羊七十七罪祭の牡山羊十二を獻げたり是みなヱホバにたてまつりし燔祭
三六 なり　三六 彼等王の勅諭を王の代官と河外ふの總督等に示しければその人々民を助けて神の室を建しむ

第九章

一 是等の事の成し後牧伯等我許にきたりて言ふイスラエルの民祭司およびレビ人は諸國の民と
二 中なる憎むべき事を行へり　二 即ち彼等の女子を自ら娶りまたその男子に娶れば聖種諸國の民と相雜れり牧伯た
三 る者長たる者さきだちてこの愆を犯せりと　三 我この事を聞て我衣と袍を裂き頭髮と鬚を拔き驚き呆れて坐せ
四 り　四 イスラエルの神の言を戰慄おそるゝ者はみな俘囚より歸り來し者等の愆の故をもて我許に集まりしが我は
晩の供物の時まで驚きつゝ茫然として坐しぬ
五 晩の供物の時にいたり我その苦行より起て衣と袍とを裂たるまゝ膝を屈めてわが神ヱホバにむかひ手を

イ 列七・六、九、二八　ロ 尼二・一一　ハ 列八・二六・三〇　ニ 列六・一七　ホ 列七・二一　ヘ 列六・二一　尼九・二　ト 申一二・三〇、三一　チ 出三四・一六　申七　リ 出一九・六、二二・　ヌ 哥後六・一四　ル 伯一・二〇　ヲ 詩一四三・四　ワ 歴一〇・三　サ 出三・一六　申七　ヤ 玉下二一・一六　マ 出二三・三二、三四　ケ 申二三・六　コ 詩一〇三・一〇　エ 約五・一四　彼後二・一〇、二一　カ 出二九・三九　ヨ 出九・二九、三三　タ 出九・七、八　レ 詩三八・四　ソ 代下二八・九　ツ 詩一〇六・六　ム 詩一三・三、三四・五　ウ 尼九・三六　井 詩一三六・二三　ノ 列七・二八　オ 箴五・二　ク 列六・二一　ネ 申二八・三六、六四　尼九・三〇　ナ 出九・七、八　ラ 箴二二・二三　ヤ 出二三・二七　ア 申九・八　ヱ 約五・一四　彼後二・一〇、二一　フ 歴一三・二二、二〇　テ 列九・二　尼一三・七　コ 詩一〇三・一〇　ア 申九・八　ヱ 約五・一四　彼後二・一〇、二一

大 舒て　六 言けるは我神よ我はわが神に向ひて面を擧るを羞て赧らむ其は我らの罪積りて頭の上に出で我らの愆重
七 りて天に達すればなり　七 我らの先祖の日より今日にいたるまで我らは大なる愆を身に負り我らの罪の故により
て我儕と我らの王等および祭司たちは國々の王等の手に付され劍にかけられ擄へゆかれ掠められ面に恥をかうぶ
八 れり今日のごとし　八 然るに今われらの神ヱホバ暫く恩典を施こして逃れ存すべき者を我らの中に殘し我らをし
てその聖所にうちし釘のごとくならしめ斯して我らの神われらの目を明にし我らをして奴隷の中にありて少く
九 生る心地せしめたまへり　九 そもそも我らは奴隷の身なるがその奴隷たる時にも我らの神われらを忘れず反て
ペルシヤの王等の目の前にて我らに憐憫を施こして我らに活る心地せしめ我らの神の室を建しめ其破壞を修理は
一〇 しめユダとエルサレムにて我らに石垣をたまふ　一〇 我らの神よ已に是のごとくなれば我ら今何と言のべんや我儕
一一 はやくも汝の命令を棄たればなり　一一 汝かつて汝の僕なる預言者等によりて命じて宣へり云く汝らが往て獲んと
する地はその各地の民の汚穢により其憎むべき事によりて汚れたる地にして此極より彼極までその汚穢盈わたる
一二 なり　一二 然ば汝らの女子を彼らの男子に與ふる勿れ彼らの女子をなんぢらの男子に娶る勿れ又何時までもかれら
の爲に平安をも福祿をも求むべからず然すれば汝ら旺盛にしてその地の佳物を食ふことを得永くこれを汝らの子
一三 孫に傳へて產業となさしむることを得んと　一三 我らの惡き行により我らの大なる愆によりて此事すべて我儕に臨
一四 みたりしが汝我らの神はわれらの罪よりも輕く我らを罰して我らの中に是のごとく人を遺したまひたれば　一四 我
儕再び汝の命令を破りて是等の憎むべき行ある民と緣を結ぶべけんや汝我らを怒りて終に滅ぼし盡し遺る者も

一五 逃るゝ者も無にいたらしめたまはざらんや　一五 イスラエルの神エホバよ汝は義し即ち我ら逃れて遺ること今日の
ごとし今我ら罪にまとはれて汝の前にあり是がために一人として汝の前に立ことを得る者なきなり
一 エズラ神の室の前に泣伏して禱りかつ懺悔しをる時に男女および兒女はなはだ多くイスラエル
二 の中より集ひて彼の許に聚り來れりすべての民はいたく泣かなしめり　二 時にエラムの子エヒエル
の子シカニヤ答へてエズラに言ふ我らはわれらの神に對ひて罪を犯し此地の民なる異邦人の婦女を娶れり然なが
三 ら此事につきてはイスラエルに今なほ望あり　三 然ば我儕わが主の教誨にしたがひ又我らの神の命令に戰慄く
人々の教誨にしたがひて斯る妻をことごとく出し之が產たる者を去んといふ契約を今われらの神に立てん而して
四 律法にしたがひて之を爲べし　四 起よ是事は汝の主どる所なり我ら汝を助くべし心を強くして之を爲せと
五 五 エズラやがて起あがり祭司の長等レビ人およびイスラエルの人衆をして此言のごとく爲んと誓はしめたり
六 彼ら乃ち誓へり　六 かくてエズラ神の家の前より起いでてエリアシブの子ヨハナンの室に入しが彼處に至りても
七 パンを食ず水を飲ざりき是は俘囚より歸り來りし者の愆を憂へたればなり　七 斯てユダおよびエルサレムに遍ね
八 く宣て俘囚の人々に盡く示して云ふ汝ら皆エルサレムに集まるべし　八 凡そ牧伯等と長老等の諭言にしたがひて
三日の內に來らざる者は皆その一切の所有を取あげられ俘擄人の會より黜けらるべしと
九 九 是においてユダとベニヤミンの人々みな三日の內にエルサレムに集まれり是は九月にして恰もその月の
一〇 廿日なりき民みな神の室の前なる廣場に坐して此事のためまた大雨のために震ひ慄けり　一〇 時に祭司エズラ起て
二 之に言けるは汝らは罪を犯し異邦の婦人を娶りてイスラエルの愆を增り　二 然ば今なんぢらの先祖の神エホバに

イ 尼九・三三　但九・一四　ロ 哥前一五・一七
ハ 羅三・一九　ニ 詩一三〇・三　ホ 代下二〇・九
ヘ 但九・二〇　ト 尼一三・二七　チ 申七・二・三
リ 啊九・四　ヌ 代下三四・三一　ル 代上二八・一〇
ヲ 尼五・一二　ワ 申九・一八　カ 撒前一二・一八

懺悔してその御旨を行へ即ち汝等この地の民等および異邦の婦人とはなるべしと　一一 會衆みな聲をあげて答へて
一三 言ふ汝が我らに諭せるごとく我儕かならず爲べし　一三 然ど民は衆し又今は大雨の候なれば我儕外に立こと能はず
一四 且これは一日二日の事業にあらず其は我らこの事について大に罪を犯したればなり　一四 然ば我らの牧伯等この
全會衆のために立れよ凡そ我儕の邑の內にもし異邦の婦人を娶りし者あらば皆定むる時に來るべし又その各々の
一五 邑の長老および裁判人これに伴ふべし斯して此事を成ば我らの神の烈しき怒つひに我らを離るゝあらんと　一五 そ
の時立てこれに逆ひし者はアサヘルの子ヨナタンおよびテクワの子ヤハジア而已メシユラムおよびレビ人シヤベ
タイこれを贊く
一六 一六 俘囚より歸り來りし者つひに然なし祭司エズラおよび宗家の長數人その宗家にしたがひて名指して撰ばれ
一七 十月の一日より共に坐してこの事を查べ　一七 正月の一日に至りてやうやく異邦の婦人を娶りし人々を盡く查べ
畢れり
一八 一八 祭司の徒の中にて異邦の婦人を娶りし者は即ちヨザダクの子エシユアの子等及びその兄弟マアセヤ、エリ
一九 エゼル、ヤリブ、ゲダリヤ　一九 彼らはその妻を出さんといふ誓をなし已に愆を獲たればとて牡羊一匹をその愆の
二〇 ために獻げたり　二〇 インメルの子孫ハナニおよびゼバデヤ　二一 ハリムの子孫マアセヤ、エリヤ、シマヤ、エヒエ
二一 ル、ウジヤ　二二 パシユルの子孫エリオエナイ、マアセヤ、イシマエル、ネタンエル、ヨザバデ、エラサ
二三 二三 レビ人の中にてはヨザバデ、シメイ、ケラヤ、(即ちケリタ)ペタヒヤ、ユダ、エリエゼル
二四 二四 謳歌者の中にてはエリアシブ門を守る者の中にてはシヤルム、テレムおよびウリ

ヨ 雅七・一九　創二八　レ 代下三〇・八
タ 申一〇・三　ソ 王下一〇・一五　代上二九・二四　代下三〇・八
ツ 利六・四、六

二五 イスラエルの中にてはパロシの子孫ラミヤ、エジア、マルキヤ、ミヤミン、エレアザル、マルキヤ、ベナ
二六 ヤ　エラムの子孫マツタニヤ、ゼカリヤ、エヒエル、アブデ、エレモテ、エリヤ　二七 ザットの子孫エリオエナ
二八 イ、エリアシブ、マツタニヤ、エレモテ、ザバデ、アジザ　二八 ベバイの子孫ヨハナン、ハナニヤ、ザバイ、アテ
二九 ライ　二九 バニの子孫メシユラム、マルク、アダヤ、ヤシユブ、シヤル、エレモテ　三〇 パハテモアブの子孫アデナ、
三一 ケラル、ベナヤ、マアセヤ、マツタニヤ、ベザレル、ビンヌイ、マナセ　三一 ハリムの子孫エリエゼル、エシヤ、
三二 マルキヤ、シマヤ、シメオン　三二 ベニヤミン、マルク、シマリヤ　三三 ハシユムの子孫マツテナイ、マツタタ、ザ
三四 バデ、エリパレテ、ヱレマイ、マナセ、シメイ　三四 バニの子孫マアダイ、アムラム、ウエル　三五 ベナヤ、ベデヤ、
三六 ケルヒ　三六 ワニア、メレモテ、エリアシブ　三七 マツタニヤ、マツテナイ、ヤアス　三八 バニ、ビンヌイ、シメイ
三九 シレミヤ、ナタン、アダヤ　四〇 マクナデバイ、シヤシヤイ、シヤライ　四一 アザリエル、シレミヤ、シマリヤ
四二 シヤルム、アマリヤ、ヨセフ　四三 ネボの子孫エイエル、マツタテヤ、ザバデ、ゼビナ、イド、ヨエル、ベナヤ
四四 是みな異邦の婦人を娶りし者なりその婦人の中には子女を産し者もありき

エズラ書をはり

尼希米亞記

第一章

一 ハカリヤの子ネヘミヤの言詞　第二十年キスレウの月我シユシヤンの都にありける時　二 わが兄弟の一人なるハナニ數人の
三 者とともにユダより來りしかば我俘虜人の遺餘なる夫の逃れかへりしユダヤ人の事およびエルサレムの事を問た
四 づねしに　三 彼ら我に言けるは俘虜人の遺餘なる夫の州内の民は大なる患難に遭ひ凌辱に遭ふ又エルサレムの
五 石垣は打崩され其門は火に焚たりと　四 我この言を聞坐りて泣き數日の間哀しみ斷食し天の神に祈りて言ふ　五 天の神エホバ大なる畏るべき神
六 己を愛し己の誡命を守る者にむかひて契約を保ち恩惠を施こしたまふ者よ　六 ねがはくは耳を傾むけ目を開きて
僕の祈禱を聽いれたまへ我いま汝の僕なるイスラエルの子孫のために日夜なんぢの前に祈り我儕イスラエルの
七 子孫が汝にむかひて犯せし罪を懺悔す誠に我も我父の家も罪を犯せり　七 我らは汝にむかひて大に惡き事を行ひ
八 汝の僕モーセに汝の命じたまひし誡命をも法度をも例規をも守らざりき　八 請ふ汝の僕モーセに命じたまひし言
九 を憶ひたまへ其言に云く汝ら若罪を犯さば我汝らを國々に散さん　九 然れども汝らもし我にたちかへり我誡命を
守りてこれを行なはゞ假令逐れゆきて天の涯にをるとも我そこより汝等をあつめ我名を住はせんとて撰びし處に
一〇 きたらしめんと　一〇 そもそも是等の者は汝が大なる能力と强き手をもて贖ひたまひし汝の僕なんぢの民なり
一一 主よ請ふ僕の祈禱および汝の名を畏むことを悅こぶ汝の僕等の祈禱に耳を傾けたまへ願くは今日僕を助けて
此人の目の前に憐憫を得させたまへこの時我は王の酒人なりき

イ尼一〇・一　ロ尼二・一七　ハ王下二五・一〇　ニ但九・四　ホ出二〇・六　ヘ王上八・二八、二九　代下六・四〇　但九・五　ト但九・二〇　チ詩一〇六・六　但九　リ申二八・一五　ヌ利二六・三三　申四・二五、二六、二七、二八・六四　ル利二六・三九　申四・二九、三〇、三一、三〇・二　ヲ申三〇・四　ワ申九・二九　カ箴二六・八　但九・一八　ヨ尼一・六　タ尼二・一　レ箴一一五

第二章

一 茲にアルタシヤスタ王の二十年ニサンの月王の前に酒のいでし時我酒をつぎて王にたてまつれり
二 我は今まで王の前にて憂色を帶しこと有ざりき　二 王われに言けるは汝は疾病も有ざるに何とて面
三 に憂色を帶るや是他ならず心に憂ふる所あるなりと是において我甚だ大に懼れたりしが　三 遂に王に奏して曰ふ
四 願くは王長壽かれ我が先祖の墓の地たるその邑は荒蕪その門は火にて焚たれば我いかで顏に憂色を帶ざるを得ん
五 やと　四 王われに向ひて然らば汝何をなさんと願ふやと言ければ我すなはち天の神に祈りて　五 王に言けるは王
六 もし之を善としたまひ我もし汝の前に恩を得たる者なりせば願くはユダにあるわが先祖の墓の邑に我を遣はして
七 我にこれを建起さしめたまへと　六 時に后妃も傍に坐しをりしが王われに言けるは汝が往てをる間は何程なるべ
八 きや何時頃歸りきたるやと王かく我を遣はすことを善としければ我期を定めて奏せり　七 而して我また王に言け
九 るは王もし善としたまはゞ請ふ河外ふの總督等に與ふる書を我に賜ひ彼らをして我をユダまで通さしめたまへ
一〇 八 また王の山林を守るアサフに與ふる書をも賜ひ彼をして殿に屬する城の門を作り邑の石垣および我が入べき家
一一 に用ふる材木を我に授けしめたまへと我神善く我を助けたまひしに因て王これを我に允せり
一二 九 是に於て我河外ふの總督等に詣りて王の書をこれに付せり王は軍長數人に騎兵をそへて我に伴なはせたり
一三 一〇 時にホロニ人サンバラテおよびアンモニ人奴隸トビヤこれを聞きイスラエルの子孫の安寧を求むる人來れり
とて大に憂ふ　一一 我ついにエルサレムに到りて彼處に三日居りける後　一二 夜中に起いでたり數人の者われに伴な
ふ我はわが神がエルサレムのために爲せんとて我心に入たまひし所の事を何人にも告しらせず亦我が乘る一匹の
畜の外には畜を引つれざりき　一三 我すなはち夜中に立いで谷の門を通り龍井の對面を經糞門に至りてエルサレム

イ 嗣七・一
ロ 尼一・一一
ハ 蓋一五・一三
ニ 王上一・三一 但二 ホ 尼一・三 ・四、五・一〇、六 ヘ 尼五・一四、一三・ ト 尼三・七 ・一八 ・一四 ・六、二一 ・一四 六 チ 嗣五・五、七・六・ リ 嗣八・三二 九、二八 尼二・ ヌ 代下二六・九 尼三

の石垣を閲せしにその石垣は頽れをりその門は已に火に焚てありき　一四 かくて又前みて泉の門にゆき王の池に
一五 いたりしに我が乘る畜の通るべき處なかりき　一五 我亦その夜の中に溪川に沿て進みのぼりて石垣を觀めぐり頓て
一六 身を反して谷の門より歸りいりぬ　一六 然るに牧伯等は我が何處に往しか何を爲しかを知ざりき我また未だこれを
一七 ユダヤ人にも祭司にも貴き人にも方伯等にも其他の役人にも告しらせざりしが
一七 遂に彼らに言けるは汝らの見るごとく我儕の境遇は惡くエルサレムは荒はてその門は火に焚たり來れ我儕
一八 エルサレムの石垣を築きあげて再び世の凌辱をうくることなからんと　一八 而して我わが神の善われを助けたまひ
し事を彼らに告げまた王の我に語りし言詞をも告しらせければ去來起て築かんと言ひ皆奮ひてこの美事を爲んと
一九 す　一九 時にホロニ人サンバラテ、アンモニ人奴隸トビヤおよびアラビヤ人ガシムこれを聞て我らを嘲けり我儕を
二〇 侮りて言ふ汝ら何事をなすや王に叛かんとするなるかと　二〇 我すなはち答へて彼らに言ふ天の神われらをして
こゝろざし志を得させたまはん故に其僕たる我儕起て築くべし然ど汝らはエルサレムに何の分もなく權理もなく記念も
なしと

第三章

一 茲に祭司の長エリアシブその兄弟の祭司等とともに起て羊の門を建て之を聖別てその扉を設け
二 尚も之を聖別てハンメアの戍樓に及ぼし又ハナネルの戍樓に及ぼせり　二 その次にはエリコの人々
三 築き建て其次にはイムリの子ザックル築き建たり　三 魚の門はハツセナアの子等これを建構へその扉を設けて之に鎖と閂を施こせり　四 その次にはハツコヅの
子ウリヤの子メレモテ修繕をなし其次にはメシザベルの子ベレキヤの子メシユラム修繕をなしその次にはバアナ

ル 尼一・三、二・一七　ヲ 尼三・一五　ワ 母後一五・二三 耶　カ 尼一・三　三一・四〇 詩四四・　二四 九 結五・一　タ 母後二・七　ソ 尼六・六 ・一四 ・一〇　ナ 約五・二　一四・一〇　一二・三九 番一・
ヨ 尼二・八　一三・七九・四 耶　レ 詩四四・一三、七九　ツ 嗣四・三　ラ 尼一・二・三九　ウ 嗣二・三四　一〇・
・四、八〇・六　ネ 尼一・二・一〇　ム 耶三一・三八 哀　井 代下三三・一四 尼　ノ 尼六・一、七・一

五　の子ザドク修繕をなし　五　その次にはテコア人等修繕をなせり但しその貴き族はその主の工事に服せざりき
六　古門はパセアの子ヨイアダおよびベソデヤの子メシユラムこれを修繕ひ構へその扉を設けて之に鎖と門
七　を施せり　七　その次にはギベオン人メラテヤ、メロノテ人ヤドン河外ふの總督の管轄に屬するギベオンとミヅパ
八　の人々等修繕をなせり　八　その次にはハルハヤの子ウジエルなどの金工修繕をなし其次には製香者ハナニヤなど
九　修繕をなしエルサレムを堅うして石垣の廣き處にまで及べり　九　その次にはエルサレムの郡の半の知事ホルの子
一〇　レパヤ修繕をなせり　一〇　その次にはハルマフの子エダヤ己の家と相對ふ處を修繕りその次にはハシヤブニヤの子
一一　ハツトシ修繕をなせり　一一　ハリムの子マルキヤおよびバハテモアブの子ハシユブも一方を修繕ひまた爐戍樓を
一二　修繕へり　一二　その次にはエルサレムの郡の半の知事ハロヘシの子シヤルムその女子等とともに修繕をなせり
一三　谷の門はハヌン、ザノアの民と偕に之を修繕ひ之を建なほしてその扉を設け之に鎖と門を施しまた糞の
一四　門までの石垣一千キユビトを修繕へり　一四　糞の門はベテハケレムの郡の半の知事レカブの子マルキヤこれを修繕ひ之を建なほしてその扉を設け之に
一五　鎖と門を施こせり　一五　泉の門はミヅパの郡の知事コロホゼの子シヤルンこれを修繕ひ之を建なほして覆ひその扉を設け之に鎖と
門を施こしまた王の園の邊なるシラの池に沿る石垣を修繕てダビデの邑より下るところの階級にまで及ぼせり
一六　その後にはベテズルの郡の半の知事アズブクの子ネヘミヤ修繕をなしてダビデの墓に對ふ處にまで及ぼし堀
一七　池に至り勇士宅に至れり　一七　その後にはバニの子レホムなどのレビ人修繕をなし其次にはケイラの郡の半の知事

イ 士五・二三　ロ 尼一二・三九　ハ 尼二・一九　ニ 尼一二・三八　ホ 尼一二・三八　ヘ 尼二・一三　ト 尼二・一三　チ 尼二・一四　リ 約九・七　ヌ 王下二〇・二〇　ル 代下二六・九　ヲ 尼三・一九　ワ 耶三二・二一、三三、一、三七・二一　カ 歌二・四三　ヨ 代下二七・三　タ 尼八・一三、一二、一二、三七　レ 王下一一・一六　代　ソ 尼二・一〇、一九

一八　ハシヤビヤその郡の爲に修繕をなせり　一八　その後にはケイラの郡の半の知事ヘナダデの子バワイなどいふ其兄弟
一九　修繕をなし　一九　その次にはエシユアの子ミヅパの知事エゼル石垣の彎にある武器庫に上る所に對へる部分を修繕
二〇　ひ　二〇　その後にはザバイの子バルク力を竭して石垣の彎より祭司の長エリアシブの家の門までの部分を修繕ひ
二一　二一　その次にはハツコヅの子ウリヤの子メレモテ、エリアシブの家の門よりエリアシブの家の極までの部分を
二二　修繕ひ　二二　その次には窪地の人なる祭司等修繕をなし　二三　その次にはベニヤミンおよびハシユブ己の家と相對ふ
二四　處を修繕ひ其次にはアナニヤの子マアセヤの子アザリヤ己の家に近き處を修繕ひ　二四　その次にはヘナダデの子ビ
二五　ンヌイ、アザリヤの家より石垣の彎角までの部分を修繕へり　二五　ウザイの子パラルは石垣の彎に對ふ處および王
二六　の上の家より聳え出たる戍樓に對ふ處を修繕り是は侍衛の廳に近し其次にはパロシの子ペダヤ修繕をなせり
二七　時にネテニ人オペルに住をりて東の方水の門に對ふ處および聳え出たる戍樓に對ふ處まで及べり　二七　その次
二八　にはテコア人聳出たる大戍樓に對ふところの部分を修繕てオペルの石垣に及ぼせり
二八　馬の門より上は祭司等おのおのその己の家と相對ふ處を修繕り　二九　その次にはインメルの子ザドク己の家
二九　と相對ふ處を修繕ひ其次にはシカニヤの子シマヤといふ東の門を守る者修繕をなし　三〇　その次にはシレミヤの子
三〇　ハナニヤおよびザラフの第六の子ハヌン一方を修繕ひその後にはベレキヤの子メシユラム己の室と相對ふ處を
三一　修繕へり　三一　その次には金工の一人マルキヤといふ者ハンミフカデの門と相對ふ處を修繕ひて隅の昇口に至りネ
三二　テニ人および商人の家に及ぼせり　三二　また隅の昇口と羊の門の間は金工および商人等これを修繕へり
三三　一　茲にサンバラテわれらが石垣を築くを聞て怒り大に憤ほりてユダヤ人を罵れり　二　即ち彼その
兄弟等およびサマリアの軍兵の前に語りて言ふ此軟弱しきユダヤ人何を爲や自ら强くせんとするか

第四章

獻祭をなさんとするか一日に事を終んとするか塵堆の中の石は既に燬たるに之を取出して活さんとするかと
三 時にアンモニ人トビヤその傍にありてまた言ふ彼らの築く石垣は狐上るも圮るべしと　四 我らの神よ聽たまへ
我らは侮らる願くは彼らの出す凌辱をその身の首に歸し彼らを他國に擄はれしめ掠られしめたまへ　五 彼らの愆
を蔽ひたまふ勿れ彼らの罪を汝の前より消去しめたまはざれ其は彼ら築建者の前にて汝の怒を惹おこしたれば
六 なり　斯われら石垣を築きけるが石垣はみな已に相連なりてその高さの半にまで及べり其は民心をこめて操作
たればなり
七 然るにサンバラテ、トビヤ、アラビヤ人アンモニ人アシドド人等エルサレムの石垣改修れ其破壞も次第に
八 塞がると聞て大に怒り　九 皆ともに相結びてエルサレムに攻來らんとしその中に擾亂をおこさんとせり　是に
一〇 おいて我ら神に祈禱をなしかれらのために日夜守望者を置て之に備ふ　一〇 ユダ人は言り荷を負ふ者の力衰へし
一一 が上に灰土おびたゞしくして我ら石垣を築くこと能はずと　一一 我らの敵は言り彼等が知ずまた見ざる間に我ら其
一二 中に入り之を殺してその工事を止めんと　一二 又彼らの邊に住るユダヤ人來る時は我らに告て言ふ汝ら我らの所に
一三 歸らざるべからずと其事十次にも及べり　一三 是に因て我石垣の後の顯露なる低き處に民を置き劍鎗または弓を持
一四 せてその宗族にしたがひて之をそなふ　一四 我觀めぐり起て貴き人々および牧伯等ならびにその餘の民に告て云ふ
汝ら彼等のために懼るゝ勿れ主の大にして畏るべきを憶ひ汝らの兄弟のため男子女子のため妻および家のために
一五 戰かへよと　一五 我らの敵おのが事の我らに知れたるをきゝておのが謀計を神に破られたるを聞しによりて我ら皆石垣に歸

イ 民二一・一九　ロ 詩一二三・三・四　ハ 詩七九・一二　箴三・二四　ニ 詩六九・二七、二八、ホ 民四・一　ヘ 詩八三・三・四、五　一〇九・一四、一五　耶一八・二三　ト 詩五〇・一五　チ 民一四・九　二九　リ 申一〇・一七　ヌ 母後一〇・一二　ル 伯五・一二

一六 り各々その工事をなせり　一六 其時より後わが僕半は工事に操作き半は鎗楯弓などを持て鎧を着たり牧伯等はユ
一七 ダの全家の後にありき　一七 石垣を築く者および荷を負ひはこぶ者は各々片手をもて工事を爲し片手に武器を執り
一八 築建者はおのおのその腰に劍を帶て築き建つ又喇叭を吹く者は我傍にあり　一九 我貴き人々および牧伯等
二〇 ならびにその餘の民に告て云ふ此工事は大にして廣ければ我儕石垣にありて彼此に相離ること遠し　二〇 何處にも
あれ汝ら喇叭の音のきこゆるを聞ば其處に奔あつまりて我らに就け我らの神われらのために戰ひたまふべしと
二一 我ら斯して工事をなしけるが半の者は東雲の出るより星の現はるゝまで鎗を持をれり　二二 當時われ亦民に
二三 言らく皆おのおのその僕とともにエルサレムの中に宿り夜は我らの防守となり晝は工事をつとむべしと　二三 而し
て我もわが兄弟等もわが僕も我に從がふ防守の人々もそ、の衣服を脫ず水を汲に出るにも皆武器を執れり

第五章

一 茲に民その妻とともにその兄弟なるユダヤ人にむかひて大に叫べり　二 或人言ふ我儕および我ら
二 の男子女子は多し我ら穀物を得食ふて生ざるべからず　三 或人は言ふ我らは我らの田畑葡萄園およ
三 び家をも質となすなり既に飢に迫れば我らに穀物を獲させよ　四 或は言ふ我らは我らの田畝および葡萄園をもて
四 金を貸て王の租稅を納む　五 然ど我らの肉も我らの兄弟の肉と同じく我らの子女も彼らの子女と同じ視よ我らは
五 男子女子を人に伏從はせて奴隸となす我らの女子の中すでに人に伏從せし者もあり如何とも爲ん方法なし其は我
六 らの田畝および葡萄園は別の人の有となりたればなりと　七 是において我心に思ひ計り貴き人々および牧伯等を責
七 我は彼らの叫および是等の言を聞て大に怒れり
八 てこれに言けるは汝らは各々その兄弟より利息を取るなりと而して我かれらの事につきて大會を開き　八 彼らに

ヲ 出一四・一四、二五　申一・三〇、三・二　ワ 士五・一一　二、二〇・四　書　カ 利二五・三五、三六、ヨ 箴五・七　タ 箴五八・七　三七　申一五・七　レ 出二一・七　利二五　二五・三六　出二二　二三・一〇　二二・二五　利

言けるは我らは異邦人の手に賣れたる我らの兄弟ユダヤ人を我らの力にしたがひて贖へり（イ）然るにまた汝等は己の
九 兄弟を賣んとするやいかで之をわれらの手に賣るべけんやと彼らは默して言なかりき　九 我また言けるは汝らの
一〇 爲すところ善らず汝らは我らの敵たる異邦人の誹謗をおもひて我儕の神を畏れつゝ事をなすべきに非ずや　一〇 我
一一 もわが兄弟および僕等も同じく金と穀物とを貸て利息を取ることをなす願くは我らこの利息を廢ん　一一 請ふ汝ら
今日にも彼らの田畝葡萄園橄欖園および家を彼らに還しまた彼らに貸あたへて金穀物および酒油などの百分の一
一二 を取ることを廢よと　一二 彼ら即ち言けるは我ら之を還すべし彼らに何をも要めざらん汝の言るごとく我ら然なす
一三 べしと是に於て我祭司を呼び彼らをして此言のごとく行なふといふ誓を立しめたり　一三 而して我わが胸懷を打拂
ひて言ふ此言を行はざる者をば願くは神是のごとく凡て打拂ひてその家およびその業を離れさせたまへ即ちその
人は斯打拂はれて空しくなれかしと時に會衆みなアーメンと言てヱホバを讃美せり而して民はこの言のごとくに
行へり

一四 且また我がユダの地の總督に任ぜられし時より即ちアルタシヤスタ王の二十年より三十二年まで十二年の
一五 間は我もわが兄弟も總督の受べき祿を食ざりき　一五 わが以前にありし舊の總督等は民に重荷を負せてパンと酒と
を是より取り其外にまた銀四十シケルを取れり然のみならずその僕等も亦民を壓せり然ども我は神を畏るゝに因
一六 て然せざりき　一六 我は反てこの石垣の工事に身を委ね我儕は何の田地をも買しこと無し我僕は皆かしこに集りて
一七 工事をなせり　一七 且また我席にはユダヤ人および牧伯等百五十人あり其外にまた我らの周圍の異邦人の中より
一八 我らに來れる者等もありき　一八 是をもて一日に牛一匹肥たる羊六匹を備へ亦鷄をも許多備へ十日に一回種々の

イ 列二五・四八　ロ 埋後一二・一四　羅 八利二五・三六　一二 ハ 利二五・三六　ニ 埋後一〇・五　耶三四　ホ 六一〇・一四　徒 一三・五一、一八・六　ヘ 王下二三・三　ト 尼一三・六　チ 那前九・四一五　リ 尼五・九　ヌ 埋後一一・九、一二　ル 埋後九・七　王上一八・二九　ヲ 王上四・二三

酒を多く備へたり是ありしかどもこの民の役おもきに因て我は總督の受くべき祿を要めざりき　一九 わが神よ我が
此民のために爲る一切の事を憶ひ仁慈をもて我をあしらひ給へ

第六章

一 サンバラテ、トビヤおよびアラビヤ人ガシムならびにその餘の我らの敵我が石垣を築き終りて
二 一の破壞も遺らずと聞り（然どその時は未だ門に扉を設けざりしなり）　二 是においてサンバラテと
ガシム我に言つかはしけるは來れ我らオノの平野なる某の村にて相會せんとその實は我を害せんと思ひしなり
三 我すなはち使者を彼らに遣はして言らく我は大なる工事をなし居れば下りゆくことを得ずなんぞ工事を離れ汝
四 らの所に下りゆきてその間工事を休ますべけんやと　四 彼ら四次まで是のごとく我に言遣はしけるが我は何時も
五 かくのごとく之に答へたり　五 是においてサンバラテまた五次目にその僕を前のごとく我に遣はせり其手には封
六 ぜざる書を携さふ　六 その文に云く國々にて言傳ふガシムもまた然いふ汝はユダヤ人とともに叛かんとして之が
七 ために石垣を築けり而して汝はその王とならんとすとその言ところ是のごとし　七 また汝は預言者を設けて汝の
事をエルサレムに宣しめユダに王ありと言しむといひ傳ふ恐くはその事この言のごとく王に聞えん然ば汝いま
八 來れ我ら共に相議らんと　八 我すなはち彼に言つかはしけるは汝が言るごとき事を爲し事なし惟なんぢ之を己の
九 心より作りいだせるなりと　九 彼らは皆われらを懼れしめんとせり彼ら謂らく斯なさば彼ら手弱りて工事を息べ
ければ工事成ざるべしと今ねがはくは我手を强くしたまへ
一〇 一〇 かくて後我メヘタベルの子デラヤの子シマヤの家に往しに彼閉こもり居て言らく我ら神の室に到りて神殿
の内に相會し神殿の戸を閉おかん彼ら汝を殺さんとて來るべければなり必ず夜のうちに汝を殺さんとて來るべし

ワ 尼五・一四、一五　カ 尼一三・二二、一〇、一九　ヨ 尼二・一〇、一九　タ 尼六・六　レ 尼三・一三　四・一・一七　ソ 歴二六・二四、二五　ツ 代上八・一二　ネ 詩三七・一二、一三　ナ 尼六・一　ラ 尼二・一九　九

二　と　二　我言けるは我ごとき人いかで逃べけんや我ごとき身にして誰か神殿に入て生命を全うすることを爲んや
一二　我は入じと　一三　我曉れるに神かれを遣はしたまひしに非ず彼が我にむかひて此預言を說し惑トビヤとサンバラテ
一三　彼に賄賂したればなり　一四　彼に賄賂せしは此事のためなり即ち我をして懼れて然なして罪を犯さしめ惡き名を
一四　我に負する種を得て我を辱しめんとてなりき　一四　わが神よトビヤ、サンバラテおよび女預言者ノアデヤならびに
その他の預言者など凡て我を懼れしめんとする者等を憶えてその行爲に報をなしたまへ
一五　石垣は五十二日を歷てエルルの月の二十五日に成就せり　一六　我らの敵皆これを聞ければ我らの周圍の異邦
一六　人は凡て怖れ大に面目をうしなへり其は彼等この工事は我らの神の爲たまひし者なりと曉りたればなり　一七　其頃
一七　ユダの貴き人々しばしば書をトビヤにおくれりトビヤの書もまた彼らに來れり　一八　トビヤはアラの子シカニヤの
一八　婿なるをもてユダの中に彼と盟を結べる者多かりしが故なりトビヤの子ヨハナンも亦ベレキヤの子メシユラムの
一九　女子を妻に娶りたり　一九　彼らはトビヤの善行を我前に語りまた我言を彼に通ぜりトビヤは常に書をおくりて
我を懼れしめんとせり

第七章

一　石垣を築き扉を設け門を守る者謳歌者およびレビ人を立るにおよびて　二　我わが兄弟ハナニお
よび城の宰ハナニヤをしてエルサレムを治めしむ彼は忠信なる人にして衆多の者に超りて神を畏
三　る者なり　三　我かれらに言ふ日の熱くなるまではエルサレムの門を啓くべからず人々の立て守りをる間に門を閉
させて汝らこれを堅うせよ汝らエルサレムの民を番兵に立て各々にその所を守らしめ各々にその家と相對ふ處を
四　守らしめよと　四　邑は廣くして大なりしかどもその内の民は寡くして家は未だ建ざりき

イ結二三・二二　ロ尼二三・二九　ハ結二三・一七　ニ尼二・一〇、四・一、七、六・一　ホ詩一二六・二　ヘ尼六・一　ト尼二・八　チ出一八・二一　リ創二・一　ヌ創二・二　ル尼七・一二　ヲ代上二四・七　ワ代上二四・一四　カ代上九・一二、二四　ヨ九

五　我神はわが心に貴き人々牧伯等および民を集めてその名簿をしらぶる思念を起さしめたまへり我最先に
六　上り來りし者等の系圖の書を得て見にその中に書しるして曰く　六　往昔バビロンの王ネブカデネザルに擄へられ
七　バビロンに遷されたる者のうち俘囚をゆるされてエルサレムおよびユダに上りおのおの己の邑に歸りし此州の者
七　は左の如し　七　是皆ゼルバベル、エシユア、ネヘミヤ、アザリヤ、ラアミヤ、ナハマニ、モルデカイ、ビルシヤン、
ミスペレテ、ビグワイ、ネホム、バアナ等に隨ひ來れり　八　パロシの子孫二千百七十二人　九　シパテヤの子孫三百七十二
人　一〇　アラの子孫六百五十二人　一一　エシユアとヨアブの族たるパハテモアブの子孫二千八百十八人　一二　エラムの
子孫千二百五十四人　一三　ザツトの子孫八百四十五人　一四　ザツカイの子孫七百六十人　一五　ビンヌイの子孫六百四十
八人　一六　ベバイの子孫六百二十八人　一七　アズガデの子孫二千三百二十二人　一八　アドニカムの子孫六百六十七人
一九　ビグワイの子孫二千六十七人　二〇　アデンの子孫六百五十五人　二一　ヒゼキヤの家のアテルの子孫九十八人
二二　ハシユムの子孫三百二十八人　二三　ベザイの子孫三百二十四人　二四　ハリフの子孫百十二人　二五　ギベオンの子孫
九十五人　二六　ベテレヘムおよびネトパの人百八十八人　二七　アナトテの人百二十八人　二八　ベテアズマウテの人四十
二人　二九　キリアテヤリム、ケピラおよびベエロテの人七百四十三人　三〇　ラマおよびゲバの人六百二十一人　三一　ミ
クマシの人百二十二人　三二　ベテルおよびアイの人百二十三人　三三　他のネボの人五十二人　三四　他のエラムの民千二
百五十四人　三五　ハリムの民三百二十人　三六　エリコの民三百四十五人　三七　ロド、ハデデおよびオノの民七百二十一
人　三八　セナアの子孫三千九百三十人
三九　祭司はエシユアの家のエダヤの子孫九百七十三人　四〇　インメルの子孫千五十二人　四一　パシユルの子孫一千

四二 二百四十七人 四三 ハリムの子孫一千十七人
四三 レビ人はホデワの子等ヱシユアとカデミエルの子孫七十四人 四四 謳歌者はアサフの子孫百四十八人 四五 門
四四 を守る者はシヤルムの子孫アテルの子孫タルモンの子孫アックブの子孫ハテタの子孫ショバイの子孫百三十八人
四五
四六 四六 ネテニ人はジハの子孫ハスパの子孫タバオテの子孫 四七 ケロスの子孫シアの子孫パドンの子孫 四八 レバ
四七 ナの子孫ハガバの子孫サルマイの子孫 四九 ハナンの子孫ギデルの子孫ガハルの子孫 五〇 レアヤの子孫レヂンの
四八 子孫ネコダの子孫 五一 ガザムの子孫ウザの子孫パセアの子孫 五二 ベサイの子孫メウニムの子孫ネフセシムの
四九 子孫 五三 バクブクの子孫ハクパの子孫ハルホルの子孫 五四 バヅリテの子孫メヒダの子孫ハルシヤの子孫 五五 バ
五〇 ルコスの子孫シセラの子孫テマの子孫 五六 ネヂアの子孫ハテパの子孫等なり
五一 五七 ソロモンの僕たりし者等の子孫は即ちソタイの子孫ソベレテの子孫ペリダの子孫 五八 ヤアラの子孫ダル
五二 コンの子孫ギデルの子孫 五九 シパテヤの子孫ハツテルの子孫ポケレテハツゼバイムの子孫アモンの子孫 六〇 ネ
五三 テニ人とソロモンの僕たりし者等の子孫とは合せて三百九十二人
五四 六一 またテルメラ、テルハレサ、ケルブ、アドンおよびインメルより上り來れる者ありしがその宗家とその
五五 血統とを示してイスラエルの者なるを明かにすることを得ざりき 六二 是すなはちデラヤの子孫トビヤの子孫ネ
五六 コダの子孫にして合せて六百四十二人 六三 祭司の中にホバヤの子孫ハツコヅの子孫バルジライの子孫ありバル
五七 ジライはギレアデ人バルジライの女を妻に娶りてその名を名りしなり 六四 是等の者系圖に載る者等の中にその籍
五八 を尋ねたれども在ざりき是故に汚れたる者として祭司の中より除かれたり 六五 テルシヤタ即ち之に告てウリムと
五九
六〇

イ代上二四・八 ロ刪二・四〇、三・九 ハ刪二・五九 ニ尼八・九 ホ尼八・九 ヘ刪二・六九 ト刪三・一 チ刪三・一 リ尼三・二六 ヌ刪七・六 ル申三一・一一、一二 ヲ利二三・二四 ワ士三・二〇 カ裏三・四一 ヨ哥前一四・一六、一八 タ出四・三一、一二・二七 代下二〇・八 レ刪二・六三 ソ刪二・六二 ツ刪二・六三 ネ刪二・六四 ナ刪二・六五 ラ刪二・六六 ム刪二・六七 ウ刪二・六八 ヰ刪二・六九 ノ刪二・七〇 オ刪二・七一 ク刪二・七二 ヤ刪二・七三

六六 トンミムを帶る祭司の興るまでは至聖物を食ふべからずと言り
六七 六六 會衆あはせて四萬二千三百六十人 六七 この外にその僕婢七千三百三十七人謳歌男女二百四十五人あり
六八 六八 その馬七百三十六匹その騾二百四十五匹 六九 駱駝四百三十五匹驢馬六千七百二十匹
六九 七〇 宗家の長の中工事のために物を納めし人々ありテルシヤタは金一千ダリク鉢五十 祭司の衣服五百三十襲
七〇 七一 を施して庫に納む 七一 また宗家の長數人は金二萬ダリク銀二千二百斤を工事のために庫に納む 七二 その餘の民の
七一 納めし者は金二萬ダリク銀二千斤祭司の衣服六十七襲なりき
七二 七三 かくて祭司レビ人門を守る者謳歌者民等ネテニ人およびイスラエル人すべてその邑々に住り
七三

第八章

一 イスラエルの子孫かくてその邑々に住みをりて七月にいたりぬ
一 茲に民みな一人のごとくになりて水の門の前なる廣場に集り學士エズラに請てヱホバのイスラ
二 祭司エズラ律法を携へ來りてその集りをる男女および凡て聽て了ることを得るところの人々の前に至り 二 この日すなはち七月一日
三 の門の前なる廣場にて曙より日中まで男女および了り得る者等の前にこれを誦めり民みな律法の書に耳を傾く
四 學士エズラこの事のために預て設けたる木の臺の上に立たりしがその傍には右の方にマツタテヤ、シマ、アナ
四 ヤ、ウリヤ、ヒルキヤおよびマアセヤ立をり左の方にペダヤ、ミサエル、マルキヤ、ハシユム、ハシバダナ、
五 ゼカリヤおよびメシユラム立をる 五 エズラ一切の民の目の前にその書を開けり（彼一切の民より高きところに
六 立たり）かれが開きたる時に民みな起あがれり 六 エズラすなはち大神ヱホバを祝しければ民みなその手を擧て
七 應へてアーメン、アーメンと言ひ首を下げ地に俯伏てヱホバを拜めり 七 ヱシユア、バニ、セレビヤ、ヤミン、

アックブ、シャベタイ、ホデヤ、マアセヤ、ケリタ、アザリヤ、ヨザバテ、ハナン、ペラヤおよびレビ人等民に
八 律法を了らしめたり民はその所に立をる　彼等その書に就て神の律法を朗かに誦み且その意を解あかしてその
誦ところを之に了らしむ
九 時にテルシャタたるネヘミヤ祭司たる學士エズラおよび民を教ふるレビ人等一切の民にむかひて此日は
一〇 汝らの神ヱホバの聖日なり哭くなかれ泣なかれと言り其は民みな律法の言を聽て泣たればなり　而して彼らに
言けるは汝ら去て肥たる者を食ひ甘き者を飲め而してその備をなし得ざる者に之を分ちおくれ此日は我らの主の
一一 聖日なり汝ら憂ふることをせざれヱホバを喜ぶ事は汝らの力なるぞかしと　レビ人も亦一切の民を靜めて言ふ
汝ら默せよ此日は聖きぞかし憂ふる勿れと　一二 一切の民すなはち去りて食ひかつ飲み又人に分ちおくりて大なる
喜悅をなせり是はその誦きかされし言を了りしが故なり
一三 その翌日一切の民の族長等祭司およびレビ人等律法の語を學ばんとて學士エズラの許に集り來り　一四 律法
を視るにヱホバのモーセによりて命じたまひし所を錄して云く七月の節會にはイスラエルの子孫茅廬に居るべし
一五 又云く一切の邑々及びエルサレムに布傳へて言べし汝ら山に出ゆき橄欖の枝油木の枝烏拍の枝棕櫚の枝
一六 および茂れる木の枝を取きたりて錄されたるごとくに茅廬を造れと　是において民出ゆきて之を取きたり各々
その家の屋背の上あるひはその庭あるひは神の室の庭あるひは水の門の廣場あるひはエフライムの門の廣場に
一七 茅廬を造れり　擄はれゆきて歸り來りし會衆みな斯茅廬を造りて茅廬に居りヌンの子ヨシュアの日より彼日ま
でにイスラエルの子孫斯おこなひし事なし是をもてその喜悅はなはだ大なりき　一八 初の日より終の日までエズラ

イ 利一〇・一一 申三三・一〇・一七・八・九 代下一七 ロ 申三一・一〇 ハ 代下三五・三 ニ 利二三・二四 民二九・一 ホ 申一六・一四、一五 傳三・四 ヘ 結九・一九・二二 默 チ 尼八・七・八 ト 尼八・一〇 リ 利二三・三四、四二 ヌ 申一・八・一三 一六・一六 ル 利二三・四 ヲ 利二三・四〇 ワ 申二二・八 カ 尼一二・三七 ヨ 王下一四・一三 尼一二・三九

タ 代下三〇・二一 レ 申三一・一〇 ソ 利二三・三六 民二九・三五 ツ 民八・二 ネ 書七・六 一二 母前四・一二 母後一・二 ナ 申一〇・一一 一三・三、三〇 ラ 尼八・七、八 ム 代上二九・二三 伯二・一二 尼 ウ 王下一九・一五、一八六・一〇 詩八六・一〇 ヰ 創一・一一 默一四・七 出二〇・ク 詩三六・六 ヤ 創一・三一、一二 ノ 申一〇・一四 王上八・二七 マ 創一七・五 ケ 創一五・六 フ 創一二・七、一五・一八、一七・七、八 コ 書二三・一四 エ 出二・二五、三・七 テ 出一四・一〇 ア 出七・八、九、一〇、一二、 サ 出一八・一一 一四・

第九章

一 その月の二十四日にイスラエルの子孫あつまりて斷食し麻布を纏ひ土を蒙れり　二 イスラエルの
裔たる者一切の異邦人とはなれ而して立て己の罪と先祖の愆とを懺悔し　三 皆おのおのがその處に
立てこの日の四分の一をもてその神ヱホバの律法の書を誦み他の四分の一をもて懺悔をなしその神ヱホバを拜め
四 り　時にヱシユア、バニ、カデミエル、シバニヤ、ブンニ、セレビヤ、バニ、ケナニ等レビ人の臺に立ち大聲
を擧てその神ヱホバに呼はれり
五 斯てまたヱシユア、カデミエル、バニ、ハシヤブニヤ、セレビヤ、ホデヤ、セバニヤ、ペタヒヤなどのレ
六 ビ人言けらく汝ら起あがり永遠より永遠にわたりて在す汝らの神ヱホバを讃よ汝の尊き御名は讃べきかな是は
一切の讃にも崇にも遠く超るなり　六 汝は唯なんぢのみヱホバにまします汝は天と諸天の天およびその萬象地と
七 その上の一切の物ならびに海とその中の一切の物を造り之をことごとく保存せたまふなり天軍なんぢを拜す
七 汝はヱホバ神にまします汝は在昔アブラムを撰みてカルデアのウルより之を導きいだしアブラハムといふ名を
八 これにつけ　八 その心の汝の前に忠信なるを觀そなはし之に契約を立てカナン人ヘテ人アモリ人ペリジ人エブス
人およびギルガシ人の地をこれに與へその子孫に授けんと宣まひて終に汝の言を成たまへり汝は實に義し
九 九 汝は我らの先祖がエジプトにて艱難を受るを鑒みその紅海の邊にて呼はり叫ぶを聽いれ　一〇 異兆と奇蹟と
をあらはしてパロとその諸臣とその國の庶民とを攻たまへりそはかれらは傲りて我らの先祖等を攻しことを知

たまへばなり而して汝の名を揚たまへること尚今日のごとし　一一 汝はまた彼らの前にあたりて海を分ち彼らをして旱ける地を踏て海の中を通らしめ彼らを追ふ者をば石を大水に投いるゝごとくに淵に投いれたまひ　一二 また晝は雲の柱をもて彼らを導き夜は火の柱をもて其往べき路を照したまひき　一三 汝はまたシナイ山の上に降り天より彼らと語ひ正しき例規および眞の律法善き法度および誡命を之に授け　一四 汝の聖安息日を之に示し汝の僕モーセの手によりて誡命と法度と律法を之に命じ　一五 天より食物を之に與へてその饑をとゞめ磐より水を之がために出してその渴を濕し且この國をなんぢらに與へんと手を擧て誓ひ給ひしその國に入これを獲べきことをかれらに命じたまへり

一六 然るに彼等すなはち我らの先祖みづから傲りその項を強くして汝の誡命に聽したがはず　一七 聽從ふことを拒み亦なんぢが其中にて行ひたまひし奇蹟を憶はず還てその項を強くし悖りて自ら一人の首領を立てその奴隷たりし處に歸らんとせり然りと雖も汝は罪を赦す神にして恩惠あり憐憫あり怒ること遲く慈悲厚くましまして彼らを棄たまはざりき　一八 また彼ら自ら一箇の犢を鑄造りて是は汝をエジプトより導き上りし汝の神なりと言て大に震怒をひきおこす事を行ひし時にすら　一九 汝は重々も憐憫を垂て彼らを荒野に棄たまはず晝は雲の柱その上を離れずして之を途に導き夜は火の柱離れずして之を照しその行べき路を示したりき　二〇 汝はまた汝の善靈を賜ひて彼らを訓へ汝のマナを常に彼らの口にあたへまた水を彼らに與へてその渴をとゞめ　二一 四十年の間かれらを荒野に養ひたまひたればかれらは何の缺る所もなくその衣服も古びずその足も腫ざりき　二二 而して汝諸國諸民を彼らに

イ 出九・一六 ヘ詩七八・一三　ロ 出一四・二一・二二、二七・二八 詩七八・一三　ハ 出一五・五・六 詩一九・八・九 羅一・九　ニ 出一三・二一・二二 結二〇・六　ホ 出一九・二〇、二一　ヘ 詩一九・八・九　ト 創二・三 出二〇・八、二一　チ 出一六・一四、一五 約六・三一　リ 出一七・六 民二〇　ヌ 民一四・三〇　ル 申一・八 太三・三七 徒七・五二　ヲ 尼九・二九 詩一〇・四三　ワ 申三・二七 王下一七・一四 代下三・一八　カ 詩七八・一一、四二、四四　ヨ 民一四・四　タ 出三四・六 民一四・一八 詩八六・五、一五　レ 出三二・四 詩一〇・六・四三　ソ 尼九・二七 詩一〇・六・四五　ツ 出一三・二一、二二 民一四・一四 哥創　ネ 民一・一・一七 申六三・一一　ナ 出一六・一五 書五・一二　ラ 出一七・六　ム 申二・七 ウ 申八・四、二九・五

あたへて之を各々に分ち取しめ給へりかれらはシホンの地へシボンの王の地およびバシヤンの王オグの地を獲たり　二三 斯てまた汝は彼らの子孫を増て空の星のごとくならしめ前にその先祖等に入て獲よと宣まひたる地に之を導きいりたまひしかば　二四 則ちその子孫入てこの地を獲たり斯て汝この地にすめるカナン人をかれらの前に打伏せその王等およびその國の民をかれらの手に付して意のまゝに之を待はしめたまひき　二五 斯りしかば彼ら堅固なる邑々および膏腴なる地を取り各種の美物の充る家鑿井葡萄園橄欖園および許多の菓の樹を獲乃はち食ひて飽き肥太り汝の大なる恩惠に沾ひて樂みたりしが

二六 尚も悖りて汝に叛き汝の律法を後に抛擲ち己を戒しめて汝に歸らせんとしたる預言者等を殺し大に震怒を惹おこす事を行なへり　二七 是に因て汝かれらをその敵の手に付して窘しめさせたまひしが彼らその艱難の時に汝に呼はりければ汝天より之を聽て重々も憐憫を加へ彼らに救ふ者を多く與へて彼らをその敵の手より救はせたまへり　二八 然るに彼らは安を獲の後復も汝の前に惡き事を行ひしかば汝かれらをその敵の手に棄おきて敵にこれを治めしめたまひけるが彼ら復立歸りて汝に呼はりたれば汝天よりこれを聽き憐憫を加へてしばしば彼らを助け　二九 彼らを汝の律法に引もどさんとして戒しめたまへり然りと雖も彼らは自ら傲りて汝の誡命に聽したがはず汝の例規（人のこれを行はゞ之によりて生べしといふ者）を犯し肩を聳かし項を強くして聽ことをせざりき　三〇 斯りしかども汝は年ひさしく彼らを容しおき汝の預言者等に由て汝の靈をもて彼らを戒めたまひしが彼等つひに耳を傾けざりしに因て彼らを國々の民等の手に付したまへり　三一 されど汝は憐憫おほくして彼らを全くは絶さず亦

井 民二一・二一　ノ 創二二・一七　オ 書一・二　ク 詩四四・二、三　ヤ 尼九・二五 民一三　ケ 申三二・一五　マ 申六・一一　フ 何三・五　コ 士二・一、一一、二二 結二〇・六　エ 王上一四・九 詩五〇・一七　テ 王上一八・四、一九・詩一〇六・四一、四四　ア 士二・一四、三・八 ユ 士三・一一、一二、三〇・四・一、五・　メ 詩一〇六・四三　ミ 尼九・二六　シ 利一八・五 結二〇・一一 羅一〇・五　モ 王下一七・一三 代下三六・一五 耶七・二五、二五・四　ヒ 徒七・五一 彼前一・一一　セ 箴五・五、四二・二四　ス 耶四・二七、五・一〇、一八　ア 申二・一、三・九　ヤ 申三二・一五　ユ 士三・一一、一二、三〇・四・一、五・　ヨ 士二・一一、六・一　ル 強七・一一　ヒ 徒七・五一 彼前一・一一　彼後一・一一　セ 箴五・五、四二・二四　ス 耶四・二七、五・一〇、一八

彼らを棄たまふことをも爲たまはざりき汝は慈惠あり憐憫ある神にましませばなり

三二 然ば我らの神大にして力強く且畏るべくして契約を保ち恩惠を施したまふ御神ねがはくはアツスリヤの王等の日より今日にいたるまで我儕の王等牧伯等祭司預言者我らの先祖汝の一切の民等に臨みし諸の苦難を小き事と觀たまはざれ

三三 我らに臨みし諸の事につきては汝義く在せり汝の爲たまひし所は誠實にして我らの爲しところは惡かりしなり

三四 我らの王等牧伯等祭司父祖等は汝の律法を行はず汝が用ひて彼らを戒しめたまひしその誡命と證詞に聽從はざりき

三五 即ち彼らは己の國に居り汝の賜ふ大なる恩惠に沾ひ汝が與へてその前に置たまひし廣き膏腴なる地にありける時に汝に事ふることを爲ず又ひるがへりて自己の惡き業をやむる事もせざりしなり

三六 嗚呼われらは今日奴隷たり汝が我らの先祖に與へてその中の產出物およびその中の佳物を食はせんとしたまひし地にて我らは奴隷となりをるこそはかなけれ

三七 この地は汝が我らの罪の故によりて我らの上に立たまひし王等のために衆多の產物を出すなり且また彼らは我らの身をも我らの家畜をも意のまゝに左右することを得れば我らは大難の中にあるなり

三八 此もろもろの事のために我ら今堅き契約を立てこれを書しるし我らの牧伯等我らのレビ人我らの祭司これに印す

第一〇章

一 印を捺る者はハカリヤの子テルシヤタ ネヘミヤおよびゼデキヤ

二 セラヤ、アザリヤ、エレミヤ

三 パシユル、アマリヤ、マルキヤ

四 ハツトシ、シバニヤ、マルク

五 ハリム、メレモテ、オバデヤ

六 ダニエル、ギンネトン、バルク

七 メシユラム、アビヤ、ミヤミン

八 マアジア、ビルガ、シマヤ是等は祭司なり

九 レビ人は則ちアザニヤの子ヱシユア、ヘナダデの子ビンヌイ、カデミエル

一〇 ならびに其兄弟

イ 尼九・一七　ロ 出三四・六、七　尼一・五　ハ 王下一七・三　ニ 詩一一九・一三七　但九・一四　ホ 詩一〇六・六　但九　ヘ 尼九・二五　ト 尼九・二五　チ 申二八・四七　リ 申二八・四八　ヌ 申二八・三三、五一　ル 申二八・四八　ヲ 王下二三・三　代下二九・一〇、三四・ワ 尼一〇・一　カ 尼九・三八　タ 尼八・九　レ 尼一二・一二　ヨ 尼一・一　ツ 刺二・三　尼七・八　ネ 刺九・一、一〇・一　ナ 申二九・二六、一四　ラ 王下二三・三　代下一一・一二、一九　尼一三・三　ム 出三四・一六　申七　ウ 出二〇・一〇　利二　井 出二三・一〇、一一　利二五・四　ノ 申一五・一二　尼一三・一五　オ 利二四・五　代下二五・一二　ク 民二八、二九・利六・二一　マ 尼一三・三一　四〇・一六　饗

一一 シバニヤ、ホデヤ、ケリタ、ペラヤ、ハナン

一二 ミカ、レホブ、ハシヤビヤ

一三 ザツクル、セレビヤ、シバニヤ

一四 ホデヤ、バニ、ベニヌ

一五 民の長たる者はパロシ、パハテモアブ、エラム、ザツト、バニ

一六 ブンニ、アズカデ、ベバイ

一七 アドニヤ、ビグワイ、アデン

一八 アテル、ヒゼキヤ、アズル

一九 ホデヤ、ハシユム、ベザイ

二〇 ハリフ、アナトテ、ノバイ

二一 マグピアシ、メシユラム、ヘジル

二二 メシザベル、ザドク、ヤドア

二三 ハナン、アナニヤ

二四 ホセア、ハナニヤ、ハシユブ

二五 ハロヘシ、ピルハ、ショベク

二六 レホム、ハシヤブナ、マアセヤ

二七 アヒヤ、ハナン、アナン

二八 マルク、ハリム、バアナ

二九 その餘の民祭司レビ人門をまもる者謳歌者ネテニ人およびその妻その男子女子など凡そ事を知り辨まふる者は皆その兄弟たる貴き人々に附したがひ呪詛に加はり誓を立て云く我ら神の僕モーセによりて傳はりし神の律法に歩み我らの主ヱホバの一切の誡命およびその例規と法度を守り行はん

三〇 我らは此地の民等に我らの女子を與へじ亦われらの男子のために彼らの女子を娶らじ

三一 此地の民等たとひ貨物あるひは食物を安息日に携へ來りて賣んとするとも安息日または聖日には我儕これを取じ又七年ごとに耕作を廢め一切の負債を免さんと

三二 我らまた自ら例を設けて年々にシケルの三分の一を出して我らの神の室の用となし

三三 供物のパン常素祭常燔祭のため安息日月朔および節會の祭物のため聖物のためイスラエルの贖をなす罪祭および我らの神の家の諸〳〵の工のために之を用ゐることを定む

三四 また我ら祭司レビ人および民籤を掣き律法に記されたるごとく我らの神ヱホバの壇の上に焚べき薪木の禮物を年々定まれる時にわれらの宗家にしたがひて我らの神の室に納むる者

三五 を定め　三六 かつ誓ひて云ふ我らの産物の初および各種の樹の果の初を年々ヱホバの室に携へきたらん　三六 また我
三六 らの子等および我らの獣畜の首出および我らの牛羊の首出を律法に記されたるごとく我らの神の室に携へ來りて
三七 我らの神の室に事ふる祭司に交し　三七 我らの麥粉の初われらの擧祭の物各種の樹の果および酒油を祭司の許に携
へ到りて我らの神の家の室に納め我らの産物の什一をレビ人に與へんレビ人は我らの一切の農作の邑において
三八 その什一を受べき者なればなり　三八 レビ人什一を受る時にはアロンの子孫たる祭司一人そのレビ人と偕にあるべ
三九 し而してまたレビ人はその什一の十分の一を我らの神の家に携へ上りて府庫の諸室に納むべし　三九 即ちイスラ
エルの子孫およびレビの子孫は穀物および酒油の擧祭を携さへいたり聖所の器皿および奉事をする祭司門を守
る者謳歌者などが在るところの室に之を納むべし我らは我らの神の家を棄じ

第一一章

一 民の牧伯等はヱルサレムに住りその餘の民もまた籤を擲き十人の中よりして一人宛を聖邑ヱルサ
一 レムに來りて住しめその九人を他の邑々に住しめたり　二 又すべて自ら進でヱルサレムに住んと言
ふ人々は民これを祝せり
三 イスラエル祭司レビ人ネテニ人およびソロモンの臣僕たりし者等の子孫すべてユダの邑々にありておの
四 おのその邑々なる自己の所有地に住をれり　四 即ちユダの子孫およびベニヤミンの子孫のヱルサレムに住をりし者は左のごとし
カリヤの子ゼカリヤはアマリヤの子アマリヤはシパテヤの子シパテヤはマハラレルの子是はペレズの子孫なり
五 又バルクの子マアセヤといふ者ありバルクはコロホゼの子コロホゼはハザヤの子ハザヤはアダヤの子アダヤ

イ 出二三・一九、三四・二六・二　ロ 出一三・二、一二、一　ハ 利二三・一七　民一二・一　ニ 利二七・二六・一　ホ 民一八・二六　ヘ 代上九・二六　代下一八・二　ト 申一二・六、一一　代下三一・一二　チ 尼一三・一〇、一一　リ 尼一一・一八　ヌ 士五・九　ル 列二・四三　・五、二七・五三　民一八・一二　申一九・二三　ロ 出一三・二、一二、一　二六　利二七・二六・一　ハ 利二三・一七　民一　ニ 利二七・三〇　民一八・二六　ヘ 代上九・二六　代下三一・一一　民一八・一二　二七　民一八・一五、一六　申一八・四、二六・二　ホ 民一八・二六　一八・二　一三・一二　代下三一・一二　代上九・一〇　レ 代上二六・二九

ヲ 列二・五五　ワ 代上九・二、三　カ 代上九・三　ヨ 創三八・二九　タ 代上九・一〇　レ 代上二六・二九

六 はヨヤリブの子ヨヤリブはゼカリヤの子ゼカリヤはシロニ人の子なり　六 ペレズの子孫のヱルサレムに住る者
は合せて四百六十八人にして皆勇士なり
七 ベニヤミンの子孫は左のごとしメシユラムの子サル、メシユラムはヨエデの子ヨエデはペダヤの子ペダ
七 ヤはコラヤの子コラヤはマアセヤの子マアセヤはイテエルの子イテエルはエサヤの子なり　八 その次はガバイ
八 およびサライなどにして合せて九百二十八人　九 ジクリの子ヨエルかれらの監督たりハッセヌアの子ユダこれに
九 副ふて邑を治む
一〇 祭司はヨヤリブの子ヱダヤ、ヤキン　一一 および神の室の宰セラヤ、セラヤはヒルヤキの子ヒルキヤはメシ
一一 ユラムの子メシユラムはザドクの子ザドクはメラヨテの子メラヨテはアヒトブの子なり　一二 殿の職事をするそ
一二 の兄弟八百二十二人あり又アダヤといふ者ありアダヤはヱロハムの子ヱロハムはペラリヤの子ペラリヤはアム
一三 ジの子アムジはゼカリヤの子ゼカリヤはパシホルの子パシホルはマルキヤの子なり　一三 アダヤの兄弟たる宗家
の長二百四十二人あり又アマシサイといふ者ありアマシサイはアザリエルの子アザリエルはアハザイの子アハ
一四 ザイはメシレモテの子メシレモテはインメルの子なり　一四 その兄弟たる勇士百二十八人ありハッゲドリムの子
ザブデエル彼らの監督たり
一五 レビ人はハシユブの子シマヤ、ハシユブはアズリカムの子アズリカムはハシヤビヤの子ハシヤビヤはブン
一六 ニの子なり　一六 またシヤベタイおよびヨザバデあり是等はレビ人の長にして神の室の外の事を掌どれり　一七 また
マッタニヤといふ者ありマッタニヤはミカの子ミカはザブデの子ザブデはアサフの子なりマッタニヤは祈禱の

時に感謝の詞を唱へはじむる者なり彼の兄弟の中にてバクブキヤといふ者かれに次り又アブ
一八 ダはシャンマの子シャンマはガラルの子ガラルはエドトンの子なり　一八聖邑にあるレビ人は合せて二百八十四人
一九 門を守る者アックブ、タルモンおよびその兄弟等合せて百七十二人あり皆門々にありて伺守ることをせ
二〇 り　二〇その餘のイスラエル人祭司およびレビ人は皆ユダの一切の邑々にありて各々おのれの産業に居り　二一但し
二一 ネテニ人はオペルに居りヂハ及びギシパ、ネテニ人を統ぶ
二二 二二エルサレムにをるレビ人の監督はウジといふ者なりウジはバニの子バニはハシヤビヤの子ハシヤビヤは
マツタニヤの子マツタニヤはミカの子なり是は謳歌者なるアサフの子孫なりその職務は神の室の事にかゝはる
二三 王より命令ありて是らの事を定め謳歌者に日々の定まれる分を與へしむ　二四ユダの子ゼラの子孫メシザベル
二四 の子ペタヒヤといふ者王の手に屬して民に關る一切の事を取あつかへり
二五 又村莊とその田圃につきてはユダの子孫の者キリアテアルバとその鄉里デボンとその鄉里およびエカブジ
二六 エルとその村莊に住み　二六エシユア、モラダおよびベテペレテに住み　二七ハザルシユアルおよびベエルシバとその
二七 鄉里に住み　二八ヂクラグおよびメコナとその鄉里に住み　二九エンリンモン、ザレア、ヤルムテに住み　三〇ザノア、
二八 アドラムおよび其等の村莊ラキシとその田野およびアゼカとその鄉里に住り斯かれらはベエルシバよりヒンノム
二九 の谷までに天幕を張り　三一ベニヤミンの子孫はまたゲバよりしてミクマシ、アヤおよびベテルとその鄉里に住み
三〇 工匠谷に住り　三六レビ人の班列のユダにある者の中ベニヤミンに合せし者もありき
三一
三二
三三
三四
三五
三六

イ尼一一・一　二〇
ロ尼三・二六　ハ創六・八、九、七・　ニ例三八・三〇　ホ代上一八・一七、　ヘ書一四・一五　ト代上四・一四　二三・二八

第一二章

一 シャルテルの子ゼルバベルおよびエシユアと偕に上りきたりし祭司とレビ人は左のごとしセラ
ヤ、エレミヤ、エズラ　二アマリヤ、マルク、ハツトシ　三シカニヤ、レホム、メレモテ　四イド、
ギンネトイ、アビヤ　五ミヤミン、マアデヤ、ビルガ　六シマヤ、ヨヤリブ、エダヤ　七サライ、アモク、ヒル
キヤ、エダヤ　是等の者はエシユアの世に祭司およびその兄弟等の長たりき
八 八またレビ人はエシユア、ビンヌイ、カデミエル、セレビヤ、ユダ、マツタニヤ、マツタニヤはその兄弟と
九 ともに感謝の事を掌どれり　九またその兄弟バクブキヤおよびウンノ之と相對ひて職務をなせり　一〇エシユア、
一〇 ヨアキムを生みヨアキム、エリアシブを生みエリアシブ、ヨイアダを生み　一一ヨイアダ、ヨナタンを生みヨナタ
一一 ン、ヤドアを生り
一二 一二ヨアキムの日に祭司等の宗家の長たりし者はセラヤの族にてはメラヤ、エレミヤの族にてはハナニヤ
一三 一三エズラの族にてはメシユラム、アマリヤの族にてはヨハナン　一四マルキの族にてはヨナタン、シバニヤの族
一四 にてはヨセフ　一五ハリムの族にてはアデナ、メラヨテの族にてはヘルカイ　一六イドの族にてはゼカリヤ、ギンネ
一五 トンの族にてはメシユラム　一七アビヤの族にてはジクリ、ミニヤミンの族モアデヤの族にてはピルタイ　一八ビル
一六 ガの族にてはシャンマ、シマヤの族にてはヨナタン　一九ヨヤリブの族にてはマツテナイ、エダヤの族にてはウジ
一七 一八 一九 サライの族にてはカライ、アモクの族にてはエベル　二一ヒルキヤの族にてはハシヤビヤ、エダヤの族にては
二〇 ネタンエル
二一 二二エリアシブ、ヨイアダ、ヨハナンおよびヤドアの日にレビ人の宗家の長等冊に錄さる亦ペルシヤ王ダリヨ
二二

チ創二・二二　リ尼一〇・二一—一八　ヌ尼一二・一四　ル尼一二・一四　ヲ尼一二・一五　ワ尼一二・一五　カ尼一二・一六　ヨ詩一・五　タ尼一二・一七　レ尼一二・一七　ソ尼一二・二〇　ツ創三二・一　詩一・一　ネ尼一二・一七　箴三・一

二三 スの治世に祭司等も然せらる　二三 宗家の長たるレビ人はエリアシブの子ヨハナンの日まで凡て歴代志の書に記さ
二四 る　二四 レビ人の長はハシヤビヤ、セレビヤおよびカデミエルの子エシユアなりその兄弟等これと相對ひて居る即
二五 ち彼らは班列と班列とあひむかひ居り神の人ダビデの命令に本づきて讃美と感謝とをつとむ　二五 マツタニヤ、バ
二六 クブキヤ、オバデヤ、メシユラム、タルモン、アックブは門を守る者にして門の内の府庫を伺ひ守れり　二六 是等
二七 はヨザダクの子エシユアの子ヨアキムの日に在り總督ネヘミヤおよび學士たる祭司エズラの日に在りし者なり
二七 エルサレムの石垣の落成せし節會に當りてレビ人をその一切の處より招きてエルサレムに來らせ感謝と歌
二八 と鐃鈸と瑟と琴とをもて歡喜を盡してその落成の節會を行はんとす　二八 是において謳歌ふ徒輩エルサレムの周圍
二九 の窪地およびネトパ人の村々より集り來り　二九 またベテギルガルおよびゲバとアズマウテとの野より集り來れり
三〇 この謳歌者等はエルサレムの周圍に己の村々を建たりき　三〇 茲に祭司およびレビ人身を潔めまた民および諸の
三一 門と石垣とを潔めければ
三一 我すなはちユダの牧伯等をして石垣の上に上らしめ又二の大なる隊を作り設けて之に感謝の詞を唱へて並
三二 進ましむ即ちその一は糞の門を指て石垣の上を右に進めり　三二 その後につきて進める者はホシヤヤおよびユダの
三三 牧伯の半　三三 ならびにアザリヤ、エズラ、メシユラム　三四 ユダ、ベニヤミン、シマヤ、エレミヤなりき　三五 又祭司
三五 の徒數人喇叭を吹て伴ふあり即ちヨナタンの子ゼカリヤ、ヨナタンはシマヤの子シマヤはマツタニヤの子マ
三六 ツタニヤはミカヤの子ミカヤはザツクルの子ザツクルはアサフの子なり　三六 またゼカリヤの兄弟シマヤ、アザリ
エル、ミラライ、ギラライ、マアイ、ネタンエル、ユダ、ハナニ等ありて神の人ダビデの樂器を執り學士エズラ

イ代上九・一四　二六・ロ廟三・二一　二尼八・九　ハ代上二三・二五・ホ廟七・六・一一
ヘ甲二〇・五 詩三〇・ト代上二五・六 代下五・一三・一三、七・六　チ尼二・一三、三・一三　リ尼一二・三八　ヌ民一〇・二八　ル代上二三・五

三七 これに先だつ　三七 而して彼ら泉の門を經たゞちに進みて石垣の上口に於てダビデの城の段階より登りダビデの家
の上を過て東の方水の門に至れり
三八 また今一隊の感謝する者は彼らに對ひて進み我は民の半とともにその後に從がへり而して皆石垣の上を行
三九 き爐戍樓の上を過て石垣の廣き處にいたり　三九 エフライムの門の上を通り舊門を過ぎ魚の門およびハナニエルの
四〇 戍樓とハンメアの戍樓を過て羊の門に至り牢の門に立どまれり　四〇 かくて二隊の感謝する者神の室にいりて立り
四一 我もそこにたち牧伯等の半われと偕にありき　四一 また祭司エリアキム、マアセヤ、ミニヤミン、ミカヤ、エリヨ
四二 エナイ、ゼカリヤ、ハナニヤ等喇叭を執て居り　四二 マアセヤ、シマヤ、エレアザル、ウジ、ヨハナン、マルキヤ、
四三 エラム、エゼル之と偕にあり謳歌ふ者聲高くうたへりエズラヒヤはその監督なりき　四三 斯してその日みな大なる
犧牲を獻げて喜悅を盡せり其は神かれらをして大に喜こび樂ませたまひたればなり婦女小兒までも喜悅り是を
もてエルサレムの喜悅の聲とほくまで聞えわたりぬ
四四 その日府庫のすべての室を掌どるべき人々を撰びて舉祭の品初物および什一など律法に定むるところの
四五 祭司とレビ人との分を邑々の田圃に准ひて取あつめてすべての室にいるゝことを掌どらしむ是は祭司およびレビ
人の立て奉ふるをユダ人喜こびたればなり　四五 彼らは神の職守および潔齋の職守を勤む謳歌者および門を守る者
四六 も然り皆ダビデとその子ソロモンの命令に依る　四六 在昔ダビデおよびアサフの日には謳歌者の長一人ありて神に
四七 讃美感謝をたてまつる事ありき　四七 またゼルバベルの日およびネヘミヤの日にはイスラエル人みな謳歌者と門を
守る者に日々の分を與へまたレビ人に物を聖別て與へレビ人またこれを聖別てアロンの子孫に與ふ

チ尼二・一四、三・一五　ワ尼三・一五　カ尼三・二六、八・一、タ尼三・一一　三・一六　ヨ尼一二・三一　レ尼三・八　ソ王下一四・一三　尼八・一六　ツ尼三・六　ネ尼三・三　ナ尼三・一
ラ尼三・三二　ム廟三・二一　ウ代下三一・二・一　井代上二五・二六・オ民一八・二一・二四　ニ尼一三・五、一　ノ代上二五・一　代下二九・三〇　ク民一八・二六
ヤ尼一三・五　マ代上二五・一　代下二九・三〇　ケ民一八・二六　フ尼一二・三、三・一三　ル代上二三・五

第一三章

一 その日モーセの書を讀て民に聽しめけるに其中に錄して云ふアンモニ人およびモアブ人は何時まで
二 も神の會に入べからず　二 是は彼らパンと水とをもてイスラエルの子孫を迎へずして還て之を詛
三 はせんとてバラムを傭ひたりしが故なり斯りしかども我らの神はその呪詛を變て祝福となしたまへりと　三 衆人
四 この律法を聞てのち雜りたる民を盡くイスラエルより分ち離てり
五 四 是より先我らの神の家の室を掌れる祭司エリアシブといふ者トビヤと近くなりたれば　五 彼のために大な
る室を備ふ其室は元來素祭の物乳香器皿および例によりてレビ人謳歌者門を守る者等に與ふる穀物酒油の什一
六 ならびに祭司に與ふる擧祭の物を置し處なり　六 當時は我エルサレムに居ざりき我はバビロンの王アルタシヤス
七 タの三十二年に王の所に往たりしが數日の後王に暇を乞て　七 エルサレムに來りエリアシブがトビヤのために爲
八 たる惡事すなはちかれがために神の家の庭に一の室を備へし事を詳悉にせり　八 我はなはだこれを憂ひてトビヤ
九 の家の器皿をことごとくその室より投いだし　九 頓て命じてすべての室を潔めさせ而して神の家の器皿および
素祭乳香などを再び其處に携へいれたり
一〇 一〇 我また查べ觀しにレビ人そのうくべき分を與へられざりきこの故に其職務をなす所のレビ人および謳歌者
一一 等各々おのれの田に奔り歸りぬ　一一 是において我何故に神の室を棄させしやと言て牧伯等を詰り頓てまたレビ人
一二 を招き集めてその故の所に立しめたり　一二 斯りしかばユダ人みな穀物酒油の什一を府庫に携へ來れり　一三 その時
一三 我祭司シレミヤ學士ザドクおよびレビ人ペダヤを府庫の有司とし之にマッタニヤの子ザツクルの子ハナンを
副て庫をつかさどらしむ彼らは忠信なる者と思はれたればなり其職は兄弟等に分配るの事なりき　一四 わが神よ

イ申三一・一一、一二、三四・一六　ロ申二三・三、四　ハ民二二・五　ニ二・九、一〇　ホ尼九・二、一〇・二八　ヘ尼一二・四四　一七・一一、一二　ト尼一二・四四　チ民一八・二一、二四　リ尼五・四　ヌ尼一三・五　ル代下二九・五、一五、ワ民三五・二　カ尼一〇・三九　ヨ尼一三・一七、二五　タ尼一〇・三八、三九、一二・四四

一五 此事のために我を記念たまへ我神の室とその職事のために我が行ひし善事を拭ひ去たまはざれ
一五 當時われ觀しにユダの中にて安息日に酒榨を踏む者あり麥束を持きたりて驢馬に負するあり亦酒葡萄
無花果および各種の荷を安息日にエルサレムに携へいるゝあり我かれらが食物を鬻ぎをる日に彼らを戒しめたり
一六 彼處にまたツロの人々も住をりしが魚および各種の貨物を携へいりて安息日にユダの人々に之を鬻ぎかつエ
一七 ルサレムにて商賣せり　一七 是において我ユダの貴き人々を詰りて之に言ふ汝ら何ぞ此惡き事をなして安息日を瀆
一八 すや　一八 汝らの先祖等も斯おこなはざりしや我らの神これが爲にこの一切の災禍を我らとこの邑とに降したまひ
しにあらずや然るに汝らは安息日を瀆して更に大なる震怒をイスラエルに招くなりと
一九 一九 而して安息日の前の日エルサレムの門々暗くならんとする頃ほひに我命じてその扉を閉させ安息日の過さ
二〇 るまで之を開くべからずと命じ我僕數人を門々に置て安息日に荷を携へいるゝ事なからしめたり　二〇 斯りしかば
二一 商賈および各種の品を賣る者等一二回エルサレムの外に宿れり　二一 我これを戒めてこれに言ふ汝ら石垣の前に
宿るは何ぞや汝等もし重ねて然なさば我なんぢらに手をかけんと其時より後は彼ら安息日には來らざりき　二二 我
またレビ人に命じてその身を潔めさせ來りて門を守らしめて安息日を聖くす我神よ我ために此事を記念し汝の
大なる仁慈をもて我を憫みたまへ
二三 二三 當時われアシドド、アンモン、モアブなどの婦女を娶りしユダヤ人を見しに　二四 その子女はアシドドの
二四 言語を半雜へて言ひユダヤの言語を言ことあたはず各國の言語を雜へ用ふ　二五 我彼等を詰りまた詬りその中の
二五 數人を撻ちその毛を拔き神を指て誓はしめて言ふ汝らは彼らの男子におのが女子を與ふべからず又なんぢらの

レ代下三一・一二　尼ソ尼七・二、四四・二　ツ尼一三・一二、三一　ネ出二〇・一〇　ナ尼一〇・三一　ラ尼一三・一一　ウ利二三・三二　ム耶一七・二一、二二　ヰ耶一七・二一、二二　ノ尼一二・三〇　オ尼一三・一四、三一　ク綱九・二　ヤ尼一三・一一　マ綱一〇・五　尼一〇・二九、三〇

二六 男子あるひはおのれ自身のために彼らの女子を娶るべからず　二六 是らの事についてイスラエルの王ソロモンは罪
を獲たるに非ずや彼がごとき王は衆多の國民の中にもあらずして神に愛せられし者なり神かれをイスラエル全國
二七 の王となしたまへり然るに尙ほ異邦の婦女等はこれに罪を犯さしめたり　二七 然ば汝らが異邦の婦女を娶りこの
一切の大惡をなして我らの神に罪を犯すを我傾聽し置べけんや
二八 祭司の長エリアシブの子ヨイアダの一人の子はホロニ人サンバラテの婿なりければ我これを逐出して我を
二九 離れしむ　二九 わが神よ彼らは祭司の職を汚し祭司およびレビ人の契約に背きたり彼らのことを忘れたまふ勿れ
三〇 三一 三〇 我かく人衆を潔めて異邦の物を盡く棄しめ祭司およびレビ人の班列を立て各々その職務に服せしめ　三一 ま
た人衆をして薪柴の禮物をその定まる期に獻げしめかつ初物を奉つらしむ我神よ我を憶ひ仁慈をもて我を待ひ
たまへ

ネヘミヤ記　をはり

イ王上一一・一　ロ王上三・一三　代下一・一一　ハ母後一二・二四　ニ王上一一・四　ホ申一〇・二　ヘ尼一一・一〇・二二　ト馬二・四、一一、二二　チ尼六・一四　リ尼一〇・三〇　ヌ尼一二・一　ル尼一〇・三四　ヲ尼一三・一四、二二

以士帖書

第一章

一 アハシュエロスすなはち印度よりエテオピヤまで百二十七州を治めたるアハシュエロスの世
二 アハシュエロス王シュシャンの城にてその國の祚に坐しをりける當時　三 その治世の第三年にそ
の牧伯等および臣僕等のために酒宴を設けたりペルシヤとメデアの武士および貴族と諸州の牧伯等その前にあ
りき　四 時に王その盛なる國の富有とその大なる威光の榮を示して衆多の日をわたり百八十日に及びぬ　五 これ
らの日のをはりし時王また王の宮の園の庭にてシュシャンに居る大小のすべての民のために七日の間酒宴を設け
たり　六 白綠青の帳幔ありて細布と紫色の紐にて銀の環および蠟石の柱に繫がるまた牀榻は金銀にして赤白黃黑
の蠟石の上に居らる　七 金の酒盃にて酒を賜ふその酒盃は此と彼おのおの異なり王の用ゐる酒をたまふこと夥だ
し　八 その飲むことは法にかなひて誰も强ることを爲ず其は王人をして各々おのれの好むごと
く爲しむべしとその宮內のすべての有司に命じたればなり
九 后ワシテもまたアハシュエロス王に屬する王宮の內にて婦女のために酒宴をまうけたり　一〇 第七日にアハ
シュエロス王酒のために心樂み王の前に事ふる七人の侍從メホマン、ビスタ、ハルボナ、ビグタ、アバグタ、
一一 セタルおよびカルカスに命じ　一一 后ワシテをして后の冠冕をかぶりて王の前に來らしめよと言り是は彼觀に美し
一二 ければその美麗を民等と牧伯等に見さんとてなりき　一二 しかるに后ワシテ侍從が傳へし王の命に從ひて來ること
を肯はざりしかば王おほいに憤ほりて震怒その衷に燃ゆ
一三 是において王時を知る智者にむかひて言ふ（王はすべて法律と審理に明かなる者にむかひて是の如くする

イ哨四・六　ロ帖八・九　ハ但六・一　但九・一　ニ尼一・一　ホ王上一・四六　ヘ創四〇・二〇　帖二　ト帖七・八　結二三・四　チ母後一三・二八　リ帖七・九　ヌ代上一二・三二　ル耶一〇・七　但二・一二　太二・一

一四 を常とせり　一四時に彼の次にをりし者はペルシヤおよびメデアの七人の牧伯カルシナ、セタル、アデマタ、タル
一五 シシ、メレス、マルセナ、メムカンなりき是みな王の面を見る者にして國の第一に位せり）　一五后ワシテ、アハシ
一六 ユエロス王が侍從をもて傳へし命を爲ざれば律法にしたがひて如何に彼になすべきや　一六メムカン王と牧伯たち
の前に答へて曰ふ后ワシテは唯王にむかひて惡き事をなしたる而已ならず一切の牧伯たちおよびアハシユエロス
一七 王の各州のもろもろの民にむかひてもまた之を爲るなり　一七后のこの事あまねく一切の婦女に聞えて彼らつひに
一八 その夫を藐め視て言んアハシユエロス王后ワシテに己のまへに來れと命じたりしに來らざりしと　一八而して后の
此所行を聞るペルシヤとメデアの諸夫人もまた今日王のすべての牧伯等に是のごとく言ん然すれば必らず藐視と
一九 忿怒多く起るべし　一九王もし之を善としたまはゞワシテは此後ふたゝびアハシユエロス王の前に來るべからずと
いふ王命を下し之をペルシヤとメデアの律法の中に書いれて更ること無らしめ而してその后の位を彼に勝れる他
二〇 の者に與へたまへ　二〇王の下したまはん御詔この大なる御國に徧ねく聞えわたる時は妻たる者ことごとくその夫
二一 を大小となく共に敬まふべしと　二一王と牧伯等この言を善としければ王メムカンの言のごとく爲たり　二二かくて
二二 王の諸州に遍ねく書をおくりもろもろの州にその文字にしたがひて書おくりもろもろの民にその言語にしたがひ
て書おくり凡て男子たる者はその家の主となるべくまたおのれの民の言を用ひてものいふべしと諭しぬ

第二章

一　一これらの事の後アハシユエロス王忿怒とけてワシテおよび彼が爲たる所またその彼にむかひて
二　議定めしところの事を憶ひおこせり　二こゝに王の前に事ふる僕等いひけるは請ふ美しき少き處女
三 等を王のために尋もとめん　三願はくは王御國の各州において官吏を擇び之をして美はしき處女をことごとく

イ 創七・一四
ロ 王下二五・一九
ハ 弗五・三三
ニ 帖八・八 但六・八、一八 被前三・一
一二、一五
ホ 哪五・三三　西三・ト 弗五・二二—二四
ヘ 帖八・九
チ 帖一・一九・二〇
提前二・一二
リ 帖二・八
ヌ 王下二四・一四、一ル 王下二四・六
五代下三六・一〇、ヲ 帖二・一五
二〇 耶二四・一
ワ 弗六・四
カ 帖二・三
ヨ 帖二・三、一二
タ 帖二・二〇

シユシヤンの城に集めしめ婦人を管理る王の侍從（ヘガイの手にわたして婦人の局に入らしめ而して潔淨の物を
四 これに與へたまへ　四斯して王の御意に適ふ女子を取りワシテに代りて后とならしめたまへと王この事を善とし
て然なしぬ

五 五茲にシユシヤンの城に一人のユダヤ人ありその名をモルデカイと曰ひキシの曾孫シメイの孫ヤイルの子に
六 してベニヤミン人なり　六かれはバビロンの王ネブカデネザルが擄へゆきしユダの王エコニヤとともに擄はれ往
七 る俘囚の中にありてエルサレムより移されたる者なり　七かれその叔父の女ハダツサすなはちエステルを養ひ
育てたり是は父も母もなかりければなり この女子顏貌勝れてうるはしかりしがその父母の死たる後モルデカイ
これを取ておのれの女となせるなり

八 八王の命令と詔言の聞え傳はり衆多の女子シユシヤンの城にあつめられてヘガイの手にわたされし時エステ
九 ルも亦王の家に携へられてゆき婦人を管理るヘガイの手に交されしが　九この女子ヘガイの意にかなひて之が惠
一〇 を受たり即はちヘガイすみやかに之に潔淨の物およびその分を與へまた王の家の中より七人の侍女を擧てこれに
附そはしめ彼とその侍女等を婦人の局の中なる最も佳き處に移しぬ　一〇エステルはおのれの民をもおのれの宗族
一一 をも顯はさゞりき其はモルデカイこれを顯はすなかれと彼に言ふくめたればなり　一一またモルデカイはエステル
の模樣およびその如何になれるかを知んため日々に婦人の局の庭の前をあゆめり

一二 一二女子はおのおの婦人の則にしたがひて十二ケ月を經しかる後順番にいりてアハシユエロス王にいたる是
一三 その潔淨の日を終るはかくのごとくなるが故なり即ち沒藥の油を用ふること六ケ月また各種の薰物および婦人
の潔淨ごとにあつる物等を用ふること六ケ月　一三女子の王にいたるは是のごとしその婦人の局より出て王の家に

一四 ゆく時には凡てその望む物をことごとく與へらる　一四 而して夕に往き朝におよびて婦人の第二の局に還り妃嬪を
つかさどる王の侍從シヤシガスの手に屬す王これを喜こびて名をさして召すにあらざれば重ねて王にいたること
一五 なし　一五 こゝにモルデカイの叔父アビハイル[イ]の女すなはちモルデカイが取ておのれの女となしたるエステル入て
王にいたるべき順番にあたりけるが彼は婦人をつかさどる王の侍從ヘガイが言きかせたる事の外には何をももと
めざりきエステルは凡て彼を見る者によろこばれたり

一六 かくエステルは王の家に召いれられてアハシユエロス王にいたれり是その治世の第七年十月即ちテベテ
一七 の月なり　一七 王一切の婦人に超てエステルを愛しければエステルはすべての處女にまさりて王の前に恩寵と厚情
一八 を得たり王つひに后の冕をかれの首に戴かせ彼をしてワシテにかはりて后とならしむ　一八 こゝにおいて王おほ
いなる酒宴を設けてそのもろもろの牧伯と臣僕を饗すこれをエステルの酒宴と稱ふまた諸州に租稅をゆるし王の
富有にかなひて物を賜ふ

一九 再度處女の集められし時モルデカイは王の門に坐しをりぬ　二〇 エステルはモルデカイがかれに言ふくめた
二〇 る如くして未だおのれの宗族をもおのれの民をも顯はさざりきエステルはモルデカイの言語にしたがふことその
二一 彼に養なひ育てられし時と異ならざりき　二一 當時モルデカイ王の門に坐し居ける時王の侍從にて戸を守る者の中
二二 ビグタンおよびテレシの二人怨むる事ありてアハシユエロス王を弑せんともとめたりしが　二二 その事モルデカイ
二三 に知れければモルデカイこれを后エステルに告げエステルまたモルデカイの名をもてこれを王に告げたり　二三 こ
こにおいて此事をしらべさせしにその然ること顯はれければ彼ら二人は木にかけられその事は王の前なる日誌の

イ 帖二・七　ロ 帖一・三　ハ 帖二・二一、三・二　ニ 帖二・一〇　ホ 帖六・二　ヘ 帖六・二　ト 帖六・一　チ 民二四・七　リ 帖二・一九　ヌ 帖三・五 詩一五・四　ル 帖三・二　ヲ 帖三・二、五・九　ワ 出三・一九　カ 詩八三・四　ヨ 帖九・二四　タ 申四・一三　ソ 創四一・四二　ツ 帖七・六　レ 帖八・二、八　徒一六　ヘ 創四一・二〇

書にかきしるさる

第三章

一 これらの事の後アハシユエロス王アガグ人ハンメダタの子ハマンを貴びこれを高くして己とも
二 にある一切の牧伯の上にその席を定めしむ　二 王の門にある王の諸臣みな跪づきてハマンを拜せり
三 是は王斯かれになすことを命じたればなり然れどもモルデカイは跪まづかず又これを拜せざりき　三 こゝをもて
四 王の門にある王の諸臣モルデカイにむかひて言ふ汝いかなれば王の命に背くやと　四 かれらモルデカイに日々
五 かく言ふといへども聽ざりければその事の爲をふさるべきか否を見んとてハマンにこれを告たり其はモルデカイ
六 おのれのユダヤ人なることを語りたればなり　五 ハマン、モルデカイの跪づかずまた己を拜せざるを見たれば
ハマン忿怒にたへざりしが　六 たゞモルデカイ一人を殺すは事小さしと思へり彼らモルデカイの屬する民をハマ
ンに顯はしければハマンはアハシユエロスの國の中にある一切のユダヤ人すなはちモルデカイの屬する民をこと
ごとく殺さんと謀れり

七 アハシユエロス王の十二年正月即ちニサンの月にハマンの前にて十二月すなはちアダルの月まで一日
八 一日のため一月一月のためにプルを投しむプルは即ち籤なり　八 ハマンかくてアハシユエロス王に言けるは御國
の各州にある諸民の中に散されて別れ別れになりをる一の民ありその律法は一切の民と異りまた王の律法を守
九 らずこの故にこれを容しおくは王の益にあらず　九 王もしこれを善としたまはゞ願くは彼らを滅ぼせと書くだし
一〇 たまへさらば我王の事をつかさどる者等の手に銀一萬タラントを秤り交して王の府庫に入しめん　一〇 王すなはち
一一 指環をその手より取はづしアガグ人ハンメダタの子ハマンすなはちユダヤ人の敵たる者に交し　一一 しかしてハマ
ンに言けるはその銀はなんぢに與ふその民もまた汝にあたふれば汝に善と見ゆるごとく爲よ

三　一二こゝにおいて正月の十三日に王の書記官を召あつめ王に屬する州牧各州の方伯およびもろもろの民の牧伯
にハマンが命ぜんとする所をことごとく書しるさしむ即ちもろもろの州におくるものは其文字をもちひもろも
ろの民におくるものはその言語をもちひおのおのアハシュエロス王の名をもてこれを書き王の指環をもてこれに
印したり　一三しかして驛卒をもて書を王の諸州におくり十二月すなはちアダルの月の十三日において一日の内
に一切のユダヤ人を若き者老たる者小兒婦人の差別なくことごとく滅ぼし殺し絶しかつその所有物を奪ふべしと
一四諭しぬ　一四この詔旨を諸州に傳へてかの日のために準備をなさしめんとてその書る物の寫本を一切の民に開きて
示せり　一五驛卒王の命によりて急ぎて出ゆきぬこの詔書はシュシヤンの城に於て出されたりかくて王とハマン
は坐して酒飲ねたりしがシュシヤンの邑は惑ひわづらへり

第四章

一モルデカイ凡てこの爲れたる事を知しかばモルデカイ衣服を裂き麻布を纏ひ灰をかぶり邑の中に
行て大に哭き痛く號び　二王の門の前までも斯して來れり其は麻布をまとふては王の門の内に入る
ことを能はざればなり　三すべて王の命とその詔書と到れる諸州にてはユダヤ人の中におほいなる哀みあり斷食
哭泣號呼おこれりまた麻布をまとふて灰の上に坐する者おほかりき　四こゝにエステルの侍女およびその侍從等きたりてこれを告ければ后はなはだしく憂ひ衣服をおくり之をモ
ルデカイにきせてその麻布を脱しめんとしたりしがうけざりき　五こゝをもてエステルは王の侍從の一人すなは
ち王の命じて己に侍らしむるハタクといふ者を召しモルデカイの許に往きてその何事なるか何故なるかを知きた
れと命ぜり　六ハタクいでて王の門の前なる邑の廣場にをるモルデカイにいたりしに　七モルデカイおのれの遇

イ 帖八・九
ロ 帖一・二二、八・九
ハ 王上二一・八　帖八
ニ 帖八・一〇
ホ 帖八・一二
ヘ 帖八・一一
ト 帖八・一三、一四
チ 帖八・一五　箴二九
リ 得後一・一一
ヌ 箴七・六　詩二七・ヲ 箴五八・五　伝九・三
ル 創二七・三四
三〇

ワ 帖三・九
カ 帖三・一四、一五
ヨ 帖五・一
タ 伝二・九
レ 帖五・二、八・四
ソ 伝九・一八
ツ 帖五・一
ネ 創四三・一四
ナ 帖四・一六
ラ 帖四・一一、六・四

たるところを具にこれに語りかつハマンがユダヤ人を滅ぼす事のために王の府庫に秤りいれんと約したる銀の額
を告げ　八またその彼等をほろぼさしむるためにシュシヤンにおいて書て與へられし詔書の寫本を彼にわたし
之をエステルに見せかつ解あかしまた彼に王の許にゆきてその民のためにこれに矜恤を請ひその前に願ふことを
爲べしと言つたへよと言り　九ハタクかへり來りてモルデカイの言詞をエステルに告ければ　一〇エステル、ハタクに命じモルデカイに
一一言をつたへしむ云く　王の諸臣および王の諸州の民みな知る男にもあれ女にもあれ凡て召れずして内庭に入て
王にいたる者は必らず殺さるべき一の律法ありされど王これに金圭を伸れば生るを得べしかくて我此三十日は
一二王にいたるべき召をかうむらざるなり　一三エステルの言をモルデカイに告げけるに
一四モルデカイ命じてエステルに答へしめて曰く汝王の家にあれば一切のユダヤ人の如くならずして免かるべ
しと心に思ふなかれ　一五なんぢ若この時にあたりて默して言ずば他の處よりして助援と拯救ユダヤ人に興らんさ
れど汝となんぢの父の家は亡ぶべし汝が后の位を得たるは此のごとき時のためなりしやも知るべからず　一六エス
テルまたモルデカイに答へしめて曰く　一七なんぢ往きシュシヤンにをるユダヤ人をことごとく集めてわがために
斷食せよ三日の間夜晝とも食ふことも飲むこともするなかれ我とわが侍女等もおなじく斷食せんしかして我律法
にそむく事なれども王にいたらん我もし死べくば死べし　一八こゝにおいてモルデカイ往てエステルが凡ておのれ
に命じたるごとく行なへり

第五章

一第三日にエステル后の服を着王の家の内庭にいり王の家にむかひて立つ王は王宮の玉座に坐して

二 王宮の戸口にむかひをりしが　二 王后エステルが庭にたちをるを見てこれに恩をくはへ其手にある金圭をエステ
三 ルの方に伸しければエステルすゝみよりてその圭の頭にさはれり　三 王かれに言けるは后エステルなんぢ何を
四 もとむるやなんぢの願意は何なるや國の半分にいたるとも汝にあたふべし　四 エステルいひけるは王もし善とし
五 たまはゞ願くは今日わが王のために設けたる酒宴に王とハマンと臨みたまへ
五 こゝに於て王ハマンを急がしめてエステルの言るごとくならしめよと命じ王とハマンやがてエステルが設
六 けたる酒宴に臨めり　六 酒宴の時王またエステルに言けるは汝の所求は何なるやかならずゆるさるべしなんぢの
七八 願意は何なるや國の半分にいたるとも成就らるべし　七 エステル言けるは我が所求わが願意は是なり　八 われ
もし王の目の前に恩を得王もしわが所求をゆるしわが願意を成就しむることを善としたまはゞ願くは王とハマン
九 またわが設けんとする酒宴に臨みたまへわれ明日王の宣まへる言にしたがはん
九 かくてハマンはその日よろこび心たのしみて出きたりけるがハマン、モルデカイが王の門に居て己にむか
一〇 ひて起もあがらず身動もせざるを見しかば痛くモルデカイを怒れり　一〇 されどもハマン耐忍びて家にかへりその
一一 朋友等および妻ゼレシをまねき來らしめ　一一 而してハマンその富の榮耀とその子の衆多ことと凡て王の己を貴と
一二 びし事また己をたかくして王の牧伯および臣僕の上にあらしむることを之に語れり　一二 しかしてハマンまた言け
らく后エステル酒宴を設けたりしが我のほかは何人をも王とともに之に臨ましめず明日もまた我は王とともに后
一三 に招かれをるなり　一三 然れどユダヤ人モルデカイが王の門に坐しをるを見る間は是らの事も快樂からず　一四 時に
一四 その妻ゼレシとその一切の朋友かれに言けるは請ふ高五十キユビトの木を立しめ明日の朝モルデカイをその上に

イ 歴二・一　ロ 結四・一一、八・四　ハ 可六・二三　ニ 結七・二　ホ 結九・一二　ヘ 結三・五　ト 拝後一三・二二　チ 結九・七　リ 結三・一　ヌ 結七・九　ル 結六・四　ヲ 結七・一〇　ワ 結二・二三　カ 結二・二一　ヨ 結五・一四　タ 結五・一　レ 王上一・三三　ソ 創四一・四三

懸んことを王に奏せ而して王とともに樂しみてその酒宴におもむけとハマンこの事を善としてその木を立しめた
り

第六章

一 その夜王ねむること能はざりければ命じて日々の事を記せる記錄の書を持きたらしめ王の前にこ
れを讀しめけるに　二 モルデカイ曾て王の侍從の二人戸を守る者なるビクタンとテレシがアハシヱ
二 エロス王を殺さんと謀れるを告たりと記せるに遇ふ　三 王すなはち言けるは之がために何の榮譽と爵位をモルデ
三 カイにあたへしや王に事ふる臣僕等こたへて何をも彼にあたへしこと無しといへり　四 こゝにおいて王誰ぞ庭に
四 あるやと問ふこの時ハマンは己がモルデカイのために設けたる木にモルデカイを懸ることを王に奏せんとして已
五 に王の家の外庭に來りて居る　五 王の臣僕等王につげてハマン庭に立をると言ければ王かれをして入來らしめよ
六 と言ふ　六 ハマンやがて入きたりしに王かれにいひけるは王の尊とばんと欲する人には如何になさば善らんかと
七 ハマン心におもひけるは王の尊ばんとする者は我にあらずして誰ぞやと　七 ハマンすなはち王にいひけるは王の
八 尊ばんと欲する人のためには　八 王の着たまへる衣服を携さへ來らしめかつ王の乘たまへる馬即ちその頭に王の
九 冠冕を戴ける馬をひき來らしめ　九 これを王の最も貴とき一人の牧伯の手にわたし王の尊ばんとする人に
其衣服を衣せしめこれを馬にのせて邑の街衢をみちびき通り王の尊とばんと欲する人には是のごとくなすべしと
一〇 呼はらしむべし　一〇 王ハマンに言けるは急ぎなんぢが言しごとくその衣服と馬とを取り王の門に坐するユダヤ人モルデカイに
一一 斯なせよなんぢが言しところを一も缺こと無らしめよ　一一 こゝにおいてハマン衣服と馬とを取りモルデカイにそ
の衣服を着せ彼をして邑の街衢を乘とほらしめその前に呼はりて云ふ王の尊ばんと欲する人には是のごとくなす

二 べしと　二 かくてモルデカイは王の門にかへりたりしがハマンは愁へなやみ首をおほふておのれの家にはしりゆ
三 き　三 しかしてハマンおのが遇る事をことごとくその妻ゼレシとその朋友等に告げるにその智者等およびその妻
ゼレシかれに言けるは彼のモルデカイすなはちなんぢがその前に敗れはじめたる者もしユダヤ人ならば汝これに
一四 勝ことを得じ必らずその前にやぶれんと　一四 かれら尚ハマンとものいひをる間に王の侍從きたりてハマンをうな
がしエステルが設けたる酒宴にのぞましむ

第七章

一 王またハマンとともに后エステルと酒宴せんとて來れり　二 この第二の酒宴の日に王またエステ
二 ルに言けるは后エステルよなんぢのもとめは何なるやかならず許さるべし汝のねがひは何なるや國
三 の半分にいたるとも成就らるべし　三 后エステルこたへて言けるは王よ我もし王の御目の前に恩を得王もし善と
四 見たまはゞわがもとめにしたがひてわが生命をわれに賜へまたわが願にしたがひてわが民を我に賜へ　四 我とわ
が民は賣れて滅ぼされ殺され絶されんとす我らもし奴婢に賣れたるならんには我默してはべらん敵人は王の損害
五 を償なふ事能はざるなり　五 アハシユエロス王后エステルにこたへて言けるは之をなさんと心にたくめる者は誰
六 また何處にをるや　六 エステルいひけるはその敵その仇人は即ちこの惡きハマンなりと是によりてハマンは王
七 と后の前にありて懼れたり　七 王怒り酒宴の席をたちて宮殿の園に往きければハマンたちあがりて后エステルに
八 生命を乞り其はかれ王のおのれに禍災をなさんと決めしを見たればなり　八 王宮殿の園より歸りて酒宴の場にい
たりしにエステルのをる牀榻の上にハマン俯伏ゐたれば王いひけるは彼はまた家の内にてわが前に后を辱しめん
九 とするかと此ことば王の口より出るや人々ハマンの面をおほへり　九 時に王の前にある一人の侍從ハルボナいひ

イ 拯後一・五・三〇 耶　ハ 帖五・八　ヘ 帖一・六
一四・二・四　ニ 帖五・六・六　ト 伯九・二四
ロ 代下二六・二〇　ホ 帖三・九、四・七　チ 帖一・一〇

リ 帖五・一四 詩七・一六 蔵一一・五・六　ル 帖二・七　レ 帖三・一二
ヌ 詩三七・三五、三六　ヲ 帖三・一〇　ワ 帖四・一一、五・一　カ 尼二・三　帖七・四　ヨ 帖八・一　箴一三・八、一二、一五　タ 帖一・一九　俱六・一一　ソ 帖一・一　但六・二四

けるは王の爲に善き事を言たりしかのモルデカイを懸んとてハマンが作りたる五十キユビトの木ハマンの家に
一〇 立をるなりと王いひけるは彼をその上に懸よ　一〇 人々ハマンを其モルデカイをかけんとて設けし木の上に懸たり
王の震怒つひに解く

第八章

一 その日アハシユエロス王ユダヤ人の敵ハマンの家を后エステルに賜ふモルデカイもまた王の前に
二 來れり是はエステル彼が己と何なる係りなるかを告たればなり　二 王ハマンより取かへせし己の
指環をはづしてモルデカイに與ふ而してエステル、モルデカイをしてハマンの家をつかさどらしむ
三 エステルふたゝび王の前に奏してその足下にひれふしアガグ人ハマンがユダヤ人を害せんと謀りしその
四 謀計を除かんことを涙ながらに乞求めたり　四 王エステルにむかひて金圭を伸ければエステル起て王の前に立ち
五 言けるは王もし之を善としたまひ我もし王の前に恩を得この事もし王に正と見え我もし御目にかなひたらば
アガグ人ハンメダタの子ハマンが王の諸州にあるユダヤ人をほろぼさんと謀りて書おくりたる書をとりけすべき
六 旨を書くだしたまへ　六 われ豈わが民に臨まんとする禍害を見るに忍びんや豈わが宗族のほろぶるを見るにしの
七 びんや　七 アハシユエロス王后エステルとユダヤ人モルデカイにいひけるはハマン、ユダヤ人を殺さんとしたれ
八 ば我すでにハマンの家をエステルに與へまたハマンを木にかけたり　八 なんぢらも亦おのれの好むごとく王の名
をもて書をつくり王の指環をもてこれに印してユダヤ人につたへよ王の名をもて書き王の指環をもて印したる書
は誰もとりけすこと能はざればなり　九 こゝをもてその時また王の書記官を召あつむ是三月すなはちシワンの月の二十三日なりきしかして印度よ

りエテオピアまでの百二十七州のユダヤ人州牧諸州の方伯牧伯等にモルデカイが命ぜんとするところを盡く書しるさしむ即ちもろもろの州におくるものはその文字をもちひ諸の民におくるものはその言語をもちひて書おくりユダヤ人におくるものはその文字と言語をもちふ　一〇 かれアハシュエロス王の名をもてこれをかき王の指環をもてこれに印し驛卒をして御厩にてそだてたる逸足の御用馬にのりてその書をおくりつたへしむ　一一 その中に云ふ王すべての邑にあるユダヤ人に許す彼らあひ集まり立ておのれの生命を保護しおのれを襲ふ諸國諸州の一切の兵民をその妻子もろともにほろぼし殺し絶し且その所有物を奪ふべし　一二 アハシュエロス王の諸州において十二月すなはちアダルの月の十三日一日の内かくのごとくするを許さる　一三 この詔旨を諸州につたへんがためまたユダヤ人をしてかの日のために準備してその敵に仇をかへさしめんがためにその書る物の寫本を一切の民に開きて示せり　一四 驛卒逸足の御用馬にのり王の命によりて急がせられせきたてられて出ゆけりこの詔書はシュシャンの城において出されたり　一五 かくてモルデカイは藍と白の朝服を着大なる金の冠を戴き紫色の細布の外衣をまとひて王の前よりいできたれりシュシャンの邑中聲をあげて喜びぬ　一六 ユダヤ人には光輝あり喜悅あり快樂あり尊榮ありき　一七 いづれの州にても何の邑にても凡て王の命令と詔書のいたるところにてはユダヤ人よろこび樂しみ酒宴をひらきて此日を吉日となせりしかして國の民おほくユダヤ人となれり是はユダヤ人を畏るゝ心おこりたればなり

第九章

一 十二月すなはちアダルの月の十三日王の命令と詔書のおこなはるべき時いよいよ近づける時すなはちユダヤ人の敵ユダヤ人を打伏んとまちかまへたりしに却てユダヤ人おのれを惡む者を打ふする

イ 帖一・二二、三・一二　ロ 王上二一・八　ハ 帖九・一〇、一五、ホ 帖三・一四、一五　ト 詩九七・一一　チ 箴前二五・八　リ 詩一八・四三　ヌ 創三五・五　出一五・一六　ル 帖八・二　ヲ 帖三・一三　ニ 帖三・一三、九・一　ヘ 帖三・一五　箴二九　ナ 帖八・一一　ラ 箴二一・六、九　ム 帖八・一一、九・二　ウ 帖九・一〇　ヰ 帖八・一一、九・二　ノ 帖八・一一

カ 帖八・一一、九・六　ヨ 詩七一・一三、二四　タ 帖八・一七　レ 箴後三・一　代上一一・九　箴四・一八　ソ 帖五・一一　伯一八・一九、二七・三　ツ 帖八・一一　一四、一五　詩二一　ネ 帖五・六、七・二　ナ 帖八・一一

ユダヤ人アハシュエロス王の各州にある己の邑々に相あつまりおのれを害せんとする者どもを殺さんとせり誰も彼らに敵することを得る者なかりき其は一切の民ユダヤ人を畏れたればなり　三 諸州の牧伯州牧方伯など凡て王の事を辦理ふ者は皆ユダヤ人をたすけたり是モルデカイを畏るゝによりてなり　四 モルデカイは王の家にて大なる者となりその名各州にきこえわたれり斯その人モルデカイはますます大になりゆきぬ　五 ユダヤ人すなはち刀刃をもてその一切の敵を擊て殺し滅ぼしおのれを惡む者を意のまゝに爲したり　六 ユダヤ人またシュシャンの城においても五百人を殺しほろぼせり　七 パルシャンダタ、ダルポン、アスパタ　八 ポラタ、アダリヤ、アリダタ　九 パルマシタ、アリサイ、アリダイ、ワエザタ　一〇 これらの者すなはちハンメダタの子ユダヤ人の敵たるハマンの十人の子をも彼ら殺せりされどその所有物には手をかけざりき　一一 シュシャンの城の内にて殺されし者の數をその日王にまうしあげければ　一二 王きさきエステルにいひけるはユダヤ人シュシャンの城の内にて五百人を殺しまたハマンの十人の子をころせり王のその餘の諸州においては幾何なりしぞや汝また何か求むるところあるやかならず許さるべし尙何かねがふところあるや必らず成就らるべし　一三 エステルいひけるは王もし之を善としたまはゞ願くはシュシャンにあるユダヤ人に允して明日も今日の詔旨のごとくなさしめ且ハマンの十人の子を木に懸しめたまへ　一四 王かく爲せと命じシュシャンにおいて詔旨を出せりハマンの十人の子は木に懸らる　一五 アダルの月の十四日にシュシャンのユダヤ人また集まりシュシャンの内にて三百人をころせり然れどもその所有物には手をかけざりき　一六 王の諸州にあるその餘のユダヤ人もまた相あつまり立ておのれの生命を保護しその敵に勝て安んじおのれを惡む者七萬五千人をころせり然れどもその所有

物には手をかけざりき

一七 アダルの月の十三日にこの事をおこなひ十四日にやすみてその日に酒宴をなして喜こべり 一八 されどシユ
一八 シヤンにをるユダヤ人はその十三日と十四日とにあひ集まり十五日にやすみてその日に酒宴をなして喜こべり
一九 これによりて村々のユダヤ人すなはち石垣なき邑々にすめる者はアダルの月の十四日をもて喜樂の日酒宴の
日吉日となして互に物をやりとりす

二〇 モルデカイこれらの事を書しるしてアハシユエロス王の諸州にをるユダヤ人に遠きにも近きにも書をおく
二一 り 二一 アダルの月の十四日と十五日を年々にいはふことを命じ 二二 この兩の日にユダヤ人その敵に勝て休みこの
二二 月は彼らのために憂愁より喜樂にかはり悲哀より吉日にかはりたれば是らの日に酒宴をなして喜びたがひに物を
二三 やりとりし貧しき者に施與をなすべしと諭しぬ 二三 こゝをもてユダヤ人はその已にはじめたるごとくモルデカイ
二四 がかれらに書おくりしごとく行なひつゞけたり 二四 アガグ人ハンメダタの子ハマンすなはちすべてのユダヤ人の
二五 敵たる者ユダヤ人を滅ぼさんと謀りプルすなはち籤を投てこれを滅ぼし絶さんとしたりしが 二五 その事王の前に
明かになりし時王書をおくりて命じハマンがユダヤ人を害せんとはかりしその惡き謀計をしてハマンのかうべに
二六 歸らしめ彼とその子等を木に懸しめたり

二六 このゆゑに此兩の日をそのプルの名にしたがひてプリムとなづけたり斯りしかばこの書のすべての詞によ
二七 りこの事につきて見たるところ已の遇たるところに依て 二七 ユダヤ人あひ定め年々その書るところにしたがひそ
の定めたる時にしたがひてこの兩の日をまもり己とおのれの子孫および凡て已につらなる者これを行ひつゞけて

イ 帖九・一一、二五　ロ 申一六・一一、一四　ハ 帖八・一七　ニ 帖九・二二　ホ 詩三〇・一一　ヘ 帖九・一九　ト 帖三・六、七　チ 帖九・一三、一四、一六　リ 帖七・一〇　ヌ 帖九・二〇　ル 帖八・二七　聚五六　・三、六　聖二・一一

ヲ 帖二・一五　ワ 帖八・一〇、九・二〇　カ 帖一・一　ヨ 帖四・三、六　タ 創一〇・五　詩七二・一〇　レ 帖八・一五、九・四　ソ 創四一・四〇　代下二・八、九　ツ 尼二・一〇　詩一二

二八 廢すること無く 二八 この兩の日をもて代々家々州々邑々において必ず記念てまもるべき者となしこれらのプリム
の日をしてユダヤ人の中に廢せらるゝこと無らしめまたこの記念をしてその子孫の中に絶ること無らしむ
二九 かくてアビハイルの女なる后エステルとユダヤ人モルデカイおほいなる力をもて此プリムの第二の書を書
三〇 おくりてこれを堅うす 三〇 すなはちモルデカイ、アハシユエロスの國の百二十七州にある一切のユダヤ人に平和
三一 と眞實の言語をもて書をおくり 三一 斷食と悲哀のことにつきてプリムのこれらの日を堅うしてその定めたる時を
三二 守らしむすなはちユダヤ人モルデカイと后エステルが曾てかれらに命じたるごとくまたユダヤ人等が曾てみづか
三三 ら己のためおよびおのれの子孫のために定めたるがごとし 三三 エステルの語プリムにかゝはる是等の事をかたう
せり是は書にしるされたり

第一〇章

一 アハシユエロス王國土および海の島々に貢をたてまつらしむ 二 アハシユエロス王が權勢と能力
三 メデアとペルシヤの列王の日誌の書に記さるゝにあらずや 三 ユダヤ人モルデカイはアハシユエロス王に次ぐ者
四 となりユダヤ人の中にありて大なる者にしてその衆多の兄弟によろこばれたり彼はその民の福祉をもとめその
一切の宗族に平和の言をのべたりき

エステル書　をはり

ヨブ記

第一章

一 ウヅの地にヨブと名くる人あり其人と爲完全かつ正くして神を畏れ悪に遠ざかる　二 その生る者は男の子七人女の子三人　三 その所有物は羊七千駱駝三千牛五百耦牝驢馬五百僕も夥多しくあり　四 その子等おのおの己の家にて己の日に宴筵を設くる事を爲しその三人の姉妹をも招きて與に食飲せしむ　五 その宴筵の日はつる毎にヨブかならず彼らを召よせて潔む即ち朝はやく興き彼ら一切の數にしたがひて燔祭を獻ぐ是はヨブ我子ら罪を犯し心に神を忘れたらんも知べからずと謂てなりヨブの爲ところ常に是のごとし

六 或日神の子等きたりてヱホバの前に立つサタンも來りてその中にあり　七 ヱホバ、サタンに言たまひけるは汝何處より來りしやサタン、ヱホバに應へて言けるは地を行めぐり此彼經あるきて來れり　八 ヱホバ、サタンに言たまひけるは汝心をもちひてわが僕ヨブを觀しや彼のごとく完全かつ正くして神を畏れ悪に遠ざかる人世にあらざるなり　九 サタン、ヱホバに應へて言けるはヨブあにもとむることなくして神を畏れんや　一〇 汝彼とその家およびその一切の所有物の周圍に藩屏を設けたまふにあらずや汝かれが手に爲ところを盡く成就せしむるがゆゑにその所有物地に遍ねし　一一 然ど汝の手を伸て彼の一切の所有物を擊たまへ然ば必ず汝の面にむかひて汝を詛はん　一二 ヱホバ、サタンに言たまひけるは視よ彼の一切の所有物を汝の手に任す唯かれの身に汝の手をつくる勿れサタンすなはちヱホバの前よりいでゆけり

イ創二二・二〇、二二　ハ創六・九、一七・一　ホ創八・二〇　伯四二　三八・七　チ伯二・三　ル詩一二八・一、二　懺一〇・二二　ワ箴八・二一　馬三・
ロ箴一四・一四　羅五　ニ伯二・三　ヒ懺八・一三、一六・六　ヘ王上二二・一九　伯　ト伯二・二　太一二・　リ伯一・一　ヌ詩三四・七　塞五・二　ヲ伯二・五、一九・二一　一二・一四

一三 或日ヨブの子女等その第一の兄の家にて物食ひ酒飲ねたる時　一四 使者ヨブの許に來りて言ふ牛耕しをり牝驢馬その傍に草食をりしに　一五 シバ人襲ひて之を奪ひ刃をもて少者を打殺せり我たゞ一人のがれて汝に告んとて來れりと　一六 彼なほ語ひをる中に又一人きたりて言ふ神の火天より降りて羊および少者を焚て滅ぼせり我たゞ一人のがれて汝に告んとて來れりと　一七 彼なほ語ひをる中に又一人きたりて言ふカルデア人三隊に分れ來て駱駝を襲ひてこれを奪ひ刃をもて少者を打殺せり我たゞ一人のがれて汝に告んとて來れりと　一八 彼なほ語ひをる中に又一人きたりて言ふ汝の子女等その第一の兄の家にて物食ひ酒飲をりしに　一九 荒野の方より大風ふき來て家の四隅を擊ければ夫の若き人々の上に潰れおちて皆しねり我これを汝に告んとて只一人のがれ來れりと

二〇 是においてヨブ起あがり外衣を裂き髪を斬り地に伏て拜し　二一 言ふ我裸にて母の胎を出たり又裸にて彼處に歸らん　ヱホバ與へ　ヱホバ取たまふなり　ヱホバの御名は讃べきかな　二二 この事においてヨブは全く罪を犯さず神にむかひて愚なることを言ざりき

カ傳九・一二　ヨ伯一・四、一三　タ創三七・二九　喇九　レ彼前五・六　ソ詩四九・一七　傳五　ツ傳五・一九　ネ太二〇・一五　撒前五　ム伯一・六　ウ伯一・七　ヰ伯一・一八　ノ伯九・一七　オ伯二七・五、六　ク伯一・二一　ヤ伯一九・二〇

第二章

一 或日神の子等きたりてヱホバの前に立つサタンも來りその中にありてヱホバの前に立つ　二 ヱホバ、サタンに言たまひけるは汝何處より來りしやサタン、ヱホバに應へて言けるは地を行めぐりこの彼經あるきて來れり　三 ヱホバ、サタンに言たまひけるは汝心をもちひて我僕ヨブを見しや彼のごとく完全かつ正くして神を畏れ悪に遠ざかる人世にあらざるなり汝われを勸めて故なきに彼を打惱さしめしかど彼なほ己を完うして自ら堅くす　四 サタン、ヱホバに應へて言けるは皮をもて皮に換るなれば人はその一切の所有物をもて己の生命に換ふべし　五 然ど今なんぢの手を伸て彼の骨と肉とを擊たまへ然ば必らず汝の面にむかひて汝を

詛はん　六ヨホバ、サタンに言たまひけるは彼を汝の手に任す只かれの生命を害ふ勿れと
七サタンやがてヨホバの前よりいでゆきヨブを擊てその足の跖より頂までに惡き腫物を生ぜしむ　八ヨブ
土瓦の碎片を取り其をもて身を搔き灰の中に坐りぬ　九時にその妻かれに言けるは汝は尙も己を完たうして自ら
堅くするや神を詛ひて死るに如ずと　一〇然るに彼はこれに言ふ汝の言ところは愚なる婦の言ところに似たり我ら
神より福祉を受るなれば災禍をも亦受ざるを得んやと此事においてはヨブまつたくその唇をもて罪を犯さゞりき
一一時にヨブの三人の友この一切の災禍の彼に臨めるを聞き各々おのれの處よりして來れり即ちテマン人エリ
パズ、シユヒ人ビルダデおよびナアマ人ゾパル是なり彼らヨブを弔りかつ慰めんとて互に約してきたりしが
一二目を擧て遙に觀しに其ヨブなるを見識がたき程なりければ齊く聲を擧て泣き各々おのれの外衣を裂き天にむ
かひて塵を撒ておのれの頭の上にちらし　一三乃ち七日七夜かれと偕に地に坐しゐて一言も彼に言かくる者なかり
き彼が苦惱の甚だ大なるを見たればなり

第三章

一斯て後ヨブ口を啓きて自己の日を詛へり　二ヨブすなはち言詞を出して云く　三我が生れし日亡
びうせよ　男子胎にやどれりと言し夜も亦然あれ　四その日は暗くなれ　神上よりこれを顧たまはざ
れ　光これを照す勿れ　五黑暗および死蔭これを取もどせ　雲これが上をおほへ　日を暗くする者これを懼しめよ
六その夜は黑暗の執ふる所となれ　年の日の中に加はらざれ　月の數に入されー　七その夜は孕むこと有ざれ　歡喜の
聲その中に興らざれ　八日を詛ふ者レビヤタンを激發すに巧なる者これを詛へ　九その夜の晨星は暗かれその
夜には光明を望むも得ざらしめ　又東雲の眼蓋を見ざらしめよ　一〇是は我母の胎の戸を闔ずまた我目に憂を見ること

イ 伯一・二二　ロ 箴一・六　ハ 母後一三・一九 伯　四二・六　三〇 太一一・二二　一一 哥五・一〇、　一二 羅一二　ホ 伯一・二二　ヘ 伯一・二二　ト 詩三九・一　チ 創三六・一一 耶　ヌ 伯四二・一一 箴　四九・七　リ 創二五・二　ル 尼九・二 哀二・一〇　ヲ 創五〇・一〇　ワ 伯一〇・一八、一九　耶一五・一〇、二〇　カ 伯一〇・二二、二三、一六・二、二八・

と無らしめざりしによる　一一何とて我は胎より死て出ざりしや何とて胎より出し時に氣息たえざりしや　一二如何
なれば膝ありてわれを接しや如何なれば乳房ありてわれを養ひしや　一三否らずば今は我偃て安んじかつ眠らん然
ばこの身やすらひをり　一四かの荒墟を自己のために築きたりし世の君等臣等と偕にあり　一五かの黃金を有ち白銀
を家に充したりし牧伯等と偕にあらん　一六又人しれず墮る胎兒のごとくにして世に出ずまた光を見ざる赤子の
ごとくならん　一七彼處にては惡き者虐遇を息め倦憊たる者安息を得　一八彼處にては俘囚人みな共に安然に居りて
驅使者の聲を聞ず　一九小き者も大なる者も同じく彼處にあり僕も主の手を離る　二〇如何なれば艱難にをる者
に光を賜ひ心苦しむ者に生命をたまひしや　二一斯る者は死を望むなれどもきたらず　これをもとむるは藏れたる
寶を堀るよりも甚だし　二二もし墳墓を尋ねて獲ば大に喜こび樂しむなり　二三その道かくれ神に取籠られをる人に
如何なれば光明を賜ふや　二四わが歎息はわが食物に代り我呻吟は水の流れそゝぐに似たり　二五我が戰慄き懼れ
し者我に臨み我が怖懼れたる者この身に及べり　二六我は安然ならず穩ならず安息を得ず惟艱難のみきたる

第四章

一時にテマン人エリパズ答へて曰く　二人もし汝にむかひて言詞を出さば汝これを厭ふや然ながら
誰か言で忍ぶことを得んや　三さきに汝は衆多の人を誨へ諭せり　四手の垂たる者をばこれを强くし
つまづく者をば言をもて扶けおこし膝の弱りたる者を强くせり　五然るに今この事汝に臨めば汝悶えこの事
なんぢに加はれば汝おぢまどふ　六汝は神を畏こめり是なんぢの依賴む所ならずや汝はその道を全うせり是
なんぢの望ならずや　七請ふ想ひ見よ誰か罪なくして亡びし者あらん義者の絕れし事いづくに在や　八我の觀
る所によれば不義を耕へし惡を播く者はその穫る所も亦是のごとし　九みな神の氣吹によりて滅びその鼻の息に

三 詩二三・四、四　四・一九、一〇・一四　耶一三　タ 創三〇・三　一六 應五・八　一〇・一八　箴六・六　ソ 詩五八・八　レ 伯一五・二八　一二　ツ 伯三九・七　ネ 耶二〇・一八　ナ 哥創一・一〇　五下　ム 箴二・四　四・二七　箴三一・六　ウ 伯一九・八 哀三・七　オ 伯一・一　非 箴三五・三　ク 箴三・二六　ノ 箴三五・三　ヤ 詩三七・二五　マ 詩七・一四 箴二二　ケ 箴一〇・一三　加六・七、八

よりて消うす　一〇獅子の吼　猛き獅子の聲ともに息み　少き獅子の牙折れ　一一大獅子獲物なくして亡び　小獅子散失
す　一二前に言の密に我に臨めるありて我その細聲を耳に聞得たり　一三即ち人の熟睡する頃我夜の異象により
て想ひ煩ひをりける時　一四身に恐懼をもよほして戰慄き骨節ことごとく振ふ　一五時に靈ありて我面の前を過けれ
ば我は身の毛よだちたり　一六その物立とまりしが我はその狀を見わかつことをえざりき　唯一の物の象わが目の前
にあり　時に我しづかなる聲を聞けり云く　一七人いかでか神より正義からんや　人いかでその造主より潔からんや
一八彼はその僕をさへに恃みたまはず　其使者をも足ぬ者と見做たまふ　一九況んや土の家に住をりて塵を基とし
蜉蝣のごとくに亡ぶる者をや　二〇是は朝より夕までの間に亡びかへりみる者もなくして永く失逝る　二一その魂の
緒あに絶ざらんや皆悟ること無して死うす

第五章

一請ふなんぢ顧びて看よ誰か汝に應ふる者ありや　聖者の中にて誰に汝むかはんとするや　二夫愚
根を張るを見たりしがすみやかにその家を詛へり　四その子等は助援を獲ることなく門にて惱まさる　之を救ふ
者なし　五その穫とれる物は飢たる人これを食ひ　荊棘の籬の中にありてもなほ之を奪ひいだし　羅その所有物に
むかひて口を張る　六災禍は塵より起らず　艱難は土より出ず　七人の生れて艱難をうくるは火の子の上に飛がご
とし　八もし我ならんには我は必らず神に告求め　我事を神に任せん　九神は大にして測りがたき事を行ひ
たまふ　其不思議なる事を爲たまふこと數しれず　一〇雨を地の上に降し　水を野に遣り　一一卑き者を高く擧げ憂ふ
る者を引興して幸福ならしめたまふ　一二神は狡しき者の謀計を敗り　之をして何事をもその手に成就ること能はざ

イ詩五八・六　ロ詩三四・一〇　ハ伯三三・一五　ニ哈三・一六　ホ伯九・二一　ヘ伯一五・一五、二五　ト伯一五・一六　チ哥後四・七、五・一　リ詩九〇・五、六　ヌ詩三九・一一、四九　ル伯三六・一二　ヲ詩三七・三五、三六　カ創三・一七—一九　哥前一〇・一三　ヨ伯九・一〇、三七・五　詩四〇・五、七　タ伯二八・二六　詩二・一八、一四五・六五・九、一四七・八　ワ詩一一九・一五五　ヨ伯九・一〇、三七・五　詩四〇・五、七　タ伯二八・二六　詩二・一八、一四五・六五・九、一四七・八　ヨ羅一・三三　ヨ伯九・一〇、三七・五　詩四〇・五、七　タ伯二八・二六　詩二・一八、一四五・六五・九、一四七・八

慧き者をその自分の詭計によりて執へ邪なる者の謀計をして敗れしむ　一四彼らは晝も暗黑に遇ひ
卓午にも夜の如くに摸り惑はん　一五神は惱める者を救ひてかれらが口の劍を免かれしめ　强き者の手を免かれし
めたまふ　一六是をもて弱き者望あり　惡き者口を閉づ　一七神の懲したまふ人は幸福なり　然ば汝全能者の儆責
を輕んずる勿れ　一八神は傷け又裹み　擊ていため又その手をもて善醫したまふ　一九彼はなんぢを六の艱難の中にて
救ひたまふ　七の中にても災禍なんぢにのぞまじ　二〇饑饉の時にはなんぢを救ひて死を免れしめ　戰爭の時には劍
の手を免れしめたまふ　二一汝は舌にて鞭たるゝ時にも隱るゝことを得　壞滅の來る時にも懼るゝこと有じ　二二汝は
壞滅と饑饉を笑ひ　地の獸をも懼るゝこと無るべし　二三田野の石なんぢと相結び　野の獸なんぢと和がん　二四汝は
おのが幕屋の安然なるを知ん　汝の住處を見まはるに缺たる者なからん　二五汝また汝の子等の多くなり　汝の裔の
地の草の如くになるを知ん　二六汝は遐齡におよびて墓にいらん　宛然麥束を時にいたりて運びあぐるごとくなる
べし　二七視よ我らが尋ね明めし所かくのごとし　汝これを聽て自ら知れよ

第六章

一ヨブ應へて曰く　二願はくは我憤恨の善く權られ　我懊惱の之とむかひて天秤に懸られんことを
三然すれば是は海の沙よりも重からん　斯ればこそ我言躁妄なりけれ　四それ全能者の箭わが身に
いり　わが魂神その毒を飲り　神の畏怖我を襲ひ攻む　五野驢馬あに靑草あるに鳴んや　牛あに食物あるに吽らんや
六淡き物あに鹽なくして食はれんや　蛋の白あに味あらんや　七わが心の觸ることを嫌ふ物　是は我が厭ふ所の食物
のごとし　八願はくは我求むる所を得んことを　九願はくは神わが希ふ所の物を我に賜はらんことを　願は

席五・二四、一〇・ソ詩九・一五　哥前三ナ撒前二・九　詩一〇　ム申三二・三九　撒前　哥前一〇・一三　ク詩一一二・二　ケ詩一一・二　フ撒二七・三　コ詩三八・二　エ詩八八・一五、一六　ヤ詩七二・一六　マ撒九・一一、一〇・　ノ詩三一・二〇　ネ詩三五・一〇　レ詩三三・一〇　一三・使一四・一七　ツ申二八・二九　寒ラ詩九四・一二　撒三　ウ詩三四・一九、九一　テ王上一九・四

らしめ　一三慧き者をその自分の詭計によりて執へ邪なる者の謀計をして敗れしむ　一四彼らは晝も暗黑に遇ひ
卓午にも夜の如くに摸り惑はん　一五神は惱める者を救ひてかれらが口の劍を免かれしめ　强き者の手を免かれし
めたまふ　一六是をもて弱き者望あり　惡き者口を閉づ　一七神の懲したまふ人は幸福なり　然ば汝全能者の儆責
を輕んずる勿れ　一八神は傷け又裹み　擊ていため又その手をもて善醫したまふ　一九彼はなんぢを六の艱難の中にて
救ひたまふ　七の中にても災禍なんぢにのぞまじ　二〇饑饉の時にはなんぢを救ひて死を免れしめ　戰爭の時には劍
の手を免れしめたまふ　二一汝は舌にて鞭たるゝ時にも隱るゝことを得　壞滅の來る時にも懼るゝこと有じ　二二汝は
壞滅と饑饉を笑ひ　地の獸をも懼るゝこと無るべし　二三田野の石なんぢと相結び　野の獸なんぢと和がん　二四汝は
おのが幕屋の安然なるを知ん　汝の住處を見まはるに缺たる者なからん　二五汝また汝の子等の多くなり　汝の裔の
地の草の如くになるを知ん　二六汝は遐齡におよびて墓にいらん　宛然麥束を時にいたりて運びあぐるごとくなる
べし　二七視よ我らが尋ね明めし所かくのごとし　汝これを聽て自ら知れよ

第六章

一ヨブ應へて曰く　二願はくは我憤恨の善く權られ　我懊惱の之とむかひて天秤に懸られんことを
三然すれば是は海の沙よりも重からん　斯ればこそ我言躁妄なりけれ　四それ全能者の箭わが身に
いり　わが魂神その毒を飲り　神の畏怖我を襲ひ攻む　五野驢馬あに靑草あるに鳴んや　牛あに食物あるに吽らんや
六淡き物あに鹽なくして食はれんや　蛋の白あに味あらんや　七わが心の觸ることを嫌ふ物　是は我が厭ふ所の食物
のごとし　八願はくは我求むる所を得んことを　九願はくは神わが希ふ所の物を我に賜はらんことを　願は

一〇 くは神われを滅ぼすを善とし 御手を伸て我を絶たまはんことを　一〇 然るとも我は尙みづから慰むる所あり 烈し
一一 き苦痛の中にありて喜ばん 是は我聖者の言に悖りしことなければなり　一一 我何の氣力ありてか尙俟ん 我の終い
一二 かなれば我なほ耐へ忍ばんや　一二 わが氣力あに石の氣力のごとくならんや 我肉あに銅のごとくならんや　一三 わが
一三 助われの中に無にあらずや 救拯我より逐はなされしにあらずや　一四 憂患にしづむ者はその友これを憐れむべ
一四 し 然らずば全能者を畏るゝことを廢ん　一五 わが兄弟はわが望を充さゞること溪川のごとく溪川の流のごとくに
一五 過さる　一六 是は氷のために黑くなり 雪その中に藏るれども　一七 溫暖になる時は消ゆき熱くなるに及てはその處に
一六 一七 絶はつ　一八 隊客旅身をめぐらして去り 空曠處にいたりて亡ぶ　一九 テマの隊客旅これを望みシバの旅客これを慕ふ
一八 一九 彼等これを望みしによりて愧恥を取り 彼處に至りてその面を赧くす　二〇 かく汝等も今は虛しき者なり 汝らは
二〇 怖ろしき事を見れば則ち懼る　二一 我あに汝等我に予へよと言しこと有んや 汝らの所有物の中より物を取て我た
二一 めに饋れと言しこと有んや　二二 また敵人の手より我を救ひ出せと言しことあらんや虐ぐる者の手より我を贖へと
二二 言しことあらんや　二三 我を敎へよ 然らば我默せん 請ふ我の過てる所を知せよ　二四 正しき言は如何に力ある
二三 二四 ものぞ 然ながら汝らの規諫る所は何の規諫とならんや　二五 汝らは言を規正んと想ふや 望の絶たる者の語る所は
二四 二五 風のごときなり　二六 汝らは孤子のために籤を擊き 汝らの友をも商貨にするならん　二七 今ねがはくは我に向へ
二六 二七 我は汝らの面の前に僞はらず　二八 請ふ再びせよ 不義あらしむる勿れ 請ふ再びせよ 此事においては我正義し
二七 二八 二九 我舌に不義あらんや 我口惡き物を辨へざらんや

第七章

一 それ人の世にあるは戰鬪にあるがごとくならずや 又其日は傭人の日のごとくなるにあらずや

イ 利一九・二 寨五七 ハ 詩三八・一一、四一 ホ 創二五・一五 ト 耶一四・三 ヌ 詩三八・一一 ル 伯二九・二
ロ 傳一七・一七 ニ 耶一五・一八 ヘ 王上一〇・一 詩七二・一〇 チ 伯一三・四 リ 詩三八・一一 ヲ 申二八・六七 伯一七・一一 詩九〇・六一・一五、一〇二・一二、一〇三・一 ヨ 詩七八・三九、八九・四七 タ 伯二〇・九 ヌ 伯一四・五、一三、一 カ 伯九・二五、一六・五・一六、一四四・ ワ 寨一四・一一 ヨ 詩三九・一、九、四 ラ 伯一〇・一 ム 伯一〇・一〇、一四 ノ 伯一六・一二 哀三 ル 伯二九・二 ヲ 申二八・六七 伯一七・一一 詩九〇・六一・一五、一〇二・一二、一〇三・一 カ 伯九・二五、一六・ ワ 寨一四・一一 ヨ 詩三九・一、九、四 ラ 伯一〇・一 ム 伯一〇・一〇、一四 ノ 伯一六・一二 哀三 ネ 提前一・一〇 伯 ウ 詩六二・九 ヰ 詩一四四・三 來二 オ 創一八・二五 申 ク 伯一・五、一八 ヤ 伯八・二八、二〇・一〇・一 ナ 伯九・二七 ラ 伯一〇・一 ム 伯一〇・一〇、一四 ノ 伯一六・一二 哀三 ネ 提前一・一〇 伯 ウ 詩六二・九 ヰ 詩一四四・三 來二 オ 創一八・二五 申 ク 伯一・五、一八 ヤ 伯八・二八、二〇・一〇・一 ナ 伯九・二七 ラ 伯一〇・一 ム 伯一〇・一〇、一四 ノ 伯一六・一二 哀三 ヤ 伯一四・五、一三、一 ヌ 伯一四・五、一三、一 タ 詩三九・四 ル 伯二九・二 ヲ 申二八・六七 伯一七・一一 詩九〇・六一・一五、一〇二・一二、一〇三・一 カ 伯九・二五、一六・ ワ 寨一四・一一 ヨ 詩三九・一、九、四 ラ 伯一〇・一 ム 伯一〇・一〇、一四 ノ 伯一六・一二 哀三

二 奴僕の暮を冀がふが如く 傭人のその價を望むがごとく　三 我は苦しき月を得させられ 憂はしき夜をあたへらる
四 我臥ば乃はち言ふ 何時夜あけて我おきいでんかと 曙まで頻に輾轉ぶ　五 わが肉は蟲と土塊とを衣服となし 我
皮は愈てまた腐る　六 わが日は機の梭よりも迅速なり 我望む所なくして之を送る　七 想ひ見よ わが生命は氣息な
る而已 我目は再び福祉を見ること有じ　八 我を見し者の眼かさねて我を見ざらん 汝目を我にむくるも我は已に
在ざるべし　九 雲の消て逝がごとく 陰府に下れる者は重ねて上りきたらじ　一〇 彼は再びその家に歸らず 彼の鄕里
も最早かれを認めじ　一一 然ば我はわが口を禁めず 我心の痛によりて語ひ わが神魂の苦しきによりて歎かん
一二 我あに海ならんや 鱷ならんや 汝なにとて我を守らせおきたまふぞ　一三 わが牀われを慰め わが寢床わが愁を
一三 解んと思ひをる時に　一四 汝夢をもて我を驚かし 異象をもて我を懼れしめたまふ　一五 是をもて我心は氣息の閉ん
一四 一五 ことを願ひ 我この骨よりも死を冀がふ　一六 われ生命を厭ふ 我は永く生ることを願はず 我を捨おきたまへ 我日は
一六 氣のごときなり　一七 人を如何なる者として汝これを大にし 之を心に留　一八 朝ごとに之を看そなはし 時わかず
一七 一八 之を試みたまふや　一九 何時まで汝われに目を離さず 我が津を咽む間も我を捨おきたまはざるや　二〇 人を鑒みたま
一九 二〇 ふ者よ 我罪を犯したりとて汝に何をか爲ん 何ぞ我を汝の的となして 我にこの身を厭はしめたまふや　二一 汝なんぞ
二一 我の愆を赦さず 我罪を除きたまはざるや 我いま土の中に睡らん 汝我を尋ねたまふとも 我は在ざるべし

第八章

一 時にシユヒ人ビルダデ答へて曰く　二 何時まで汝かゝる事を言や 何時まで汝の口の言語を大風の
二 ごとくするや　三 神あに審判を曲たまはんや 全能者あに公義を曲たまはんや　四 汝の子等かれに罪

を獲たるにや　之をその愆の手に付したまへり　五 汝もし神に求め　全能者に祈り　六 清くかつ正しうしてあらば
必ず今汝を顧み　汝の義き家を榮えしめたまはん　七 然らば汝の始は微小くあるとも　汝の終は甚だ大ならん
八 請ふ　汝過にし代の人に問へ　彼らの父祖の尋究めしところの事を學べ　九 (我らは昨日より有しのみにて何をも
知ず　我らが世にある日は影のごとし)　一〇 彼等なんぢを教へ　汝を諭し　言をその心より出さざらんや　一一 葦あ
に泥なくして長んや　狹あに水なくしてそだたんや　一二 是はその青くして未だ刈ざる時にも　他の一切の草よりは
早く槁る　一三 神を忘るゝ者の道は凡て是のごとく　悖る者の望は空しくなる　一四 その恃む所は絶れ　その倚ところ
は蜘蛛網のごとし　一五 その家に倚かゝらんとすれば家立ず　之に堅くとりすがるも保たじ　一六 彼日の前に青綠を呈
はしその枝を園に蔓延らせ　一七 その根を石堆に盤みて石の屋を眺むれども　一八 若その處より取のぞかれなばその
處これを認めずして　我は汝を見たる事なしと言ん　一九 視よその道の喜樂是のごとし　而してまた他の者地より生
いでん　二〇 それ神は完全人を棄たまはず　また惡き者の手を執りたまはず　二一 遂に哂笑をもて汝の口に充し　歡喜を
汝の唇に置たまはん　二二 汝を惡む者は羞恥を着せられ　惡き者の住所は無なるべし

第九章

一 ヨブこたへて言けるは　二 我まことに其事の然るを知り　人いかでか神の前に義かるべけん　三 よ
し人は神と辨爭はんとするとも　千の一も答ふること能はざるべし　四 神は心慧く力強くましますなり　誰か神に逆ひてその身安からんや　五 彼山を移したまふに山しらず　彼震怒をもて之を翻倒したまふ　六 彼地
を震ひてその所を離れしめたまへばその柱ゆるぐ　七 日に命じたまへば日いでず　又星辰を封じたまふ　八 唯かれ

イ 伯五・八、一一・一、三、二一・二三　ロ 申四・三二、三三・　ハ 創四七・九　代上七 伯一五・一八　二 詩一二九・六　耶一七・六　二九・二五 伯七・六　ホ 伯一一・二〇、一八　詩三九・五、一〇二・一四、二七・八　ヘ 伯二七・一八　ト 伯七・一〇、二〇・　ヌ 詩一四三・二　羅三　二・二〇　チ 詩一一三・七　リ 詩三五・二六、一〇　ル 伯三六・五　ヲ 箴二一・一九、二二　基二・六、二二　來一二　ワ 伯二六・一一　カ 創一・六　詩一〇四　二・二三　ヨ 創一・一六　伯三八・三一　歷五・八

獨天を張り海の濤を履たまふ　九 また北斗參宿　昴宿　および南方の密室を造りたまふ　一〇 大なる事を行ひたまふ
こと測られず　奇しき業を爲たまふこと數しれず　一一 視よ彼わが前を過たまふ　然るに我これを見ず　彼すゝみゆき
賜ふ　然るに我之を曉ず　一二 彼奪ひ去賜ふ　誰か能之を阻まん　誰か之に汝何を爲やと言ことを得爲ん　一三 神其
震怒を息賜はず　ラハブを助る者等之が下に屈む　一四 然ば我爭か彼に回答を爲ことを得ん　爭われ言を選びて彼と論
ふ事をえんや　一五 假令われ義かるとも彼に回答をせじ　彼は我を審判く者なれば我彼に哀き求ん　一六 假令我彼を呼
て彼われに答たまふともわが言を聽いれ賜ひしとは我信ぜざるなり　一七 彼は大風をもて我を擊碎き　故なくして我
に衆多の傷を負せ　一八 我に息をつかしめず　苦き事をもて我身に充せ賜ふ　一九 强き者の力量を言んか　視よ此にあり
審判の事ならんか　誰か我を喚出すことを得爲ん　二〇 假令われ義かるとも我口われを惡しと爲ん　假令われ完全かる
とも尙われを罪ありとせん　二一 我は全し然ども我はわが心を知ず　我生命を賤む　二二 皆同一なり　故に我は言ふ　神は
完全者と惡者とを等しく滅したまふと　二三 災禍の俄然に人を誅す如き事あれば彼は辜なき者の苦難を笑ひ見たま
ふ　二四 世は惡き者の手に交されてあり　彼またその裁判人の面を蔽ひたまふ　若彼ならずば是誰の行爲なるや
二五 わが日は驛使よりも迅く　徒に過さりて福祉を見ず　二六 其はしること葦舟のごとく　物を攫まんとて飛かける
鷲のごとし　二七 たとひ我わが愁を忘れ　面色を改めて笑ひをらんと思ふとも　二八 尙この諸の苦痛のために戰慄く
なり　我思ふに汝われを釋し放ちたまはざらん　二九 我は罪ありとせらるゝなれば何ぞ徒然に勞すべけんや　三〇 われ
雪水をもて身を洗ひ灰汁をもて手を潔むるとも　三一 汝われを汚はしき穴の中に陷いれたまはん而して我衣も我を
厭ふにいたらん　三二 神は我のごとく人にあらざれば我かれに答ふべからず我ら二箇して共に審判に臨むべからず

タ 伯五・九　詩七一・五・一四　レ 伯一五・一八、一九・三　ソ 箴四五・九　雅一八　ツ 伯二六・一二　箴ナ 伯二・六、三四・六　ラ 傳九・二三、結二一　ウ 伯七・六、七　ム 詩後一五・三〇、一九・四　耶一四・四　ノ 伯七・一二　オ 詩一一九・一二〇　キ 哈一・八　ク 出二〇・七　ヤ 耶二・二二　マ 傳六・一〇　箴四五　ル 詩一四三・二　羅三　ヌ 詩一四三・二　ワ 伯二六・一一　カ 創一・六　詩一〇四　ヨ 創一・一六　伯三八・三一　歷五・八

三三 また我らの間には我ら二箇の上に手を置べき仲保あらず　三四 願くは彼その杖を我より取はなし その震怒をもて我を懼れしめたまはざれ　三五 然らば我言語て彼を畏れざらん 其は我みづから斯る者と思はざればなり

第一〇章

一 わが心生命を厭ふ 然ば我わが憂愁を包まず 言あらはし わが魂神の苦きによりて語はん　二 われ神に申さん 我を罪ありとしたまふ勿れ 何故に我とあらそふかを我に示したまへ　三 なんぢ虐遇を爲し 汝の手の作を打棄て惡き者の謀計を照すことを善としたまふや　四 汝は肉眼を有たまふや 汝の觀たまふ所は人の觀るがごとくなるや　五 なんぢの日は人間の日のごとく 汝の年は人の日のごとくなるや　六 何とて汝わが愆を尋ねわが罪をしらべたまふや　七 されども汝はすでに我の罪なきを知たまふ また汝の手より救ひいだし得る者なし　八 汝の手われをいとなみ我をことごとく作れり 然るに汝今われを滅したまふなり　九 請ふ記念たまへ 汝は土塊をもてするがごとくに我を作りたまへり 然るに復われを塵に歸さんとしたまふや　一〇 汝は我を乳のごとく斟ぎ牛酪のごとくに凝しめたまひしに非ずや　一一 汝は皮と肉とを我に着せ 骨と筋とをもて我を編み　一二 生命と恩惠とをわれに授け我を眷顧てわが魂神を守りたまへり　一三 然はあれど汝これらの事を御心に藏しおきたまへり 我この事の汝の心にあるを知る　一四 我もし罪を犯さば汝われをみとめてわが罪を赦したまはじ　一五 我もし行狀あしからば禍あらん 假令われ義かるとも我頭を擧じ 其は我は衷に羞恥充ち 眼にわが患難を見ればなり　一六 もし頭を擧なば獅子のごとくに汝われを追打ち 我身の上に復なんぢの奇しき能力をあらはしたまはん　一七 汝はしばしば證する者を入かへて我を攻め 我にむかひて汝の震怒を增し 新手に新手を加へて我を攻たまふ　一八 何とて汝われを胎より出したまひしや 然らずば我は氣絕え目に見らるゝこと無く　一九 曾て有ざりし如くならん 即ち我は

イ 伯九・一九 毋前二　ロ 伯一三・二〇— 詩三九・一〇 ハ 上一九・四 伯七 ニ・二五 ホ 毋前一六・七　ヘ 詩一三九・一、二 ト 詩一一九・七三 チ 創二・七、三・一九 リ 詩一三九・一四—一六 ヌ 詩一三九・一 ル 箴三・一一 伯九・一二、一五、一六 ヲ 伯三・一一 カ 箴三八・一・三 哀三 ヨ 伯三・一一

二〇 胎より墓に持ゆかれん　二一 わが日は幾時も无きに非ずや 願くは彼姑らく息て我を離れ我をして少しく安んぜしめんことを　二二 我が往て復返ることなきその先に斯あらしめよ 我は暗き地死の蔭の地に往ん　二三 この地は暗くして晦冥に等しく 死の蔭にして區分なし 彼處にては光明も黑暗のごとし

第一一章

一 是においてナアマ人ゾパル答へて言けるは　二 言語多からば豈答へざるを得んや 口おほき人あに義とせられんや　三 汝の空しき言あに人をして口を閉しめんや 汝嘲けらば人なんぢをして羞しめざらんや　四 汝は言ふ 我教は正し 我は汝の目の前に潔しと　五 願くは神言を出し 汝にむかひて口を開き　六 智慧の秘密をなんぢに示して その知識の相倍するを顯したまはんことを 汝しれ 神はなんぢの罪よりも輕くなんぢを處置したまふなり　七 なんぢ神の深事を窮むるを得んや 全能者を全く窮むることを得んや　八 その高きこと天のごとし 汝なにを爲し得んや 其深きことは陰府のごとし 汝なにを知えんや　九 その量は地よりも長く 海よりも濶し　一〇 彼もし行めぐりて人を執へて召集めたまふ時は 誰か能くこれを阻まんや　一一 彼は僞る人を善く知り たまふ 又惡事は顧みること無して見知たまふなり　一二 虛しき人は悟性なし その生るゝよりして野驢馬の駒のごとし　一三 汝もし彼にむかひて汝の心を定め 汝の手を舒べ　一四 手に罪のあらんにはこれを遠く去れ 惡をなんぢの幕屋に留むる勿れ　一五 然すれば 汝面を擧て 玷なかるべく 堅く 立て懼るゝ事なかるべし　一六 すなはち汝憂愁を忘れん 汝のこれを憶ゆることは流れ去し水のごとくならん　一七 なんぢの生存らふる日は眞晝よりも輝かん 假令暗き事あるとも是は平旦のごとくならん　一八 なんぢは望あるに因て安んじ 汝の周圍を見めぐりて安然に寐るに

タ 伯七・六、一六、八 レ 詩三九・一三 ソ 伯七・二六、一九 ツ 詩八八・一二 ネ 詩二三・四 ナ 伯六・一〇、一〇・七 ラ 哀九・一三 ム 傳三・一一 羅一一・三三 ウ 伯九・一二、一二・ノ 詩七三・二二、九二 ヤ 詩八八・九、一四三 ク 毋前七・三 詩七八 ケ 創四・五、六 伯二二 ・二六 詩一一九・六 ・六 傳三・一八 羅一・二二 ・八 約壺三・二一 ・六 ・四 箴五八・八、 ヤ 詩八八・九、一四三 ・六 マ 詩一〇一・三 コ 詩三七・六、一一二 ・四 箴五八・八、 一〇 エ 利二六・五、六 詩四・八 鐵三・二四 ・二六 詩一一九・六 ・一〇 ・二 拿四・三、八 ヘ 詩一三九・一、二 ト 詩一一九・七三 チ 創二・七、三・一九 リ 詩一三九・一四—一六 ヌ 詩一三九・一 ル 箴三・一一 伯九・一二、一五、 ヲ 詩二五・一八 カ 箴三八・一・三 哀三 ・一〇 ヨ 伯三・一一

一九 いたらん　一九 なんぢは何にも懼れさせらるゝこと無して偃やすまん　必ず衆多の者なんぢを悅こばせんと務むべし　二〇 然ど惡き者は目矇み逃遁處を失なはん　其望は氣の斷ると等しかるべし

一一 ヨブこたへて言ふ　二 なんぢら而已まことに人なり　智慧は汝らとともに死ん　三 我もなんぢらと同じく心あり　我はなんぢらの下に立ず　誰か汝らの言し如き事を知ざらんや　四 我は神に顧はりて聽るゝ者なるに今その友に嘲けらるゝ者となれり　嗚呼正しくかつ完たき人あざけらる　五 安逸なる者は思ふ　輕侮は不幸なる者に附そひ足のよろめく者を俟と　六 掠奪ふ者の天幕は繁榮え神を怒らせ自己の手に神を携ふる者は安泰なり　七 今請ふ　獸に問へ然ば　汝に教へん　天空の鳥に問へ然ばなんぢに語らん　八 地に言へ然ばなんぢに教へん海の魚もまた汝に述べし　九 誰かこの一切の者に依てヱホバの手のこれを作りしなるを知ざらんや　一〇 一切の生物の生氣および一切の人の靈魂ともに彼の手の中にあり　一一 耳は說話を辨へざらんや　その狀あたかも口の食物を味ふがごとし　一二 老たる者の中には智慧あり　壽長者の中には頴悟あり　一三 智慧と權能は神に在り　智謀と頴悟も彼に屬す　一四 視よ彼毀てば再び建ること能はず　彼人を閉こむれば開き出すことを得ず　一五 視よ彼水を止むれば則ち涸れ　水を出せば則ち地を滅ぼす　一六 權能と頴悟は彼に在り　惑はさるゝ者も惑はす者も共に彼に屬す　一七 彼は議士を裸體にして擄へゆき　審判人をして愚なる者とならしめ　一八 王等の權威を解て反て之が腰に繩をかけ　一九 祭司等を裸體にして擄へゆき　權力ある者を滅ぼし　二〇 言爽なる者の言語を取除き　老たる者の了知を奪ひ　二一 侯伯たる者等に恥辱を蒙らせ　強き者の帶を解き　二二 暗中より隱れたる事等を顯し　死の蔭を光明に出し

イ 利二六・一六　申 二詩九一・一五　ニ・三五、七三・一二、チ 伯三四・三
二八・六五　ホ 伯一六・一〇、一七　ヌ 伯三二・七　ワ 王上八・三五、一七
ロ 伯八・一四、一八、一四　ヘ 伯一一・七　ト 民一六・二二　但五　ル 伯一一・一〇　カ 創七・一一—二四　タ 傳後一五・三一、一　ソ 詩一〇七・四〇　但
ハ 伯一三・二　ヘ 伯二一・七　詩三七　レ 伯三二・九　寒三・　ツ 但二・二二　太一〇
ヘ 伯二一・七　ヨ 伯一二・一三　ヨ 獸三　ヨ 伯一二・一三　ヨ 獸三　ヨ 伯一二・一三　ヨ 獸三

われの罪いくばくなるや　我の背反と罪とを我に知しめたまへ　二四 何とて御面を隠し我をもて汝の敵となしたま
ふや　二五 なんぢは吹廻さるゝ木の葉を威し　干あがりたる籾殻を追たまふや　二六 汝は我につきて苦き事等を書し
るし　我をして我が幼稚時の罪を身に負しめ　二七 わが足を足械にはめ　我すべての道を伺ひ　我足の周圍に限界を
つけたまふ　二八 我は腐れたる者のごとくに朽ゆき　蠹に食るゝ衣服に等し

第一四章

一 婦人の産む人はその日少なくして艱難多し　二 その來ること花のごとくにして散り　其聽ること影の
ごとくにして止まらず　三 なんぢ是のごとき者に汝の目を啓きたまふや　汝われを汝の前にひきて
審判したまふや　四 誰か清き物を汚れたる物の中より出し得る者あらん　一人も無し　五 その日既に定まりその月
の數なんぢに由り　汝これが區域を立て越ざらしめたまへ　六 是に目を離して安息を得させ　之をして傭人
のその日を樂しむがごとくならしめたまへ　七 それ木には望あり　假令斫るゝとも復芽を出してその枝絶ず
八 たとひ其根地の中に老い幹土に枯るとも　九 水の潤霑にあへば即ち芽をふき枝を出して若樹に異ならず　一〇 然
ど人は死れば消うす　人氣絶なば安に在んや　一一 水は海に竭き　河は涸てかわく　一二 是のごとく人も寢臥てまた興
ず　天の盡るまで目覺ず　睡眠を醒さゞるなり　一三 願はくは汝われを陰府に藏し　汝の震怒の息むまで我を掩ひ
我ために期を定め而して我を念ひたまへ　一四 人もし死ばまた生んや　我はわが征戰の諸日の間望みをりて　我が
變更の來るを待ん　一五 なんぢ我を呼たまはん而して我こたへん　汝かならず汝の手の作を顧みたまはん　一六 今なん
ぢは我の步履を數へたまふ　我罪を汝うかゞひたまはざらんや　一七 わが愆は凡て囊の中に封じてあり　汝わが罪を

イ 申三二・二〇　詩一一・三三・一〇　哀ト伯八・九　詩九〇・一一・二　チ詩一四・三　ル伯七・一　ヲ伯七・一・六、一九、一〇・二〇　詩三九
四、八八・一四　寒ハ寒四一・三　詩二五・七　リ詩一四三・二　ヲ伯一〇・二〇　ワ伯七・一　カ伯一四・一四
ロ申三二・四二　伯ホ伯三三・一　ヌ創五・三　詩五一・五　約三・六　羅五　ワ伯七・一
一六・九、一九・一　ヘ伯五・七　傳二・二三　ル伯一四・四　寒一・一〇、一　ヲ詩一〇二・二六　寒　二一・一　タ伯一四・七　五六・八、一三九・
一、四・一四　使創　一・一二　弗二・三　五一・六、六五・一　レ伯一三・二二　一一三　箴五・二一
七、六六・二二　徒　ソ伯一〇・六、一四、　ツ申三二・一九　耶三二・一九　何
三・二一　羅八・二〇　一三・一七、三一・　四、三四・二一　詩　一三・一二
一・四　使後三・七、一〇・一、一　默二〇・一一、

縫こめたまふ　一八 それ山も倒れて終に崩れ　巖石も移りてその處を離る　一九 水は石を鑿ち浪は地の塵を押流す
汝は人の望を絶たまふ　二〇 なんぢは彼を永く攻なやましして去ゆかしめ　彼の面容を變らせて逐やりたまふ　二一 その
子尊貴なるも彼はこれを知ず　卑賤なるもまた之を曉らざるなり　二二 只己みづからその肉に痛苦を覺え　己みづか
らその心に哀く而已

第一五章

一 テマン人エリバズ答へて曰く　二 智者あに虛しき知識をもて答へんや　豈東風をその腹に充さんや
三 あに裨なき談益なき詞をもて辨論はんや　四 まことに汝は神を畏るゝ事を棄てその前に禱ることを止む　五 なんぢの罪なんぢの口を敎ふ　汝はみづから擇びて狡猾人の舌を用ふ　六 なんぢの口みづから汝の罪を
定む　我には非ず汝の唇なんぢの惡きを證す　七 汝あに最初に世に生れたる人ならんや　山よりも前に出來し
ならんや　八 神の御謀議を聞しならんや　智慧を獨にて藏めをらんや　九 なんぢが知る所は我らも知ざらんや　汝
が曉るところは我らの心にも在ざらんや　一〇 我らの中には白髮の人および老たる人ありて　汝の父よりも年高し
一一 神の慰藉および夫の柔かき言詞を汝小しとするや　一二 なんぢ何ぞかく心狂ふや　何ぞかく目をしばたゝくや
一三 なんぢ是のごとく神に對ひて氣をいらだて　斯る言詞をなんぢの口よりいだすは如何ぞや　一四 人は如何なる者
ぞ如何してか潔からん　婦の産し者は如何なる者ぞ　如何してか義からん　一五 それ神はその聖者にすら信を置たま
はず　諸の天もその目の前には潔からざるなり　一六 況んや罪を取ること水を飲がごとくする憎むべき穢れたる人を
や　一七 我なんぢに語る所あらん　聽よ　我見たる所を述ん　一八 是すなはち智者等が父祖より受て隱すところ無
く傳へ來し者なり　一九 彼らに而已この地は授けられて外國人は彼等の中に往來せしこと無りき　二〇 惡き人はその

ネ路一九・二二　ラ羅一・三四　哀前　ウ王上八・四六　代下　ム伯三二・六、七　ム伯三二・六、七
ナ詩九〇・二　箴八・二五　二・一　六・三六　伯一四・四　詩一四・三　箴二〇　キ伯四・一八、二五・五　オ伯四・一九　詩一四　ヤ耳三・一七　ク伯八・八　箴一九　ケ伯三四・七　箴一九　コ箴一八、五三・三　二八

二一 生る日の間つねに悶へ苦しむ 二二 強暴人の年は數へて定めおかる 二三 その耳には常に懼怖しき音きこえ平安の時にも
二三 滅ぼす者これに臨む 二四 彼は幽暗を出得るとは信ぜず 二五 目ざされて劍に付さる 二六 彼食物は何處にありやと言つゝ
尋ねありき 二七 黑暗日の備へられて己の側にあるを知る 二八 患難と苦痛とはかれを懼れしめ 二九 戰鬪の準備をなせる王の
ごとくして彼に打勝んと 三〇 彼は手を伸て神に敵し 三一 傲りて全能者に恃り 三二 頸を强くし 三三 厚き楯の面を向て之に馳せ
かゝり 三四 面に肉を滿せ 三五 腰に脂を凝し 三六 荒されたる邑々に住居を設けて人の住べからざる家 三七 石堆となるべき
所に居る 三八 是故に彼は富ず 三九 その貨物は永く保たず 四〇 その所有物は地に蔓延ず 四一 また自己は黑暗を出づるに至
らず 四二 火焰その枝葉を枯さん 四三 而してその身は神の口の氣吹によりて亡ゆかん 四四 彼は虛妄を恃みて自ら欺くべ
からず 四五 其報は虛妄なるべければなり 四六 彼の日の來らざる先に其事成べし 四七 彼の枝は綠ならじ 四八 彼は葡萄の
樹のその熟せざる果を振落すがごとく 四九 橄欖の樹のその花を落すがごとくなるべし 五〇 邪曲なる者の宗族は零落
れ 五一 賄賂の家は火に焚ん 五二 彼等は惡念を孕み虛妄を生み その胎にて詭計を調ふ

第一六章

一 ヨブ答へて曰く 二 斯る事は我おほく聞り 三 虛しき言語あに終極あらんや 四 汝なにに勵されて應答をなすや
汝らの身わが身と處を換なば我は言語を練て汝らを攻め 五 我もまた汝らの如くに言ことを得 六 汝らにむかひて首を搖ことを得
もし汝らを强くし 七 唇の慰藉をもて汝らの憂愁を解ことを得るなり 八 たとひ我言を出すとも我憂愁は解ず
默するとても何ぞ我身の安くなること有んや 九 彼いま已に我を疲らしむ 十 汝わが宗族をことごとく荒せり
んぢ我をして皺らしめたり 十一 是われに向ひて見證をなすなり 十二 又わが瘦おとろへたる狀貌わが面の前に現はれ立て

イ 撒前五・三
ロ 詩五九・一五、一〇九・一〇
ハ 伯一八・一二
ニ 詩一七・一〇
ホ 伯四・九
ヘ 箴五九・四
ト 伯二二・一六
チ 詩七・一四 箴五九 ヌ 詩二二・七、一〇九・四 何一〇・一三 ●二五 哀二・一五
リ 伯一三・四
ル 伯一〇・一六、一七
ヲ 伯一三・二四
ワ 詩二二・一三
カ 哀三・一〇 米五・一
ヨ 詩三五・一五
タ 伯一・一五、一七
レ 伯七・一〇
ソ 伯三〇・一九 詩七・五
ツ 伯二七・九 詩六六 ナ 伯三一・一八、一九 ●一〇 箴四五・九 ム 詩八八・三、四 ウ 箴六・一、一七・一 ラ 傳一二・五 ム 詩八八・三、四 ウ 箴六・一、一七・一
ネ 箴一・九 羅九・二〇
ヰ 伯三・三五 傳六
ノ 詩六・七、三一・九
ク 伯六・二九
ヤ 伯七・六、九・二五
す 詩二四・四

一三 我を攻む 一四 かれ怒てわれを撕裂きかつ窘しめ 一五 我にむかひて齒を嚙鳴し 一六 我敵となり目を銳して我を看る
一七 我にむかひて口を張り 一八 我を賤しめてわが頰を打ち 一九 相集まりて我を攻む 二〇 神われを邪曲なる者に交し
二一 惡き者の手に擲ちたまへり 二二 我は安穩なる身なりしに彼いたく我を打惱まし 二三 頸を執へて我をうちくだき
遂に我を立て鵠となしたまひ 二四 その射手われを繞り圍めり やがて情もなく我腰を射透し わが膽を地に流れ出しめたまふ
二五 彼はわれを打敗りて破壞に破壞を加へ 二六 勇士のごとく我に奔かゝりたまふ 二七 われ麻布をわが肌に縫つけ我角
を塵にて汚せり 二八 我面は泣て赬くなり 二九 我目緣には死の蔭あり 三〇 然れども我手には不義あること無くわが祈禱
は清し 三一 地よ我血を掩ふなかれ 三二 我號呼は休む處を得ざれ 三三 視よ今にても我證となる者天にあり わが
眞實を表明す者高き處にあり 三四 わが朋友は我を嘲けれども我目は神にむかひて淚を注ぐ 三五 願くは彼人のため
に神と論辨し 三六 人の子のためにこれが朋友と論辨せんことを

第一七章

一 わが氣息は已にくさり 二 我日すでに盡なんとし 三 墳墓われを待つ
四 我目は彼らの辨爭ふを常に見ざるを得ず 五 まことに嘲弄者等わが傍に在り
六 誰か他にわが手をうつ者あらんや 七 願くは質を賜ふて汝みづから我の保證となりたまへ
八 汝彼らの心を閉て悟るところ無らしめたまへり 九 必ず彼らをして愈らしめたまはじ
十 朋友を交付して掠奪に遭しむる者は其子等の目潰るべし 十一 彼われを世の民の笑柄とならしめたまふ
十二 我は面に唾せらるべき者となれり 十三 かつまた我目は憂愁によりて昏み 十四 肢體は凡て影のごとし
十五 義しき者は之に驚き 十六 無辜者は邪曲なる者を見て憤ほる 十七 然ながら義しき者はその道を堅く持ち 十八 手の潔淨き
者はますます力を得るなり 十九 請ふ汝ら皆ふたゝび來れ我は汝らの中に一人も智き者あるを見ざるなり 二〇 わが

ル 伯一〇・一六、一七
ヲ 伯一三・二四
ワ 詩二二・一三
カ 哀三・一〇 米五・一
ヨ 詩三五・一五
タ 伯一・一五、一七
レ 伯七・一〇
ソ 伯三〇・一九 詩七・五
ツ 伯二七・九 詩六六 ナ 伯三一・一八、一九 ●一〇 箴四五・九 ム 詩八八・三、四 ウ 箴六・一、一七・一
ネ 箴一・九 羅九・二〇
ヰ 伯三・三五 傳六
ノ 詩六・七、三一・九
ク 伯六・二九
ヤ 伯七・六、九・二五
す 詩二四・四

一二 日は已に過ぎ わが計る所わが心に冀ふ所は已に敗れたり 一三 彼ら夜を晝に變ふ 黑暗の前に光明ちかづく 一三 我
一四 もし俟ところ有ば是わが家たるべき陰府なるのみ 我は黑暗にわが牀を展ぶ 一四 われ朽腐に向ひては汝はわが父な
一五 りと言ひ 蛆に向ひては汝は我母わが姉妹なりと言ふ 一五 然ばわが望はいづくにかある 我望は誰かこれを見る者
一六 あらん 一六 是は下りて陰府の關に到らん 之と齊しく我身は塵の中に臥靜まるべし

第一八章

一 シュヒ人ビルダデこたへて曰く 二 汝等いつまで言語を獵求むることをするや 汝ら先曉るべし
然る後われら論辨はん 三 われら何ぞ獸畜とおもはるべけんや 何ぞ汝らの目に汚穢たる者と見らるべけんや
四 なんぢ怒りて身を裂く者よ 汝のためとて地あに棄られんや 磐あに其處より移されんや 五 惡
き者の光明は滅され 其火の焰は照じ 六 その天幕の内なる光明は暗くなり 其が上の燈火は滅さるべし 七 また
その强き步履は狹まり 其計るところは自分を陷いる 八 すなはち其足に逐れて網に到り また陷阱の上を步むに
九 索その踵に纏り 羂これを執ふ 一〇 索かれを執ふるために地に隱しあり 羂かれを陷しいるゝ爲に路に設けあり
一一 怖ろしき事四方において彼を懼れしめ 其足にしたがひて彼をおふ 一二 その力は饑ゑ 其傍には災禍そなはり
一三 その膚の肢は蝕壞らる 即ち死の初子これが肢を蝕壞るなり 一四 やがて彼はその恃める天幕より曳離されて
懼怖の王の許に驅やられん 一五 彼に屬せざる者かれの天幕に住み 硫磺かれの家の上に降ん 一六 下にてはその根
枯れ 上にてはその枝斫る 一七 彼の跡は地に絕え 彼の名は街衢に傳はらじ 一八 彼は光明の中より黑暗に逐やられ
世の中より驅出されん 一九 彼はその民の中に子も無く孫も有じまた彼の住所には一人も遺る者なからん 二〇 之が

イ 伯一八・一三　ホ 伯二一・一七　詩 チ 伯一五・二一、二〇　ヌ 伯八・一四、一一・四・一
ロ 詩七三・二二　ヘ 伯一三・一四　ト 伯五・一三　詩九・二五　邸六・二五、二〇　詩一一一・一　ヲ 詩三四・一六、一〇　カ 詩三七・一三
ハ 伯一三・一四　ト 伯二一・一〇　詩九・一五、三五・八　二〇・三、四六・五、四九・二九　ル 伯二九・一九　箴五　九・一三　箴二・二
ニ 箴一三・九、二〇・二四・二〇　リ 伯一五・二三　二四　墓二・九　馬　ワ 箴一四・二二　耶　二二・三〇

ヨブ記　一八・二一——一九・二三　九三五

二一 日を見るにおいて後に來る者は駭ろき 先に出し者は怖おそれん 二二 かならず惡き人の住所は是のごとく 神を知
ざる者の所は是のごとくなるべし

第一九章

一 ヨブこたへて曰く 二 なんぢら我心をなやまし 言語をもて我を打くだくこと何時までぞや 三 な
んぢら已に十次も我を辱しめ 我を惡く待ひてなほ愧るところ無し 四 假令われ眞に過ちたらんも
その過は我の身に止れり 五 なんぢら眞に我に向ひて誇り 我身に羞べき行爲ありと證するならば 六 神われを
虐げ その網羅をもて我を包みたまへりと知るべし 七 我虐げらるゝと叫べども答なく 呼はり求むれども審理
なし 八 彼わが路の周圍に垣を結めぐらして逾る能はざらしめ 我が行く途に黑暗を蒙らしめ 九 わが光榮を褫ぎ
我冠冕を首より奪ひ 一〇 四方より我を毀ちて失しめ 我望を樹のごとくに根より拔き 一一 我にむかひて震怒を燃し
我を敵の一人と見たまへり 一二 その軍旅ひとしく進み途を高くして我に攻寄せ わが天幕の周圍に陣を張り
一三 彼わが兄弟等をして遠くわれを離れしめたまへり 我を知る人々は全たく我に疎くなりぬ 一四 わが親戚は往
來を休め わが朋友はわれを忘れ 一五 わが家に寄寓る者およびわが婢等は我を見て外人のごとくす 我かれらの前
にては異國人のごとし 一六 われわが僕を喚どもこたへず 我口をもて彼に請はざるを得ざるなり 一七 わが氣息は
一八 わが妻に厭はれ わが臭氣はわが同胎の子等に嫌はる 一八 童子等さへも我を侮どり 我起あがれば即ち我を嘲ける
一九 わが親しき友われを惡み わが愛したる人々ひるがへりてわが敵となれり 二〇 わが骨はわが皮と肉とに貼り 我
は僅に齒の皮を全うして逃れしのみ 二一 わが友よ汝等われを恤れめ 我を恤れめ 神の手われを擊り 二二 汝らなに
とて神のごとくして我を攻め わが肉に饜ことなきや 二三 望むらくは我言の書留られんことを 望むらくは

ヨ 詩九・三、一〇・二五　ム 創三一・七　利二六　ソ 伯三・二三　詩八八　ネ 伯一三・二四　哀二　ラ 詩三一・一一、三八　ム 詩四一・九、五五・一〇二・五　箴四・八　ノ 詩六九・二六
撒前四・五　撒後一・六　レ 詩三八・一六　ツ 詩八九・四四　ナ 伯三〇・一二　ウ 伯三〇・三〇　詩　半 伯一・一一　詩三八
イ 伯一八・一　多一・一六　八八・八、一八　一一・一四、二〇　一一・一、六九・八、

二四 我言書に記されんことを　二五 望むらくは鐵の筆と鉛とをもて之を永く磐石に鐫つけおかんことを　二六 われ知る
二六 我を贖ふ者は活く　二七 後の日に彼かならず地の上に立ん　二八 わがこの皮この身の朽はてん後　二九 われ肉を離れて神を
二七 見ん　二八 我みづから彼を見たてまつらん　二九 我目かれを見んに識らぬ者のごとくならじ　我が心これを望みて焦る
二八 なんぢら若われら如何にかれを攻んかと言ひ　また事の根われに在りと言ば　二九 劍を懼れよ　忿怒は劍の罰を
きたらす　斯なんぢら遂に審判のあるを知ん

第二〇章

一 ナアマ人ゾバルこたへて曰く　二 これに因てわれ答をなすの思念を起し　心しきりに之がために
急る　三 われを辱しむる警語を我聞ざるを得ず　然しながらわが了知の性われをして答ふることを
得せしむ　四 なんぢ知ずや古昔より地に人の置れしより以來　五 惡き人の勝誇は暫時にして　邪曲なる者の歡樂
は時の間のみ　六 その高天に達しその首雲に及ぶとも　七 終には己の糞のごとくに永く亡絶べし　彼を見識る者は
言ん彼は何處にありやと　八 彼は夢の如く過さりて復見るべからず　夜の幻のごとく追はらはれん　九 彼を見たる
目かさねてかれを見ることあらず　彼の住たる處も再びかれを見ること無らん　一〇 その子等は貧しき者に寛待を
求めん　彼もまたその取し貨財を手づから償さん　一一 その骨には少壯氣勢充り　然れどもその氣勢もまた塵の中に
彼とおなじく臥ん　一二 かれ惡を口に甘しとして舌の底に藏め　一三 愛みて捨ず　之を口の中に含みをる　一四 然ど
その食物腸の中にて變り　腹の内にて蝮の毒とならん　一五 かれ貨財を呑たれども復これを吐いださん　神これを
彼の腹より推いだしたまふべし　一六 かれは蝮の毒を吸ひ　虺の舌に殺されん　一七 かれは蜂蜜と牛酪の涌て流るゝ
河川を視ざらん　一八 その勞苦て獲たる物は之を償して自ら食はず　又その求めたる所有よりは快樂を得じ　一九 是は

イ 詩一七・一五 哥前　ロ 伯一九・二二　ハ 詩五八・一〇、一一　ニ 詩三七・三五、三六　ホ 詩一三・一二　ヘ 詩八三・一〇　ト 詩七三・二〇、九〇　チ 伯七・八、一〇、八・一九　リ 伯二〇・一八　ヌ 伯二〇・二六　ル 詩三六・九　耶一七　ヲ 伯二〇・一〇、一五

二〇 彼貧しき者を虐遇げてこれを棄たればなり　假令家を奪ひとるとも之を改め作ることを得ざらん　二一 かれは
その腹に飽ことを知ざるが故に　自己の深く喜ぶ物をも保つこと能はじ　二二 かれが遺して食はざる物とては一も
無し　是によりてその福祉は永く保たじ　二三 その繁榮の眞盛において彼は艱難に迫られ　乏しき者すべて手をこれ
が上に置ん　二四 かれ腹を充さんとすれば神烈しき震怒をその上に下しその食する時にこれをその上に降したまふ
二四 かれ鐵の器を避れば　銅の弓これを射透す　二五 是において之をその身より拔ば　閃く簇その膽より出きたり
て畏懼これに臨む　二六 各種の黑暗これが寶物をほろぼすために蓄へらる　又人の吹おこせしに非る火かれを焚き
その天幕に遺りをる者をも焚ん　二七 天かれの罪を顯はし　地興りてかれを攻ん　二八 その家の儲蓄は亡て　神の震怒
の日に流れ去ん　二九 是すなはち惡き人が神より受る分　神のこれに定めたまへる數なり

第二一章

一 ヨブこたへて曰く　二 請ふ汝等わが言を謹んで聽き　之をもて汝らの慰藉に代よ　三 先われに容し
て言しめよ　我が言る後なんぢ嘲るも可し　四 わが怨言は世の人の上につきて起れる者ならんや　我
なんぞ氣をいらだつ可らざらんや　五 なんぢら我を視て驚ろき手を口にあてよ　六 われ思ひまはせば畏しくなり
て身體しきりに戰慄く　七 惡き人何とて生ながらへ　老かつ勢力强くなるや　八 その子等はその周圍にありてその
前に堅く立ち　その子孫もその目の前に堅く立べし　九 またその家は平安にして畏懼なく　神の杖その上に臨まじ
一〇 その牡牛は種を與へて過らず　その牡牛は子を產てそこなふ事なし　一一 彼等はその少き者等を外に出すこと
群のごとしその子等は舞をどる　一二 彼等は鼓と琴とをもて歌ひ　笛の音に由て樂み　一三 その日を幸福に暮し　ま
ばたくまに陰府にくだる　一四 然はあれども彼等は神に言らく　我らを離れ賜へ　我らは汝の道をしることを好まず

ワ 傳五・一三、一四　カ 民一一・三三　タ 伯一六・一三　レ 伯一八・一一　ソ 詩二一・九　ツ 伯二七・一三、三一　ナ 士一八・一九　ラ 伯三九・九　ム 詩七三・五　ウ 出二二・二六　キ 伯三六・一一　ノ 伯二二・一七

一五 全能者は何者なれば我らこれに事ふべき　我儕これに祈るとも何の益を得んやと　一六 視よ彼らの福祿は彼らの
一七 力に由にあらざるなり　惡人の希圖は我の與する所にあらず　一七 惡人のその燈火を滅るゝ事幾度ありしか
一八 その滅亡のこれに臨む事　神の怒りて之に艱苦を蒙らせたまふ事幾度有しか　一八 かれら風の前の藁の如く暴風に
一九 吹さらるゝ粃殼の如くなること幾度有しか　一九 神かれの愆を積たくはへてその子孫に報いたまふか之を彼自己の
二〇 身に報い知しむるに如ず　二〇 かれをして自らその滅亡を目に視させ　かつ全能者の震怒を飲しめよ　二一 その月の
二一 數すでに盡るに於ては　何ぞその後の家に關はる所あらん　二二 神は天にある者等をさへ審判たまふなれば　誰か
二三 能これに知識を教へんや　二三 或人は繁榮を極め全く平穩にかつ安康にして死に　二四 その器には乳充ち　その骨の
二四 髓は潤ほへり　二五 また或人は心を苦しめて死し　終に福祉をあぢはふる事なし　二六 是等は俱に齊しく塵に臥して
二六 蛆におほはる　二七 我まことに汝らの思念を知り　汝らが我を攻擊んとするの計略を知る　二八 なんぢらは言ふ
二八 王侯の家は何に在る　惡人の住所は何にあると　二九 汝らは路行く人々に詢ざりしや　彼等の證據を曉らざるや
二九 すなはち滅亡の日に惡人遺され　烈しき怒の日に惡人たづさへ出さる　三〇 誰か能かれに打向ひて彼の行爲を
三〇 指示さんや　誰か能彼の爲たる所を彼に報ゆることを爲ん　三一 彼は舁れて墓に到り　塚の上にて守護ることを爲す
三一 谷の土塊も彼には快し　一切の人その後に從がふ　其前に行る者も數へがたし　三二 既に是の如くなるに汝等
三二 なんぞ徒に我を慰さめんとするや　汝らの答ふる所はたゞ虛僞のみ

第二二章

一 是においてテマン人エリバズこたへて曰く　二 人神を益する事をえんや　智人も唯みづから益す
二 る而已なるぞかし　三 なんぢ義かるとも全能者に何の歡喜かあらん　なんぢ行爲を全たふするとも彼

イ 出五・二　伯三四・九　ハ 伯二二・一八　詩一　ホ 路一二・四六　・五　何一三・三　・一七　耶二五・一五　リ 箴四〇・一三、四五　ヌ 伯二〇・二一　傳九　ヲ 歌一六・四　伽後上
ロ 伯三五・三　馬三・　ニ 伯一八・六　ヘ 詩一・四、三五・五　ト 出二〇・五　・二　ヌ 伯二〇・七　ワ 加二・一
一四　・一〇　箴一・一〇　ホ 詩一四・一〇、一九　チ 詩七五・八　箴五一　・一五　默一四・一〇、一九　・九　羅一・三四　耶前二・一六　ル 伯二〇・七

四 に何の利益かあらん　四 彼汝の畏懼の故によりて汝を責め　汝を鞫きたまはんや　五 なんぢの惡大なるにあらずや
五 汝の罪はきはまり無し　六 即はち汝は故なくその兄弟の物を抑へて質となし　裸なる者の衣服を剝て取り　七 渴く
六 者に水を與へて飲しめず　饑る者に食物を施こさず　八 力ある者土地を得　貴き者その中に住む　九 なんぢは寡婦に
七 手を空しうして去しむ　孤子の腕は折る　一〇 是をもて網羅なんぢを環り　畏懼にはかに汝を擾す　一一 なんぢ黑暗を
八 見ずや　洪水のなんぢを覆ふを見ずや　一二 神は天の高に在すならずや　星辰の巔あゝ如何に高きぞや　一三 是に
九 よりて汝は言ふ　神なにをか知しめさん　豈よく黑雲の中より審判するを得たまはんや　一四 濃雲かれを蔽へば彼は
一〇 見たまふ所なし　惟天の穹蒼を步みたまふ　一五 なんぢ古昔の世の道を行なはんとするや　是あしき人の踐たりし者
一一 ならずや　一六 彼等は時いまだ至らざるに打絕れ　その根基は大水に押流されたり　一七 彼ら神に言けらく我儕を離れ
一二 たまへ　全能者われらのために何を爲ことを得んと　一八 しかるに彼は却つて佳物を彼らの家に盈したまへり　但し
一三 惡人の計畫は我の與する所にあらず　一九 義しき者は之を見て喜び　無辜者は彼らを笑ふ　二〇 曰く我らの仇は誠に
一四 滅ぼされ　其盈餘れる物は火にて焚つくさる　二一 請ふ汝神と和らぎて平安を得よ　然らば福祿なんぢに來らん
一五 請ふかれの口より敎誨を受け　その言語をなんぢの心に藏めよ　二二 なんぢもし全能者に歸向り且なんぢの家よ
一六 り惡を除き去ば　汝の身再び興されん　二三 なんぢの寶を土の上に置き　オフルの黃金を谿河の石の中に置け　二四 然
一七 れば全能者なんぢの寶となり　汝のために白銀となりたまふべし　二五 而してなんぢは又全能者を喜び　且神にむか
一八 ひて面をあげん　二六 なんぢ彼に祈らば彼なんぢに聽たまはん　而して汝その誓願をつくのひ果さん　二七 なんぢ

カ 伯三五・七　詩一六　ヨ 出二二・二六、二七　五八・七　結一八・一九・六　ウ 詩四・六　ヤ 伯八・五、六、一一・コ 詩五〇・一四、一五
・二一　路一七・一〇　申一四・一〇—一三　七、一六　太二五・ツ 詩六九・一、二、　牛 伯二一・一六　箴五八・九
伯二四・三、九　結　四二　レ 伯三一・二一　箴　二四・四　哀三・五四　ノ 詩五八・一〇、一〇　ケ 伯二七・一〇　箴
一八・一二　タ 伯三一・一七　申　一〇・二　結二二・七　ネ 詩一〇・一一、五九　五五・二三、一〇二　七・四二　マ 代下一・一五　箴
一五・七—一一　箴　ソ 伯一八・八—一〇、　・七、七三・一一、　・二四　傳七・一七　オ 箴二七・五　五八・一四
九四・七　ム 伯二一・一四　ク 詩一一九・一一　ラ 伯一五・三二　詩　ヲ 伯一一・一五

事を爲んと定めなばその事なんぢに戎ん　汝の道には光照ん　二九 其卑く降る時は汝いふ昇る哉と　彼は謙遜者を
拯ひたまふべし　三〇 かれは罪なきに非ざる者をも拯ひたまはん　汝の手の潔淨によりて斯る者も拯はるべし

第二三章

一 ヨブこたへて曰く　二 我は今日にても尙つぶやきて服せず　わが禍災はわが嘆息よりも重し
三 ねがはくは神をたづねて何處にか遇まつるを知り　其御座に參いたらんことを　四 我この愁訴を
その御前に陳べ　口を極めて辯論はん　五 我その我に答へたまふ言を知り　また其われに言たまふ所を了らん
六 かれ大なる能をもて我と爭ひたまはんや　然らじ反つて我を眷みたまふべし　七 彼處にては正義人かれと辨爭ふ
ことを得　斯せば我を鞫く者の手を永く免かるべし　八 しかるに我東に往くも彼いまさず　西に往くも亦見たてま
つらず　九 北に工作きたまへども遇まつらず　南に隱れ居たまへば望むべからず　一〇 わが平生の道は彼知たまふ
彼われを試みたまはゞ我は金のごとくして出きたらん　一一 わが足は彼の步履に堅く隨がへり　我はかれの道を守り
て離れざりき　一二 我はかれの唇の命令に違はず　我が法よりも彼の口の言語を重ぜり　一三 かれは一に居る者にまし
ます　誰か能かれをして意を變しめん　彼はその心に欲する所をかならず爲たまふ　一四 然ば我に向ひて定めし事を
必らず成就たまはん　是のごとき事を多く彼は爲たまふなり　一五 是故に我かれの前に慄ふ　我考ふれば彼を懼る
一六 神わが心を弱くならしめ　全能者われをして懼れしめたまふ　一七 かく我は暗の來らぬ先わが面を黑暗の覆ふ
前に打絕れざりき

第二四章

一 なにゆゑに全能者時期を定めおきたまはざるや　何故に彼を知る者その日を見ざるや　二 人ありて
地界を侵し　群畜を奪ひて牧ひ　三 孤子の驢馬を驅去り　寡婦の牛を取て質となし　四 貧しき者を

イ 箴二九・二三　雅四・六　彼能五・五　ロ 伯一三・三、一六、　ハ 申二七・四、八、五七・二六　ニ 伯九・一一　ホ 詩一三九・一—三　ヘ 詩一七・三、六六・一　ト 詩四四・二八、三三・四　チ 約四・三二、三四　リ 伯九・二二、一三、一二・一四　ル 箴前三・三、一九　ヌ 詩一一五・三　ヲ 詩二二・一四　ワ 申一九・一四、二七　カ 申二四・六、一〇、一・一七　箴二二・一、二八、二三・一〇　何五・一〇　タ 哀四・五　レ 詩一〇・八　ソ 詩一〇・一一　ツ 箴七・九　ネ 箴一〇・七　ナ 詩一一・四　箴一五・三

路より推退け　世の受難者をして盡く身を匿さしむ　五 視よ彼らは荒野にをる野驢馬のごとく　出て業を爲て食を
求め　野原よりその子等のために食物を得　六 圃にて惡き者の麥を刈り　またその葡萄の遺餘を摘む　七 かれらは
衣服なく裸にして夜を明し　覆ふて寒氣を禦ぐべき物なし　八 山の暴雨に濡れ　庇はるゝところ無して岩を抱く
九 孤子を母の懷より奪ふ者あり　貧しき者の身につける物を取て質となす者あり　一〇 貧き者衣服なく裸にて步き
飢つゝ麥束を擔ふ　一一 人の垣の內にて油を搾め　また渴きつゝ酒醡を踐む　一二 邑の中より人々の呻吟たちのぼり
傷けられたる者の叫喚おこる　然れども神はその怪事を省みたまはず　一三 また光明に背く者あり　光の道を知
ず　光の路に止らず　一四 人を殺す者昧爽に興いで　受難者や貧しき者を殺し　夜は盜賊のごとくす　一五 姦淫する者は
我を見る目はなからんと言て　その目に昏暮をうかゞひ待ち　而してその面に覆ふ物を當つ　一六 また夜分家を穿つ
者あり　彼等は晝は閉こもり居て光明を知らず　一七 彼らには晨は死の蔭のごとし　是死の蔭の怖ろしきを知ばなり
一八 彼は水の面に疾ながるゝ物の如し　その產業は世の中に詛はる　その身重ねて葡萄園の路に向はず　一九 亢旱
および炎熱は雪水を直に乾涸す　陰府が罪を犯せし者におけるも亦かくのごとし　二〇 これを宿せし腹これを忘れ
蛆これを好みて食ふ　彼は最早世におぼえらるゝこと無く　その惡は樹の折るがごとくに折る　二一 是すなはち孕ま
ず產ざりし婦人をなやまし　寡婦を憐れまざる者なり　二二 神はその權能をもて强き人々を保存へさせたまふ　彼ら
は生命あらじと思ふ時にも復興る　二三 神かれらに安泰を賜へば彼らは安らかなり而してその目をもて彼らの道を
見そなはしたまふ　二四 かれらは旺盛になり暫時が間に無なり卑くなりて一切の人のごとくに沒し麥の穗のごとく
に斷る　二五 すでに是のごとくなれば誰か我の謬まれるを示してわが言語を空しくすることを得ん

第二五章

一 時にシユヒ人ビルダデこたへて曰く　二 神は大權を握りたまふ者畏るべき者にましまし高き處に
平和を施したまふ　三 その軍旅數ふることを得んや　其光明なに物をか照さゞらん　四 然ば誰か神の
前に正義かるべき　婦女の產し者いかでか清かるべき　五 視よ月も輝かず星もその目には清明ならず　六 いはんや
蛆のごとき人　蟲のごとき人の子をや

第二六章

一 ヨブこたへて曰く　二 なんぢ能力なき者を如何に助けしや　氣力なきものを如何に救ひしや　三 智
慧なき者を如何に誨へしや　顯悟の道を如何に多く示ししや　四 なんぢ誰にむかひて言語を出ししや
なんぢより出しは誰が靈なるや　五 陰靈水またその中に居る者の下に慄ふ　六 かれの御前には陰府も顯露な
り　滅亡の坑も蔽ひ匿す所なし　七 彼は北の天を虛空に張り　地を物なき所に懸けたまふ　八 水を濃雲の中に包み
たまふてその下の雲裂ず　九 御寶座の面を隱して雲をその上に展べ　一〇 水の面に界を設けて　光と暗とに限を立
たまふ　一一 かれ叱吒たまへば天の柱震ひかつ怖る　一二 その權能をもて海を靜め　その智慧をもてラハブを擊碎き
一三 その氣嘘をもて天を輝かせ　其手をもて逃る蛇を衝とほしたまふ　一四 視よ是等はたゞその御工作の端なるのみ
我らが聞とるの者は如何にも微細なる耳語ならずや　然どその權能の雷轟に至りては誰かこれを曉らんや

第二七章

一 ヨブまた語を繼ぎていはく　二 われに義しき審判を施こしたまはざる神　わが心魂をなやまし給ふ
全能者此神は活く　三 (わが生命なほ全くわれの衷にあり　神の氣息なほわが鼻にあり)　四 わが口
は惡を言ず　わが舌は謊言を語らじ　五 我決めて汝等を是とせじ　我は死るまで我が罪なきを言ことを息じ　六 われ
堅くわが正義を持ちて之を棄じ　我は今まで一日も心に責られし事なし　七 我に敵する者は惡き者と成り　我を攻

イ 伯四・一七、一五・ロ 詩二二・六　ハ 詩一三九・八・一一　ニ 伯九・八　詩二四・一三　ホ 箴三〇・四　ヘ 伯三八・八　詩三三　ト 出一四・二一　詩七四・一三　チ 詩三三・六　リ 箴二七・一　ヌ 伯三四・五　ル 伯二・九、一三・一五　ヲ 伯二・三　ワ 徒二四・一六

る者は義からざる者と成るべし　八 邪曲なる者もし神に絕れその魂神を脫とらるゝに於ては何の望かあらん
九 かれ艱難に罹る時に神その呼號を聽いれたまはんや　一〇 かれ全能者を喜こばんや　常に神を顧んや　一一 われ神の
御手を汝等に敎へん　全能者の道を汝等に隱さじ　一二 視よ汝等もみな自らこれを觀たり　然るに何ぞ斯愚蒙をきは
むるや　一三 惡き人の神に得る分　强暴の人の全能者より受る業は是なり　一四 その子等蕃れば劍に殺さる　その
子孫は食物に飽ず　一五 その遺れる者は疫病に斃れて埋められ　その妻等は哀哭をなさず　一六 かれ銀を積こと塵の
ごとく　衣服を備ふること土のごとくなるとも　一七 その備ふる者は義き人これを着ん　またその銀は無辜者これを
分ち取ん　一八 その建る家は蟲の巢のごとく　また番人の造る茅屋のごとし　一九 かれは富る身にて寢臥し重ねて興る
こと無し　また目を開けば即ちその身きえ亡す　二〇 懼ろしき事大水のごとく彼に追及き　夜の暴風かれを奪ひ
去る　二一 東風かれを颺げて去り　彼をその處より吹はらふ　二二 神かれを射て恤まず　彼その手より逃れんともがく
二三 人かれに對ひて手を鳴し　嘲りわらひてその處をいでゆかしむ

第二八章

一 白銀は掘いだす坑あり　煉るところの黃金は出處あり　二 鐵は土より取り　銅は石より鎔して
獲るなり　三 人すなはち黑暗を破り　極より極まで尋ね窮めて　黑暗および死蔭の石を求む　四 その
穴を穿つこと深くして上に住む人と遠く相離れその上を步む者まつたく之を覺えず　是のごとく身を縋下げ　遙に
人と隔りて空に懸る　五 地その上は食物を出し　其下は火に覆へさるゝがごとく覆へる　六 その石の中には碧の
玉のある處あり　黃金の沙またその內にあり　七 その逕は鷙鳥もこれを知ず　鷹の目もこれを看ず　八 鷙き獸も未
だこれを踐ず　猛き獅子も未だこれを通らず　九 人堅き磐に手を加へまた山を根より倒し　一〇 岩に河を堀り各種の

カ 太一六・二六　ヨ 伯三五・一二　タ 伯二二・二六、二七　レ 伯二一・二九　ソ 申二八・四〇　ネ 箴二八・八　ツ 詩七八・六四　ナ 箴一・八　ラ 伯一八・一一　ム 詩一八・四一、一〇九　ウ 詩一・二八、二八・九　箴一・二五　ヰ 詩一四・一二　結八　ノ 伯二二・二六、二七　オ 詩一・一〇　何九・一三　ク 箴三・四　箴一・二八　米三・四　箴四・三　ヤ 詩七八・六四　マ 箴二八・八　傳二・一三　ケ 詩二四・一三　ハ 伯九・八　詩二四・一〇四・二　コ 伯三八・八　詩三三　ト 出一四・二一　詩七四・一三　サ 箴三・六　シ 箴二七・一　ス 箴三〇・四　セ 伯三八・八　詩三三　ソ 申二八・四　箴九　ネ 箴二八・八　傳二・一三　ヲ 伯二・三　ヤ 詩一四・一二　ユ 詩一三・一　箴四　ヨ 伯三五・一二　詩　ル 詩一八・四一、一〇九　レ 詩一・二八、二八・九　箴一・二五　ロ 詩一四・一二　結八　ワ 詩一・一〇　何九・一三　カ

貴き物を目に見とめ　一一 水路を塞ぎて漏ざらしめ　隠れたる寶物を光明に取いだすなり　一二 然ながら智慧は
何處よりか覓め得ん　明哲の在る所は何處ぞや　一三 人その價を知ず人のすめる地に獲べからず　一四 淵は言ふ我の
内に在ずと　海は言ふ我と偕ならずと　一五 精金も之に換るに足ず　銀も秤りてその價となすを得ず　一六 オフルの金
にてもその價を量るべからず　貴き青玉も碧玉もまた然り　一七 黄金も玻璃もこれに並ぶ能はず　精金の器皿もこれ
に換るに足ず　一八 珊瑚も水晶も論にたらず　智慧を得るは眞珠を得るに勝る　一九 エテオピアより出る黄玉もこれ
に並ぶあたはず　純金をもてするともその價を量るべからず　二〇 然ば智慧は何處より來るや　明哲の在る所は何處
ぞや　二一 是は一切の生物の目に隠れ　天空の鳥にも見えず　二二 滅亡も死も言ふ　我儕はその風聲を耳に聞し而已
二三 神その道を曉りたまふ　彼その所を知りたまふ　二四 そは彼は地の極までも觀そなはし　天が下を看きは
めたまへばなり　二五 風にその重量を與へ　水を度りてその量を定めたまひし時　二六 雨のために法を立て雷霆の光の
ために途を設けたまひし時　二七 智慧を見て之を顯はし　之を立て試みたまへり　二八 また人に言たまはく　視よ主を
畏るゝは是智慧なり　惡を離るゝは明哲なり

第二九章

一 ヨブまた語をつぎて曰く　二 嗚呼過にし年月のごとくならまほし　神の我を護りたまへる日の
ごとくならまほし　三 かの時には彼の燈火わが首の上に耀やき　彼の光明によりて我黑暗を歩めり
四 わが壯なりし日のごとくならまほし　彼時には神の恩惠わが幕屋の上にありき　五 かの時には全能者なほ我と
ともに在し　わが子女われの周圍にありき　六 乳ながれて　わが足跡を洗ひ　我が傍なる磐油を灌ぎいだせり
七 かの時には我いでて邑の門に上りゆき　わが座を街衢に設けたり　八 少き者は我を見て隱れ　老たる者は起あが

イ 伯二八・二〇　傳七　ハ 伯二八・二二　羅　八・一〇、一一、一九、一六・一六　ホ 伯二八・一二　ヘ 伯二八・一四　ト 箴一五・三三　チ 詩一三五・七　リ 伯三八・二五　ヌ 申四・六　詩一一一・一〇　ル 伯七・三　ヲ 伯一八・六　ワ 創四九・一一　申三　カ 詩八一・一六　ヨ 伯二一・五　タ 詩一三七・六　レ 詩七二・一二　箴二　ソ 申二四・一三　詩一三・九　塞五九・　ツ 民一〇・三二　一・一三、二四・一一　詩一一七・六一・一〇　弗　ネ 箴二九・七　六・一四　箴前五・八　ナ 詩五八・六　箴三〇・一四　ラ 詩三〇・六　ム 伯一八・一六　ウ 詩一・三　邪一七・八　ヰ 創四九・二四　ノ 亞一〇・一

りて立ち　九 牧伯たる者も言談ずしてその口に手を當て　一〇 貴き者も聲ををさめてその舌を上齶に貼たりき　一一 我
事を耳に聞る者は我を幸福なりと呼び　我を目に見たる者はわがために證據をなしぬ　一二 是は我助力を求むる貧し
き者を拯ひ　孤子および助くる人なき者を拯ひたればなり　一三 亡びんとせし者われを祝せり　我また寡婦の心をし
て喜び歌はしめたり　一四 われ正義を衣また正義の衣る所となれり　我が公義は袍のごとく冠冕のごとし　一五 われは
盲者の目となり　跛者の足となり　一六 貧き者の父となり　知ざる者の訴訟の由を究め　一七 惡き者の牙を折りその齒
の間より獲物を取いだせり　一八 我すなはち言けらく　我はわが巣に死ん　我が日は砂のごとく多からん　一九 わが根
は水の邊に蔓り　露わが枝に終夜おかん　二〇 わが榮光はわが身に新なるべく　わが弓はわが手に何時も强からんと
二一 人々われに聽き　默して我が教を俟ち　二二 わが言し後は彼等言を出さず　我說ところは彼等に甘露のごとく
二三 かれらは我を望み待つこと雨のごとく　口を開きて仰ぐこと春の雨のごとくなりき　二四 われ彼等にむかひて笑
ふとも彼等は敢て眞實とおもはず　我面の光を彼等は除くことをせざりき　二五 われは彼等のために道を擇び　その
首として座を占め　軍中の王のごとくして居り　また哀哭者を慰さむる人のごとくなりき

第三〇章

一 然るに今は我よりも年少き者等われを笑ふ　彼等の父は我が賤しめて群の犬と並べ置くことをも
せざりし者なり　二 またかれらの手の力もわれに何の用をかなさん　彼らは其氣力すでに衰へたる
者なり　三 かれらは缺乏と饑とによりて瘦おとろへ　荒かつ廢れたる暗き野にて乾ける地を咬む　四 すなはち灌木
の中にて藜を摘み　苔の根を食物となす　五 かれらは人の中より逐いださる　盜賊を追ふがごとくに人かれらを
追て呼はる　六 彼等は懼ろしき谷に住み　土坑および磐穴に居り　七 灌木の中に嘶なき　荊棘の下に偃す　八 彼らは

ヨ 伯二一・五　タ 詩一三七・六　レ 詩七二・一二　箴二　ソ 申二四・一三　詩一三・九　塞五九・　ツ 民一〇・三二　一・一三、二四・一一　詩一一七・六一・一〇　弗　ネ 箴二九・七　六・一四　箴前五・八　ナ 詩五八・六　箴三〇・一四　ラ 詩三〇・六　ム 伯一八・一六　ウ 詩一・三　邪一七・八　ヰ 創四九・二四　ノ 亞一〇・一

愚蠢なる者の子卑むべき者の子にして國より擊いださる　九　しかるに今は我かれらの歌謠に成り彼らの嘲弄
となれり　一〇　かれら我を厭ふて遠く我を離れまたわが面に唾することを辭まず　一一　神わが綱を解て我をなやまし
たまへば彼等もわが前にその轡を縱せり　一二　この輩わが右に起あがりわが足を推のけ我にむかひて滅亡の路を
築く　一三　彼らは自ら便なき者なれども尙わが逕を毀ちわが滅亡を促す　一四　かれらは石垣の大なる崩口より入がご
とくに進み來り破壞の中にてわが上に乘かゝり　一五　懼ろしき事わが身に臨み風のごとくに我が尊榮を吹はらふ
わが福祿は雲のごとくに消失す　一六　今はわが心われの衷に鎔て流れ患難の日かたく我を執ふ　一七　夜にいれば
我骨刺れて身を離る　一八　わが身を噬む者つひに休むこと無し　一八　わが疾病の大なる能によりてわが衣服は醜き樣に
變り　一九　裏衣の襟のごとくに我身に固く附く　一九　神われを泥の中に投こみたまひて我は塵灰に等しくなれり　二〇　われ
汝にむかひて呼はるに汝答へたまはず　我立るに汝只われをながめ居たまふ　二一　なんぢは我にむかひて無情
なりたまひ御手の能力をもて我を攻擊たまふ　二二　なんぢ我を擧げ風の上に乘て負去しめ大風の音とともに消亡
しめたまふ　二三　われ知る汝はわれを死に歸らしめ一切の生物の終に集る家に歸らしめたまはん　二四　かれは
必らず荒垤にむかひて手を舒たまふこと有じ假令人滅亡に陷るとも是等の事のために號呼ぶことをせん　二五　苦み
て日を送る者のために我哭ざりしや貧しき者のために我心うれへざりしや　二六　われ吉事を望みしに凶事きたり
光明を待しに黑暗きたれり　二七　わが腸沸かへりて安からず患難の日われに追及ぬ　二八　われは日の光を蒙らずし
て哀しみつゝ歩き公會の中に立て助を呼もとむ　二九　われは山犬の兄弟となり駝鳥の友となれり　三〇　わが皮は
黑くなりて剝落ちわが骨は熱によりて焚け　三一　わが琴は哀の音となりわが笛は哭の聲となれり

イ 伯一七・六　詩三五　ロ 民一二・一四　申二・三〇　ハ 伯一二・一八　ホ 詩四二・四　ヘ 哀九・二七　ト 詩三五・一三、一四　チ 耶八・一五　リ 詩三八・六、四二・一　ヌ 詩一〇二・六　米一　ル 詩一一九・八三　哀四・八、五・一〇　ヲ 詩一〇二・三
哀三・一四・六三　太二六・六七、二七　ニ 伯一九・一二　ホ 詩四二・一一　ヘ 哀九・二七　ト 詩三五・一三、一四　リ 詩三八・六、四二・一　ヌ 詩一〇二・六　米一　ル 詩一一九・八三　哀四・八、五・一〇　ヲ 詩一〇二・三

ワ 太五・二八　カ 伯二〇・二九、二七・一三　ヨ 代下一六・九　伯三四・二一、一五・三　ミ 箴五・夕　民一五・三九　一一・九　詩六・九　レ 利二六・一六　太二八・三〇、三八　ツ 創三八・二四　利二〇　ネ 詩四四・二一　ナ 伯三四・一九　箴　ラ 申二四・一三　一四・二二、二二・　ム 伯二二・九　二 馬二・一〇
太五・二九　申　ソ 詩後一二・一一　耶八・一五　・一〇　申二二・二二　伯三一・二八　一四・二二、二二・　ム 伯二二・九　二 馬二・一〇
ヨ 代下一六・九　伯三四・二一、一五・三　箴五・夕　民一五・三九　一一・九　詩六・九　レ 利二六・一六　太二八・三〇、三八　ツ 創三八・二四　利二〇　ネ 詩四四・二一　ナ 伯三四・一九　箴　ラ 申二四・一三　一四・二二、二二・　ム 伯二二・九　二 馬二・一〇
太五・二八　カ 伯二〇・二九、二七・一三　ヨ 代下一六・九　伯三四・二一、一五・三　箴五・夕　民一五・三九　一一・九　詩六・九　レ 利二六・一六　太二八・三〇、三八　ツ 創三八・二四　利二〇　ネ 詩四四・二一　ナ 伯三四・一九　箴　ラ 申二四・一三　一四・二二、二二・　ム 伯二二・九　二 馬二・一〇

第三一章

一　我わが目と約を立たり　何ぞ小艾を慕はんや　二　然せば上より神の降し給ふ分は如何なるべきぞ
高處より全能者の與へ給ふ業は如何なるべきぞ　三　惡き人には滅亡きたらざらんや善らぬ事を爲す
者には常ならぬ災禍あらざらんや　四　彼わが道を見そなはしわが步履をことごとく數へたまはざらんや
五　我虛誕とつれだちて步みし事ありやわが足詐僞に奔從がひし事ありや　六　請ふ公平き權衡をもて我を稱れ然
ば神われの正しきを知たまはん　七　わが步履もし道を離れわが心もしわが目に隨がひて步みわが手にもし汚の
つきてあらば　八　我が播たるを人食ふも善しわが產物を根より拔るゝも善し　九　われもし婦人のために心ま
よへる事あるか又は我もしわが隣の門にありて伺ひし事あらば　一〇　わが妻ほかの人のために臼磨きほかの人々
かれの上に寢るも善し　一一　其は是は重き罪にして裁判人に罰せらるべき惡事なればなり　一二　是はすなはち滅亡に
までも燬いたる火にしてわが一切の產をことごとく絕さん　一三　わが僕あるひは婢の我と辨爭ひし時に我もし之が
權理を輕んぜし事あらば　一四　神の起あがりたまふ時には如何せんや神の臨みたまふ時には何と答へまつらんや
一五　われを胎內に造りし者また彼をも造りたまひしならずや　われらを腹の內に形造りたまひし者は唯一の者なら
ずや　一六　我もし貧き者にその願ふところを獲しめず寡婦をしてその目おとろへしめし事あるか　一七　またはわ
獨みづから食物を啖ひて孤子にこれを啖はしめざりしこと有るか　一八　（却つて彼らは我が若き時より我に育てら
れしこと父におけるが如し　我は胎內を出てより以來寡を導びくことをせり）　一九　われ衣服なくして死んとする
者あるひは身を覆ふ物なくして居る人を見し時に　二〇　その腰もし我を祝せずまた彼もしわが羊の毛にて溫まら
ざりし事あるか　二一　われを助くる者の門にをるを見て我みなしごに向ひて手を上し事あるか　二二　然ありしならば

二三 肩骨よりしてわが肩おち 骨とはなれてわが腕折よ 二四 我もし金をわが望となし 精金にむかひて汝わが所頼なりと言しこと有か 二五 我もしわが富の大なるなし 二六 わが手に物を多く獲たるとを喜びしこととあるか 二六 われ日の輝くを見 または月の輝わたりて歩むを見し時 二七 心竊にまよひて手を口に接しことあるか 二八 是もまた裁判人に罪せらるべき惡事なり 我もし斯なせし事あらば上なる神に背しなり 二九 我もし我を惡む者の滅亡るを喜び 又は其災禍に罹るによりて自ら誇りし事あるか 三〇 (我は之が生命を呪ひ索めて我口に罪を犯さしめし如き事あらず) 三一 わが天幕の人は言ずや彼の肉に飽ざる者いづこにか在んと 三二 旅人は外に宿らず わが門を我は街衢にむけて啓けり 三三 我もしアダムのごとくわが罪を蔽ひ わが惡事を胸に隱せしことあるか 三四 すなはち大衆を懼れ 宗族の輕蔑に怖ぢて口を閉ぢ門を出ざりしごとき事あるか 三五 嗚呼われの言ところを聽わくる者あらまほし (我が花押こゝに在り 願くは全能者われに答へたまへ) 我を訴ふる者みづから訴訟狀を書け 三六 われ必らず之を肩に負ひ 冠冕のごとくこれを首に結ばん 三七 我わが步履の數を彼に述ん 君王たる者のごとくして彼に近づかん 三八 わが田圃號呼りて我を攻め その阡陌ことごとく泣さけぶあるか 三九 若われ金を出さずしてその產物を食ひ またはその所有主をして生命を失はしめし事あらば 四〇 小麥の代に蒺藜生いで 大麥のかはりに雜草おひ出るとも善し ヨブの詞をはりぬ

第三二章

一 ヨブみづから見て己を正義とするに因て此三人の者之に答ふることを止む 二 時にラムの族ブジ人バラケルの子エリフ怒を發せり ヨブ神よりも己を正しとするに因て 彼ヨブにむかひて怒を發せり 三 またヨブの三人の友答ふるに詞なくして猶ヨブを罪ありとせしによりて彼らにむかひても怒を發せり

イ 申四・一九、一一・一八、一七・五　ロ 詩六二・一一　ハ 箴一七・五　ニ 申二・一五　ホ 伯三一・二〇　ヘ 箴一七・五　ト 太五・四四　チ 創一九・二、三　リ 創三・八、一二　ヌ 出二三・二　ル 伯三三・六　ヲ 伯一三・二二　カ 王上二二・一九　ヨ 創三・一八

四 エリフはヨブに言ふことをひかへて俟をりぬ 是は自己よりも彼等年老たればなり 五 玆にエリフこの三人の口に答ふる詞の有ざるを見て怒を發せり 六 ブジ人バラケルの子エリフすなはち答へて曰く 我は年少く汝等は年老たり 是をもて我はゞかりて我意見をなんぢらに陳ることを敢てせざりき 七 我意へらく日を重ねたる者宜しく言を出すべし 年を積たる者宜しく智慧を敎ふべしと 八 但し人の衷には靈あり 全能者の氣息人に聰明を與ふ 九 大なる人すべて智慧あるに非ず 老たる者すべて道理に明白なるに非ず 一〇 然ば我言ふ 我に聽け 我もわが意見を陳ん 一一 視よ我は汝らの言語を俟ち なんぢらの辨論を聽き なんぢらが言ふべき言語を尋ね盡すを待り 一二 われ細になんぢらに聽しが汝らの中にヨブを駁折る者一人も無く また彼の言語に答ふる者も無し 一三 おそらくは汝等いはん 我ら智慧を見得たり 彼に勝つ者は唯神のみ 人は能はずと 一四 彼はその言語を我に向て發さざりき 我はまた汝らの言ふ所をもて彼に答へじ 一五 かれらは愕ろきて復答ふる所なく 言語かれらの衷に浮ばず 一六 彼等ものいはず立とゞまりて重ねて答へざればとて 我あに俟をるべけんや 一七 我も自らわが分を答へ わが意見を吐露さん 一八 われには言滿ち わが衷の心しきりに迫る 一九 わが腹は口を啓かざる酒のごとし 新しき皮囊のごとく今にも裂んとす 二〇 われ說いだして胸を安んぜんとす われ口を啓きて答へん 二一 かならず我は人に偏らず 人に諂はじ 二二 我は諂らふことを知ず もし諂らはゞ我の造化主たゞちに我を絕たまふべし

第三三章

一 然ばヨブよ請ふ我が言ふ事を聽け わが一切の言詞に耳を傾むけよ 二 視よ我口を啓き 舌を口の中に動かす 三 わが言ふ所は正義き心より出づ わが唇あきらかにその知識を陳ん 四 神の靈われを造り 全能者の氣息われを活しむ 五 汝もし能せば我に答へよ わが前に言をいひつらねて立て 六 われも汝と

タ 伯三三・九　レ 創二二・二二　ソ 伯一五・一〇　ツ 王上三・一二、四・二　九 伯三五・一一、三八・三六　二六 但一・一七、太一一・ナ 耶九・二三　二五 發一・五　ラ 利一九・一五　中一・一七、一六・一九　二九 箴一七・一五　ム 創二・七　ウ 伯九・三四、三五、三二・一〇、二二、三一・三五　ワ 雅五・四　カ 王上二一・一九　ヨ 創三・一八

七 おなじく神の者なり　我もまた土より取てつくられしなり　七 わが威厳はなんぢを懼れしめず　わが勢はなんぢを
八 壓せず　八 汝わが聽くところにて言談り　我なんぢの言語の聲を聞けり云く　九 われは潔淨くして愆なし　我
九 は辜なく惡き事わが身にあらず　一〇 視よ彼われを攻る釁隙を尋ね　われをおのれの敵と算へ　一一 わが脚を枷に夾め
一〇 わが一切の擧動に目を着たまふと　一一 視よ我なんぢに答へん　なんぢ此事において正義からず　神は人よりも大な
一二 る者にいませり　一三 彼その凡て行なふところの理由を示したまはずとて汝かれにむかひて辯爭そふは何ぞや
一四 まことに神は一度二度と告示したまふなれど人これを曉らざるなり　一五 人熟睡する時または床に睡る時に夢
一五 あるひは夜の間の異象の中にて　一六 かれ人の耳をひらきその教ふるところを印して堅うし　一七 斯して人にその惡
一六 一七 き業を離れしめ　傲慢を人の中より除き　一八 人の靈魂を護りて墓に至らしめず　人の生命を護りて劍にほろびざら
一八 一九 しめたまふ　一九 人床にありて疼痛に攻られその骨の中に絶ず戰鬪のあるあり　二〇 その氣食物を厭ひ　その靈魂
二〇 二一 うまき物をも嫌ふ　二一 その肉は瘦おちて見えず　その骨は見えざりし者までも顯露になり　二二 その靈魂は墓に近よ
二二 二三 り　その生命は滅ぼす者に近づく　二三 しかる時にもし彼とともに一箇の使者あり　千の中の一箇にして中保と
二三 二四 なり　正しき道を人に示さば　二四 神かれを憫れみて言給はん　彼を救ひて墓にくだること無らしめよ　我すでに收贖
二四 二五 の物を得たりと　二五 その肉は小兒の肉よりも瑞々しくなり　その若き時の形狀に歸らん　二六 かれ若し神に禱らば
二五 二六 神かれを顧りみ　彼をしてその御面を喜こび見ることを得せしめたまはん　神は人の正義に報をなしたまふべし
二六 二七 二七 かれ人の前に歌ひて言ふ　我は罪を犯し正しきを枉たり　然ど報を蒙らず　二八 神わが靈魂を贖ひて墓に下らしめ
二八 二九 ずわが生命光明を見ん　二九 そもそも神は是等のもろもろの事をしばしば人におこなひ　三〇 その靈魂を墓より

イ 伯九・三四、一三・七、一一・四、一六・二一、一七・一三・一〇、一一・二七・五、二九　ロ 伯九・二七、一〇・二四、三一・一　ハ 伯一三・二七、一四・一六・一六・三一・四　ニ 伯一三・二七、一四・一六・三一・四　ホ 箴四五・九　ヘ 伯四〇・五　詩六二・一一　ト 民一二・六　伯四・一三　チ 伯三六・一〇、一五　リ 詩一〇七・一八　ヌ 申後一二・一三　箴八・一七　ル 箴三八・一七　ヲ 伯三三・二八　約壓一・一九

ワ 詩三四・一一　カ 伯六・三〇、一二・一一　ヨ 伯三三・九　タ 伯二七・二　レ 伯九・一七　ソ 伯一五・一六　ツ 伯九・二二・二三、三〇、三五・三　馬三・二四　ネ 創一八・二五　申三　ナ 詩六二・一二　箴二・一一　邪三二・一　ラ 伯八・三　ム 詩一〇四・二九　ウ 創三・一九　傳一二　ノ 出二二・二八　才 申一〇・一七　代下　一九・七　徒一〇・四・一一　羅二・一一　加二・六　弗六・九　西三・二五　箴前一・一七　申後一二・一三　路一五　約壓一・一九

三一 牽かへし生命の光明をもて彼を照したまふ　三二 ヨブよ耳を傾むけて我に聽け　請ふ默せよ　我かたらん　三三 なんぢ
三三 もし言ふべきことあらば我にこたへよ　請ふ語れ　我なんぢを義とせんと欲すればなり　三四 もし無ば我に聽け
請ふ默せよ　我なんぢに智慧を敎へん

第三四章

一 エリフまた答へて曰く　二 なんぢら智慧ある者よ我言を聽け　知識ある者よ我に耳を傾むけよ
三 口の食物を味はふがごとく耳は言語を辨まふ　四 われら自ら是非を究め　われらもろともに善惡を
五 明らかにせん　五 それヨブは言ふ我は義し神われに正しき審判を施こしたまはず　六 われは義しかれども偽る者
六 とせらる　我は愆なけれどもわが身の矢創愈がたしと　七 何人かヨブのごとくならん　彼は罵詈を水のごとくに飲
七 八 み　八 惡き事を爲す者等と交はり　惡人とともに歩むなり　九 すなはち彼いへらく　人は神と親しむとも身に益な
八 九 しと　一〇 然ばなんぢら心ある人々よ我に聽け　神は惡を爲すこと決めて無く　全能者は不義を行ふこと決めて
一〇 無し　一一 卻つて人の所爲をその身に報い　人をしてその行爲にしたがひて獲るところあらしめたまふ　一二 かならず
一一 一二 神は惡き事をなしたまはず全能者は審判を枉たまはざるなり　一三 たれかこの地を彼に委ねし者あらん　誰か全世界
一三 一四 を定めし者あらん　一四 神もしその心を己にのみ用ひ　その靈と氣息とを己に收回したまはゞ　一五 もろもろの血肉こ
一五 一六 とごとく亡び　人も亦塵にかへるべし　一六 なんぢもし曉ることを得ば請ふ我に聽け　わが言詞の聲に耳を側だ
一六 一七 てよ　一七 公義を惡む者あに世ををさむることを得んや　なんぢあに至義き者を惡しとすべけんや　一八 王たる者にむ
一八 一九 かひて汝は邪曲なりと言ひ　牧伯たる者にむかひて汝らは惡しといふべけんや　一九 まして君王たる者をも偏視ず

二〇 貧しき者に越て富る者をかへりみるごとき事をせざる者にむかひてをや　斯爲たまふは彼等みな同じくその御手
の作るところなればなり　二一 彼らは瞬く時間に死に　民は夜の間に滅びて消失せ　力ある者も人手によらずして除
かる　二二 それ神の目は人の道の上にあり　神は人の一切の歩履を見そなはす　二三 惡を行なふ者の身を匿すべき
黑暗も無く死蔭も无し　二四 神は人をして審判を受しむるまでに長くその人を窺がふに及ばず　權勢ある者をも
二五 查ぶることを須ひずして打ほろぼし他の人々を立て之に替たまふ　二六 かくのごとく彼らの所爲を知り夜の間に彼
らを覆がへしたまへば彼らは乃て滅ぶ　二七 人の觀るところにて彼等を惡人のごとく擊たまふ　二八 是は彼ら背きて
之に從はずその道を全たく顧みざるに因る　二九 かれら是のごとくして遂に貧しき者の號呼を彼の許に達らしめ
患難者の號呼を彼に聽しむ　三〇 かれ平安を賜ふ時には誰か惡しと言ふことをえんや　彼面をかくしたまふ時には誰
かこれを見るを得んや　一國におけるも一人におけるも凡て同じ　三一 かくのごとく邪曲なる者をして世を治むること
と無らしめ　民の機檻となることなからしむ　三二 人は宜しく神に申すべし我は已に懲しめられたり再度惡き
事を爲じ　三三 わが見ざる所は請ふ我にをしへたまへ　我もし惡き事を爲たるならば重ねて之をなさじと　三四 かれ豈
なんぢの好むごとくに應報をなしたまはんや然るに汝はこれを咎む　然ばなんぢ自らこれを選ぶべし我は爲じ　汝
の知るところを言へ　三五 心ある人々は我に言ん　我に聽とところの智慧ある人々は言ん　三六 ヨブの言ふ所は辨知なし
その言語は明哲からずと　三七 ねがはくはヨブ終まで試みられんことを　其は惡き人のごとくに應答をなせばなり
三七 まことに彼は自己の罪に愆を加へ　われらの中間にありて手を拍ちかつ言語を繁くして神に逆らふ

第三五章

一 エリフまた答へて曰く　二 なんぢは言ふ　我が義しきは神に愈れりと　なんぢ之を正しとおもふや

イ 伯三一・一五
ロ 出一二・二九、三〇
ハ 代下一六・九　伯 三一・四　詩三四・一七、三二・一九
一五・三　箴五・二一、一六・　ニ 詩一三九・一二　ホ 但一・二一　ト 詩二八・五　塞五・　リ 出二二・二三
九・二、三　來四・　ヘ 拝前一五・一一　一二・一八、　ヌ 王上一二・二八、　ル 但九・七—一四
ヲ 伯三五・二六
ヲ 伯二一・一五、三四　レ 一九　ツ 塞五・一・一三　ナ 詩九四・一二　ウ 伯九・一一
カ 伯三四・八　一二・二、三　詩　ラ 箴一〇・二九　ヰ 伯三四・三五、三七、　オ 詩三三・一八、三四
ヨ 伯二一・一二　一六・二　箴九・一二　ネ 詩四二・八、七七・　ム 伯二七・九　箴一五　三八・二
タ 箴八・三六　耶七・　ソ 出二・二三　羅一・三五　六、一四九・五　徒　ノ 伯九・四、一二・　ク 詩一一・一三・八
二九・一一・一一　耶一・一五　一三、一六、三七・　ヤ 詩一〇七・一〇

三 すなはち汝いへらく是は我に何の益あらんや　罪を犯すに較ぶれば何の愈るところか有んと　四 われ言語をもて
汝およびなんぢにそへる汝の友等に答へん　五 天を仰ぎて見よ　汝の上なる高き空を望め　六 なんぢ罪を犯すとも
神に何の害か有ん　愆を熾んにするとも神に何を爲えんや　七 なんぢ正義かるとも神に何を與るを得んや　神なん
ぢの手より何をか受たまはん　八 なんぢの惡は只なんぢに同じき人を損ぜん而已なんぢの善は只人の子を益せん
のみ　九 暴虐の甚だしきに因て叫び　權勢ある者の腕に壓れて呼はる人々あり　一〇 然れども一人として我を
造れる神は何處にいますやといふ者なし　彼は人をして夜の中に歌を歌ふに至らしめ　一一 地の獸畜よりも善く
われらを教へ　空の鳥よりも我らを智からしめたまふ者なり　一二 惡き者等の驕傲ぶるに因て斯のごとく人々叫べ
ども應ふる者あらず　一三 虛しき語は神かならず之を聽たまはず　全能者これを顧みたまはじ　一四 汝は我かれを見た
てまつらずと言といへども　審判は神の前にあり　この故に汝かれを待べきなり　一五 今かれ震怒をもて罰することと
を爲ず　罪愆を深く心に留たまはざる(が如くなる)に因て　一六 ヨブ口を啓きて虛しき事を述べ無知の言語を繁くす

第三六章

一 エリフまた言詞を繼て曰く　二 暫らく我に容せ　我なんぢに示すこと有ん　尙神のために言ふべき
事あればなり　三 われ廣くわが知識を取り我の造化主に正義を歸せんとす　四 わが言語は眞實に
虛僞ならず　知識の完全き者なんぢの前にあり　五 視よ神は權能ある者にましませども　何をも藐視めたまはず
その了知の權能は大なり　六 惡しき者を生し存ず　艱難者のために審判を行ひたまふ　七 義しき者に目を離さず
位にある王等とともに永遠に坐せしめて之を貴くしたまふ　八 もし彼ら鏈索に繫がれ　艱難の繩にかゝる時は

三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一 二 三 四 五 六 七 八

九 彼らの所行と愆尤とを示してその驕れるを知せ　一〇 彼らの耳を開きて教を容しめ かつ惡を離れて歸れよと彼ら
一一 に命じたまふ　一二 もし彼ら聽したがひて之に事へなば繁昌てその日を送り 樂しくその年を渉らん　一三 若かれら
一三 聽したがはずば刀劍にて亡び 知識を得ずして死なん　一四 しかれども心の邪曲なる者等は忿怒を蓄はへ 神に縛し
一四 一五 めらるゝとも祈ることを爲ず　一五 かれらは年わかくして死亡せ 男娼とその生命をひとしうせん　一六 神は艱難者を
一六 艱難によりて救ひ 之が耳を虐遇によりて開きたまふ　一七 然ば神また汝を狹きところより出して狹からぬ廣き所
一七 に移したまふあらん 而して汝の席に陳ぬる物は凡て肥たる物ならん　一八 今は惡人の鞫罰なんぢの身に充り
一八 審判と公義となんぢを執ふ　一九 なんぢ忿怒に誘はれて嘲笑に陷いらざるやう慎しめよ 牧贖の大なるが爲に自ら
一九 二〇 誤るなかれ　二〇 なんぢの號叫なんぢを艱難の中より出さんや 如何に力を盡すとも所益あらじ　二一 世の人のその
二一 二二 處より絶るゝ其夜を慕ふなかれ　二二 慎しみて惡に傾むくなかれ 汝は艱難よりも寧ろ之を取んとせり　二三 それ神
二三 はその權能をもて大なる事を爲したまふ 誰か能く彼のごとくに教誨を垂んや　二四 たれか彼のためにその道を定
二四 めし者あらんや 誰かなんぢは惡き事をなせりと言ふことを得ん　二五 なんぢ神の御所爲を讃歎ふることを忘
二五 二六 れざれ これ世の人の歌ひ崇むる所なり　二六 人みな之を仰ぎ觀る 遠き方より人これを視たてまつるなり　二七 神は
二七 大なる者にいまして我儕かれを知たてまつらず その御年の數も計り知るべからず　二八 かれ水を細にして引あげ
二八 二九 たまへば 霧の中に滴り出て雨となるに　二九 雲これを降せて人々の上に沛然に灌ぐなり　三〇 たれか能く雲の舒展
三〇 る所以 またその幕屋の響く所以を了知んや　三〇 視よ彼その光明を自己の周圍に繞らし また海の底をも蔽ひたま

イ 伯三三・一六、二三　ロ 伯二一・一三　ハ 羅二・五　ニ 伯一五・三二、二二　ホ 詩一八・一九、三一　ヘ 詩二三・五　ト 詩三六・八　チ 詩四九・七　リ 箴一・四　ヌ 詩六六・一八　ル 來一・二五　ヲ 申四〇・一三、一四　ワ 伯三四・一三　カ 伯三四・一〇　ヨ 詩九二・五　レ 詩九〇・六、一〇二　ソ 詩一四七・八　ツ 箴三・一〇　ネ 伯三七・三　ナ 伯三七・一三、三八　ラ 詩一三六・二五　ム 詩一四七・八　ウ 王上一八・四一、四五　ヰ 詩二九・三、六八・三三

一〇 ひ　一一 これらをもて民を鞫き また是等をもて食物を豐饒に賜ひ　一二 電光をもてその兩手を包み その電光に命じ
一二 て敵を擊しめたまふ　一三 その鳴聲かれを顯はし 家畜すらも彼の來ますを知らすなり

第三七章

一 聽け　二 之がためにわが心わなゝき その處を動き離る　三 神の聲の響およびその口より出る轟聲を善く
三 聽け　四 これを天が下に放ち またその電光を地の極にまで至らせたまふ　五 その後聲ありて打響
四 き 彼威光の聲を放ちて鳴わたりたまふ その御聲を聞えしむるに當りては電光を押へおきたまはず　六 神奇しく
五 も御聲を放ちて鳴わたり 我儕の知ざる大なる事を行ひたまふ　七 斯かれ一切の人の手を封じたまふ 是すべての人にその御工事を知し
六 すなはちその權能の大雨にも亦しかり　八 また獸は穴にいりてその洞に居る　九 南方の密室より暴風きたり 北より寒氣きたる　一〇 神
七 めんがためなり　一一 の氣吹によりて氷いできたり 水の寛狹くせらる　一二 かれ水をもて雲に搭載せ また電光の雲を遠く散したまふ
八 九 一〇 一一 一二 一三 是は彼の導引によりて週る 是は彼の命ずるところを盡く世界の表面に爲んがためなり　一三 その之を來らせた
一四 まふは 或は懲罰のため あるひはその地のため 或は恩惠のためなり　一四 ヨブよ是を聽け 立ちて神の奇妙き
一五 一六 工作を考へよ　一五 神いかに是等に命を傳へ その雲の光明をして輝やかせたまふか 汝これを知るや　一六 なんぢ
一七 雲の平衡 知識の全たき者の奇妙き工作を知るや　一七 南風によりて地の穩かになる時なんぢの衣服は熱くなるなり
一八 一九 なんぢ彼とともに彼の堅くして鑄たる鏡のごとくなる蒼穹を張ることを能せんや　一九 われらが彼に言ふべき
二〇 事を我らに教へよ 我らは暗昧して言詞を列ぬること能はざるなり　二〇 われ語ることありと彼に告ぐべけんや 人
二一 あに滅ぼさるゝことを望まんや　二一 人いまは雲霄にて輝やく光明を見ること能はず 然れど風きたりて之を

ノ 伯五・九、九・一〇、オ 詩一四七・一六、一三・二六　ク 詩一〇九・二七　ヤ 詩一〇四・二二　マ 伯三八・二九、三〇　ケ 詩一四七・一七、一八　フ 出九・一八、二三　コ 伯三八・二六、二七　エ 撒後二一・一〇　テ 詩一一・二　ア 伯三六・二九　サ 伯三六・四　キ 創一・六　箴四四・二四

二三 吹清む　二三 北より黄金いできたる　神には畏るべき威光あり　二四 全能者はわれら測りきはむることを得ず　彼は能おほいなる者にいまし審判をも公義をも枉たまはざるなり　二四 この故に人々かれを畏る　彼はみづから心に有智とする者をかへりみたまはざるなり

第三八章

一 茲にヱホバ大風の中よりヨブに答へて宣まはく　二 無智の言詞をもて道を暗からしむる此者は誰ぞや　三 なんぢ腰ひきからげて丈夫のごとくせよ　我なんぢに問ん　汝われに答へよ　四 地の基を我が置たりし時なんぢは何處にありしや　汝もし穎悟あらば言へ　五 なんぢ若知んには誰が度量を定めたりしや　誰が準繩を地の上に張りたりしや　六 その基は何の上に奠れたりしや　七 かの時には晨星あひともに歌ひ　神の子等みな歡びて呼はりぬ　八 海の水ながれ出て　胎内より涌いでし時誰が戸をもて之を閉こめたりしや　九 かの時我雲をもて之が衣服となし　黒暗をもてこれが襁褓となし　一〇 これに我法度を定め關および門を設けて　一一 曰く此までは來るべし　此を越べからず　汝の高浪こゝに止まるべしと　一二 なんぢ生れし日より以來朝にむかひて命を下せし事ありや　また黎明にその所を知しめ　一三 これをして地の緣を取へて惡き者をその上より振落さしめたりしや　一四 地は變りて土に印したるごとくに成り　諸〻の物は美はしき衣服のごとくに顯る　一五 また惡人はその光明を奪はれ　高く擧たる手は折らるありや　一六 淵の底を歩みしことありや　死蔭の門を見たりしや　一七 なんぢ地の廣を看きはめしや　若これを盡く知ば言へ　一八 死の門なんぢのために開けたりしや　汝死蔭の門を見たりしや　一九 光明の在る所に往く路は孰ぞや　黒暗の在る處は何處ぞや　二〇 なんぢ之をその境に導びき得るや　その家の路を知るや　二一 なんぢ之を知ならん汝はかの時すでに生れをり

イ 提前六・一六　ロ 伯三六・五　ハ 太一〇・二八　ニ 太一一・二五　哥前一・二六　ホ 出一九・一六、一八　ヘ 提前一・七　ト 伯三四・三五、四二　リ 詩一〇四・五　箴八　ル 創一・九　詩三三・九　ヲ 詩八九・九、九三・四　カ 詩一〇四・三五　ワ 詩七四・一六、一四八・五　ヨ 伯一八・五　タ 詩一〇・一五　チ 伯四〇・七　ヌ 伯一・六

また汝の經たる日の數も多ければなり　二二 なんぢ雪の庫にいりしや　雹の庫を見しや　二三 これ我が艱難の時のために蓄はへ　戰爭および鬪擊の日のために蓄はへ置くものなり　二四 光明の發散る道　東風の地に吹わたる所の路は何處ぞや　二五 誰が大雨を灌ぐ水路を開き　雷霆の光の過る道を開き　二六 人なき地にも人なき荒野にも雨を降し　二七 荒かつ廢れたる處々を潤ほし　かつ若菜蔬を生出しむるや　二八 雨に父ありや　露の珠は誰が生る者なるや　二九 氷は誰が胎より出るや　空の霜は誰が產むところなるや　三〇 水かたまりて石のごとくに成り　淵の面こほる　三一 なんぢ昴宿の鏈索を結びうるや　參宿の繫繩を解うるや　三二 なんぢ十二宮をその時にしたがひて引いだし得るや　また北斗とその子星を導びき得るや　三三 なんぢ天の常經を知るや　天をして其權力を地に施こさしむるや　三四 なんぢ聲を雲に擧げ　滂沛の水をして汝を掩はしむるを得るや　三五 なんぢ閃電を遣はして往しめなんぢに答へて我儕は此にありと言しめ得るや　三六 胸の中の智慧は誰が與へし者ぞ　心の內の聰明は誰が授けし者ぞ　三七 たれか能く智慧をもて雲を數へんや　たれか能く天の瓶を傾むけ　三八 塵をして一塊に流れあはしめ　土塊をしてあひかたまらしめんや　三九 なんぢ牝獅子のために食物を獵や　また小獅子の食氣を滿すや　四〇 その洞穴に伏し森の中に隱れ伺がふ時　なんぢこの事を爲うるや　四一 また鴉の子神にむかひて呼はり食物なくして徘徊る時　鴉に餌を與ふる者は誰ぞや

第三九章

一 なんぢ岩間の山羊が子を產む時をしるや　また麀鹿の產に臨むを見しや　二 なんぢ是等の在胎の月を數へうるや　また是等が產む時を知るや　三 これらは身を鞠めて子を產みその痛苦を出す　四 またその子は强くなりて野に育ち　出ゆきて再たびその親にかへらず　五 誰が野驢馬を放ちて自由にせし

レ 詩七七・一九　ソ 詩九・一三　ツ 詩一三五・七　ネ 出九・一八　番一〇　默一六・二一　結一三・一一、一三　ラ 詩一〇七・三五　ム 詩一四七・八　耶一四・二二　ウ 詩一四七・一六　ノ 伯九・九　箴五・八　オ 耶三一・三五　ク 伯三二・八　詩五一・六　傳二・二六　ヤ 詩一〇四・二一、一四五・一五　マ 詩一四七・九　太六　ケ 詩二九・九

六 や 誰が野驢馬の繋縛を解しや　六 われ野をその家となし 荒地をその住所となせり　七 是は邑の喧闘を賤しめ
七 駁者の呼號を聽いれず　八 山を走まはりて草を食ひ 各種の青き物を尋ぬ　九 兕肯て汝に事へなんぢの飼草槽の
八 傍にとゞまらんや　一〇 なんぢ兕に綱附て阡陌をあるかせ得んや 是あに汝にしたがひて谷に馬鉈を牽んや
九 その力おほいなればとて汝これに恃まんや またなんぢの工事をこれに任せんや　一二 なんぢこれにたよりて己
一〇 が穀物を運びかへらせ 之を打禾場にあつめしめんや　一三 駝鳥は歡然にその翼を鼓ふ 然どもその羽と毛と
一二 はあに鶴にしかんや　一四 是はその卵を土の中に棄おき これを砂の中にて暖たまらしめ　一五 足にてその潰さるべ
一三 きと 野の獸のこれを踐むべきとを思はず　一六 これはその子に情なくして宛然おのれの子ならざるが如くし その
一四 劬勞の空しくなるも繫念ところ無し　一七 是は神これに智慧を授けず 穎悟を與へざるが故なり　一八 その身をおこ
一五 して走るにおいては馬をもその騎手をも嘲けるべし　一九 なんぢ馬に力を與へしや その頸に勇ましき鬣を粧
一六 ひしや　二〇 なんぢ之を蝗蟲のごとく飛しむるや その嘶なく聲の響は畏るべし　二一 谷を踟躕て力に誇り 身ら進み
一七 て兵士に向ふ　二二 懼るゝことを笑ひて驚ろくところ無く 劍にむかふとも退ぞかず　二三 矢筒その上に鳴り 鎗に矛
一八 あひきらめく　二四 猛りつ狂ひつ地を一呑にし 喇叭の聲鳴わたるも立どまる事なし　二五 喇叭の鳴ごとにハーハー
一九 と言ひ 遠方より戰鬪を嗅つけ 將帥の大聲および吶喊聲を聞しる　二六 鷹の飛かけり その羽翼を舒て南に向
二〇 ふは豈なんぢの智慧によるならんや　二七 鷲の翔のぼり高き處に巣を營なむは豈なんぢの命令に依んや　二八 これは
二一 岩の上に住所を構へ 岩の尖所または峻險き所に居り　二九 其處よりして攫むべき物をうかゞふ その目のおよぶ
二二 ところ遠し　三〇 その子等もまた血を吸ふ 凡そ殺されし者のあるところには是そこに在り

イ 伯二四・五 耶二・ 三三・一七 ホ 耶四九・一六 阿四
ロ 民二三・二二 申 二四 何八・九 ハ 哀四・三 ヘ 太二四・二八 路 一七・三七
ニ 伯三五・一一

第四〇章

一 ヱホバまたヨブに對へて言たまはく　二 非難する者ヱホバと爭はんとするや 神と論ずる者これ
に答ふべし　三 ヨブ是においてヱホバに答へて曰く　四 嗚呼われは賤しき者なり 何となんぢ
に答へまつらんや 唯手をわが口に當んのみ　五 われ已に一度言たり 復いはじ 已に再度せり 重ねて述じ
六 是においてヱホバまた大風の中よりヨブに應へて言たまはく　七 なんぢ腰ひきからげて丈夫のごとくせよ
我なんぢに問ん なんぢ我にこたへよ　八 なんぢ我審判を廢んとするや 我を非として自身を是とせんとするや
九 なんぢ神のごとき腕ありや 神のごとき聲をもて轟きわたらんや　一〇 さればなんぢ威光と尊貴とをもて自
ら飾り 榮光と華美とをもて身に纏へ　一一 なんぢの溢るゝ震怒を洩し 高ぶる者を視とめて之をことごとく卑くせ
よ　一二 すなはち高ぶる者を見てこれを盡く鞠ませ また惡人を立所に踐つけ　一三 これを塵の中に埋め これが面を
隱れたる處に閉こめよ　一四 さらば我もなんぢを讃て なんぢの右の手なんぢを救ひ得ると爲ん　一五 今なんぢ
我がなんぢとともに造りたりし河馬を視よ 是は牛のごとく草を食ふ　一六 觀よその力は腰にあり その勢力は腹の
筋にあり　一七 その尾の搖く樣は香柏のごとく その腿の筋は彼此に盤互ふ　一八 その骨は銅の管のごとく その肋骨
は鐵の棒のごとし　一九 これは神の工の第一なる者にして 之を造りし者これに劍を賦けたり　二〇 山もこれが
ために食物を產出し もろもろの野獸そこに遊ぶ　二一 これは蓮の樹の下に臥し 葦蘆の中または沼の裏に隱れをる
二二 蓮の樹その蔭をもてこれを覆ひ また河の柳これを環りかこむ　二三 たとひ河荒くなるとも驚ろかず ヨルダン
その口に注ぎかゝるも惶てず　二四 その目の前にて誰か之を執ふるを得ん 誰か羈をその鼻に貫ぬくを得ん

第四一章

一 なんぢ鈎をもて鱷を釣いだすことを得んや その舌を糸にひきかくることを得んや　二 なんぢ葦

ト 伯三三・一三 チ 箴九・六 伯四二・六 詩五一・四　リ 伯二九・九 詩三九・九　ル 伯三八・三 ヲ 伯四二・四 ワ 詩五一・四 箴三・四　カ 伯三七・四 詩二九・三、四 夕 箴二・一二 但四・ソ 詩一〇四・二六 箴三七　レ 詩一〇四・一四 ツ 箴三七・二九
ヌ 伯三八・一　ヨ 詩九三・一、一〇四

の繩をその鼻に通し　また鈎をその鰐に衝とほし得んや　三 是あに頻になんぢに願ふことをせんや　柔かになんぢ
四 に言談んや　四 あに汝と契約を爲んや　なんぢこれを執て永く僕と爲しおくを得んや　五 なんぢ鳥と戯むるゝ如
五 くこれとたはむれ　また汝の婦女等のために之を繫ぎおくを得んや　六 また漁夫の社會これを商貨と爲して商賣
六 人の中間に分たんや　七 なんぢ漁叉をもてその皮に滿し　魚矛をもてその頭を衝とほし得んや　八 手をこれに
七八 下し見よ　然ばその戰鬪をおぼえて再びこれを爲ざるべし　九 視よその望は虛し　之を見てすら倒るゝに非ずや
九 一〇 何人も之を激する勇氣あるなし　然ば誰かわが前に立うる者あらんや　一一 誰か先に我に與へしところありて我
一〇 をして之に酬いしめんとする者あらん　普天の下にある者はことごとく我有なり　一二 我また彼者の肢體とそ
一一 の著るしき力とその美はしき身の構造とを言では措じ　一三 誰かその外甲を剝ん　誰かその雙鬪の間に入ん　一四 誰
一二 かその面の戸を開きえんや　その周圍の齒は畏るべし　一五 その並列る鱗甲は之が誇るところ　その相闔たる樣は堅
一三 く封じたるがごとく　一六 此と彼とあひ接きて風もその中間にいるべからず　一七 一々あひ連なり堅く膠て離すこと
一四 を得ず　一八 噓すれば即はち光發す　その目は曙光の眼瞼(を開く)に似たり　一九 その口よりは炬火いで火花發し
一五 その鼻の孔よりは煙いできたりて　宛然葦を焚く釜のごとし　二〇 その氣息は炭火を爇し　火燄その口より出づ
一六 氣力その頸に宿る　懼るゝ者その前に彷徨まよふ　二一 その肉の片は密に相連なり　堅く身に着て動かす可らず
一七 その心の堅硬こと石のごとく　その堅硬こと下磨のごとし　二二 その身を興す時は勇士も戰慄き　恐怖によりて
一八 狼狽まどふ　二三 劍をもて之を擊とも利ず　鎗も矢も漁叉も用ふるところ無し　二四 是は鐵を見ること稿のごとくし
一九 銅を見ること朽木のごとくす　二五 弓箭もこれを逃しむること能はず　投石機の石も稿屑と見做る　二六 棒も是に

イ 羅一一・三五　ロ 出一九・五　申一〇・一四　詩二四・一、　五〇・一二　哥前　一〇・二六・二八

ハ 創一八・一四　太 路一八・二七　一九・二六　可一〇・二七、一四・三六　ホ 詩四〇・五　ヘ 伯三八・三、四〇・七　ト 綱九・六、伯四〇・四　チ 民二三・一　リ 太五・二四　ヌ 創二〇・一七　一五、一六　約壁　ル 詩一四・七、一二六　ヲ 箴四〇・二

三〇 は稿屑と見ゆ　鎗の閃めくを是は笑ふ　三一 その下腹には瓦礫の碎片を連ね　泥の上に麥打車を引く　三二 淵をして鼎
三三 のごとく沸かへらしめ　海をして香油の釜のごとくならしめ　三三 己が後に光る道を遺せば　淵は白髮をいたゞける
三四 かと疑がはる　地の上には是と並ぶ者なし　是は恐怖なき身に造られたり　三四 是は一切の高大なる者を輕視ず
誠に諸の誇り高ぶる者の王たるなり

第四二章

一 ヨブ是に於てヱホバに答へて曰く　二 我知る汝は一切の事をなすを得たまふ　また如何なる意志
にても成あたはざる無し　三 無知をもて道を蔽ふ者は誰ぞや　斯われは自ら了解ざる事を言ひ　自ら
知ざる測り難き事を述たり　四 請ふ聽たまへ　我言ふところあらん　我なんぢに問まつらん　我に答へたまへ　五 われ
汝の事を耳にて聞ねたりしが　今は目をもて汝を見たてまつる　六 是をもて我みづから恨み　塵灰の中にて悔ゆ
七 ヱホバ是等の言語をヨブに語りたまひて後　ヱホバ、テマン人エリバズに言たまひけるは　我なんぢと汝の
二人の友を怒る　其はなんぢらが我に關て言述べたるところは　わが僕ヨブの言たることのごとく正當からざれば
八 なり　然ば汝ら牡牛七頭　牡羊七頭を取てわが僕ヨブに至り　汝らの身のために燔祭を獻げよ　わが僕ヨブなんぢ
らのために祈らん　われかれを嘉納べければ　之によりて汝らの愚を罰せざらん　汝らの我について言述たるとこ
九 ろは我僕ヨブの言たることのごとく正當からざればなり　九 是においてテマン人エリバズ、シユヒ人ビルダデ、
ナアマ人ゾパル往てヱホバの自己に宣まひしごとく爲ければ　ヱホバすなはちヨブを嘉納たまへり
一〇 ヨブその友のために祈れる時　ヱホバ、ヨブの艱難をときて舊に復し　しかしてヱホバつひにヨブの所有物
一一 を二倍に增たまへり　一二 是において彼の諸の兄弟諸の姉妹およびその舊相識る者等ことごとく來りて彼ととも

にその家にて飲食を爲し かつヱホバの彼に降したまひし一切の災難につきて彼をいたはり慰さめ また各金
一ケセタと金の環一箇を之に贈れり　二 ヱホバかくのごとくヨブをめぐみて その終を初よりも善したまへり
即ち彼は綿羊一萬四千匹 駱駝六千匹 牛一千耦 牝驢馬一千匹を有り　三 また男子七人 女子三人ありき　四 かれ
その第一の女をヱミマと名け 第二をケジアと名け 第三をケレンハップクと名けたり　五 全國の中にてヨブの
女子等ほど美しき婦人は見えざりき その父之にその兄弟等とおなじく産業をあたへたり　六 この後ヨブは百四十
年いきながらへてその子その孫と四代までを見たり　七 かくヨブは年老い日滿て死たりき

ヨブ記をはり

イ伯八・七 雅五・一一 ニ伯五・二六 箴三・一六
ロ伯一・三 ホ創二五・八
ハ伯一・二

詩篇

第一篇

一 惡きものの謀略にあゆまず つみびとの途にたゝず 嘲るものの座にすわらぬ者はさいはひなり
二 かゝる人はヱホバの法をよろこびて 日も夜もこれをおもふ　三 かゝる人は水流のほとりにうゑし
樹の期にいたりて實をむすび 葉もまた凋まざるごとく その作ところ皆さかえん　四 あしき人はしからず 風の
ふきさる粃糠のごとし　五 然ばあしきものは審判にたへず 罪人は義きものの會にたつことを得ざるなり　六 そは
ヱホバはたゞしきものの途をしりたまふ されど惡きものの途はほろびん

第二篇

一 何なればもろもろの國人はさわぎたち 諸民はむなしきことを謀るや　二 地のもろもろの王はたち
かまへ 群伯はともに議り ヱホバとその受膏者とにさからひていふ　三 われらその械をこぼち その
繩をすてんと　四 天に坐するもの 笑ひたまはん 主かれらを嘲りたまふべし　五 かくて主は忿恚をもてものいひ
大なる怒をもてかれらを怖まどはしめて 宣給ふ　六 しかれども我わが王をわがきよきシオンの山にたてたりと
七 われ詔命をのべんヱホバわれに宣まへり なんぢは わが子なり 今日われなんぢを生り　八 われに求めよ さらば
汝にもろもろの國を嗣業としてあたへ 地の極をなんぢの有としてあたへん　九 汝くろがねの杖をもて彼等をうち
やぶり 陶工のうつはもののごとくに打碎かんと　一〇 されば汝等もろもろの王よ さとかれ 地の審士輩をしへ
をうけよ　一一 畏をもてヱホバにつかへ 戰慄をもてよろこべ　一二 子にくちつけせよ おそらくはかれ怒をはなち
なんぢら途にほろびん その忿恚はすみやかに燃べければなり すべてかれに依賴むものは禍ひなり

イ創四・一四、一五 ロ詩二六・四 耶一五 ハ詩一九・三五、四 ニ書一・八 詩一一九・一七、一九七 ホ耶一七・八 結四七・一二 ヘ創三九・二三、二三 詩一二八・二 箴三・一〇 ト伯二一・一八 詩一一九・一七、一八 チ詩三七・一八 箴一・七 約一〇・一四 リ詩四六・六 提後二・一九 徒四・二五、二六 ヌ詩四五・七 約一・一四 ル耶五・五 路一九・四一 ヲ詩一一・四 ワ詩三七・一三、五九・八 箴一・二六 カ 拇後五・七 ヨ 徒一三・三三 來一・五、五・五 タ詩二二・二七、七二 レ詩八九・二七、八九・二三 默二・二七、一二・五 ソ來一二・二八 ツ 雅二・一二 ネ 創四一・四〇 拇前一〇・一 約五・二三 ナ 默六・一六、一七 ラ詩三四・八、八四・一二 箴一六・二〇 箴三〇・八 耶一七・七 羅九・三三、一〇・一一 彼前二・六

第三篇

一　ヱホバよ我にあたする者のいかに蔓延れるや　我にさからひて起りたつもの多し　二　わが靈魂をあげつらひて　かれは神にすくはるゝことなしといふ者ぞおほき　セラ　三　されどヱホバよ　なんぢは我をかこめる盾わが榮わが首をもたげ給ふものなり　四　われ聲をあげてヱホバによばはればその聖山より我にこたへたまふ　セラ　五　われ臥していね　また目さめたり　ヱホバわれを支へたまへばなり　六　われをかこみて立かまへたる千萬の人をも我はおそれじ　七　ヱホバよねがはくは起たまへ　わが神よわれを救ひたまへ　なんぢ曩にわがすべての仇の頬骨をうち惡きものの齒ををりたまへり　八　救はヱホバにあり　ねがはくは恩惠なんぢの民のうへに在んことを　セラ

第四篇

一　わが義をまもりたまふ神よ　ねがはくはわが呼るときに答へたまへ　わがなやみたる時なんぢ我をくつろがせたまへり　ねがはくは我をあはれみ　わが祈をきゝたまへ　二　人の子よ　なんぢらわが榮をはぢしめて幾何時をへんとするか　なんぢらむなしき事をこのみ虛僞をしたひていくそのときを經んとするか　セラ　三　然どなんぢら知れ　ヱホバは神をうやまふ人をわかちて己につかしめたまひしことを　われヱホバによばはらば聽たまはん　四　なんぢら愼みをのゝきて罪ををかすなかれ　臥床にておのが心にかたりて默せ　セラ　五　なんぢら義のそなへものを獻てヱホバに依賴め　六　おほくの人はいふ　たれか嘉事をわれらに見するものあらんやと　ヱホバよ

イ 摂後一五・一二、一　ロ 摂後一六・八　ハ 創一五・一　ニ 詩二・七・一一九・一一四　ホ 詩二・六、四三・三、九九・九　ヘ 詩三四・四　ト 利二六・六　詩四・七、一一九・一一四　チ 詩二七・三　リ 伯一六・一〇、二九　ヌ 箴二・二四　ル 摂後二・一九　ヲ 申四・二六　ワ 詩七七・六　カ 申三三・一九　詩五〇・一四、五一・一九摂後一五・一二　タ 民六・二六　詩八〇・三、七、一九、一一九・一三五　レ 箴九・三　ソ 伯一・一八、一九　詩三・五

ねがはくは聖顏の光をわれらの上にのぼらせたまへ　七　なんぢのわが心にあたへたまひし歡喜はかれらの穀物と酒との豐かなる時にまさりき　八　われ安然にして臥またねぶらん　ヱホバよわれを獨にて坦然にをらしむるものは汝なり

第五篇

一　簫にあはせて伶長にうたはしめたるダビデのうた　二　ヱホバよねがはくは我がことばに耳をかたむけ　わが思にみこゝろを注たまへ　三　わが王よわが神よ　わが號呼のこゑをきゝたまへ　われ汝にいのればなり　四　ヱホバよ朝になんぢわが聲をきゝたまはん　我あしたになんぢの爲にそなへして俟望むべし　五　なんぢは惡きことをよろこびたまふ神にあらず　惡人はなんぢの賓客たるを得ざるなり　六　たかぶる者はなんぢの目前にたつをえず　なんぢはすべて邪曲をおこなふものを憎みたまふ　七　なんぢは虛僞をいふ者をほろぼしたまふ　血をながすものと詭計をなすものとは　ヱホバ憎みたまふなり　八　然どわれは豐かなる仁慈によりてなんぢの家にいらん　われ汝をおそれつゝ聖宮にむかひて拜まん　九　ヱホバよ願くはわが仇のゆゑになんぢの義をもて我をみちびき　なんぢの途をわが前になほくしたまへ　一〇　かれらの口には眞實なく　その衷はよこしま　その喉はあばける墓　その舌はへつらひをいへばなり　一一　神よねがはくはかれらを刑なひ　その謀略によりてみづから仆れしめ　その愆のおほきによりて之をおひいだしたまへ　かれらは汝にそむきたればなり　一二　されど凡てなんぢに依賴む者をよろこばせ永遠によろこびよばはらせたまへ　なんぢ斯る人をまもりたまふなり　名をいつくしむ者にもなんぢによりて歡喜をえしめたまへ　一三　ヱホバよなんぢは義者にさいはひし盾のごとく恩惠をもて之をかこみたまはん

ツ 利二五・一八、一九、ネ 詩三・四　二六・五　申一二・　ナ 詩六五・二　一〇　ラ 詩三〇・五、八八・　ウ 歡二一・八　ム 哈一・一三　一三、一三〇・六　ヰ 詩五五・二三　ノ 王上八・二九、三〇、三五・三八　詩二八　オ 詩二五・五　一三・二　ク 詩二五・四、二七・一三二・七、一三八・二　ヤ 路一一・四四　羅三　マ 詩六二・四　ケ 摂後一五・三一、　フ 箴六五・一三　コ 詩一五・一三　一七・一四、一三

第六篇

一 ヱホバよねがはくは忿恚をもて我をせめ烈しき怒をもて我をこらしめたまふなかれ 二 ヱホバよ
われを憐みたまへ われ萎みおとろふるなり ヱホバよわれを醫したまへ わが骨わな〻きふるふ 三 わが靈魂さ
へも甚くふるひわな〻く ヱホバよかくて幾何時をへたまふや 四 ヱホバよ歸りたまへ わがたましひを救ひたま
へ なんぢの仁慈の故をもて我をたすけたまへ 五 そは死にありては汝をおもひいづることなし 陰府にありては
誰かなんぢに感謝せん 六 われ歎息にてつかれたり 我よなよな床をたゞよはせ涙をもてわが衾をひたせり
七 わが目うれへによりておとろへ もろもろの仇ゆゑに老ぬ 八 なんぢら邪曲をおこなふ者ことごとく我をはな
れよ ヱホバはわが泣こゑをきゝたまひたり 九 ヱホバわが懇求をきゝたまへり ヱホバわが祈をうけたまはん
一〇 わがもろもろの仇はなはだしく大におぢまどひ あわたゞしく恥てしりぞきぬ

第七篇

一 わが神ヱホバよわれ汝によりたのむ 願くはすべての逐せまるものより我をすくひ我をたすけた
まへ 二 おそらくはかれ獅の如くわが靈魂をかきやぶり援るものなき間にさきてずたずたに爲ん 三 わが神ヱホ
バよ もしわれ此事をなしゝならんには わが手によこしまの纏りをらんには 四 故なく仇するものをさへ助けし
に禍害をもてわが友にむくいしならんには 五 よし仇人わがたましひを逐とらへ わが生命をつちにふみにじり
わが榮を塵におくとも その作にまかせよ セラ 六 ヱホバよなんぢの怒をもて起わが仇のいきどほりにむかひて
立たまへ わがために目をさましたまへ なんぢは審判をおほせ出したまへり 七 もろもろの國人の會をなんぢの

イ 詩三八・一 耶一〇 ロ 詩四一・四 ハ 何六・一 ニ 詩九〇・一三 ホ 詩三〇・九 ヘ 伯一七・七 詩三一 ト 詩一一九・一一五 チ 詩三・四 ル 詩五〇・二二 カ 箴前二四・七、二六 ヨ 詩九四・二

まはりに集はしめ 其上なる高座にかへりたまへ 八 ヱホバはもろもろの民にさばきを行ひたまふ ヱホバよわが
正義とわが衷なる完全とにしたがひて我をさばきたまへ 九 ねがはくは惡きものの曲事をたちて義しきものを堅
くしたまへたゞしき神は人のこゝろと腎とをさぐり知たまふ 一〇 わが盾をとるものは心のなほきものをすくふ神
なり 一一 神はたゞしき審士ひごとに忿恚をおこしたまふ神なり 一二 人もしかへらずば神はその劍をとぎ その弓
をはりてかまへ 一三 これに死の器をそなへ その矢に火をそへたまはん 一四 視よその人はよこしまを產んとして
くるしむ 殘害をはらみ虛僞をうむなり 一五 また坑をほりてふかくし己がつくれるその溝におちいれり 一六 その
殘害はおのが首にかへり その强暴はおのが頭上にくだらん 一七 われその義によりてヱホバに感謝し いとたかき
ヱホバの名をほめうたはん

第八篇

ギテトの琴にあはせて伶長にうたはしめたるダビデの歌

一 われらの主ヱホバよ なんぢの名は地にあまねくして尊きかな その榮光を天におきたまへり
二 なんぢは嬰兒ちのみごの口により力の基をおきて敵にそなへたまへり こは仇人とうらみを報るものとを鎭靜め
んがためなり 三 我なんぢの指のわざなる天を觀なんぢの設けたまへる月と星とをみるに 四 世人はいかなる
ものなればこれを聖念にとめたまふや 人の子はいかなるものなればこれを顧みたまふや 五 只すこしく人を
神よりも卑つくりて榮と尊貴とをかうぶらせ 六 またこれに手のわざを治めしめ萬物をその足下におきたま
へり 七 すべての羊うし また野の獸 八 そらの鳥 うみの魚 もろもろの海路をかよふものをまで皆しかなせり

レ 詩一八・二〇、三五 一七・一〇、二〇・二四 ソ 箴前一六・七 代上二八・九 詩一三九 ツ 詩一二五・四 ネ 申三二・四一 ナ 伯一五・三五 雅 一一、五九・三三・一一、四・一一 ラ 帖七・一〇 伯四・八 詩九・一五、一〇・五、一〇・二五 ム 王上一・三二 帖九 ウ 詩一四八・一三 ヰ 詩一一三・四 ノ 太一一・二五、二一 ク 詩一一・二 ヤ 伯七・一七 詩一四 マ 創一・二六、二八 ケ 箴前一五・二七 タ 詩四四・二三 ス 詩四四・一六 來二・八

九 われらの主ヱホバよ なんぢの名は地にあまねくして尊きかな

第九篇

一 われ心をつくしてヱホバに感謝し そのもろもろの奇しき事迹をのべつたへん 二 われ汝により
三 てたのしみ且よろこばん 至上者よなんぢの名をほめうたはん 四 わが仇しりぞくとき躓きたふれて御前にほろ
五 ぶ なんぢわが義とわが訟とをまもりたまへばなり なんぢはたゞしき審判をしつゝ寶座にすわりたまへり
六 またもろもろの國をせめ惡きものをほろぼし 世々かぎりなくかれらが名をけしたまへり 七 仇はたえはてゝ
八 世々あれすたれたり 汝のくつがへしたまへるもろもろの邑はうせてその跡だにもなし 九 ヱホバはとこしへに
聖位にすわりたまふ 審判のためにその寶座をまうけたまひたり 一〇 ヱホバは公義をもて世をさばき直をもて
ろもろの民に審判をおこなひたまはん 一一 ヱホバは虐げらるゝものの城また難みのときの城なり 一二 聖名をしる
ものはなんぢに依賴んそはヱホバよなんぢを尋るものの棄られしこと斷てなければなり 一三 シオンに住たまふ
ヱホバに對ひてほめうたへ その事迹をもろもろの民のなかにのべつたへよ 一四 血を問糺したまふものは苦しむ
ものを心にとめてその號呼をわすれたまはず 一五 ヱホバよ我をあはれみたまへ われを死の門よりすくひいだし
たまへる者よ ねがはくは仇人のわれを難むるを視たまへ 一六 さらば我なんぢのすべての頌美をのぶるを得また
シオンのむすめの門にてなんぢの救をよろこばん 一七 もろもろの國民はおのがつくれる陥におちいり そのかく
しまうけたる網におのが足をとらへらる 一八 ヱホバは己をしらしめ審判をおこなひたまへり あしき人はおのが
手のわざなる羈にかゝれり ヒガイオン セラ 一九 あしき人は陰府にかへるべし 神をわするゝもろもろの國民も

イ 詩八・二　ロ 詩五・二一　ハ 詩五六・二、八三・　ニ 申九・一四　ホ 詩一〇二・一二、二六 來一・一一　ヘ 詩九六・一三、九八・七　ト 詩三二・七、三七・九　チ 詩九一・一四　リ 詩一〇七・二二　ヌ 利九・五　ル 詩一三・五、五・三五・九　ヲ 詩七・一五、一六、三五・八、五七・六、九四・二三　ワ 出一四・一四、一〇、二二・八、二六・二七、二二・一三　ケ 伯二二・一三　詩七三・一一、九四・七　結八・一二、九・九　フ 米五・九

一八 貧者はつねに忘らるゝにあらず苦しむものの望はとこしへに滅ぶるにあらず 一九 ヱホバよ起
二〇 たまへ ねがはくは勝を人にえしめたまふなかれ御前にてもろもろのくにびとに審判をうけしめたまへ 二〇 ヱホ
バよ願くはかれらに懼をおこさしめたまへ もろもろの國民におのれたゞ人なることを知しめたまへ セラ

第一〇篇

一 あゝヱホバよ何ぞはるかに立たまふや なんぞ患難のときに匿れたまふや 二 あしき人はたかぶ
三 りて苦しむものを甚だしくせむ かれらをそのくはだての謀略にとらはれしめたまへ 三 あしきひ
四 とは己がこゝろの欲望をほこり貪るものを祝してヱホバをかろしむ 四 あしき人はほこりかにいふ 神はさぐり
五 もとむることをせざるなりと 凡てそのおもひに神なしとせり 五 かれの途はつねに堅く なんぢの審判はその眼
六 よりはなれてたかし 彼はそのもろもろの敵をくちさきらにて吹く 六 かくて己がこゝろの中にいふ 我うごかさ
七 るゝことなく世々われに禍害なかるべしと 七 その口にはのろひと虚僞としへたげとみち その舌のしたには
八 殘害とよこしまとあり 八 かれは村里のかくれたる處にをり隱やかなるところにて罪なきものをころす その
九 眼はひそかに倚仗なきものをうかゞひ 九 窟にをる獅のごとく潜み まち苦しむものをとらへんために伏ねらひ
一〇 貧しきものをその網にひきいれてとらふ 一〇 また身をかゞめて蹲まる その强勁によりて依仗なきものは仆る
一一 一一 かれ心のうちにいふ 神はわすれたり神はその面をかくせり神はみることなかるべしと 一二 ヱホバよ起たまへ
一三 神よ手をあげたまへ 苦しむものを忘れたまふなかれ 一三 いかなれば惡きもの神をいやしめて 心中になんぢ
一四 探求むることをせじといふや 一四 なんぢは鑒たまへり その殘害と怨恨とを見てこれに手をくだしたまへり

三一 カ 詩一九・一四、九二　ヨ 伯八・一三　詩五〇・二二　タ 詩九・一二、一二・五　レ 箴二三・一八、二四　ソ 詩七・一六、九・一　五、一六 箴五・二二　ツ 詩九四・四　ネ 箴二八・四　ナ 詩一四・一、五三・一　ラ 箴二四・七　羅一・ム 詩一二・五　ウ 詩三〇・六　一一 寒五六・一二　傳八・ク 哈三・一四　ヤ 詩一七・一一　マ 詩一七・一二　ノ 羅三・一四　す 伯二〇・一二　米七　ケ 伯二二・一三　詩七三・一一、九四・七　結八・一二、九・九　フ 米五・九

一五 倚仗なきものは身をなんぢに委ぬ　なんぢは昔しより孤子をたすけたまふ者なり　一五 ねがはくは惡きものの臂を
一六 をりたまへあしきものの惡事を一つだにのこらぬまでに探究したまへ　一六 ヱホバはいやとほながに王なり　もろ
一七 もろの國民はほろびて神の國より跡をたちたり　一七 ヱホバよ汝はくるしむものの懇求をきゝたまへり　その心を
一八 かたくしたまはん　なんぢは耳をかたぶけてきゝ　一八 孤子と虐げらるゝ者とのために審判をなし地につける人に
ふたゝび恐嚇をもちひざらしめ給はん

第一一篇

うたのかみに謳はしめたるダビデのうた

一 われヱホバに依賴めり　なんぢら何ぞわが靈魂にむかひて鳥のごとくなんぢの山にのがれよと
二 いふや　二 視よあしきものは暗處にかくれ心なほきものを射んとて弓をはり絃に矢をつがふ　三 基みなやぶれた
三 らんには　義者なにをなさんや　四 ヱホバはその聖宮にいます　ヱホバの寶座は天にあり　その目はひとのこを鑒
四 その眼瞼はかれらをこゝろみたまふ　五 ヱホバは義者をこゝろむ　そのみこゝろは惡きものと强暴をこのむ者
五 とをにくみ　六 羂をあしきもののうへに降したまはん　火と硫磺ともゆる風とはかれらの酒杯にうくべきもの
六 なり　七 ヱホバはたゞしき者にして義きことを愛したまへばなり　直きものはその聖顏をあふぎみん
七

第一二篇

一 あゝヱホバよ助けたまへ　そは神をうやまふ人はたえ誠あるものは人の子のなかより消失るなり
二 人はみな虛僞をもてその隣とあひかたり滑かなるくちびると貳心とをもてものいふ　三 ヱホバはすべての滑か
八音にあはせて伶長にうたはしめたるダビデのうた

イ 提後一・一二　彼前五・一三、一四六・一〇・一〇　ヘ 詩八二・三　寒一一　ヌ 詩二一・一二　默四・二　カ 詩三三・一三、三四　タ 創一九・二四　結　彼前三・一二
四・一九　ロ 詩六八・五　何一四　哀五・一九　但四・三　ト 詩五六・一一　ル 詩八二・五　ヲ 哈二・二〇　ヤ 詩一・二　寒六・一　ル 詩八二・五　ヲ 哈二・二〇　ヤ 詩二・四　寒六六・一　太五・三四、二三・二二　從七・四九　ヨ 創二二・一　雅一・七　ソ 伯三六・七　詩三三・一八、三四・一五　ツ 寒五七・一　米七・二　ネ 詩一〇・七　ナ 詩二八・三、四　耶九・八　羅一六　ム 出三・七、八　寒三三・二八　ラ 申前二・三　詩一七・一〇　但七・八、二五　ム 出三・七、八　寒三三・二〇
ハ 詩三七・一七　前一・一七　ト 詩二五・一、一四　ホ 代上二九・一八　チ 申前二六・一九、二〇　リ 詩六四・三、四

なるくちびると大なる言をかたる舌とをほろぼし給はん　四 かれらはいふ　われら舌をもて勝をえん　この口唇は
五 わがものなり誰かわれらに主たらんやと　五 ヱホバのたまはく　苦しむもの掠められ貧しきもの歎くがゆゑに我
六 いま起てこれをその慕ひもとむる平安におかん　六 ヱホバの言はきよきことばなり　地にまうけたる爐にてねり
七 七次きよめたる白銀のごとし　七 ヱホバよ汝はかれらをまもり之をたすけてとこしへにこの類より免れしめたま
八 はん　八 人の子のなかに穢しきことの崇めらるゝときは惡者こゝやかしこにあるくなり

第一三篇

伶長にうたはしめたるダビデのうた

一 あゝヱホバよ　かくて幾何時をへたまふや　汝とこしへに我をわすれたまふや　聖顏をかくして
二 いくそのときを歷たまふや　二 われ心のうちに終日かなしみをいだき　鬱畫をたましひに用ゐて幾何時をふべき
三 か　わが仇はわがうへに崇められて幾何時をふべきか　三 わが神ヱホバよ我をかへりみて答をなしたまへ　わが目
四 をあきらかにしたまへ　恐らくはわれ死の睡につかん　四 おそらくはわが仇いはん　我かれに勝りと　おそらくは
五 わが敵わがうごかさるゝによりて喜ばん　五 されど我はなんぢの憐憫によりたのみ　わが心はなんぢの救により
六 てよろこばん　六 ヱホバはゆたかに我をあしらひたまひたれば　われヱホバに對ひてうたはん

第一四篇

うたのかみに謳はしめたるダビデのうた

一 愚なるものは心のうちに神なしといへり　かれらは腐れたり　かれらは憎むべき事をなせり　善を
二 おこなふ者なし　二 ヱホバ天より人の子をのぞみみて悟るもの神をたづぬる者ありやと見たまひしに　三 みな逆
三 きいでてことごとく腐れたり　善をなすものなし一人だになし　四 不義をおこなふ者はみな智覺なきか　かれらは

物くふごとくわが民をくらひ　またヱホバをよぶことをせざるなり　五 視よかゝる時かれらは大におそれたり　神
はたゞしきものの類のなかに在せばなり　六 なんぢらは苦しめるものの謀略をあなどり辱かしむ　されどヱホバ
はその避所なり　七 ねがはくはシオンよりイスラエルの救のいでんことを　ヱホバその民のとらはれたるを返し
たまふときヤコブはよろこびイスラエルは樂まん

第一五篇

ダビデのうた

一 ヱホバよなんぢの帷幄のうちにやどらん者はたれぞ　なんぢの聖山にすまはんものは誰ぞ　二 直
くあゆみ義をおこなひ　そのこゝろに眞實をいふものぞ　三 その人なる　かゝる人は舌をもてそしらず　その友を
そこなはず　またその隣をはぢしむる言をあげもちゐず　四 惡にしづめるものを見ていとひかろしめ　ヱホバをお
そるゝものをたふとび　誓ひしことはおのれに禍害となるも變ることなし　五 貨をかして過たる利をむさぼらず
賄賂をいれて無辜をそこなはざるなり　斯ることどもを行ふものは永遠にうごかさるゝことなかるべし

第一六篇

ダビデがミクタムの歌

一 神よねがはくは我を護りたまへ　我なんぢに依賴む　二 われヱホバにいへらくなんぢはわが主
なり　なんぢのほかにわが福祉はなしと　三 地にある聖徒はわが極めてよろこぶ勝れしものなり　四 ヱホバに
かへて他神をとるものの悲哀はいやまさん　我かれらがさゝぐる血の御酒をそゝがず　その名を口にとなふること
をせじ　五 ヱホバはわが嗣業またわが酒杯にうくべき有なり　なんぢはわが所領をまもりたまはん　六 準繩は

イ 耶一〇・二五　麼八　ニ 詩五三・六　ル 出二三・一　ツ 申三二・九　詩七三　ネ 詩一一・六
・四　米三・三　ホ 伯四・一〇　詩　チ 賽三三・一五　ラ 帖三・二　・二六、一一九・五
ロ 詩七九・六　賽六四　・一二六・一　リ 弘八・一六　弗四・　ワ 士一一・三五　太一四・三七
・七　一四・三一・六　ヘ 詩二四・三一・六　ヌ 利一九・一六　詩　カ 出二二・二五　耶五・二四　申二三　ヲ 申三二・一五　詩七三
ハ 詩九・九、一四二・五　ト 詩二・六、三・四　三四・一三　利　タ 詩一六・八　使後一　ヨ 出二三・八　申一六　ソ 出二三・一三　書
・一九　結一八・八、　・一〇　レ 詩二五・二〇　・七、一四太二三・三七　ナ 徒二・二五　ラ 詩七三・二三、一一　キ 創前二・三　詩三一
二二・二　二二・二　二三・二　ム 詩一五・五　ウ 詩三〇・一二、五七　ノ 利一九・二八　民六　ヤ 詩三六・八　ケ 伯二三・一〇　詩二　ア 得二・一二　詩三六　ツ 申三二・一五　詩七三
・五、一二一・五　・二七、三一、一三・　ク 詩一七・一五、二一　・六　太五・八　路前　・九　馬三・一、三　彼前一・七　ヲ 詩一一九・一三三　・七、五七・一、六一
・六　太五・八　路前　三五　一三・一二　約壽三　・八　テ 申三二・一〇　亞二　ヲ 詩一一六・二　・七、一一九・七〇
・八　ヘ 詩四九・一五　徒二　オ 太七・一四　・六　ヤ 詩三六・八　一三九・二　亞一三　エ 詩三一・二一　ヨ 申三二・一五　詩七三
・一〇　詩　リ 弘八・一六　弗四・　ル 出二三・一　ツ 申三二・九　詩七三　ネ 詩一一・六
・四　米三・三　ホ 伯四・一〇　詩　チ 賽三三・一五　ラ 帖三・二　・二六、一一九・五
ロ 詩七九・六　賽六四　・一二六・一　リ 弘八・一六　弗四・　ワ 士一一・三五　太一四・三七
・七　一四・三一・六　ヘ 詩二四・三一・六　ヌ 利一九・一六　詩　カ 出二二・二五　耶五・二四　申二三　ヲ 申三二・一五　詩七三
ハ 詩九・九、一四二・五　ト 詩二・六、三・四　三四・一三　利　タ 詩一六・八　使後一　ヨ 出二三・八　申一六　ソ 出二三・一三　書
・一九　結一八・八、　・一〇　レ 詩二五・二〇　・七、一四太二三・三七　ナ 徒二・二五　ラ 詩七三・二三、一一　キ 創前二・三　詩三一
二二・二　二二・二　二三・二　ム 詩一五・五　ウ 詩三〇・一二、五七　ノ 利一九・二八　民六　ヤ 詩三六・八　ケ 伯二三・一〇　詩二　ア 得二・一二　詩三六　ツ 申三二・一五　詩七三　ネ 詩一一・六
・五、一二一・五　・二七、三一、一三・　ク 詩一七・一五、二一　・六　太五・八　路前　・九　馬三・一、三　彼前一・七　ヲ 詩一一九・一三三　・七、五七・一、六一
・六　太五・八　路前　三五　一三・一二　約壽三　・八　テ 申三二・一〇　亞二　ヲ 詩一一六・二　・七、一一九・七〇
・八　ヘ 詩四九・一五　徒二　オ 太七・一四　・六　ヤ 詩三六・八　一三九・二　亞一三　エ 詩三一・二一　ヨ 申三二・一五　詩七三
・一〇　詩　リ 弘八・一六　弗四・　ル 出二三・一　ツ 申三二・九　詩七三　ネ 詩一一・六
・四　米三・三　ホ 伯四・一〇　詩　チ 賽三三・一五　ラ 帖三・二　・二六、一一九・五
ロ 詩七九・六　賽六四　・一二六・一　リ 弘八・一六　弗四・　ワ 士一一・三五　太一四・三七
・七　一四・三一・六　ヘ 詩二四・三一・六　ヌ 利一九・一六　詩　カ 出二二・二五　耶五・二四　申二三　ヲ 申三二・一五　詩七三
ハ 詩九・九、一四二・五　ト 詩二・六、三・四　三四・一三　利　タ 詩一六・八　使後一　ヨ 出二三・八　申一六　ソ 出二三・一三　書
・一九　結一八・八、　・一〇　レ 詩二五・二〇　・七、一四太二三・三七　ナ 徒二・二五　ラ 詩七三・二三、一一　キ 創前二・三　詩三一
二二・二　二二・二　二三・二　ム 詩一五・五　ウ 詩三〇・一二、五七　ノ 利一九・二八　民六　ヤ 詩三六・八　ケ 伯二三・一〇　詩二　ア 得二・一二　詩三六　ツ 申三二・一五　詩七三　ネ 詩一一・六
・五、一二一・五　・二七、三一、一三・　ク 詩一七・一五、二一　・六　太五・八　路前　・九　馬三・一、三　彼前一・七　ヲ 詩一一九・一三三　・七、五七・一、六一
・六　太五・八　路前　三五　一三・一二　約壽三　・八　テ 申三二・一〇　亞二　ヲ 詩一一六・二　・七、一一九・七〇

わがために樂しき地におちたり　宜われよき嗣業をえたるかな　七 われは訓諭をさづけたまふヱホバをほめまつら
ん　夜はわが心われををしふ　八 われ常にヱホバをわが前におけり　ヱホバわが右にいませばわれ動かさるゝこと
なかるべし　九 このゆゑにわが心はたのしみ　わが榮はよろこぶ　わが身もまた平安にをらん　一〇 そは汝わがたま
しひを陰府にすておきたまはず　なんぢの聖者を墓のなかに朽しめたまはざる可ればなり　一一 なんぢ生命の道を
われに示したまはん　なんぢの前には充足るよろこびあり　なんぢの右にはもろもろの快樂とこしへにあり

第一七篇

ダビデの祈禱

一 あゝヱホバよ公義をきゝたまへ　わが哭聲にみこゝろをとめたまへ　いつはりなき口唇よりいづる
我がいのりに耳をかたぶけたまへ　二 ねがはくはわが宣告みまへよりいでてなんぢの目公平をみたまはんことを
三 なんぢわが心をこゝろみ　また夜われにのぞみたまへり　斯てわれを糾したまへど我になにの惡念あるをも見出
たまはざりき　わが口はつみを犯すことなからん　四 人の行爲のことをいはゞ我なんぢのくちびるの言によりて
暴るものの途をさけたり　五 わが歩はかたくなんぢの途にたち　わが足はよろめくことなかりき　六 神よなんぢ
我にこたへたまふ我なんぢをよべり　ねがはくは汝の耳をかたぶけてわが陳るところをきゝたまへ　七 なんぢに
依賴むものを右手をもて仇するものより救ひたまふ者よ　ねがはくはなんぢの妙なる仁慈をあらはしたまへ
八 願くはわれを瞳のごとくにまもり　汝のつばさの蔭にかくし　九 我をなやむるあしき者また我をかこみてわが
命をそこなはんとする仇よりのがれしめ給へ　一〇 かれらはおのが心をふさぎ　その口をもて誇かにものいへり

二　いづこにまれ往ところにてわれらを打圍み　われらを地にたふさんと目をとむ　一二　かれは抓裂んといらだつ
一三　獅のごとく隱やかなるところに潛みまつ壯獅のごとし　一三　ヱホバよ起たまへ　ねがはくはかれに立對ひてこれを
一四　たふし御劍をもて惡きものよりわが靈魂をすくひたまへ　一四　ヱホバよ手をもて人より我をたすけいだしたまへ
おのがうくべき有をこの世にてうけ　汝のたからにてその腹をみたさるゝ世人より我をたすけいだし給へ　かれら
一五　はおほくの子にあきたり　その富ををさなごに遺す　一五　されどわれは義にありて聖顏をみ目さむるとき容光を
もて飽足ることをえん

第一八篇

一　ヱホバわれの力よ　われ切になんぢを愛しむ　二　ヱホバはわが巖　わが城　われをすくふ者　わがよりたのむ
三　神　わが堅固なるいはほ　わが盾　わがすくひの角　わがたかき櫓なり　三　われ讃稱ふべきヱホバをよびて仇人より
四　すくはるゝことをえん　四　死のつな我をめぐり惡のみなぎる流われをおそれしめたり　五　陰間のなは我をかこみ
五　死のわな我にたちむかへり　六　われ窮苦のうちにありてヱホバをよび又わが神にさけびたり　ヱホバはその宮
六　よりわが聲をきゝたまふ　その前にてわがよびし聲はその耳にいれり　七　このときヱホバ怒りたまひたれば地は
七　ふるひうごき山の基はゆるぎうごきたり　八　烟その鼻よりたち火その口よりいでてやきつくし炭はこれがために
八　燃あがれり　九　ヱホバは天をたれて臨りたまふ　その足の下はくらきこと甚だし　一〇　かくてケルブに乘りてとび
九　風のつばさにて翔り　一一　闇をおほひとなし水のくらきとそらの密雲とをそのまはりの幕となしたまへり　一二　その

イ 摂前二三・二六　ロ 詩一〇・八—一〇　ハ 詩七三・一二　ニ 約壹三・二　ホ 詩四・六、七、一六・　ヘ 詩一四四・一　ト 詩一六・三　チ 徒四・三一　リ 詩一四四・五　ヌ 詩九九・一　ル 詩一〇四・三　ヲ 詩九七・一　ワ 詩九七・三　カ 詩二九・三　ヨ 箴一〇・一〇　詩　タ 出一五・八　詩一〇　一四四・六　箴三〇　三〇

一三　みまへの光輝よりくろくもをへて雹ともえたる炭とふりきたれり　一三　ヱホバは天に雷鳴をとゞろかせたまへり
一四　至上者のこゑいでて雹ともえたる炭とふりきたり　一四　ヱホバ矢をとばせてかれらを打ちちらし數しげき電光をはな
一五　ちてかれらをうち敗りたまへり　一五　ヱホバよ斯るときになんぢの叱咤となんぢの鼻のいぶきとによりて水の底
一六　みえ地の基あらはれいでたり　一六　ヱホバはたかきより手をのべ我をとりて大水よりひきあげ　一七　わがつよき仇と
一七　われを憎むものとより我をたすけいだしたまへり　かれらは我にまさりて最強かりき　一八　かれらはわが災害の日
一八　にせまりきたれり　然どヱホバはわが支柱となりたまひき　一九　ヱホバはわれを悅びたまふがゆゑにわれをたづさ
一九　へ廣處にいだして助けたまへり　二〇　ヱホバはわが正義にしたがひて恩賜をたまひ　わが手のきよきにしたがひて
二〇　報賞をたれたまへり　二一　われヱホバの道をまもり惡をなしてわが神よりはなれしことなければなり　二二　そのすべ
二一　ての審判はわがまへにありて　われその律法をすてしことなければなり　二三　われ神にむかひて缺るところなく己
二二　をまもりて不義をはなれたり　二四　この故にヱホバはわがたゞしきと　その目前にわが手のきよきとにしたがひて
二三　我にむくいをなし給へり　二五　なんぢ憐憫あるものには憐みあるものとなり完全ものには全きものとなり　二六　きよ
二四　きものには潔きものとなり僻むものにはひがむ者となりたまふ　二七　そは汝くるしめる民をすくひたまへど高ぶる
二五　目をひくゝしたまふ可ればなり　二八　なんぢわが燈火をともし給ふべければなり　わが神ヱホバわが暗をてらした
二六　まはん　二九　我なんぢによりて軍の中をはせとぼり　わが神によりて垣ををどりこゆ　三〇　神はしもその途まったくヱ
二七　ホバの言はきよし　ヱホバはすべて依賴むものの盾なり　三一　そはヱホバのほかに神はたれぞや　われらの神のほか
二八　に巖はたれぞや　三二　神はちからをわれに帶しめ　わが途を全きものとなしたまふ　三三　神はわが足を鹿のあしの

レ 詩一四四・七　ソ 詩三一・八、一一八　ツ 摂前二四・一九　ネ 摂前二六・二三　ナ 王上八・三二　ラ 利二六・二三、二四、二七、二八　ム 詩一〇一・五　箴三・一七　ウ 伯一八・六　ヰ 申三二・四　箴一五・三　ノ 詩一一八・六、一一九　ク 申三二・三一、三九　オ 詩一四〇・五　箴三〇・五　ヤ 詩一七・七　マ 摂後二・一八　哈三・一九　タ 詩九一・二　ス 詩八六　箴四五・五

三四 ごとくし我をわが高處にたゝせたまふ　三四 神はわが手をたゝかひにならはせてわが臂に銅弓をひくことを得し
三五 めたまふ　三五 又なんぢの救の盾をわれにあたへたまへり なんぢの右手われをさゝへ なんぢの謙卑われを大なら
三六 しめたまへり　三六 なんぢわが歩むところを寛濶ならしめたまひたればわが足ふるはざりき　三七 われ仇をおひて
三八 これに追及かれらのほろぶるまでは歸ることをせじ　三八 われかれらを擊てたつことを得ざらしめん かれらは
三九 わが足の下にたふるべし　三九 そはなんぢ戰爭のために力をわれに帶しめ われにさからひておこりたつ者をわが
四〇 下にかゞませたまひたればなり　四〇 我をにくむ者をわが滅しえんがために汝またわが仇の背をわれにむけしめ
四一 給へり　四一 かれら叫びたれども救ふものなく ヱホバに對ひてさけびたれども答へたまはざりき　四二 我かれらを
四二 風のまへの塵のごとくに搗碎き ちまたの坭のごとくに打棄たり　四三 なんぢわれを民のあらそひより助けいだし
四三 我をたててもろもろの國の長となしたまへり わがしらざる民われにつかへん　四四 かれらわが事をきゝて立刻
四四 われにしたがひ異邦人はきたりて佞りつかへん　四五 ことくにびとは衰へてその城よりをのゝきいでん　四六 ヱホバ
四五 は活ていませり わが磐はほむべきかな わがすくひの神はあがむべきかな　四七 わがために讎をむくい異邦人を
四六 われに服はせたまふはこの神なり　四八 神はわれを仇よりすくひたまふ實になんぢは我にさからひて起りたつ者の
四七 うへに我をあげ あらぶる人より我をたすけいだし給ふ　四九 この故にヱホバよ われもろもろの國人のなかにて
四八 なんぢに感謝し なんぢの名をほめうたはん　五〇 ヱホバはおほいなる救をその王にあたへ その受膏者ダビデと
四九 その裔とに世々かぎりなく憐憫をたれたまふ

イ 申三二・一三、三三　ロ 詩一四四・一　ハ 箴四・二二　ニ 伯二七・九、三五・　ホ 弘一〇・五　ヘ 得後二・九、一〇、三・二　ト 得後八・九—一四　チ 結五二・一五、五五　リ 申三三・二九　ヌ 米七・一七　ル 詩四七・三　ヲ 詩五九・一　ワ 羅一五・九　カ 詩一四四・一〇　ヨ 得後七・一三　タ 創一・六　レ 羅一・一九　ソ 傳一・五

五一 ごとくしたがひ異邦人はきたりて佞りつかへん　五二 ヱホバは活ていませり わが磐はほむべきかな わがすくひの神はあがむべきかな　五三 ヱホバ
五二 は讎をむくい異邦人を われに服はせたまふはこの神なり　五四 神はわれを仇よりすくひたまふ實になんぢは我にさからひて起りたつ者の
五三 うへに我をあげ あらぶる人より我をたすけいだし給ふ　五五 この故にヱホバよ われもろもろの國人のなかにて
五四 なんぢに感謝し なんぢの名をほめうたはん　五六 ヱホバはおほいなる救をその王にあたへ その受膏者ダビデと
五五 その裔とに世々かぎりなく憐憫をたれたまふ

ツ 詩一一一・七　ネ 詩一二・六　ナ 詩一三・三　ラ 詩一一九・七二、一二七　箴八・一〇、一一・一九　ム 詩一一九・一〇三　ウ 箴二九・一八　ヰ 詩四〇・一二　ノ 詩九〇・八　オ 利四・二—一二　ク 創二〇・六　ヤ 詩一一九・一三三　マ 詩五一・一五　ケ 雅四三・一四、四四　フ 箴一八・一〇　コ 王上六・一六（代下三・九）　エ 詩七三・一七　テ 詩一一九・一三三　ア 詩一四四・一〇　サ 詩四〇・一二　キ 詩一一九・一〇三　ユ 詩一一九・一〇三　メ 詩一一九・一〇三　ミ 詩一一九・一〇三　シ 詩一一九・一〇三　ヒ 詩一一九・一〇三　モ 詩一一九・一〇三　セ 詩一一九・一〇三　ス 詩一一九・一〇三　ン 詩一一九・一〇三

第一九篇

一 うたのかみに謳はしめたるダビデのうた　もろもろの天は神のえいくわうをあらはし穹蒼はその手のわざをしめす　二 この日ことばをかの
三 日につたへ このよ知識をかの夜におくる　三 語らずいはずその聲きこえざるに　四 そのひゞきは全地にあまねく
四 そのことばは地のはてにまでおよぶ 神はかしこに帷幄を日のためにまうけたまへり　五 日は新郎がいはひの殿
五 をいづるごとく勇士がきそひはしるをよろこぶに似たり　六 そのいでたつや天の涯よりし その運りゆくや天の
六 はてにいたる 物としてその和煦をかうぶらざるはなし　七 ヱホバの法はまたくして靈魂をいきかへらしめ
七 ヱホバの證詞はかたくして愚なるものを智からしむ　八 ヱホバの訓諭はなほくして心をよろこばしめ ヱホバの
八 誡命はきよくして眼をあきらかならしむ　九 ヱホバを惶みおそるゝ道はきよくして世々にたゆることなく ヱホ
九 バのさばきは眞實にしてことごとく正し　一〇 これを黃金にくらぶるも おほくの純精金にくらぶるも彌增りて
一〇 したふべく これを蜜にくらぶるも蜂のすの滴瀝にくらぶるもいやまさりて甘し　一一 なんぢの僕はこれらにより
一一 て儆戒をうく これらをまもらば大なる報賞あらん　一二 たれかおのれの過失をしりえんや ねがはくは我をかくれ
一二 たる愆より解放ちたまへ　一三 願くはなんぢの僕をひきとめて故意なる罪ををかさしめず それをわが主たらしめ
一三 給ふなかれ されば われ玷なきものとなりて大なる愆をまぬかるゝをえん　一四 ヱホバわが磐わが贖主よ わが
一四 くちの言わがこゝろの思念なんぢのまへに悅ばるゝことを得しめたまへ

第二〇篇

一 伶長にうたはしめたるダビデのうた　ねがはくはヱホバなやみの日になんぢにこたへヤコブのかみの名なんぢを高にあげ　二 聖所より

三 援助をなんぢにおくりシオンより能力をなんぢにあたへ　三 汝のもろもろの獻物をみこゝろにとめ なんぢの
四 燔祭をうけたまはんことを セラ　四 ねがはくはなんぢがこゝろの願望をゆるし なんぢの謀略をことごとく遂し
五 めたまはんことを　五 我儕なんぢの救によりて歡びうたひ われらの神の名によりて旗をたてん ねがはくはヱホ
六 バ汝のもろもろの求をとげしめたまはんことを　六 われ今ヱホバその受膏者をすくひたまふを知る ヱホバその
七 きよき天より右手なるすくひの力にてかれに應へたまはん　七 あるひは車をたのみ あるひは馬をたのみとする
八 者あり されどわれらはわが神ヱホバの名をとなへん　八 かれらは屈みまた仆る われらは起てかたくたてり
九 ヱホバよ王をすくひたまへ われらがよぶとき應へたまへ

第二一篇

一 ヱホバよ王はなんぢの力によりてたのしみ 汝のすくひによりて奈何におほいなる歡喜をなさん
二 なんぢ彼がこゝろの願望をゆるし そのくちびるの求をいなみ給はざりき セラ　三 そはよきたまものの惠をも
三 てかれを迎へ まじりなきこがねの冕弁をもてかれの首にいたゞかせ給ひたり　四 かれ生命をもとめしに汝これ
四 をあたへてその齢の日を世々かぎりなからしめ給へり　五 なんぢの救によりてその榮光おほいなり なんぢは尊貴
五 と稜威とをかれに衣せたまふ　六 そは之をとこしへに福ひなるものとなし聖顔のまへの歡喜をもて樂しませたま
六 へばなり　七 王はヱホバに依賴み いとたかき者のいつくしみを蒙るがゆゑに動かさるゝことなからん　八 なん
七 ぢの手はそのもろもろの仇をたづねいだし 汝のみぎの手はおのれを憎むものを探ねいだすべし　九 なんぢ怒る
八 ときは彼等をもゆる爐のごとくにせん ヱホバはげしき怒によりてかれらを呑たまはん 火はかれらを食つくさん
九

イ 詩二一・二　ロ 詩九・二四　ハ 出一七・一五　詩　ソ 王上一三・三四　伯　ツ 詩二・一　ネ 太二七・四六　可　ム 詩二五・二、三、三一　・一四　・一、七一・一　賽　四九・二三　羅九・　ノ 太二七・三九　路　ウ 伯二五・六　箴四一　オ 伯一六・四　詩一〇　ク 太二七・四三　ヤ 詩九一・一四　マ 詩七一・六　ケ 箴四六・三、四九・一　フ 申三二・一四　詩　六八・三〇　結三九　・一八　箴四・一　コ 伯一六・一〇　詩　三五・二一　哀二・　ア 歴一七・二二　エ 但五・六　テ 書七・五　伯二三・　一六　ヨ 詩二一・二　ル 詩二一・三一　箴　ト 詩二〇・五、六　チ 詩二〇・四、五　リ 傳後一二・三〇　代　ヌ 詩六一・五、六　ル 傳後七・一九　詩　ヲ 詩一六・一、四五　カ 傳前三一・三　ヨ 馬四・一　ワ 詩一六・八　タ 詩五六・一、二　レ 詩一八・八　箴二六　・一一

一〇 汝かれらの裔を地よりほろぼし かれらの種を人の子のなかよりほろぼさん　一一 かれらは汝にむかひて惡事を
一一 くはだて遂がたき謀略をおもひまはせばなり　一二 汝かれらをして背をむけしめ その面にむかひて弓絃をひかん
一三 ヱホバよ能力をあらはしてみづからを高くしたまへ 我儕はなんぢの稜威をうたひ且ほめたゝへん

第二二篇

一 あけぼのの鹿の調にあはせて伶長にうたはしめたるダビデの歌
二 わが神わが神 なんぞ我をすてたまふや 何なれば遠くはなれて我をすくはず わが歎きのこゑを
三 きゝ給はざるか　二 あゝわが神われ晝よばはれども汝こたへたまはず 夜よばはれどもわれ平安をえず　三 然は
四 あれイスラエルの讃美のなかに住たまふものよ 汝はきよし　四 われらの列祖はなんぢに依賴めり かれら依賴み
五 たればこれを助けたまへり　五 かれら汝をよびて援をえ汝によりたのみて恥をおへることなかりき　六 然はあれ
六 どわれは蟲にして人にあらず 世にそしられ民にいやしめらる　七 すべてわれを見るものはわれをあざみわらひ
七 口唇をそらし首をふりていふ　八 かれはヱホバによりたのめり ヱホバ助くべし ヱホバかれを悅びたまふが故に
八 たすくべしと　九 されど汝はわれを胎内よりいだし給へるものなり わが母のふところにありしとき既になんぢ
九 に依賴ましめたまへり　一〇 我うまれいでしより汝にゆだねられたり わが母われを生しときより汝はわが神なり
一〇 一一 われに遠ざかりたまふなかれ 患難ちかづき又すくふものなければなり　一二 おほくの牡牛われをめぐりバサン
一二 一三 の力つよき牡牛われをかこめり　一三 かれらは口をあけて我にむかひ物をかきさき吼うたぐ獅のごとし　一四 われ水
一四 一五 のごとくそゝぎいだされ わがもろもろの骨ははづれ わが心は蠟のごとくなりて腹のうちに鎔たり　一五 わが力は

一六 かわきて陶器のくだけのごとく わが舌は齶にひたつけり なんぢわれを死の塵にふさせたまへり 一六 そは犬われ
一七 をめぐり惡きものの群われをかこみてわが手およびわが足をさしつらぬけり 一七 わが骨はことごとく數ふるばか
一八 りになりぬ 惡きもの目をとめて我をみる 一八 かれらたがひにわが衣をわかち我がしたぎを鬮にす 一九 ヱホバよ
一九 遠くはなれ居たまふなかれ わが力よねがはくは速きたりてわれを援けたまへ 二〇 わがたましひを劍より助けいだ
二〇 し わが生命を犬のたけきいきほひより脫れしめたまへ 二一 われを獅の口また野牛のつのより救ひいだしたまへ
二一 なんぢ我にこたへたまへり 二二 われなんぢの名をわが兄弟にのべつたへ なんぢを會のなかにて讃たゝへん
二二 二三 ヱホバを懼るゝものよヱホバをほめたゝへよ ヤコブのもろもろの裔よヱホバをあがめよ イスラエルのもろ
二三 もろのすゑよヱホバを畏め 二四 ヱホバはなやむものの辛苦をかろしめ棄たまはず これに聖顏をおほふことなく
二四 してその叫ぶときにきゝたまへばなり 二五 大なる會のなかにてわが汝をほめたゝふるは汝よりいづるなり わが
二五 誓ひしことはヱホバをおそるゝ者のまへにてことごとく償はん 二六 謙遜者はくらひて飽ことをえ ヱホバをた
二六 づねもとむるものはヱホバをほめたゝへん 願くはなんぢらの心とこしへに生んことを 二七 地のはては皆おもひ
二七 いだしてヱホバに歸り もろもろの國の族はみな前にふしをがむべし 二八 國はヱホバのものなればなり ヱホバは
二八 もろもろの國人をすべをさめたまふ 二九 地のこえたるものは皆くらひてヱホバををがみ 塵にくだるものと己が
二九 たましひを存ふること能はざるものと皆そのみまへに拜跪かん 三〇 たみの裔のうちにヱホバにつかふる者あらん
三〇 主のことは代々にかたりつたへらるべし 三一 かれら來りて此はヱホバの行爲なりとてその義を後にうまるゝ民に
三一 のべつたへん

イ 伯二九・一〇 哀四・四 約一九・二八 ロ 默二二・一五 ハ 太二七・三五 可一五・二四 路二三・二三 約一九・二一 ニ 路二三・二七、三五 ホ 路二三・三四 ヘ 詩一〇・一、二二・一 ト 詩三五・一七 チ 詩二二・一六 リ 提後四・一七 ヌ 賢三四・七 二七 ル 詩四〇・九 來二・一二 ヲ 約二〇・一七 羅八・二九 ワ 詩一三五・一九、二〇 カ 來五・七 ヨ 詩三五・一八、四〇 ・九、一〇、一一・一 タ 詩六六・一三、一一 傳五・四 レ 利七・一一、一二・一 ソ 約六・五一 ツ 詩二・八、七二・一 一、八六・九、九八 ・三 賢四九・六 ネ 詩九六・七 ナ 詩四七・八 亞一四・九 ラ 詩四五・一二 ム 賢二六・一九 ヰ 詩八七・六 ウ 詩八七・六 ・一〇 ヒ 賢二六・二

第二三篇

ダビデのうた

一 ヱホバはわが牧者なり われ乏しきことあらじ 二 ヱホバは我をみどりの野にふさせ いこひの
三 水濱にともなひたまふ 三 ヱホバはわが靈魂をいかし名のゆゑをもて我をたゞしき路にみちびき給ふ 四 たとひ
四 われ死のかげの谷をあゆむとも禍害をおそれじ なんぢ我とともに在せばなり なんぢの笞なんぢの杖われを
五 慰む 五 なんぢわが仇のまへに我がために筵をまうけ わが首にあぶらをそゝぎたまふ わが酒杯はあふるゝなり
六 六 わが世にあらん限りはかならず慈惠と憐憫とわれにそひきたらん 我はとこしへにヱホバの宮にすまん

ノ 賢四〇・一一 耶 す 詩四・一九 ク 結三四・一四 ヤ 默七・一七 マ 詩五・八、 ケ 伯三・五、 コ 賢四三・二 エ 詩一〇四・一五 テ 詩九二・一〇 ア 出九・二九、一九・一九・五 サ 創一・九 伯三八・六 キ 詩一五・一 ユ 伯一七・九 提前二・四 メ 太五・八 ミ 詩一五・四 シ 賢三三・一五、一六 ヱ 詩二七・八、一〇五 ヒ 賢二六・二 モ 詩九七・六 七 馬三・一 耶劇 基二・ 二・八 ・一一 哥劇一〇・ 二六、二八 ・八 ・四 ・一〇 ・一一 詩五〇 ・一一 ・一一 ・一一

の王はたれなるか　萬軍のヱホバ是ぞえいくわうの王なる　セラ

第二五篇

ダビデのうた

一　あゝヱホバよ　わがたましひは　汝をあふぎ望む　二　わが神よわれ　なんぢに依賴めり　ねがはくは
われに愧をおはしめたまふなかれ　わが仇のわれに勝誇ることなからしめたまへ　三　實になんぢを俟望むものは
はぢしめられず　故なくして信をうしなふものは愧をうけん　四　ヱホバよなんぢの大路をわれにしめし　なんぢの
徑をわれにをしへたまへ　五　我をなんぢの眞理にみちびき我ををしへたまへ　汝はわがすくひの神なり　われ終日
なんぢを俟望む　六　なんぢのあはれみと仁慈とはいにしへより絶ずあり　ヱホバよこれを思ひいだしたまへ　七　わ
がわかきときの罪とわが愆とはおもひいでたまふなかれ　ヱホバよ汝のめぐみの故になんぢの仁慈にしたがひて
我をおもひいでたまへ　八　ヱホバはめぐみ深くして直くましませり　斯るがゆゑに道をつみびとにをしへ　九　謙
だるものを正義にみちびきたまはん　その道をへりくだる者にしめしたまはん　一〇　ヱホバのもろもろの道はその
けいやくと證詞とをまもるものには仁慈なり眞理なり　一一　わが不義はおほいなり　ヱホバよ名のために之をゆる
したまへ　一二　ヱホバをおそるゝ者はたれなるか　之にそのえらぶべき道をしめしたまはん　一三　かゝる人のたまし
ひは平安にすまひ　その裔はくにをつぐべし　一四　ヱホバの親愛はヱホバをおそるゝ者とともにあり　ヱホバはその
契約をかれらに示したまはん　一五　わが目はつねにヱホバにむかふ　ヱホバわがあしを網よりとりいだしたまふ可
ればなり　一六　ねがはくは歸りきたりて我をあはれみたまへ　われ獨わびしくまた苦しみをるなり　一七　願くはわが
心のうれへをゆるめ　我をわざはひより脫かれしめたまへ　一八　わが患難わが辛苦をかへりみ　わがすべての罪を

イ詩八六・四、一四三　ロ詩二二・五、三一　ハ詩一三・四　ニ出三三・一三、詩五・八、哀三・四一　一、三四・八　寒二八・一六、四九・二三　羅一〇・一一　ホ詩一〇三・一七、一八六・一一、一一九・一四三・八、一〇　ヘ伯一三・二六、二〇　ト詩五一・一　チ羅五・二〇　リ詩三一・三、七九・九、一〇九・二一、ヌ詩三七・二三　ル歌一九・二三　ヲ詩三七・一一、二二、二九　ワ歌三・三二　約七・一七、一五・一五　カ詩一四一・八　ヨ詩六九・一六、八六　レ詩二五・二　タ伽後一六・一二　・一六　ソ詩一三〇・八　ツ詩七・八　ネ詩二六・一一　王下二〇・三　歌二〇・七　ナ詩二八・七、三一・一四　歌二九・二五　ハ詩一三・四　ニ出三三・一三　詩五・八、二七・一一、ホ詩一〇三・一七、一八六・一一、一一九・一四三・八、一〇　ヘ伯一三・二六、二〇　ト詩五一・一　チ羅五・二〇　リ詩三一・三、七九・九、一〇九・二一、ヌ詩三七・二三　ル歌一九・二三　ラ詩七・九、一七・三、六六・一〇、一三九・二二、三三　ム王下二〇・三　詩一三・九　オ出三〇・一九、二〇　詩七三・一三　提前二・八　ク詩二七・四　ヤ提前二五・二九　詩二八・三　マ出二三・八　申一六・二九　寒三三・一五　ケ詩二六・一　フ詩四〇・二　コ詩二七・一一　エ詩二二・二二、一〇　七・三二、一一一・一　ア出一五・二　サ詩六二・二、六、一八・二四、二二　寒一二・二　六〇・一九、二〇　米七・八　一四三・一一　ヌ詩三七・二三　ル歌一九・二三

ゆるしたまへ　一九　わが仇をみたまへ　かれらの數はおほし　情なき憾をもてわれをにくめり　二〇　わがたましひを
まもり我をたすけたまへ　われに愧をおはしめたまふなかれ　我なんぢに依賴めばなり　二一　われなんぢを俟望む
ねがはくは完全と正直とわれをまもれかし　二二　神よすべての憂よりイスラエルを贖ひいだしたまへ

第二六篇

ダビデの歌

一　ヱホバよねがはくはわれを鞫きたまへ　われわが完全によりてあゆみたり　然のみならず我たゆた
はずヱホバに依賴めり　二　ヱホバよわれを糺しまた試みたまへ　わが腎とこゝろとを錬きよめたまへ　三　そは汝
のいつくしみわが眼前にあり　我はなんぢの眞理によりてあゆめり　四　われは虛しき人とともに座らざりき　惡を
いつはりかざる者とともにはゆかじ　五　惡をなすものの會をにくみ惡者とともにすわることをせじ　六　われ手を
あらひて罪なきをあらはす　ヱホバよ斯てなんぢの祭壇をめぐり　七　感謝のこゑを聞えしめ　すべてなんぢの奇し
き事をのべつたへん　八　ヱホバよ我なんぢのまします家となんぢが榮光のとゞまる處とをいつくしむ　九　願くは
わがたましひを罪人とともに　わが生命を血をながす者とともに取收めたまふなかれ　一〇　かゝる人の手にはあし
きくはだてあり　その右の手は賄賂にてみつ　一一　されどわれはわが完全によりてあゆまん　願くはわれをあがなひ
我をあはれみたまへ　一二　わがあしは平坦なるところにたつ　われもろもろの會のなかにてヱホバを讃まつらん

第二七篇

ダビデの歌

一　ヱホバはわが光わが救なり　われ誰をかおそれん　ヱホバはわが生命のちからなり　わが懼るべき

二　ものはたれぞや　二　われの敵われの仇なるあしきもの襲ひきたりてわが肉をくらはんとせしが蹶きかつ仆れたり
三　縱ひいくさびと營をつらねて我をせむるともわが心おそれじ　たとひ戰ひおこりて我をせむるとも我になほ恃
四　あり　四　われ一事をヱホバにこへり我これをもとむ　われヱホバの美しきを仰ぎその宮をみんがためにわが世に
五　あらん限りはヱホバの家にすまんとこそ願ふなれ　五　ヱホバはなやみの日にその行宮のうちに我をひそませ
六　その幕屋のおくにわれをかくし巖のうへに我をたかく置たまふべければなり　六　今わが首はわれをめぐれる仇の
七　うへに高くあげらるべし　この故にわれヱホバのまくやにて歡喜のそなへものを獻ん　われうたひてヱホバをほめ
八　たゝへん　七　わが聲をあげてさけぶときヱホバよきゝ給へ　また憐みてわれに應へたまへ　八　なんぢらわが
九　面をたづねもとめよと(斯る聖言のありしとき)わが心なんぢにむかひてヱホバよ我なんぢの聖顏をたづねんと
一〇　いへり　九　ねがはくは聖顏をかくしたまふなかれ　怒りてなんぢの僕をとほざけたまふなかれ　汝はわれの助なり
一一　噫わがすくひの神よ　われをおひいだし我をすてたまふなかれ　一〇　わが父母われをすつるともヱホバわれを迎へ
一二　たまはん　一一　ヱホバよなんぢの途をわれにをしへ　わが仇のゆゑに我をたひらかなる途にみちびきたまへ　一二　いつ
一三　はりの證をなすもの暴厲を吐もの我にさからひて起りたてり　願くはわれを仇にわたしてその心のまゝに爲しめ
一四　たまふなかれ　一三　われもしヱホバの恩寵をいけるものの地にて見るの恃なからましかば奈何ぞや　一四　ヱホバを
俟望ぞめ雄々しかれ汝のこゝろを堅うせよ　必ずやヱホバをまちのぞめ

第二八篇

ダビデの歌

一　あゝヱホバよわれ汝をよばん　わが磐よねがはくは我にむかひて默したまはゞ恐らくはわれ墓にいるものとひとしからん　二　われ汝にむかひてさけび聖所の奥にむかひて手を
三　あぐるときわが懇求のこゑをきゝたまへ　三　あしき人また邪曲をおこなふ者とともに我をとらへてひきゆき給ふ
四　なかれ　かれらはその隣にやはらぎをかたれども心には殘害をいだけり　四　その事にしたがひそのなす惡に
五　したがひて彼等にあたへ　その手の行爲にしたがひて與へこれにその受べきものを報いたまへ　五　かれらは
六　ヱホバのもろもろの事とその手のなしわざとをかへりみず　この故にヱホバかれらを毀ちて建たまふことなから
七　ん　六　ヱホバは讃べきかな　わが祈のこゑをきゝたまひたり　七　ヱホバはわが力わが盾なり　わがこゝろこれ
八　に依賴みたれば我たすけをえたり　然るゆゑにわが心いたくよろこぶ　われ歌をもてほめまつらん　八　ヱホバは
九　その民のちからなり　その受膏者のすくひの城なり　九　なんぢの民をすくひ　なんぢの嗣業をさきはひ且これを
やしなひ之をとこしなへに懷きたすけたまへ

第二九篇

ダビデの歌

一　なんぢら神の子らよ　ヱホバに獻げまつれ　榮と能とをヱホバにさゝげまつれ　二　その名にふさは
三　しき榮光をヱホバにさゝげ奉れ　きよき衣をつけてヱホバを拜みまつれ　三　ヱホバのみこゑは水のうへに
四　ありえいくわうの神は雷をとゞろかせたまふ　ヱホバは大水のうへにいませり　四　ヱホバの聲はちからあり
五　ヱホバのみこゑは稜威あり　五　ヱホバのみこゑは香柏ををりくだく　ヱホバ、レバノンのかうはくを折くだき
六　たまふ　六　これを犢のごとくをどらせレバノンとシリオンとをわかき野牛のごとくをどらせたまふ　七　ヱホバの

イ詩一四・四　ロ詩三・六　ハ詩二六・八　ニ詩九〇・一七　ホ詩六五・四　路二・三七　ヘ詩三一・二〇、八三　ト詩四〇・二　チ詩三・三　リ詩二四・六、一〇五　ヌ詩六九・一七、一四　ル箴四九・一五　ヲ詩二五・四、八六・一一、一九・三三　ワ撒耳二二・九　撒後カ徒九・一　ヨ詩三五・二五　タ詩五六・一三、一一　レ詩三一・二四、六二・一、五、一三〇・五　ソ詩八三・一　ツ詩八八・四、一四三　ネ詩一三八・二　ナ王上六・二二、二三、八・二八、二九　詩五・七　ラ詩二六・九　ム詩一二・二、二一、六二・四　耶五・一八・六　ウ提後四・一四　默　ヰ伯三四・二七　箴五　ノ詩一八・二　オ詩一三・五、二二・四　ク詩二〇・六　ヤ申九・二九　王上八・五一、五三　マ代上一六・二八、二九　詩九六・七—九　ケ代下二〇・二一　フ伯三七・四、五　コ箴二・一三　エ詩一一四・四　テ申三・九

八 みこゑは火焔をわかつ　八 ヱホバのみこゑは野をふるはせ ヱホバはカデシの野をふるはせたまふ　九 ヱホバの
九 みこゑは鹿に子をうませ また林木をはだかにす その宮にあるすべてのもの呼はりて榮光なるかなといふ
一〇 ヱホバは洪水のうへに坐したまへり ヱホバは寶座にざして永遠に王なり　一一 ヱホバはその民にちからをあた
一二 へたまふ 平安をもてその民をさきはひたまはん

第三〇篇

殿をさゝぐるときに謳へるダビデのうた

一 ヱホバよわれ汝をあがめん なんぢ我をおこしてわが仇のわがことによりて喜ぶをゆるし給はざればなり　二 わが神ヱホバよわれ汝によばはれば汝われをいやしたまへり　三 ヱホバよ汝わがたましひを陰府よりあげ我をながらへしめて墓にくだらせたまはざりき　四 ヱホバの聖徒よ ヱホバをほめうたへ奉れ きよき名に感謝せよ　五 その怒はたゞしばしにてその惠はいのちとともにながし 夜はよもすがら泣かなしむとも朝には よろこびうたはん　六 われ安けかりしときに謂へらく とこしへに動かさるゝことなからんと　七 ヱホバよなんぢ惠をもてわが山をかたく立せたまひき 然はあれどなんぢ面をかくしたまひたれば我おぢまどひたり　八 ヱホバよ われ汝によばはれり 我ひたすらヱホバにねがへり　九 われ墓にくだらばわが血なにの益あらん 塵はなんぢを讃たゝへんや なんぢの眞理をのべつたへんや　一〇 ヱホバよ聽たまへ われを憐みたまへ ヱホバよ願くはわが助となりたまへ　一一 なんぢ踴躍をもてわが哀哭にかへ わが麁服をとき歡喜をもてわが帶としたまへり　一二 われ榮をもてほめうたひつゝ默すことなからんためなり わが神ヱホバよ われ永遠になんぢに感謝せん

イ民一三・二六　ロ伯三九・一—三　ハ創六・一七　伯三八・八・二五　ニ詩一〇・一六　ホ詩二八・八　ヘ詩二八・九　ト詩二五・二、三五・一九・二四　チ詩六・二、一〇三・三　リ詩八六・一三　ヌ詩二八・一　ル代上一六・四　詩九七・一二　ヲ詩一〇三・九　寮　二六・二〇、五四・七、八　哥後四・一七　ワ詩六三・三　カ詩一二六・五　ヨ伯二九・一八　タ詩一〇四・二九　レ詩六・五、八八・一、一一五・一七、一一八・一七　寮　ソ哥後六・一四　寮　六一・三　耶三一・四　ツ詩二二・五、二五・二・七・一　寮四　九・二三　ネ詩一四三・一　ナ詩七一・二　ラ詩一八・二　ム詩二三・三、二五・一一

ウ路二三・四六　徒七　ノ約一〇・二七　オ申三二・三〇　伊前一七・四六、二四・　ク詩四・一、一八・一九　ヤ詩六・七　マ詩三二・三、一〇二　ケ詩四一・八　寮五三　フ伯一九・一三　詩三八・一一、八八・　コ詩六四・八、八一・八　エ詩八八・四、五　テ歴二〇・一〇　ア那六・二五、二〇・三　寮二・二二　サ太二七・一　キ民六・二五、二六　詩四・六、六七・一

第三一篇

伶長にうたはしめたるダビデのうた

一 ヱホバよわれ汝によりたのむ 願くはいづれの日までも愧をおはしめたまふなかれ なんぢの義をもてわれを助けたまへ　二 なんぢの耳をかたぶけて速かにわれをすくひたまへ 願くはわがために堅き磐となり我をすくふ保障の家となりたまへ　三 なんぢはわが磐わが城なり されば名のゆゑをもてわれを引われを導きたまへ　四 なんぢ我をかれらが密かにまうけたる網よりひきいだしたまへ なんぢはわが保砦なり　五 われ靈魂をなんぢの手にゆだぬ ヱホバまことの神よ なんぢはわれを贖ひたまへり　六 われはいつはりの虛きことに心をよする者をにくむ われは獨ヱホバによりたのむなり　七 我はなんぢの憐憫をよろこびたのしまん なんぢわが艱難をかへりみ わがたましひの禍害をしり　八 われを仇の手にとぢこめしめたまはず わが足をひろきところに立たまへばなり　九 われ迫りくるしめり ヱホバよ我をあはれみたまへ わが目はうれひによりておとろふ 靈魂も身もまた衰へぬ　一〇 わが生命はかなしみによりて消えゆき わが年華はなげきによりて消ゆけばなり わが力はわが不義によりておとろへ わが骨はかれはてたり　一一 われもろもろの仇ゆゑにそしらる わが隣にはわけて甚だし相識ものには忌憚られ衢にてわれを見るもの避てのがる　一二 われは死たるもののごとく忘られて人のこゝろに置れず われはやぶれたる器もののごとくなれり　一三 そは我おほくの人のそしりをきゝ到るところに懼あり かれら我にさからひて互にはかりしが わが生命をさへとらんと企てたり　一四 されどヱホバよわれ汝によりたのめり また汝はわが神なりといへり　一五 わが時はすべてなんぢの手にあり ねがはくはわれを仇の手よりたすけ われに追迫るものより助けいだしたまへ　一六 なんぢの僕のうへに聖顏をかゞやかせ なんぢの仁慈をもて我をすくひ